別 添 1

名古屋市総合計画２０２３

－　世界に冠たる「NAGOYA」へ　－

（案）

名古屋市

目　次

ページ

第１章　計画策定の考え方

1　策定のねらい　・・・　1

2　計画の全体像　・・・　3

第２章　名古屋を取り巻く状況

1　名古屋の概況　・・・　5

（１）　位置・地勢

（２）　名古屋のなりたち

（３）　名古屋の強み

2　本市を取り巻く社会経済情勢と課題　・・・　11

（１）　少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

（２）　価値観・ライフスタイルの多様化

（３）　自然災害に対する懸念

（４）　環境の持続可能性に対する懸念

（５）　リニア中央新幹線の開業に伴う変化

（６）　交流人口の増加

（７）　産業を取り巻く環境の変化

（８）　公共施設の老朽化

（９）　持続可能な開発目標（SDGs）の採択

ページ

第3章　長期的展望に立ったまちづくり

1　まちづくりの方針　・・・　31

2　めざす都市像　・・・　37

都市像1　人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち

都市像2　安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

都市像3　人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち

都市像4　快適な都市環境と自然が調和したまち

都市像5　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

3　将来の都市構造　・・・　43

4　重点戦略　・・・　47

戦略1　子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます

戦略2　みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます

戦略3　災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します

戦略4　強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します

5　市政運営の取り組み　・・・　71

（1）　市民本位・地域主体の市政運営

（2）　持続可能な行財政運営

（3）　市民とともに名古屋の将来を築くことのできる職員の確保・育成

（4）　名古屋市がめざす大都市制度

第4章　第20回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業

1　第20回アジア競技大会を契機としたまちづくりビジョン　・・・　99

2　リニア時代のまちづくりビジョン　・・・　109

第5章　めざす都市像の実現に向けた施策・事業

1　施策・事業の全体像　・・・　123

2　計画の進行管理　・・・　125

3　取り組む施策・事業　・・・　127

第１章　計画策定の考え方

１　策定のねらい

少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や計画規模をはるかに超える豪雨への備え、公共施設の老朽化、グローバル化の進展、産業を取り巻く環境の変化など、本市を取り巻く多様化・複雑化する課題に向けてさまざまな対応が求められています。

こうした中、今後 10 年の間には、この圏域にとって飛躍のチャンスとなる令和 8（2026）年の第 20 回アジア競技大会の開催と令和 9（2027）年のリニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業が予定されています。さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京－名古屋－大阪の三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョン※が誕生し、産業や人々の生活において大きな変化が想定されます。

また、国においては平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、人口維持に向けた取り組みが進められているとともに、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs※）」の達成に向けた取り組みが進められています。さらには、近年急激に進展している IoT※、AI※（人工知能）、ロボットなどの第 4 次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることでさまざまな社会課題を解決するSociety5.0（ソサエティ）※の実現に向けた取り組みが進められています。

このような時代の大きな転換期を迎えている状況において、名古屋市基本構想（昭和 52 年 12 月 20 日議決）に掲げる「ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち」をめざすためには、これまでの価値観やライフスタイルからの転換の促進、技術革新の力を活用した新たな社会システムの構築、国内外との交流のさらなる活性化が求められています。

※**スーパー・メガリージョン**：東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏のこと。
SDGs：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
Society(ソサエティ)5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

そのため、市政運営にあたっては、本市を取り巻く社会経済情勢、市民ニーズ、名古屋の強みを的確に捉え、厳しい財政状況が見込まれる中でも継続的な行財政改革に取り組みつつ、限られた資源を最大限に活用し、戦略的なまちづくりを進めていかなければなりません。加えて、名古屋大都市圏※の中枢都市としてハブ機能を果たし、圏域全体の成長をけん引するとともに、市民、企業、NPO※など多様な主体と連携しながら方向性を共有して進めていくことが必要です。

上記を踏まえ、本計画は、第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を重要な柱と位置づけ、長期的展望に立った上で、本市のめざす都市像を描くとともに、その都市像の実現に向けて取り組む施策等を明示することにより、市政を総合的かつ計画的に運営していくことを目的に策定します。

※名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

NPO：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。

２　計画の全体像

（１）位置づけ

本計画は、市政運営の指導理念である「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現のために必要な施策・事業を総合的・体系的に取りまとめています。

なお、本市の各分野の個別計画は、本計画との整合をはかります。また、毎年度の予算は、本計画を踏まえ、編成していきます。

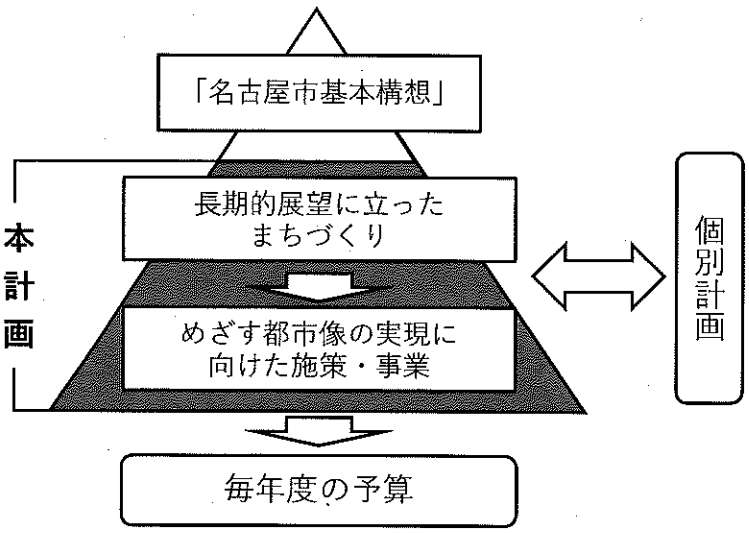

（２）計画期間

計画期間は、令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの５年間です。「長期的展望に立ったまちづくり」には、第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業後となる令和 12（2030）年頃を見据えて都市像・戦略を描き、「めざす都市像の実現に向けた施策・事業」には、５年間の計画期間内に取り組む施策と関連する事業を掲載します。

（年度）

平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030

長期的展望に立ったまちづくり
令和 12（2030）年頃を見据えた本市のめざす都市像・戦略

めざす都市像の実現に向けた施策・事業

- ●東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催
- ●名古屋城木造天守閣の竣工（しゅんこう）
- ●団塊の世代が後期高齢者に（～2025）
- ●大阪・関西万博の開催
- ●第 20 回アジア競技大会の開催
- ●リニア中央新幹線の開業（品川－名古屋間）

（３）構成

第１章　計画策定の考え方

第２章　名古屋を取り巻く状況

第３章　長期的展望に立ったまちづくり

１　まちづくりの方針

新しい時代にふさわしい豊かな未来を創る！　世界に冠たる「ＮＡＧＯＹＡ」へ

２　めざす都市像

都市像１	都市像２	都市像３	都市像４	都市像５
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち	安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち	人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち	快適な都市環境と自然が調和したまち	魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

３　将来の都市構造

４　重点戦略

- 戦略１　子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます
- 戦略２　みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます
- 戦略３　災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します
- 戦略４　強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します

５　市政運営の取り組み

第４章　第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業

第５章　めざす都市像の実現に向けた施策・事業

４５施策　―　**５３０事業**

第２章　名古屋を取り巻く状況

１　名古屋の概況

この章では、計画の前提として、名古屋の位置や地勢、縄文時代から現代に至るまでのなりたち、名古屋の強みを示します。

（１）位置・地勢

名古屋は、伊勢湾の湾奥部に面し、木曽三川により形成された広大な濃尾平野の東に位置しています。

また、日本のほぼ中央に位置し、東京からは約 260km、大阪から約 140km の距離にあり、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっています。そして、国内有数の国際貿易港である名古屋港を抱え、伊勢湾には名古屋港のほか四日市港などの大規模な貿易港があり、伊勢湾沿岸部にはコンビナート、工場、倉庫などが集積しており、経済や海上物流の一大交易圏となっています。さらに、空の玄関である中部国際空港は市の南約 40km の位置にあります。

このように、人の移動、物流、産業立地など地理的に恵まれた条件を数多く備えています。

本市の市域面積は約 326km^2 で、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積平野の３つに大きく分けられ、東に高く西に低い地勢をなすものの、おおむね平坦（へいたん）な地形となっています。

東部の丘陵地には東山公園をはじめとする広大な公園や樹林地が分布していますが、宅地開発による市街化が進んでいます。中央部の台地は北縁の名古屋城から南は熱田神宮の辺りまで連なり、堀川が台地の西縁に沿って流れており、古くから市街地が形成されています。北・西・南部の沖積平野には庄内川を軸に平坦（へいたん）な低地が広がっています。南西部は、干拓によって造成され農地として発展しましたが、人口増加とともに近年は市街化が進んでいます。また、埋め立てにより造成された名古屋港は、臨海部付近の工業地帯とともに中京工業地帯の一角をなしています。

本市の気候は、夏の平均湿度が 70％を超すことが多くむし暑く、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西の季節風が吹き、季節により厳しい面もありますが、比較的穏やかな気候とされています。

■名古屋市の位置

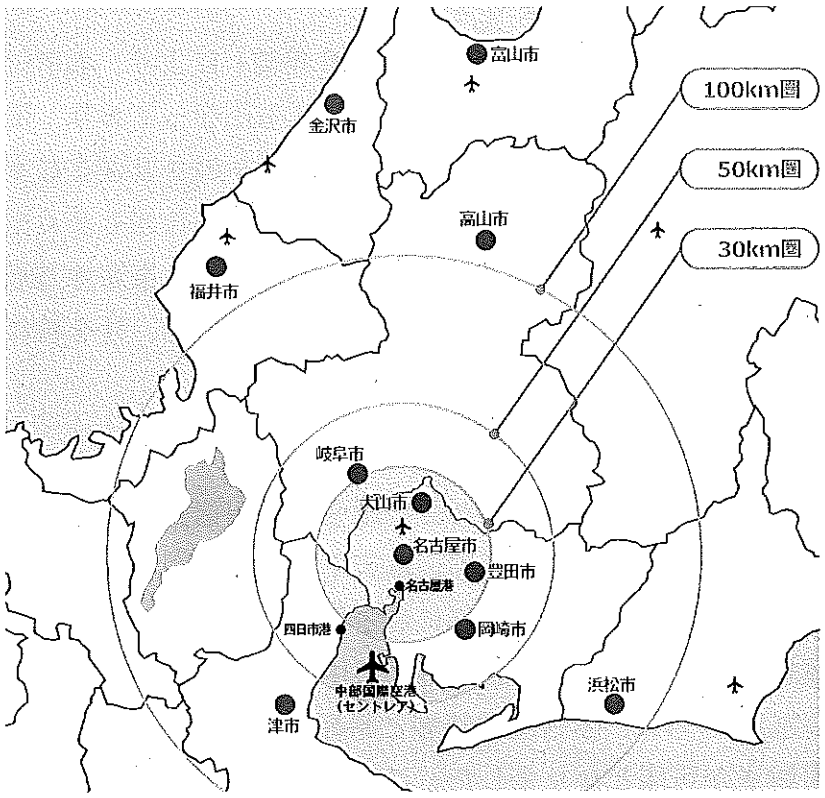

出典：名古屋市作成

■名古屋市の地形

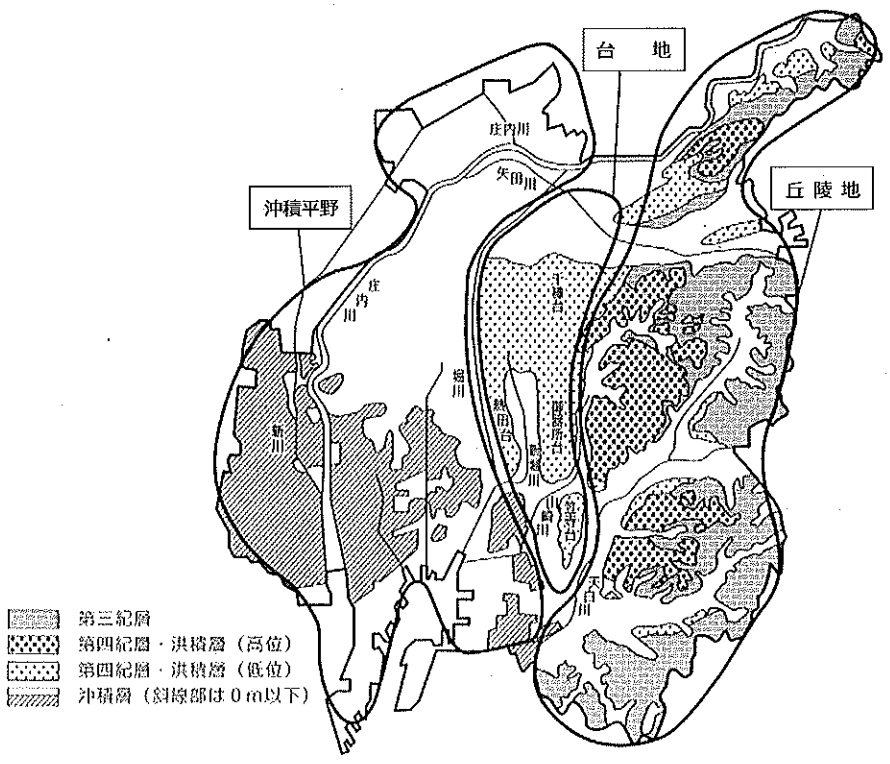

出典：名古屋市作成

（２）名古屋のなりたち

尾張氏の台頭・「なごや」のはじまり

縄文時代の海面上昇（縄文海進、約 6,000～6,500 年前）により、本市付近の海面は現在より 2m 前後高かったといわれ、名古屋南西部は海となっており、現在の名古屋城や都心周辺は海岸に面していました。ここに生きた人々のさまざまな営みが各所に残る貝塚や遺跡から確認されており、歴史的価値の高い土器なども多く出土しています。古代には「尾張氏」が東海地方最大の豪族として台頭し、東海地方最大の前方後円墳である断夫山古墳や草薙剣をまつった熱田社がつくられ、社を核に熱田のまちが発展していきました。

名古屋城築城・「名古屋の文化」の礎を築く

戦国時代になると、東西の要衝の地であった尾張は織田信長、豊臣秀吉、前田利家など多くの戦国武将を生み出し、名古屋周辺は天下統一の舞台となりました。江戸幕府を開いた徳川家康は、慶長 15（1610）年に名古屋台地の北西端に日本最大級の近世城郭である名古屋城の築城を開始し、当時尾張の中心であった清須城下町を名古屋へ移しました（清須越）。さらに、名古屋城築城と時期を同じくして堀川が開削され、船による物資の大量輸送が可能となりました。このようにして生まれた名古屋のまちは、江戸時代には御三家筆頭である尾張藩の城下町として発展しました。特に、享保 15（1730）年に尾張藩 7 代藩主となった徳川宗春の治世においては、倹約と増税により政治の安定をはかろうとしていた幕府とは正反対に、社会を活性化するための祭りや芸能を奨励したことから、多くの人や文化が名古屋に集まり、「芸どころ名古屋」としてこの地域を大きく繁栄させました。こうした歴代藩主の治世により、名古屋の文化の礎が築かれていきました。

名古屋市政の施行

明治時代になると、名古屋駅の開業と市制施行（明治 22（1889）年）を契機に鉄道駅とまちを結ぶ幹線道路、路面電車、電気、水道、下水道、ガスの整備が始まり、大正・昭和の時代にかけて基礎的な都市の基盤が整いました。昭和 12（1937）年には名古屋汎太平洋平和博覧会を開催し、来場者総数 480 万人を集めるなど、名実ともに産業文化都市として発展していきました。市域は旧城下町を中心とした当初の区域（約 13.3 km^2）から、大正・昭和の時代に合併を重ねて段階的に拡張し、ほぼ現市域（約 326 km^2）になりました。市制施行時には約 16 万人であった人口も、昭和 9（1934）年に 100 万人を、昭和 44（1969）年には 200 万人を超えました。

戦災からの復興、伊勢湾台風などの災害を教訓としたまちづくり

第２次世界大戦の戦災により市域の約４分の１を焼失し、名古屋城天守閣をはじめ貴重な文化財を失いましたが、いち早く戦災復興計画を立案し、100 メートル道路の敷設や市内の墓地を平和公園に集団移転するなどの大胆な都市計画を実現しました。また、台風による被害としては最大の犠牲者をもたらした伊勢湾台風などの災害を教訓としたまちづくりや地下鉄、高速道路などの都市基盤整備が計画的に進められ、大都市としてさらなる成長を続けています。

ものづくり産業を中心とした産業の発展

産業面では、木曽ヒノキを代表とする豊富で良質な木材を尾張藩が管理していたことから、この地域において木材産業が発達し、それに携わる職人の高度な技術は、明治以降、時計、鉄道車両、航空機産業に発展していきました。また、焼き物に適した土があることなどから窯業が盛んとなり、近代的な陶磁器産業へと成長し、ファインセラミックス産業へと発展を遂げました。さらに、江戸時代の綿織物業を継承する繊維産業の隆盛により織機工業が発展し、そこから自動車産業が誕生しました。現在では、本市を中心とした名古屋大都市圏※は、多くの産業が集積する日本のものづくり産業の中核となっています。

国際的な交流の舞台に

市制施行 100 周年にあたる平成元（1989）年には、「デザイン都市宣言」を行うとともに「世界デザイン博覧会」を開催し、デザインを単なる装飾や意匠に留めることなく、生活文化のひとつとして、まちづくりに活（い）かしてきました。

近年では、平成 17（2005）年に「自然の叡智（えいち）」をテーマとして 121 か国・4 国際機関が参加した「2005 年日本国際博覧会（愛・地球博）」、平成 22（2010）年に 180 の国・地域、国際機関、NGO※などが参加した「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10※）」、平成 26（2014）年に 153 の国・地域から閣僚級や政府関係者、NGO、研究者などが参加した「持続可能な開発のための教育（ESD※）に関するユネスコ世界会議」、平成 29（2017）年に、人工知能を搭載したサッカーなどの自律移動ロボットの国際的な競技大会であり、42 の国・地域から 2,500 人を超える研究者や学生が参加した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」が開催されました。また、令和元（2019）年には、「G20 愛知・名古屋外務大臣会合」の開催が予定されており、国際的な交流の舞台になっています。

このような歴史の中で、本市は圏域の政治・経済・文化の中枢都市として発展を遂げてきており、平成 28（2016）年には、人口が 230 万人を超え、令和元（2019）年には市制施行 130 周年を迎えます。

※**名古屋大都市圏**：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。
NGO：Nongovernmental Organization の略。非政府組織。
COP10：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とした生物多様性条約の第 10 回の締約国会議で、平成 22（2010）年 10 月に本市で開催された。
ESD：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

（３）名古屋の強み

名古屋の位置・地勢、まちのなりたち、本市のこれまでの取り組みなどから、名古屋の強みを捉えます。

空間的・時間的なゆとりがあり、便利で快適な住みやすいまち

本市は、日本有数の大都市として、高度な都市基盤と機能を有するとともに、住環境においては、広い道路や公園が確保され、ゆとりある生活空間を備えており、大都市でありながら通勤時間が比較的短いなど、時間的にもゆとりのある都市です。さらに、安心・安全でおいしい水道水や充実した医療サービス、公共交通機関など、生活における便利さ、快適さにおいても市民の満足度は高く、住みやすいまちとなっています。

歴史の中で豊かな文化が育まれたまち

徳川家康が慶長 15（1610）年に名古屋城の築城を開始して以来、この地域の拠点として発展してきました。その中で、ものづくり文化や武家文化などの豊かな文化が育まれ、現在の名古屋の魅力や活力の礎となっています。

市民と行政が一丸となって課題に対応する力

平成 11（1999）年２月の「ごみ非常事態宣言」を契機に、市民との協働によってごみ処理量の大幅な減少を達成したように、市民と行政が一丸となって課題に対応していく力を持っています。

鉄道・高速道路・空港・港の広域的な交流ネットワークの中心

名古屋大都市圏は、日本のほぼ中央に位置し、新幹線をはじめとする鉄道網や高速道路、世界とつながる空港や港を擁しており、広域的な交流ネットワークの中心として交通・流通の要衝となっています。また、リニア中央新幹線の開業により、本市の拠点性はさらに向上することが期待されます。

世界レベルの産業技術の集積による強い経済力

名古屋大都市圏は、自動車のみならず航空機、ロボット、精密機器、工作機械、ファインセラミックスなどの分野において、世界レベルの産業技術が集積しています。また、本市には、大都市ならではの商業・サービス業の厚い集積があり、強い経済力に裏づけられた安定的な雇用があります。

学生が学び活躍できるまち

本市は、日本有数の大学の集積地であり、市内の大学からノーベル賞受賞者を多く輩出するなど、高等教育機関が充実しています。そのため、市内外から通学する学生が、学び活躍できる環境が整ったまちとなっています。

２　本市を取り巻く社会経済情勢と課題

本市を取り巻く主な社会経済情勢と課題を、次のように捉えます。

（１）少子化・高齢化に伴う人口構造の変化
（２）価値観・ライフスタイルの多様化
（３）自然災害に対する懸念
（４）環境の持続可能性に対する懸念
（５）リニア中央新幹線の開業に伴う変化
（６）交流人口の増加
（７）産業を取り巻く環境の変化
（８）公共施設の老朽化
（９）持続可能な開発目標（SDGs）の採択

（１）少子化・高齢化に伴う人口構造の変化

本市の常住人口の推移

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じていますが、本市の常住人口は現在も増加しています。平成 25（2013）年以降は死亡数が出生数を上回る自然減※が続いているものの、他地域からの社会増※が自然減を上回っていることから常住人口は増加を続け、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在で 232 万 361 人となっています。

■本市の常住人口の推移

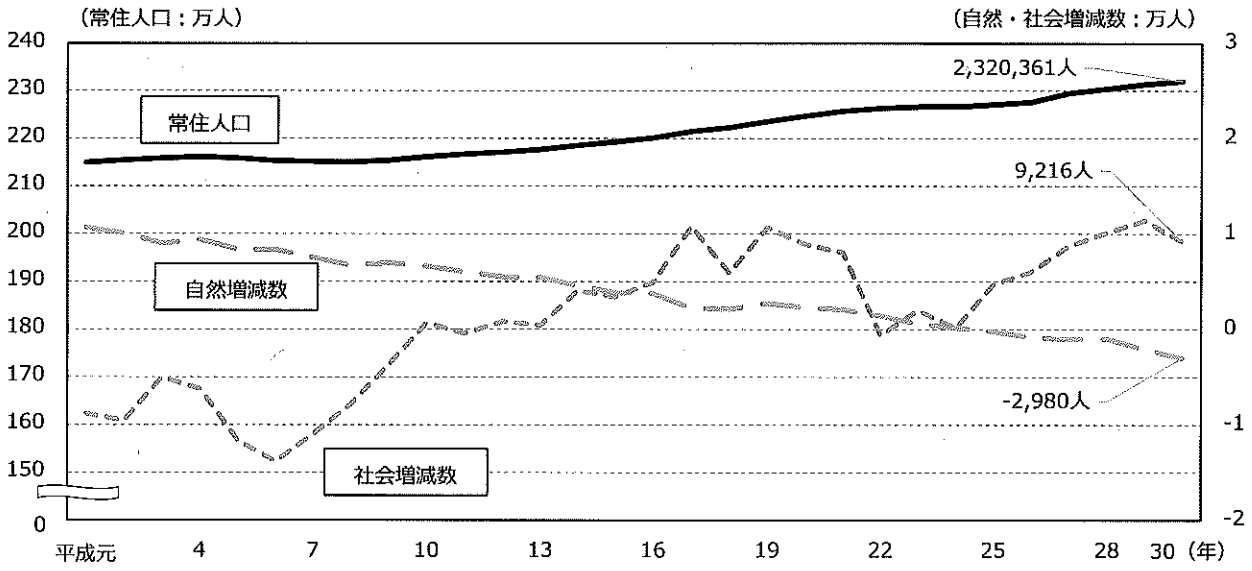

出典：統計なごや web 版 愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）より作成

※**自然増減数**：自然増減数は、「出生数－死亡数」により求める。出生数が死亡数より多いとき「自然増」、またその逆を「自然減」という。
社会増減数：社会増減数は、「転入数－転出数」により求める。転入数が転出数より多いとき「社会増」、またその逆を「社会減」といい、それぞれ「転入超過」、「転出超過」ともいう。

自然動態（出生・死亡）

平成 30（2018）年の出生数は 19,695 人、死亡数は 22,675 人であり、自然増減数は 2,980 人の自然減となりました。高齢化の進行などから死亡数が増加傾向にあり、平成 25（2013）年から自然減となっています。

出生数は、平成 17（2005）年まで減少傾向にありましたが、その後は 2 万人前後で推移しています。合計特殊出生率は、平成 18（2006）年以降緩やかながらも上昇傾向にあり、平成 29（2017）年には 1.42 となっています。

■本市の出生数、死亡数及び自然増減数の推移

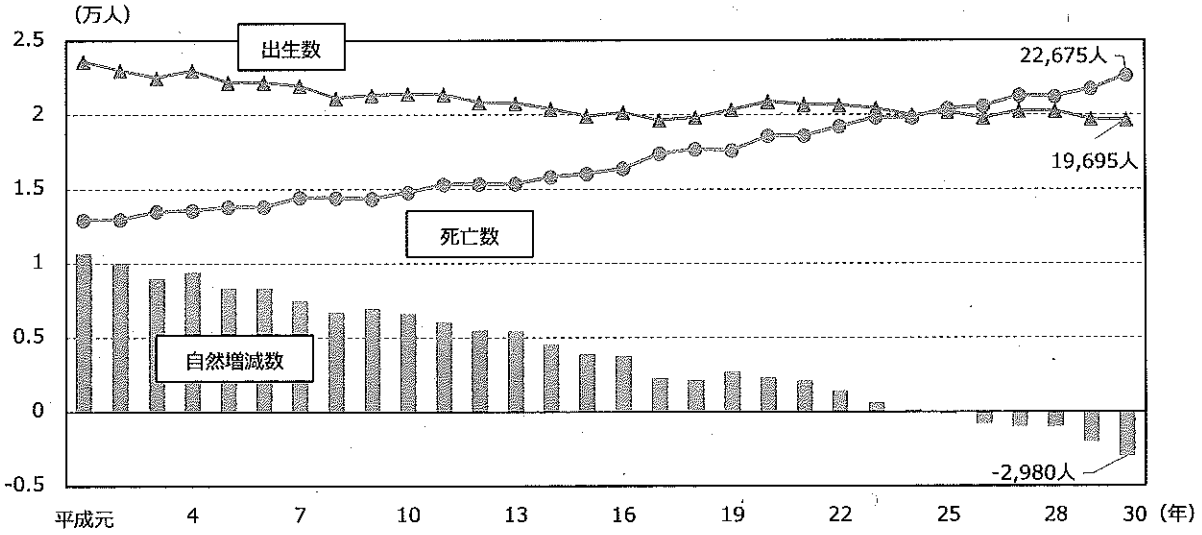

出典：統計なごや web 版 愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）より作成

■本市・全国の合計特殊出生率の推移

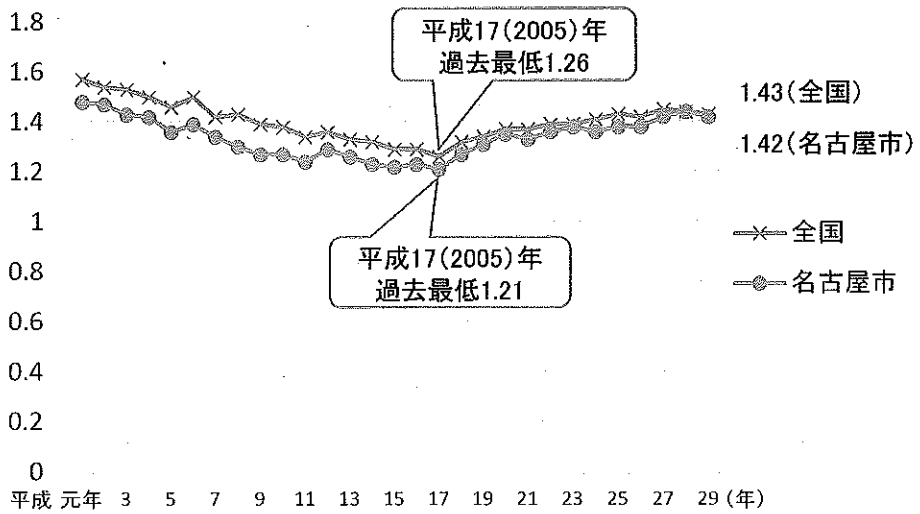

出典：全　　国　厚生労働省「人口動態統計」
名古屋市　名古屋市作成

社会動態（転入・転出）

平成 30（2018）年の転入数は 163,035 人、転出数は 153,819 人であり、社会増減数は 9,216 人の社会増となりました。平成 23（2011）年以降、8 年連続で社会増となっています。

平成 29（2017）年 10 月から平成 30（2018）年 9 月までの 1 年間における社会増減数を年齢階級別にみると、男女ともに 20 歳から 24 歳で、大きな転入超過となっています。この 20 歳から 24 歳の社会増減数を地域別にみると、男性では、すべての地域から転入超過となっていますが、女性では、関東に対してのみ転出超過となっています。

なお、関東に対しては男女ともにほとんどの年齢階級で転出超過となっています。

■本市の転入数、転出数及び社会増減数の推移

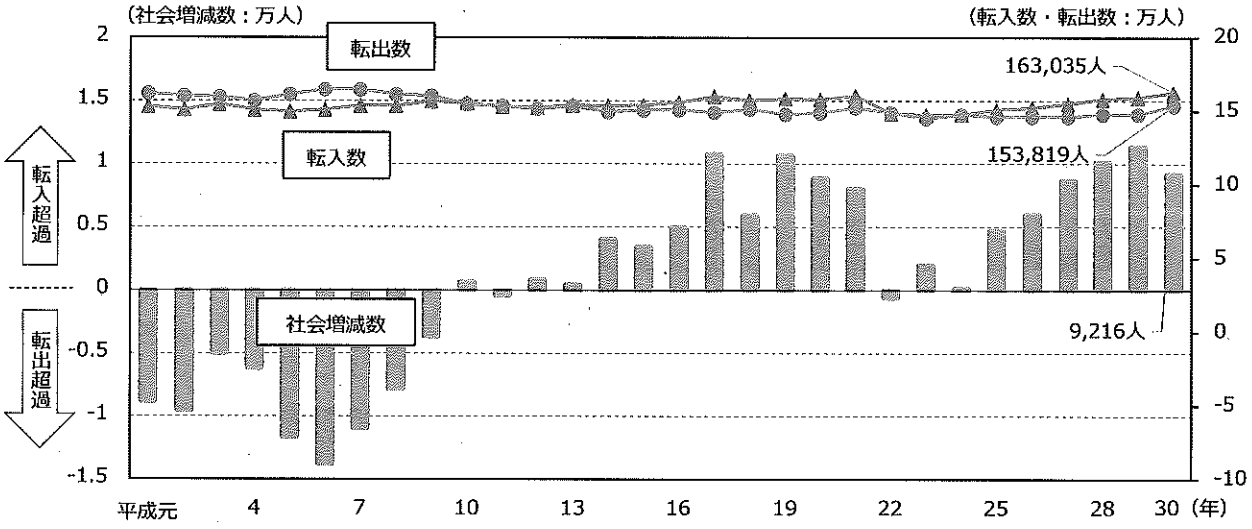

出典：統計なごや web 版 愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）より作成

■本市の年齢階級別地域別男女別社会増減数

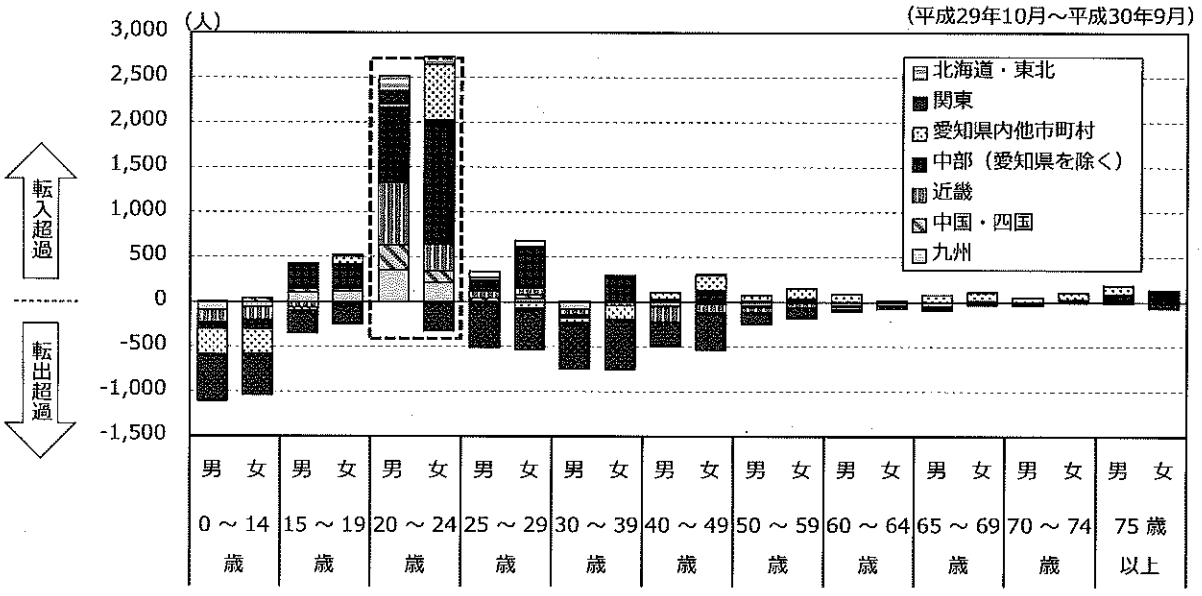

出典：統計なごや web 版 愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）より作成

今後の見通し

昭和 22（1947）年から 24（1949）年に生まれたいわゆる「団塊の世代」が令和 4（2022）年以降に 75 歳以上の後期高齢者になるなど、高齢化が一段と進行し、死亡数の増加が予測されます。また、親となる世代の人口は減少傾向にあり、出生数の減少が予測されます。このため、自然減は今後拡大していくことが予測されます。

一方で、本市の社会増減については、経済状況などにも左右されますが、他地域からの転入超過がここ数年続いていることから、この状態がしばらくは続くものと想定しています。

このような状況のもとで、今後の本市の常住人口は、短期的には自然減を上回る社会増により増加が続くものの、将来的には自然減が社会増を上回り、令和 5（2023）年頃から減少に転じると推計しています。

■本市における常住人口の推移と推計

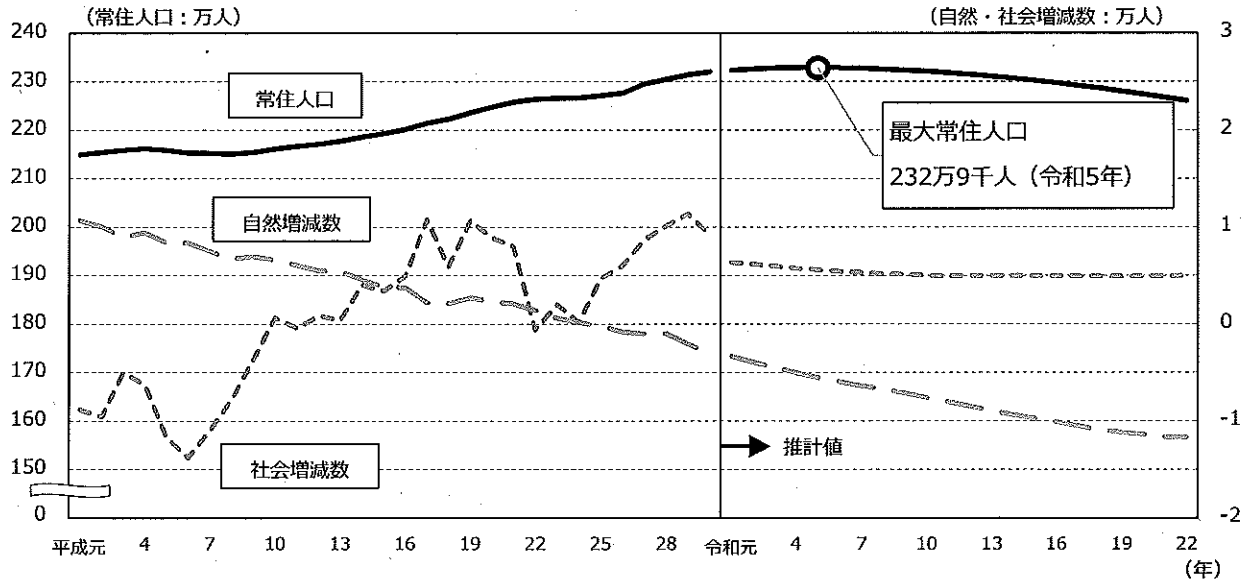

出典：実績値　統計なごや web 版 愛知県人口動向調査結果（名古屋市分）より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

昼間人口※については、通勤・通学により市外から流入する人口から市外へ流出する人口を引いた流入超過数が減少傾向にあるものの、近年は常住人口の増加に伴い増加しており、平成 27（2015）年 10 月 1 日現在、258 万 9,799 人となっています。今後は周辺市町村の人口減少も見込まれることから、令和 2（2020）年頃から減少に転じると推計しています。

■本市の昼間人口の推移と推計

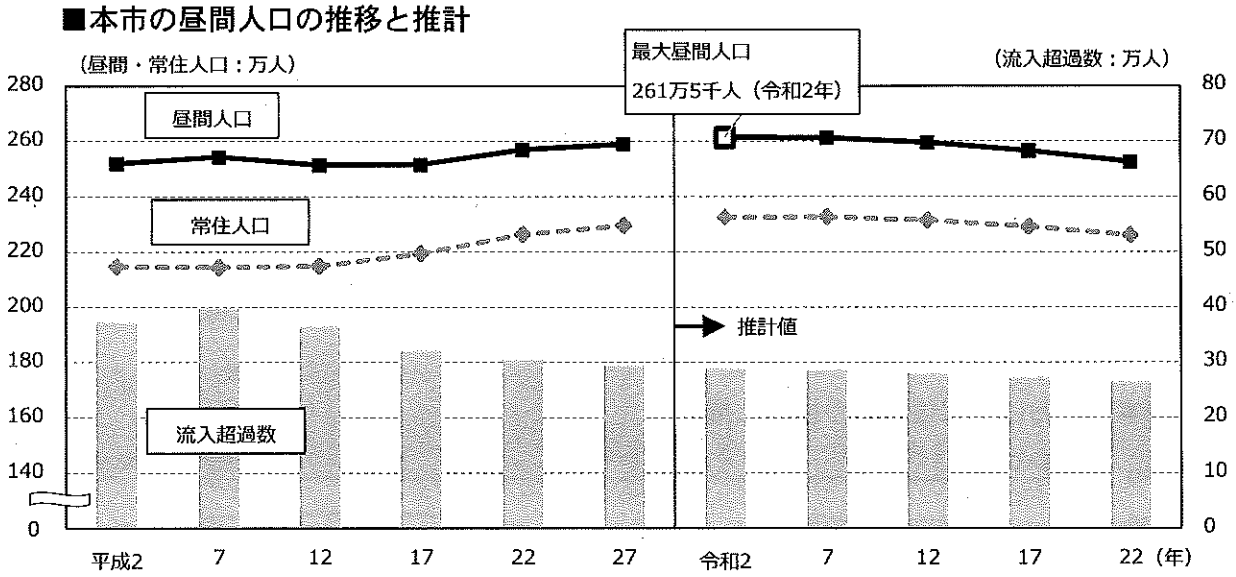

出典：実績値　統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

次に、人口構造については、長期的な少子化によって親となる世代の人口が減少することや平均寿命の延伸などを背景に、今後大きく変化すると見込まれ、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）が減少する一方で、高齢者人口（65 歳～）は一層増加すると推計しています。

■本市の年齢 3 階級別人口（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）の推移

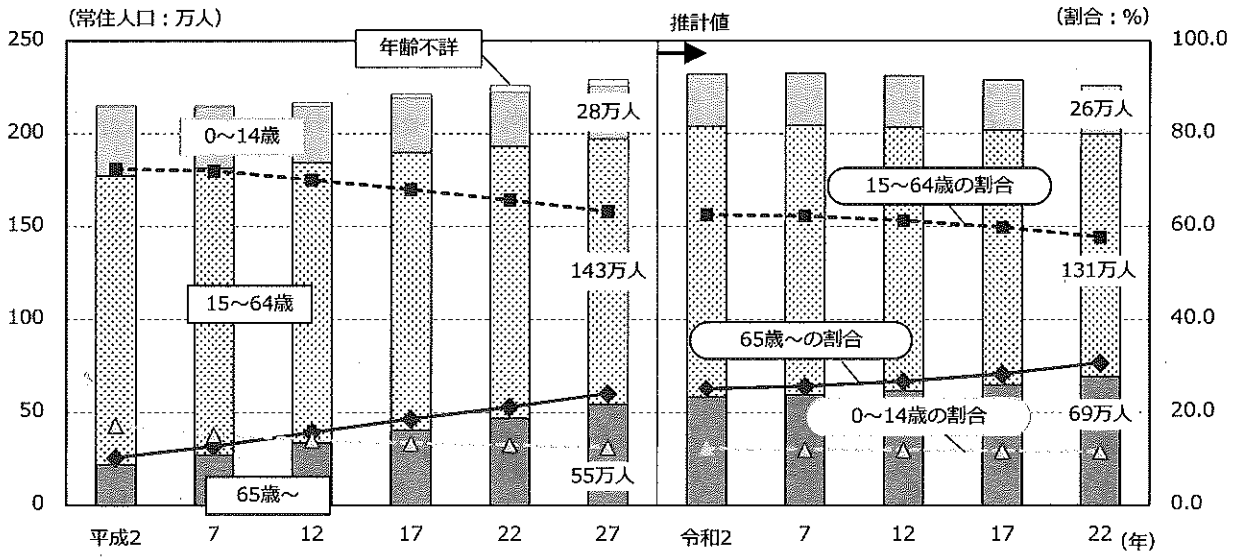

出典：実績値　統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

※**昼間人口**：ある市町村の常住人口に、その市町村への流入人口と、その市町村からの流出人口を加減して算出した人口。

■本市の人口ピラミッド

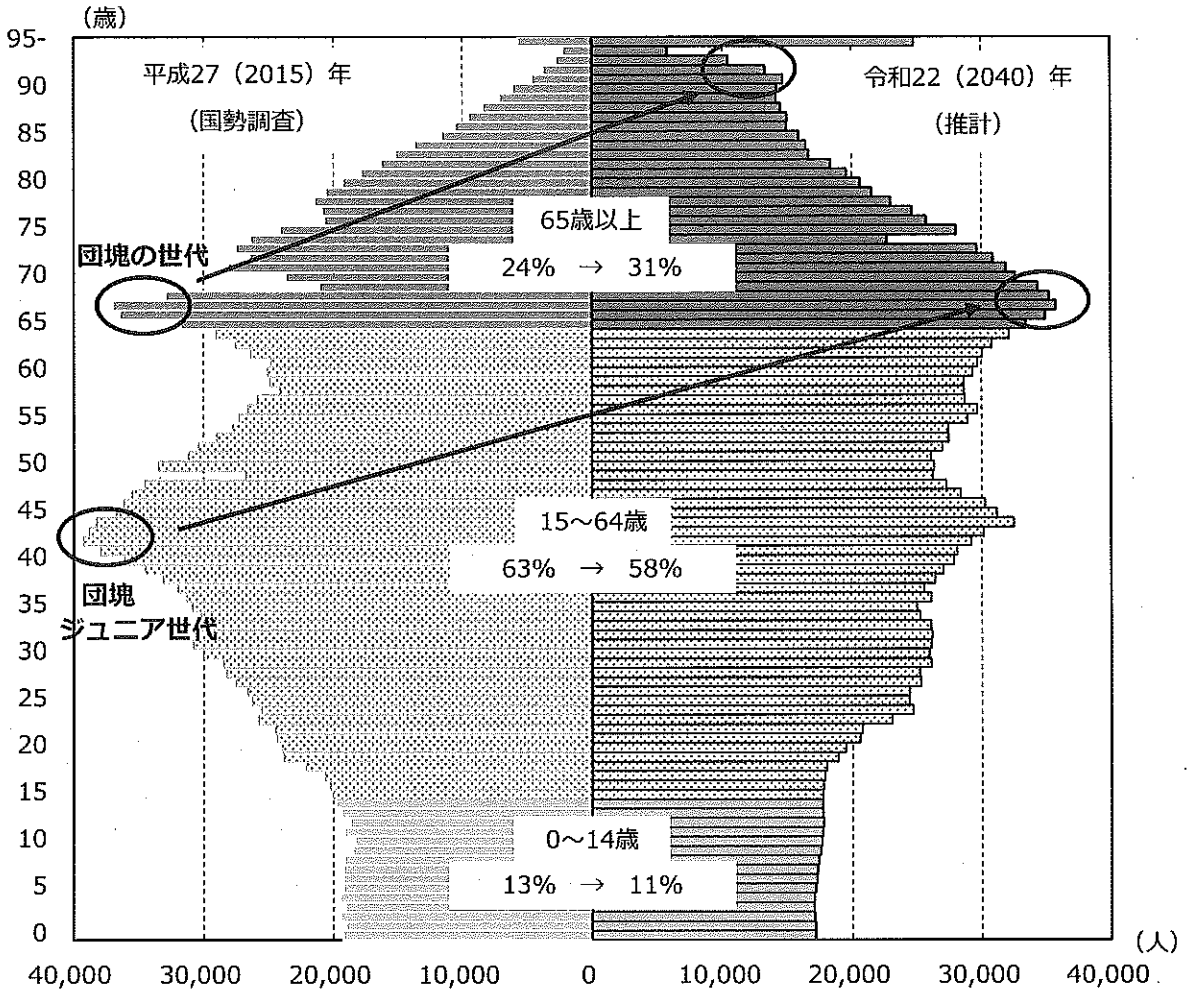

出典：実績値　統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

少子化・高齢化に伴う人口構造の変化のもとで、認知症の方など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、医療や介護などのサービスの需要が増加するなど、社会の支え手の負担の増加とともに、生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下が懸念されます。

そのため、未来を担う子ども・若者の育成、希望する誰もが結婚し安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、意欲と能力のある高齢者や女性が活躍できる場の拡大、関東圏への転出超過の解消などにより、社会の支え手を増やし、年齢や性別に関係なく、全世代で支え合える社会をつくることが必要です。

（２）価値観・ライフスタイルの多様化

価値観やライフスタイルが多様化する中で、家族や世帯のあり方や人と人とのつながりが変化しています。

本市では、単身世帯の増加などにより、世帯数の増加傾向は今後も続くと推計しています。特に、高齢化の進行により 65 歳以上の高齢単身世帯が増加すると推計しています。

また、人と人とのつながりが希薄化しており、地域社会においてコミュニティの機能が低下しています。加えて、近年、外国人住民※が大幅に増加するなど、国籍や民族をはじめ多様なバックグラウンドを持つ市民が増加しています。

そのため、多様性（ダイバーシティ）を重視し、誰もが一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合い、安心して生活し、地域で支え合いながら活躍できる環境づくりが必要です。

■本市における世帯数と１世帯当たり人員

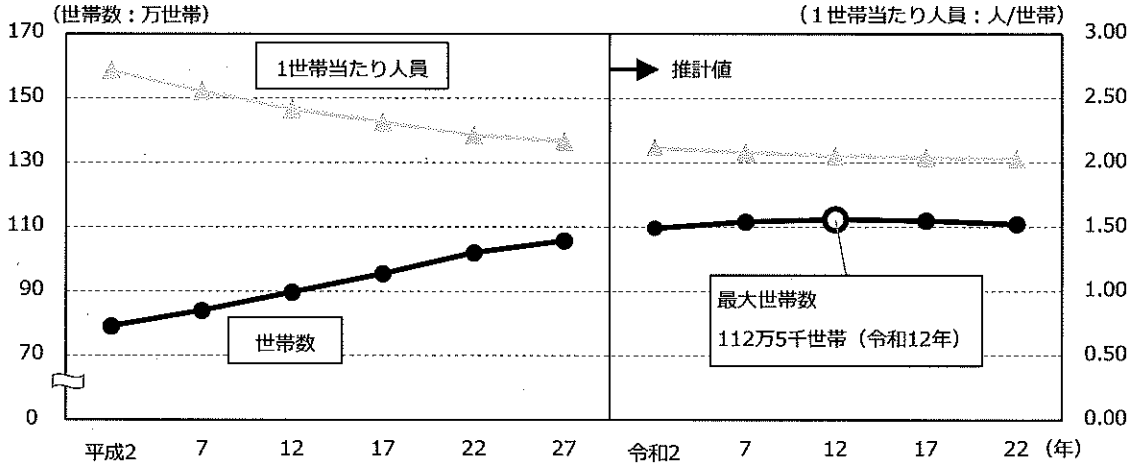

出典：実績値　統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

■本市における世帯の家族類型別一般世帯数

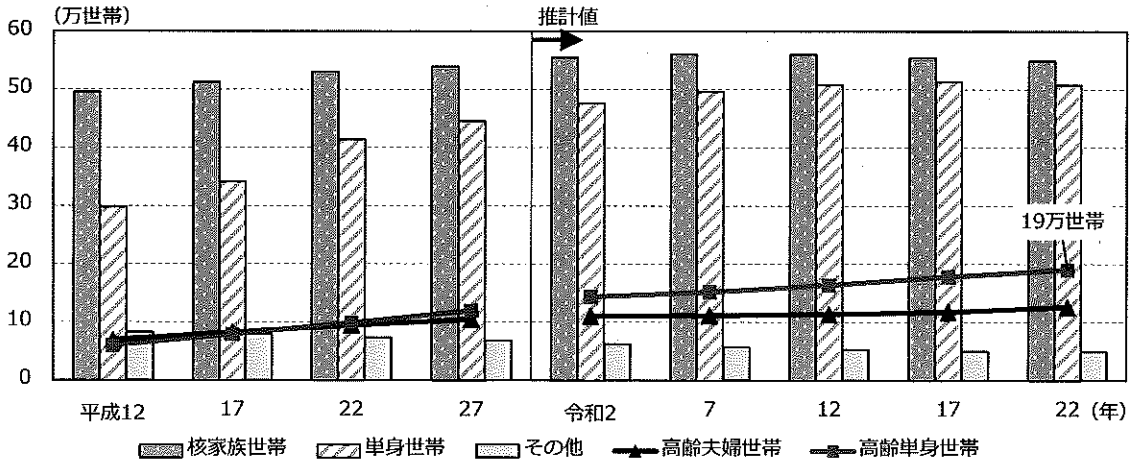

出典：実績値　統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値　名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

※**外国人住民**：名古屋市内に住所を有する外国籍の人。

■本市における町内会推計加入率の推移

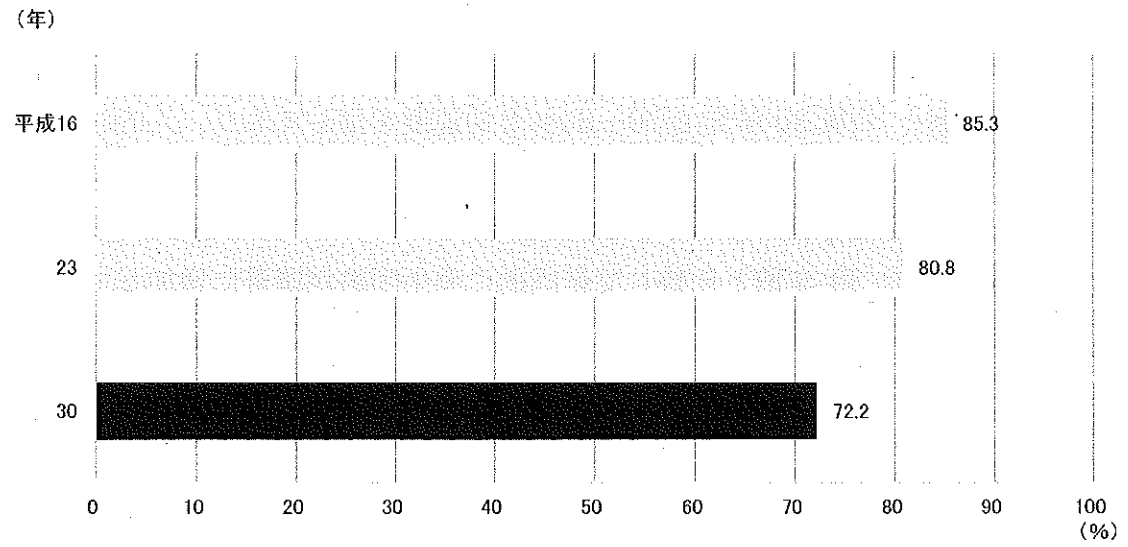

出典：名古屋市作成

■本市における外国人住民数の推移、国籍別内訳

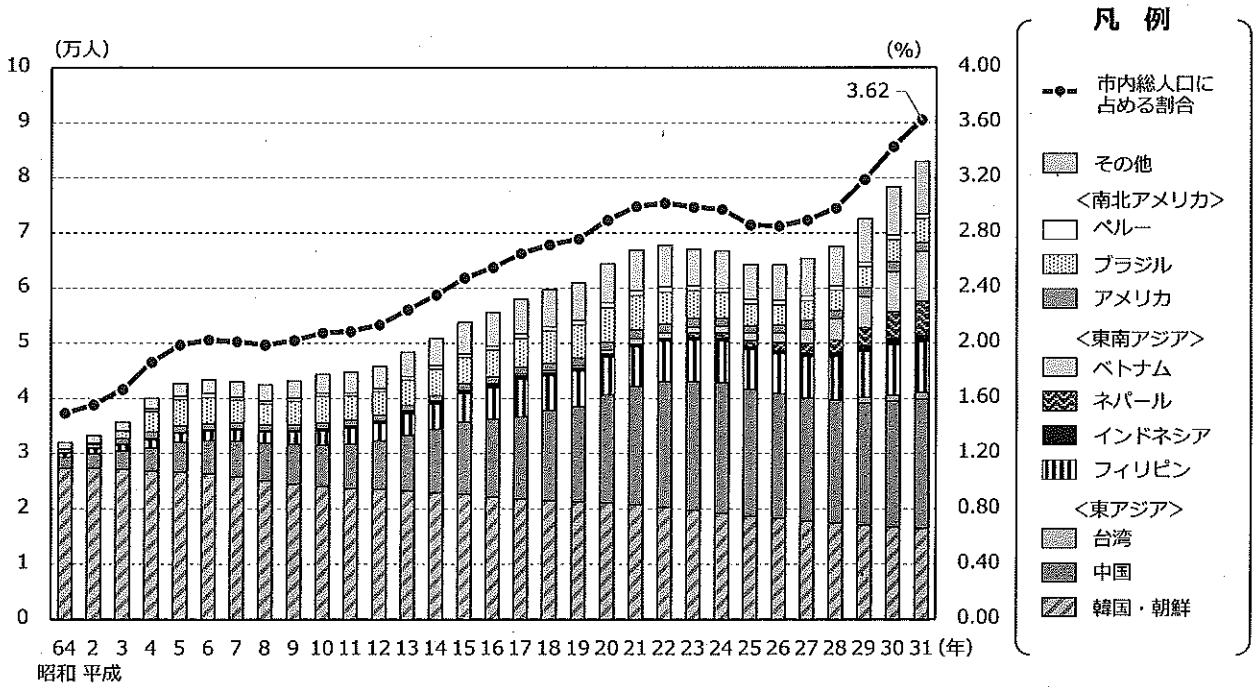

注：数値は各年の１月１日現在
「中国」については、平成 27 年以前は「台湾」を含めた数値で記載している。
平成 22 年以前の「ネパール」及び平成 2 年以前の「ベトナム」については、「その他」に含めて記載している。

出典：統計なごや web 版 公簿人口、名古屋市統計年鑑より作成

（３）自然災害に対する懸念

本市では、過去に濃尾地震、伊勢湾台風、東海豪雨などの自然災害により大きな被害が発生しました。

将来においても、駿河湾以西の太平洋岸沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が、今後 30 年間で 70～80％と切迫度を増しており、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。また、名古屋駅周辺地区においては推計で約 8.5 万人の帰宅困難者が発生するなど、交通結節点における混乱も懸念されます。

豪雨については、約 30 年前と比較して全国的に発生回数が顕著に増加しており、平成 30（2018）年 7 月豪雨など国内各地で多大な被害が生じています。本市においても、1 時間に 50mm を超える集中豪雨の発生回数が増加傾向にあります。本市南西部は、国内最大のゼロメートル地帯に含まれており、洪水や高潮による浸水被害とともに津波や液状化の被害が懸念されます。

これらの災害に対応するため、自分で自分や家族を守る「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守る「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保する「公助」の理念のもと、市民、事業者及び本市がそれぞれの責務を果たすことにより、生命、身体及び財産を守ることができる災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

■本市におけるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布

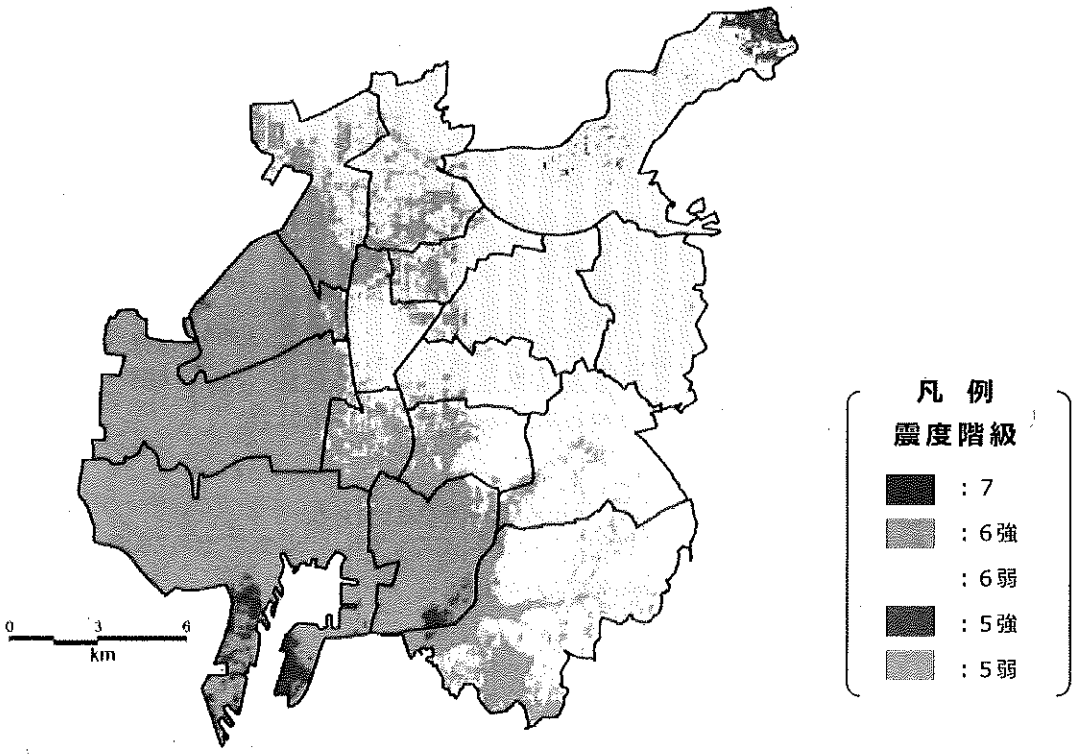

出典：名古屋市「南海トラフ巨大地震の被害想定について－震度分布、津波高等－」

■本市における 20 年ごとの 1 時間降水量 50㎜ 以上の発生回数

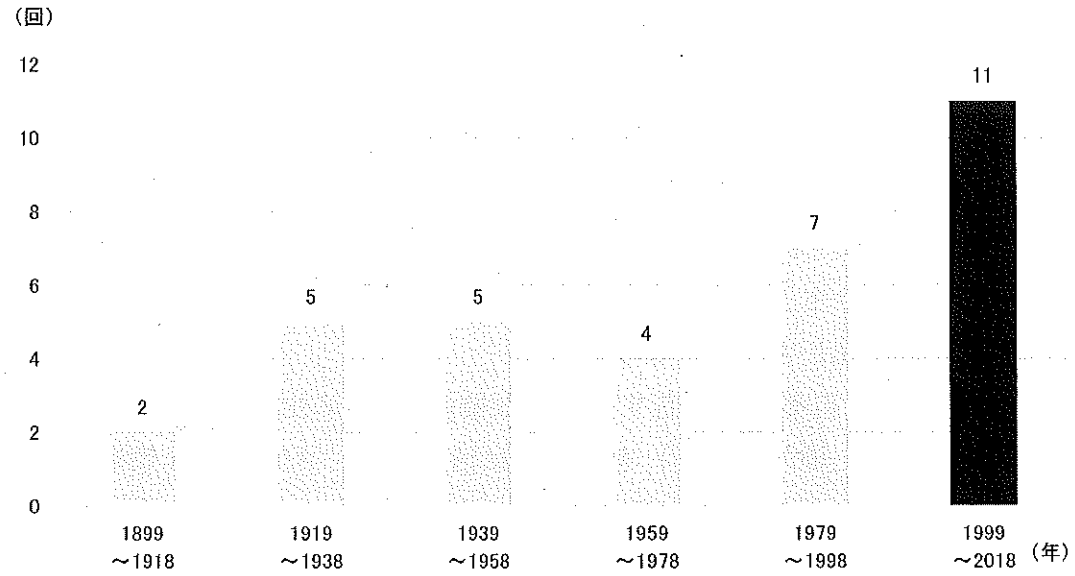

出典：名古屋地方気象台観測値より名古屋市作成

■本市における高潮浸水想定

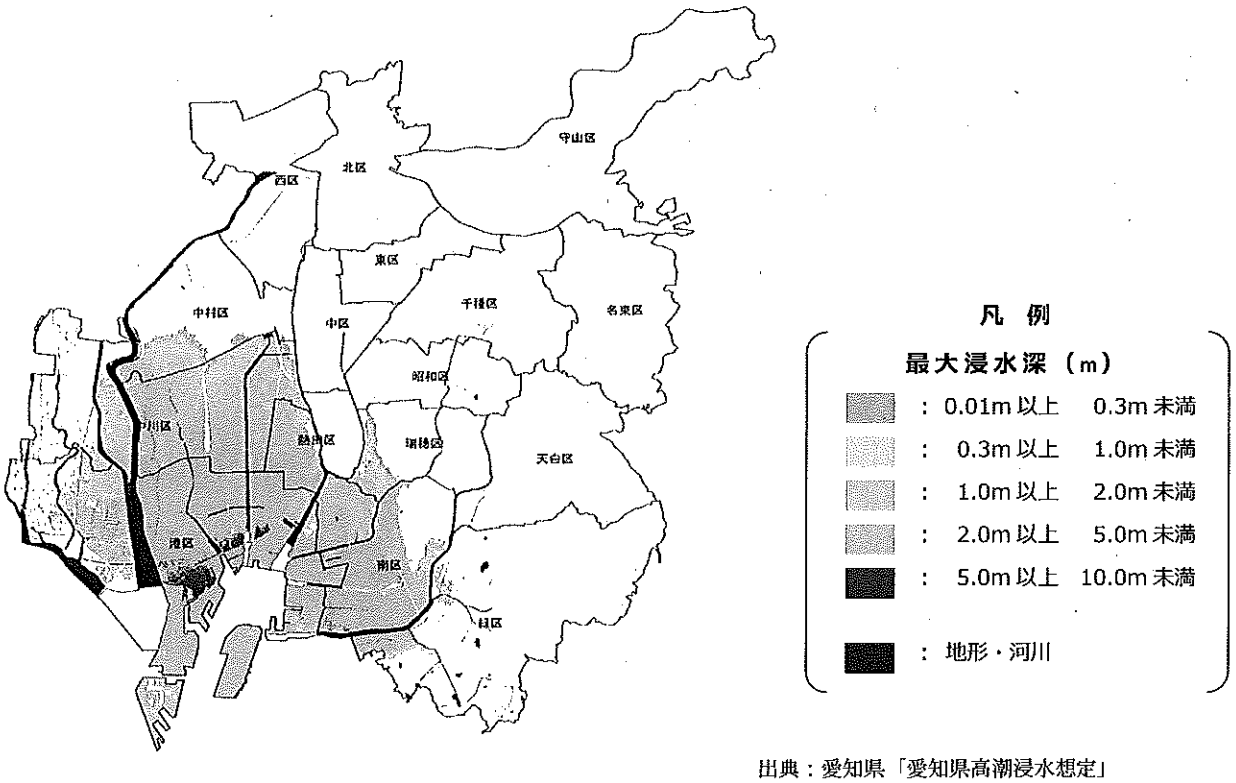

出典：愛知県「愛知県高潮浸水想定」

（４）環境の持続可能性に対する懸念

市民の日常生活や企業の経済活動などが、環境にさまざまな負荷を与えており、将来にわたる快適な都市環境の維持に対する懸念が生じています。

本市の温室効果ガス排出量は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大などにより減少していましたが、近年は横ばいの状況が続いています。しかし、本市の平均気温は長期的にみると上昇傾向にあり、地球温暖化は、本市の気候にさまざまな影響を及ぼしています。

また、都市化の進展や生活様式の変化などにより、緑地など身近な自然の減少や生物多様性の損失が引き起こされています。

こうした中、世界では自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする「グリーンインフラ※」の取り組みが広がっています。

本市のごみ処理量は、平成 11（1999）年２月の「ごみ非常事態宣言」以降の市民・事業者との協働により、ピーク時の約６割となり、一定の成果を上げてきました。しかし、ここ数年は横ばいの状況が続いている中、今後の再開発や交流人口の増加などにより、ごみ処理量も増加するおそれがあります。

そのため、次世代にわたって本市が発展し続けていくためには、環境負荷を最小限に抑え、自然環境の機能を活用した持続可能なまちづくりが必要です。

■本市における平均気温の推移

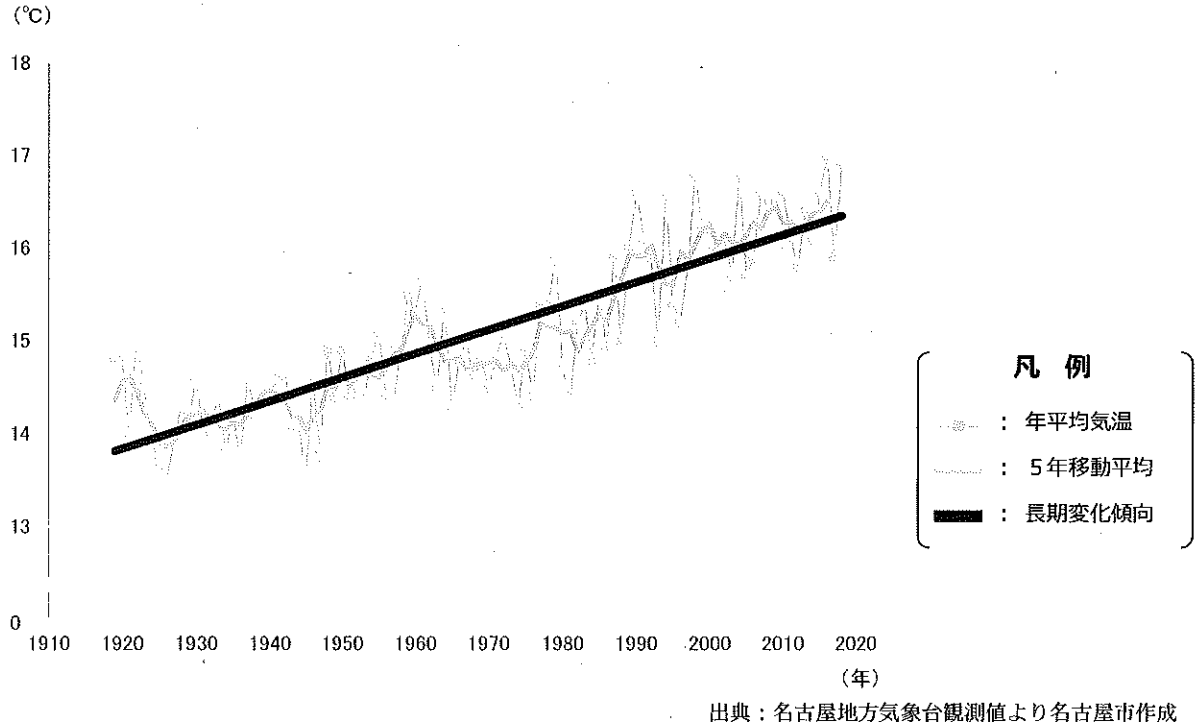

出典：名古屋地方気象台観測値より名古屋市作成

※**グリーンインフラ**：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

■本市における緑地の推移

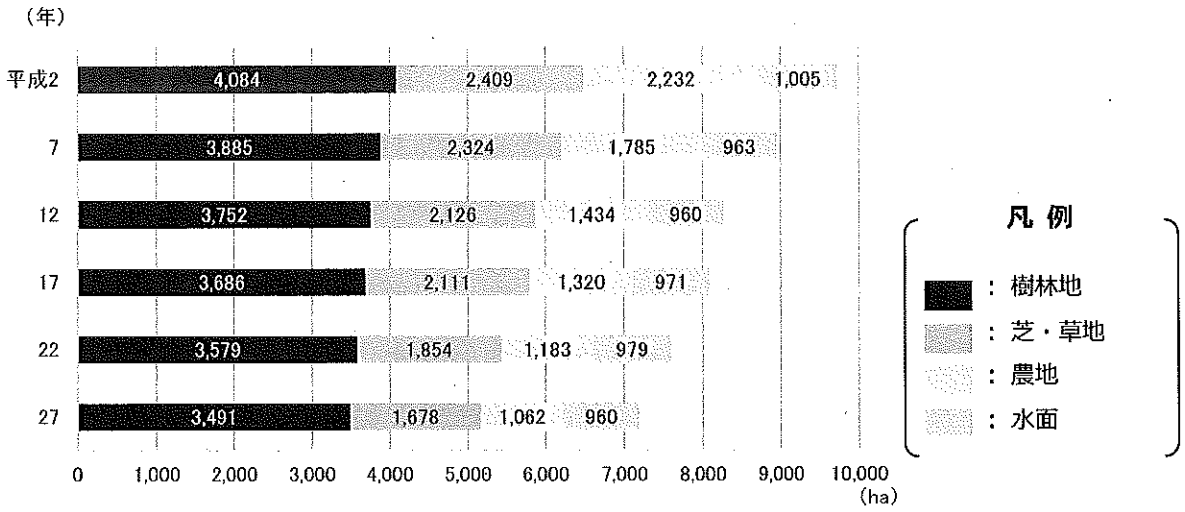

出典：名古屋市作成

■本市におけるごみ処理量などの推移

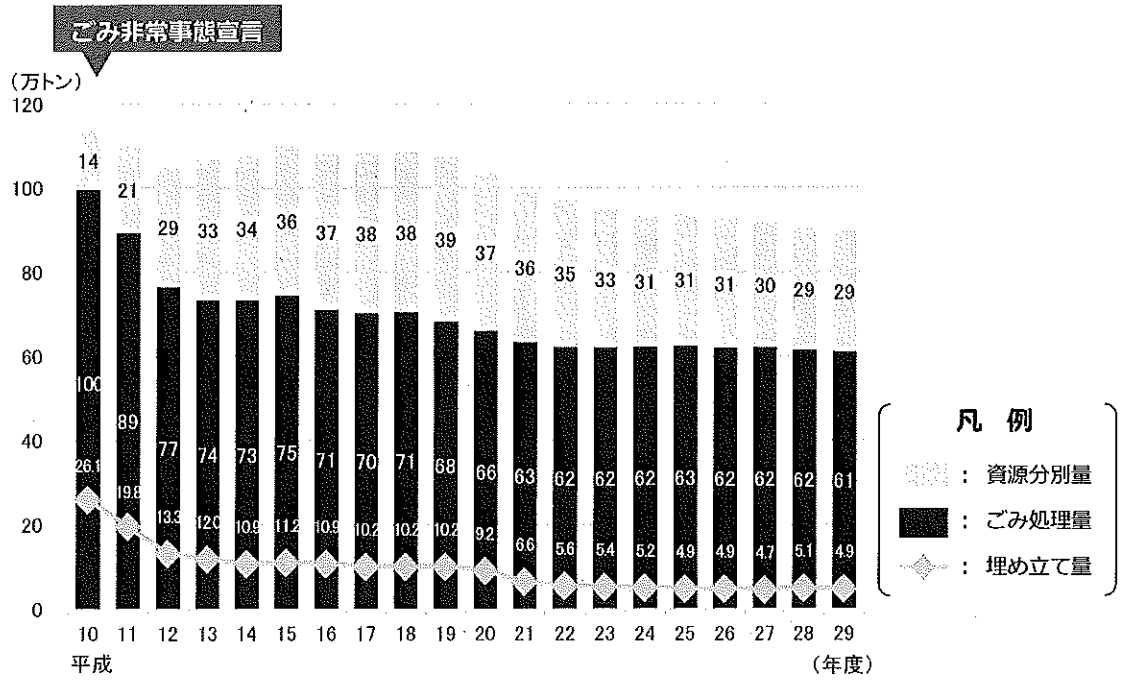

出典：名古屋市「平成 30 年版名古屋市環境白書」

（５）リニア中央新幹線の開業に伴う変化

令和９（2027）年に一部開業が予定されているリニア中央新幹線により、東京から名古屋への移動時間が現在の約 100 分から約 40 分へ大幅に短縮されるとともに、東海道新幹線との二重系化により、災害リスクに対する一層の備えとなります。

その後、早ければ令和 19（2037）年には東京から大阪までの全線開業の可能性があり、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約１時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョン※が誕生します。これにより、三大都市圏が有する特徴や強みが融合し、観光、産業、地域間連携など幅広い分野で新たな価値が創出されることが大いに期待されます。

また、リニア中央新幹線の全線開業により、名古屋駅を起点に２時間以内で到着できるエリアの人口は約 6,400 万人となり、品川駅起点の約 6,200 万人、新大阪駅起点の約 4,800 万人を上回り、全国最大となることが見込まれます。その結果、名古屋が一大交流拠点となることが期待されますが、一方で、東京・大阪間の移動時間が短縮されることで、それぞれに人口、経済活動が吸い取られるストロー現象におちいる懸念もあります。

そのため、これら本市の優位性とともに、産業技術や大都市としての商業・サービス業の集積、歴史に培われた豊かな文化などといった強みを最大限に活用して、ストロー現象などの影響を最小限に抑え、本市及び圏域全体の成長につなげていく対策を進めることが必要です。

■リニア中央新幹線開業（東京－大阪間）による交流圏の変化

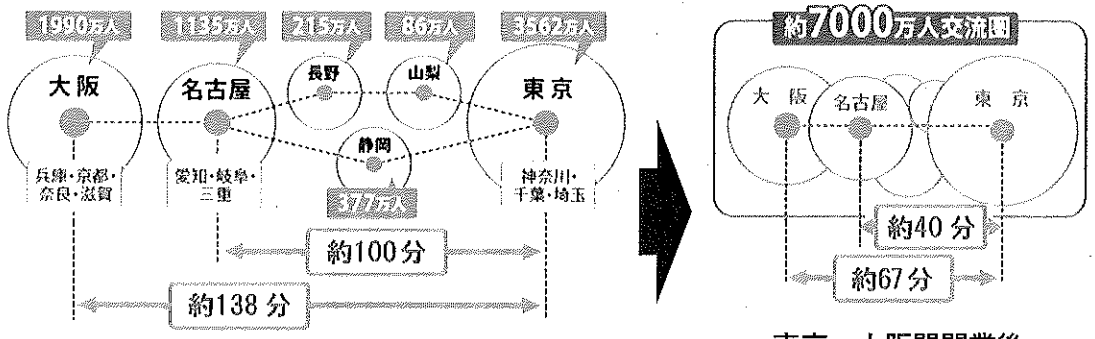

出典：名古屋市作成

■リニア中央新幹線開業による開業時ごとの便益※（世帯の所得・消費増加）

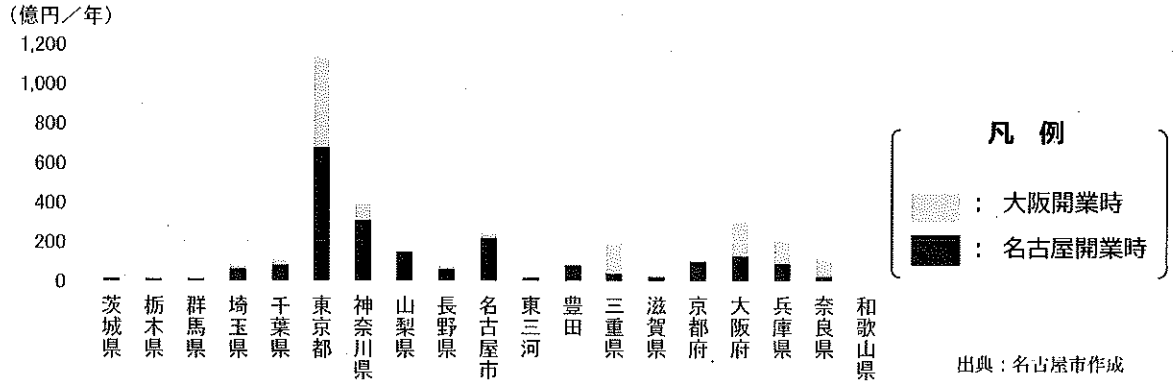

出典：名古屋市作成

■リニア中央新幹線全線開業（品川-大阪間）後の２時間交流圏（鉄道＋道路）

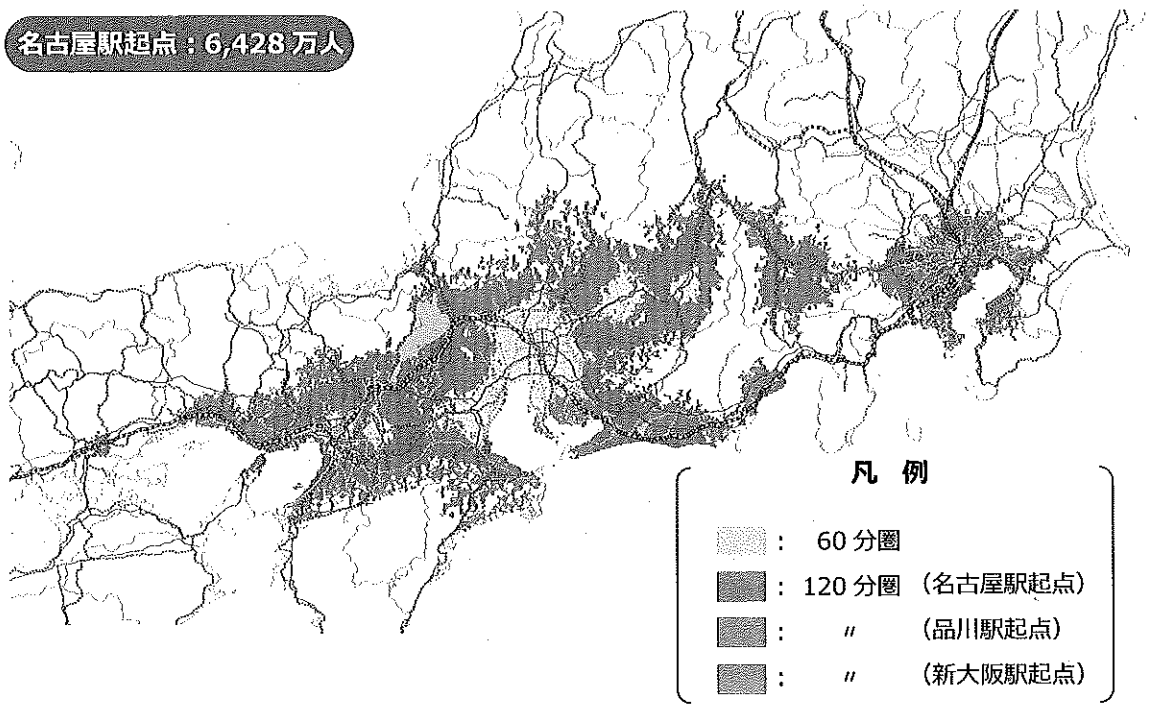

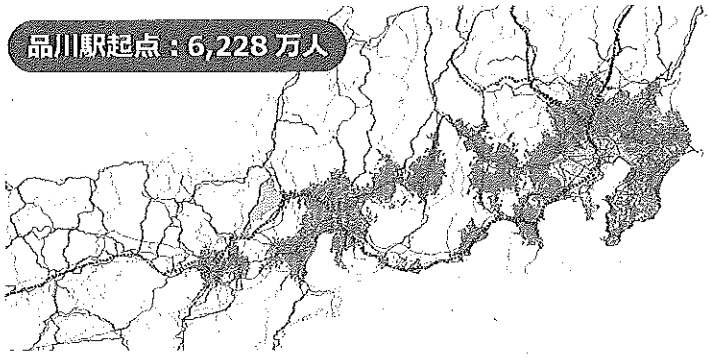

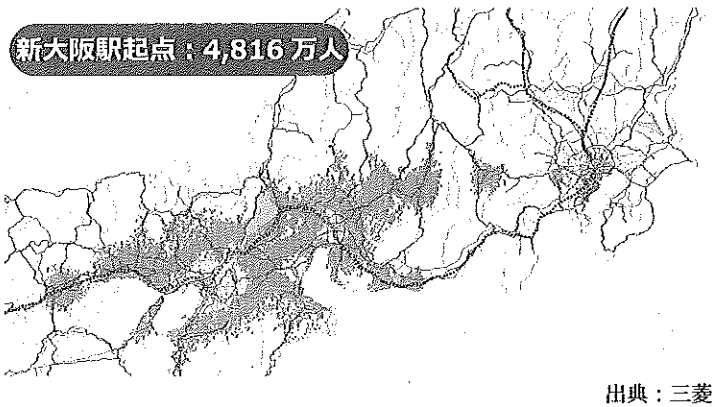

・各起点から鉄道と道路でアクセスできる時間圏
・鉄道または道路で到達可能な３次メッシュ（約 1㎞四方）の人口を集計
・リニア、鉄道から自動車への乗り換えは、リニア駅と東海道線・山陽新幹線“のぞみ”と“ひかり”の停車駅のみ考慮した
・乗換時間（最終降車駅から自動車、リニアと在来線または自動車）は各 10 分と設定
・人口は平成 22 年国勢調査に基づく
・名古屋駅から各リニア駅までの所要時間は、岐阜県「岐阜県リニア中央新幹線活用戦略」（H26.3）を参考に、名古屋駅以西は距離按分して以下の値を用いた

＜名古屋駅以西＞	＜名古屋駅以東＞
三重県駅：11 分	岐阜県駅：13 分
奈良県駅：23 分	長野県駅：23 分
新大阪駅：18 分	山梨県駅：40 分
	神奈川県駅：59 分
	品川駅：40 分

出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社作成

※**スーパー・メガリージョン**：東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏のこと。
便益：社会資本などの整備効果がさまざまな社会経済指標を変化させて、最終的に世帯に及ぼす影響（所得・消費増加）を表すもの。

（６）交流人口の増加

人口の大幅な伸びが期待できない中、都市の活力を維持・向上していくためには、仕事や観光で訪れる旅行者など、交流人口の増加をはかり、都市を活性化していくことが不可欠となります。

国が進める観光立国の取り組みなどにより、国内外からの本市への観光入込客、宿泊客数及び宿泊施設の稼働率が近年増加傾向にあります。特に、グローバル化の進展により外国人宿泊客数の増加が顕著となっています。しかしながら、訪日外国人の訪問率は、東京都や大阪府と比べ愛知県は大きく下回っています。

また、本市が国内主要８都市を対象に平成 28（2016）及び 30（2018）年度に行った都市ブランド・イメージ調査では、名古屋市は友人・知人への推奨度が２回連続で最も低い結果となりました。

一方で、本市は令和２（2020）年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたホストタウンとして登録されています。さらに、令和７（2025）年には大阪・関西万博が開催され、令和８（2026）年に第 20 回アジア競技大会が愛知・名古屋で開催されることが決定しており、国際的な交流の活性化が見込まれます。

そのため、これらの国際的な大規模イベントの開催を契機に、アジアをはじめとする世界の人々との交流を一層拡大するとともに、市民のまちへの愛着や誇りを高めるなど、都市魅力の向上・発信を進めていくことが必要です。

■本市における宿泊施設の延べ宿泊客数の推移

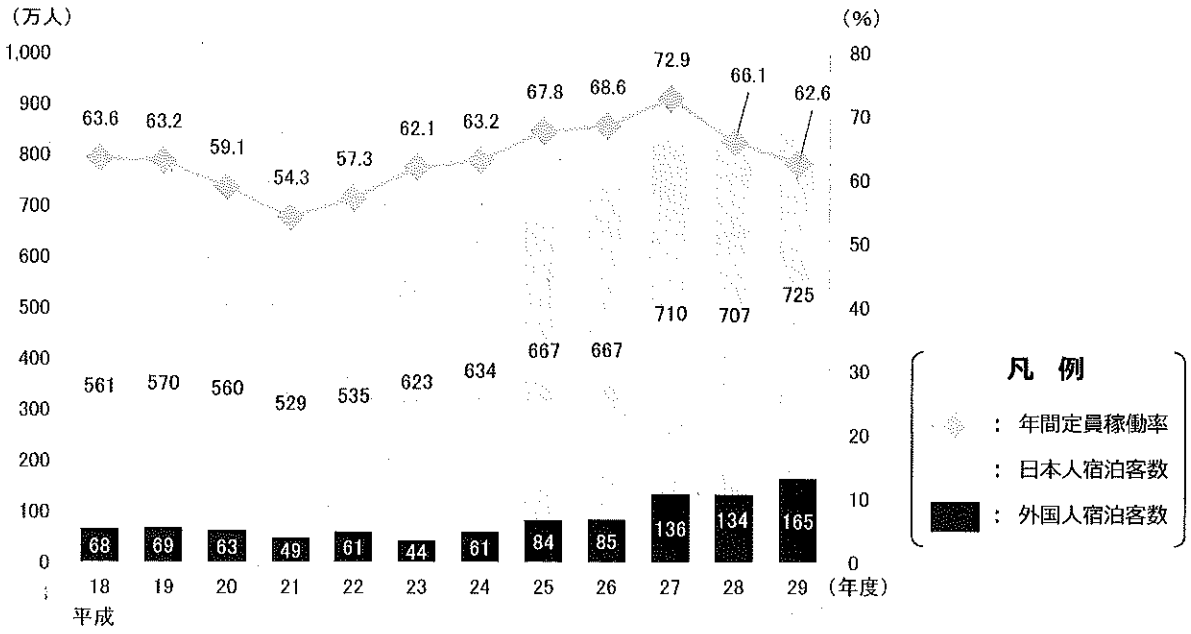

出典：名古屋市「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」

■訪日外国人の都道府県別訪問率（上位 10 県）

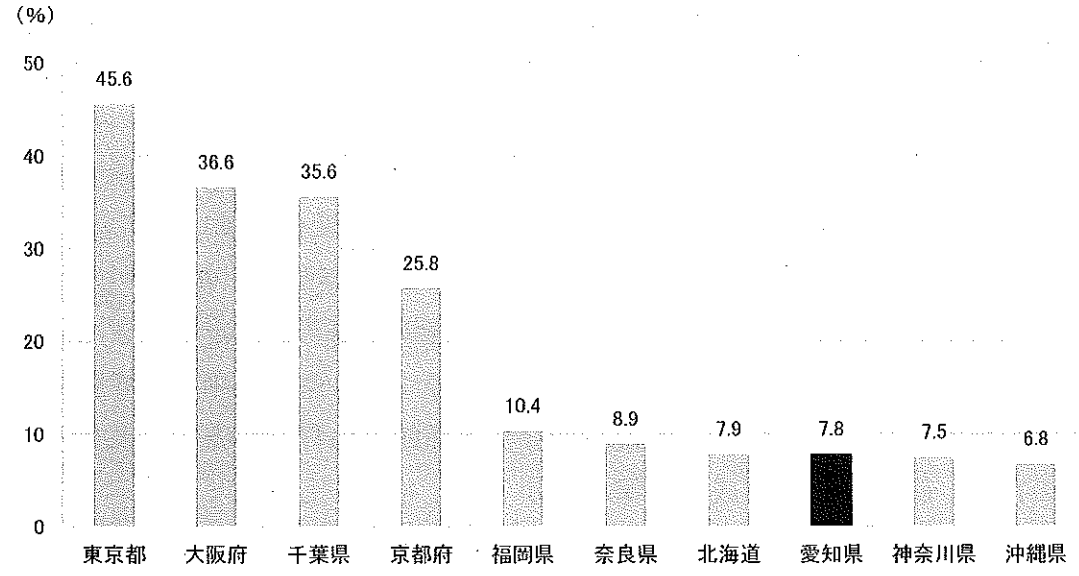

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」（平成 30 年）

■住んでいる都市に対する愛着度、誇り度、推奨度

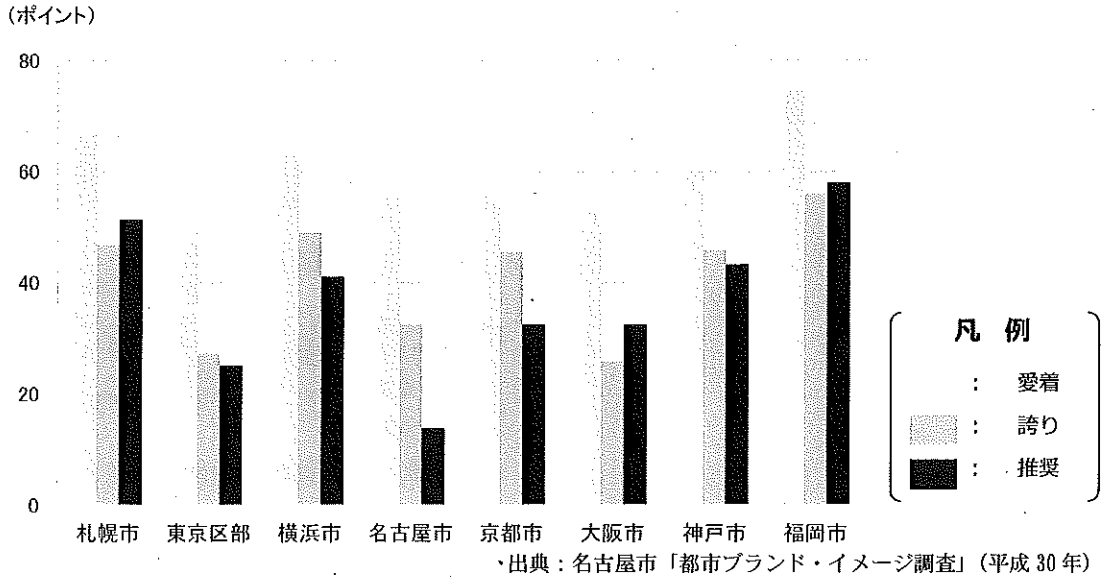

出典：名古屋市「都市ブランド・イメージ調査」（平成 30 年）

（７）産業を取り巻く環境の変化

IoT※の広がり、ビッグデータ※の活用、AI※の進化やロボット、自動運転、燃料電池・電気自動車、医療の高度化などの技術革新の進展や、５G（第５世代移動通信システム）の運用開始が見込まれていることなど、産業を取り巻く環境は、急速に変化しています。

また、カーシェアリングをはじめとして、これまで所有していたものを共有するシェアリング・エコノミー※の動きが広がるなど、消費環境も変化しています。

さらに、労働市場においては、少子化の進行により生産年齢人口が減少しており、将来的に労働力不足の傾向が深刻化することによる経済の停滞が懸念されます。

本市は、自動車などの輸送用機械を中心としたものづくり産業を中核とする名古屋大都市圏の中枢都市として、激化する国際的な都市間競争に打ち勝たなければなりません。そのため、産業人材の育成・確保をはかるとともに、ものづくりをベースとしながら先端技術を積極的に取り入れ、新たな価値を創造し続けることで、本市及び圏域の持続的な成長をはかることが必要です。

■ネットワークとデータが創造する新たな価値

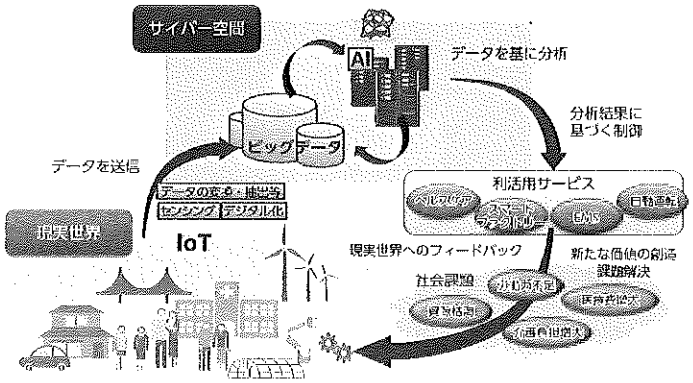

出典：総務省「2017年版 情報通信白書」

■有効求人倍率（年平均）の推移

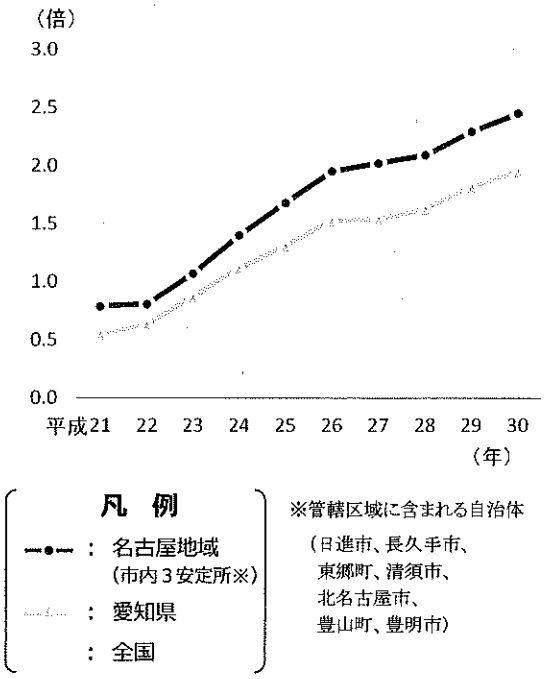

出典：厚生労働省愛知労働局「最近の雇用情勢」

※**IoT**：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ビッグデータ：ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報などがある。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
シェアリング・エコノミー：典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。貸主は遊休資産の活用による収入、借主は所有することなく利用ができるというメリットがある。

（８）公共施設の老朽化

本市は、学校・市営住宅や道路・河川・公園・上下水道などのさまざまな公共施設を保有しています。これらの多くは、戦後の急激な人口増加や高度経済成長に伴う社会的ニーズなどに対応するため、昭和 30 年代から 60 年代を中心に整備されており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となります。

今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、健全な状態で公共施設を維持管理し、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくための取り組みが必要となります。

■本市における市設建築物の建設年度別の延床面積

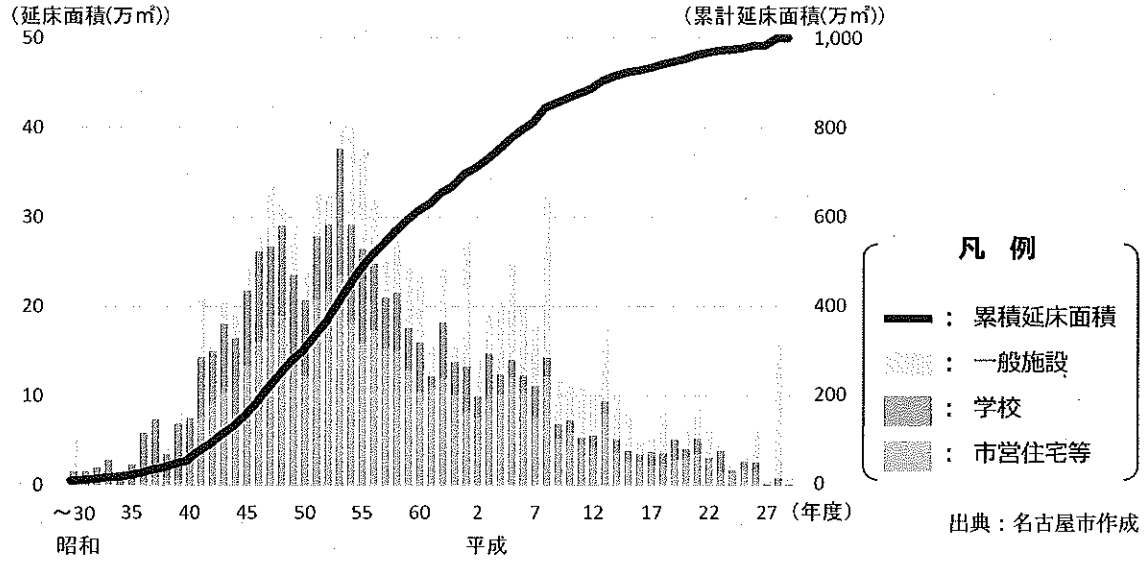

出典：名古屋市作成

■本市における道路橋の建設年度別の建設数

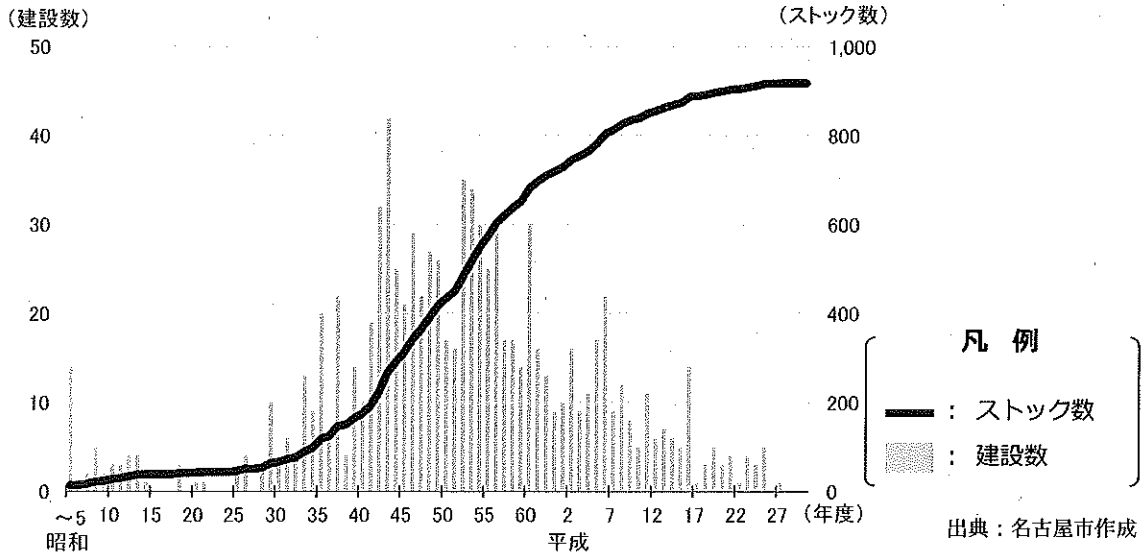

出典：名古屋市作成

（９）持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs とは、世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の持続可能な開発目標と 169 のターゲットが設定されており、いずれも令和 12（2030）年までの達成をめざすものです。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO※、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

また、平成 28（2016）年 12 月に国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGs を全国的に実施するためには、全国の自治体においても積極的な取り組みを推進することが不可欠であるとの認識のもと、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGs は国際社会全体の普遍的な目標であり、地域の持続的な発展にとっても大変重要な目標です。本市においても、本計画に SDGs の要素をしっかりと反映し達成に率先して取り組むことにより、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靭（きょうじん）な都市を構築していくことが必要です。

■持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択された国連サミット
（平成 27（2015）年 9 月）



出典：UN Photo / Cia Pak

※**NGO**：Nongovernmental Organization の略。非政府組織。

■ SDGs の 17 の目標





あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

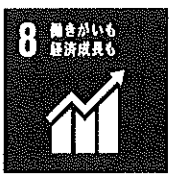

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内及び各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第３章　長期的展望に立ったまちづくり

この章では、令和 12 (2030) 年頃を見据えた「まちづくりの方針」「めざす都市像」「将来の都市構造」「重点戦略」「市政運営の取り組み」を示します。

１　まちづくりの方針

新しい時代にふさわしい豊かな未来を創る！世界に冠たる「NAGOYA」へ

◆ 名古屋の**強みを最大限に引き出す**

◆ **名古屋大都市圏におけるハブ機能**を果たし成長をけん引する

◆**日本で１番子どもを応援！高齢者も安心**できる**みんなにやさしい福祉**の実現

◆ 大規模災害から**命と産業を守り**、日々の暮らしの安心・安全を確保する

◆ ヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、**新たな価値を創造し持続的な経済成長**をめざす

◆ **名古屋城天守閣の木造復元**により、特別史跡名古屋城跡を**世界に誇れる日本一の近世城郭**へ

◆ 魅力と郷土愛にあふれる**世界のデスティネーションへ**

◆ アジア諸国との交流を活発に行い、**アジア・世界の交流拠点都市**へ

◆ **リニア時代のリーダー都市**へ

◆ **SDGsの理念を実現**し、持続可能な未来を切りひらく

名古屋の強みを最大限に引き出す

日本の中心に位置する名古屋の地理的優位性は、リニア時代にさらに確実なものになるでしょう。リニア中央新幹線が大阪まで延伸された全線開業時には人口 7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョン※が誕生します。その時、東京と大阪の中間に位置する名古屋はまさにその中心になります。

名古屋の強みは、日本有数の大都市として、高度な都市基盤と機能を有すること、強い経済力を背景に安定した雇用が確保されていること、そして東京や大阪に比べて空間的・時間的にゆとりある暮らしができることにあります。この「ゆとり」、「住みやすさ」は、時に大いなる田舎と揶揄されることもありますが、名古屋独自の歴史・文化と同様に、先人たちの努力によって築き上げられ守られてきた大きな特徴です。

今後、スーパー・メガリージョンの中心都市となる将来を見据えて、「住みやすさ」、「強い経済力」、「個性豊かな歴史・文化」などといった名古屋が有する強みを最大限に引き出していく努力が必要です。

名古屋大都市圏におけるハブ機能を果たし成長をけん引する

名古屋大都市圏※は、市町村の境界を越えて市街地が連なっています。歴史をさかのぼれば江戸時代、同じ尾張藩に属していたことから経済・社会・文化の面で一体的な圏域を形成しています。

その圏域において本市は、市民の日々の暮らしを支えるとともに、医療・福祉、保健・衛生、教育、防災、交通、環境、産業、観光、文化、スポーツなどさまざまな分野において高度な都市機能を備えることにより、この圏域の人や企業の拠点として発展を支えるハブ機能の役割も担っています。このような圏域のハブとしての役割をしっかりと自覚し、常に広域的な視点に立ち、圏域の自治体とも十分に連携して名古屋大都市圏の成長をけん引していきます。

日本で１番子どもを応援！高齢者も安心できるみんなにやさしい福祉の実現

本市にも少子化・高齢化の進行による人口構造の大きな変化が押し寄せ、近い将来人口減少の局面に入ろうとしています。この厳しい状況においても、将来にわたり持続的に発展していくためには、日々の暮らしの安心・安全が確保され、誰もが自らの能力と可能性を最大限発揮し活躍できるまち、日本で１番子どもを応援し、子どもを１人も死なせないまちとして多くの人をひきつける都市であることが必要です。そして、子どもから高齢者まで一人ひとりが大切にされ住む人にとってやさしいまちを実現し、人々が名古屋に暮らしたい、暮らし続けたいと思える都市になることが、市民のまちへの誇りと愛着につながると考えます。

そのため、本市は基礎自治体として、健康、医療、子育て、教育、公共施設の整備などあらゆる施策において常に一人ひとりの人間を大切にする視点をもち、質の高い行政サービスを提供することにより住民福祉の増進をはかります。また、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、人権が尊重され、多様な価値観・生き方を認め合えるよう多様性（ダイバーシティ）を推進するとともに、地域コミュニティの活性化に取り組み、みんなで支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

※**スーパー・メガリージョン**：東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏のこと。
名古屋大都市圏：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

大規模災害から命と産業を守り、日々の暮らしの安心・安全を確保する

本市は、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風による高潮と流木により、死者・行方不明者 1,851 名の尊い命を失うという未曽有の大災害に見舞われたほか、平成 12（2000）年の東海豪雨では、市内を流れる新川の決壊や庄内川、天白川からの越水により甚大な浸水被害を受けました。そして今、この圏域にとって最大の脅威である南海トラフ巨大地震や全国各地で甚大な被害をもたらした大規模な豪雨災害などへの危機感が増しています。また、身近な問題としては、愛知県の交通事故死者数が 16 年連続ワースト１となっており、高齢者を中心にいまだ多くの方が交通事故で命を失っているほか、空き巣や自動車盗などの被害も多く発生しています。

地震・豪雨による災害から命と産業を守るとともに、火災、交通事故、犯罪など日常に潜む危険から市民の暮らしの安心・安全を確保することは、本市の重要な責務であり、市民、企業、NPO※など多様な主体と行政の力を結集して、地域防災力の向上や都市防災機能強化などの防災減災対策、消防体制の充実強化、交通安全・防犯対策についてソフト・ハード両面から積極的に取り組んでいきます。

ヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、新たな価値を創造し持続的な経済成長をめざす

人口減少による都市活力の低下が懸念される一方、IoT※、AI※、ロボットなどの進化が急速に進み、圏域を支える自動車産業が 100 年に一度の変革期を迎えていると言われています。経済成長をけん引するのは、いつの時代もイノベーション※であり、この圏域の持続的な発展に向けて、国内のみならず世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、絶え間ないイノベーションを創出することにより、人々の暮らしや福祉を支える基盤となる産業の力を伸ばしていくことが重要です。

そのため、世界の成長をけん引するイノベーション拠点の形成や先端技術の活用促進、成長産業の振興、産業を支える人材の育成・確保などに積極的に取り組むことにより、新たな価値を創造し続け、持続的で力強い経済成長をめざします。

また、国においては、令和 12（2030）年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人にする目標を掲げており、この地域においても観光産業を盛り上げていくことが重要であるため、観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げを強化するとともに、誰もが観光を満喫できる受入環境の整備を進めるなど観光・MICE※の振興に戦略的に取り組むことにより、旅行者の消費をしっかりと取り込み圏域の活性化につなげます。

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。
IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
イノベーション：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。
MICE（マイス）：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

名古屋城天守閣の木造復元により、特別史跡名古屋城跡を世界に誇れる日本一の近世城郭へ

慶長 15（1610）年に、御三家筆頭尾張徳川家の居城として築城が開始された名古屋城は、近世城郭築城技術の完成期に公儀普請によって築城され、歴代の天守閣で最大の延床面積を有し城郭建築として国宝第１号に指定されるなど、名古屋や尾張地域の繁栄を支える“象徴”として、この地域の人々に親しまれてきました。しかし、昭和 20（1945）年５月、太平洋戦争における名古屋空襲により、天守閣は同じく国宝であり近世城郭御殿の最高傑作と言われた本丸御殿とともに惜しくも焼失してしまいました。その後、市民の熱意により天守再建の機運が高まり、天守閣は昭和 34（1959）年に鉄骨鉄筋コンクリート造として完成し、本丸御殿は平成 21（2009）年１月に史実に基づく復元に着手し、平成 30（2018）年６月に完成公開となりました。

今後は、昭和実測図※や金城温古録※など豊富な史資料に基づき、史実に忠実な天守閣の木造復元に取り組むなど、本丸御殿とともに近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、世界に誇れる日本一の近世城郭をめざしていきます。

魅力と郷土愛にあふれる世界のデスティネーションへ

世界から人をひきつけ、魅了し、デスティネーション（目的地）として国際的な評価を獲得するためには、尾張徳川家ゆかりの名古屋城や蓬左文庫など歴史と伝統に裏打ちされた魅力を持つ歴史的文化遺産を活用した歴史観光や、ものづくり産業の集積を活用した産業観光を推進するとともに、「芸どころ名古屋」と言われた名古屋独自の文化芸術の創造・発信に取り組むことに加え、なごやめしやアニメ、コスプレ、スポーツなどの新たな都市の魅力を磨き上げ、名古屋らしさと個性を高めた名古屋ブランドを確立していく必要があります。

また、名古屋の魅力資源が集積している名古屋駅周辺、名古屋城・文化のみち、栄・大須、金山、熱田、名古屋港、有松・桶狭間、東山のエリアをしっかりと捉えた上で有機的に結び付けて魅力のさらなる向上をはかります。さらには、市民自らが名古屋のまちの魅力を再認識し、郷土に対するシビックプライド（愛着や誇り）を深めることにより、情報発信に対する苦手意識を克服し、行政だけではなく市民と一体となって魅力発信に取り組むなど、魅力と郷土愛にあふれ、世界のデスティネーションとなるようなまちづくりを進めます。

※**昭和実測図**：名古屋市の事業として昭和７（1932）年から昭和 27（1952）年にかけて作成された、名古屋城の天守をはじめとした城内の国宝建造物を細部まで計測し、記録した図面。
金城温古録：尾張藩士・奥村得義（おくむらかつよし）（1793～1862 年）とその養子・定（さだめ）（1836～1918 年）が編集した書物。名古屋城の細部にわたる図面や城内での慣習などが記されている。

アジア諸国との交流を活発に行い、アジア・世界の交流拠点都市へ

今後、グローバル化がさらに進展し、仕事や観光で訪れる外国人旅行者や、本市に居住する外国人市民がますます増加していくことが見込まれます。とりわけその多くは経済成長が著しいアジア諸国の人々であり、アジア諸国との交流はさまざまな分野においてますます重要なものになっていくことでしょう。

こうした中で、令和８（2026）年にアジア最大のスポーツの祭典である「第20回アジア競技大会」を愛知・名古屋で開催することは、名古屋の魅力をアジア諸国にPRし、アジアの人々との交流の拡大と活性化をはかる絶好の機会になります。そして、大会を契機に、世界の人々とのさらなる交流に発展させ、「ＮＡＧＯＹＡ」の世界的知名度を確固たるものにしていかなければなりません。

アジア競技大会の開催に向けて、市民や経済界などの理解と協力のもと、オール名古屋で受入環境の整備を進めるとともに、名古屋の魅力の創出・発信やスポーツを活(い)かしたまちの活性化、共生社会の実現など、その開催の効果を最大限発揮できるようしっかりと準備を進めることにより、日本を代表するアジア、そして世界の交流拠点都市をめざします。

リニア時代のリーダー都市へ

リニア中央新幹線が生み出す移動時間の大幅な短縮は、人々のFace to Face(フェイス トゥ フェイス)の交流を活性化させ、ヒト・モノ・カネ・情報の対流・融合を生み出します。そして、どこに住み、経済活動をするかといった既成概念の大きな転換に加え、幅広い分野での新たな価値の創出が期待されます。また、リニア中間駅が立地する都市との新たな交流によりさまざまな相乗効果も生まれるでしょう。

昭和39（1964）年に開通した東海道新幹線が現在のルートを通ることで、今日の名古屋の繁栄の礎を築いたように、令和９（2027）年のリニア中央新幹線の開業によって名古屋が一層飛躍し、日本の中で確固たる地位を築く千載一遇のチャンスとなる“リニア時代”が訪れようとしています。

リニア時代の到来に向けて、強い経済力を基盤に、産業交流の活性化や防災性と利便性の向上に向けた都市機能強化など、リニア中央新幹線の効果を最大限に引き出す投資をソフト・ハード双方とも積極的に行うことにより、国際的な都市間競争力を一層高め、スーパー・メガリージョンの中心として日本の成長をけん引する、リニア時代のリーダー都市をめざします。

SDGs の理念を実現し、持続可能な未来を切りひらく

平成 27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs※）」は国際社会全体の普遍的な目標であり、地域の持続的な発展にとっても大変重要な目標です。本市としても SDGs の達成に率先して取り組むことにより、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靭（きょうじん）な都市を構築し、国際社会の持続可能な未来を切りひらいていくことが必要です。

SDGs の理念を本市のあらゆる組織において共有するため、SDGs に掲げられた 17 の目標と本市が取り組む施策との関係性を整理し、本計画上に明示することにしました。普及啓発のみならず、本計画の施策推進を通じて、SDGs について市民、企業、NPO など多様な主体に広く浸透をはかり、オール名古屋で目標の達成に取り組みます。また、アジア競技大会の開催都市として、そしてスーパー・メガリージョンの中心都市として本市の特性・特徴を活（い）かしつつ、先端技術と強力な産業の力に支えられた先進モビリティによる高い利便性と、自然が身近に感じられる快適な環境が調和した誰もが安心して活動できる都市の実現に向けた取り組みなど、SDGs の理念に基づく経済・社会・環境が調和したまちづくりを進めます。

世界に冠たる「ＮＡＧＯＹＡ」へ！

今、時代の大きな転換期を迎えています。名古屋駅は、令和 9（2027）年のリニア中央新幹線（品川－名古屋間）開業から大阪へ延伸するまでの少なくとも 10 年間、リニア中央新幹線の西の終着駅となります。したがって、この 10 年間でどのように発展していくかがこれからの名古屋にとって非常に重要であると考えます。そのため、リニア時代の到来を念頭に、あらゆる分野においてしっかりと準備を進めていきます。

本市は、市民、企業、NPO など多様な主体と連携して市民一人ひとりの命と暮らしを守るとともに、日本の経済、観光、交流の一大熱源となって大きな対流を起こし、世界から選ばれ尊敬される、「世界に冠たる『ＮＡＧＯＹＡ』」をめざします。

これから到来する大きな変革は、これまでに経験したことのない急速かつ高度なものであると予想されます。市民の大切な命と暮らしを乗せた船「ＮＡＧＯＹＡ」号は、帆を大きく張り強い推進力を得てこの厳しい波に打ち勝つとともに、新しい時代における日本の発展の原動力となって世界へ進んでいきます。

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。

２　めざす都市像

「まちづくりの方針」に基づき、令和 12（2030）年頃を見据え、本市が実現をめざす将来のまちの姿を、５つの都市像として示します。

都市像１　**人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち**

都市像２　**安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち**

都市像３　**人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち**

都市像４　**快適な都市環境と自然が調和したまち**

都市像５　**魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち**

都市像１　人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち

人権が尊重され、誰もが生きがいを持って生活できるまち

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが差別や偏見を受けることなく、自分らしく生活しています。

また、誰もが意欲を持って働き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しているとともに、スポーツや趣味などの活動、仲間づくりを通じて、社会とのつながりの中で生きる喜びを感じながら生活しています。

高齢者や障害者をはじめ誰もが不安なく、自立して生活できるまち

経済状況や家庭環境などに関わらず、誰もが適切な医療を受けられるとともに、地域社会の中で互いに支え合い、心身ともに健やかに安定した生活を送っています。

また、介護を必要とする高齢者や障害者など支援を必要とする人々が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心して自分らしく暮らしています。

多様な人々が自分らしく活躍できるまち

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことで健康寿命を長く保つとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な技能・経験を仕事や地域活動に活(い)かしています。

また、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もがその能力を十分に発揮して社会の中で活躍しているとともに、安心・安全に暮らしています。

都市像２　安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

安心して子どもを生み育てることができるまち

地域や企業など社会全体で子育て家庭を支援しているとともに、働きながら子育てできる環境が整っています。さらには、妊娠・出産・子育てに悩みや不安を抱える市民を支える仕組みが充実していることで、希望する誰もが安心して子どもを生み育てることができています。

子どもが健やかに成長できる、笑顔あふれるまち

子どもが人とのふれあいや交流、遊びやスポーツ、社会活動などを通してさまざまな体験をしながら、年齢や発達に応じた社会性、豊かな人間性などを身につけています。

また、虐待やいじめがなく、子どもの笑顔があふれています。そして、生まれ育った環境や障害の有無などに関わらず、すべての子どもが未来への夢を抱いて学び、健やかに成長しています。

若者が明るい未来を切りひらき、いきいきと活躍できるまち

若者が社会的に自立した個人として豊かに成長するとともに、地域や企業など多様な主体と協働しながら明るい未来を切りひらき、それぞれの個性を活(い)かしながらいきいきと活躍しています。

都市像３　人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち

地震や豪雨などの災害に強いまち

災害に強い都市基盤とともに、火災や救助・救急要請に対応するための消防力など、災害から市民を守る体制が整っています。

また、市民一人ひとりや企業などが高い自助力を備えているとともに、地域を主体とした防災コミュニティなど防災の担い手が育ち、地域の助け合いが充実しています。

火災や犯罪、交通事故が起こりにくいまち

地域の人が支え合い、一体となって安心・安全の確保に取り組んでいるとともに、道路など公共空間の安全対策が充実していることで、火災や犯罪、交通事故が未然に防止されています。

安心・安全な市民生活が守られているまち

感染症から市民が守られているなど、衛生的な環境が確保されているとともに、水道水の安定供給や食の安全・安心が確保されているなど、市民の安心・安全な生活が守られています。

都市像４　快適な都市環境と自然が調和したまち

快適な都市環境の中で暮らせるまち

道路、河川、公園などの都市基盤や安全・安心かつ便利な交通手段が充実しています。また、すべての人にやさしいバリアフリーの環境が整っています。

そして、空気や水が良好に保たれた、衛生的で暮らしやすい生活環境や安心でゆとりある居住環境が確保されています。

自然が身近に感じられる潤いのあるまち

健全な水循環が確保され、自然が本来持つ水や気温を調節する機能が回復しています。また、身近に感じ、ふれあうことができる緑があり、緑に包まれた快適な暮らしとともに、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが営まれているなど、人と自然が共生しています。

環境にやさしい低炭素で循環型のまち

環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着により、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などが進み、少ないエネルギー消費で快適な生活が営まれているとともに、ごみの発生抑制や無駄のない資源の利活用が進んでいることで、環境への負荷が最小限に抑えられています。

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

高いブランド力を有し、市民が誇りに思えるまち

歴史・文化、スポーツ、景観、港・水辺をはじめとしたさまざまな魅力資源が磨き上げられているとともに、都市としての高いブランド力を有しています。そして、市民がまちへの愛着や誇りを持っています。

世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

圏域の高い国際競争力につながる都心機能・交流機能を有し、国際的に開かれた都市としてさらに発展しており、国内のみならず世界中から目的地として人々が訪れています。

また、良好な都市のイメージや魅力が広く発信されているとともに、仕事や観光で訪れる旅行者に対するおもてなしが充実しています。そして、国内外との産業交流が活発に行われるとともに、国際会議、展示会、芸術祭などが数多く開催されています。

地域の産業が活性化し、高い産業競争力を有するまち

圏域の強みであるものづくり産業や大都市ならではの商業・サービス業など、多様な産業が育ち発展しています。また、IoT※、AI※、ロボットなどの先端技術が産業や社会生活に普及しています。

そして、企業と大学・研究機関や金融機関など、多様な主体が従来の産業や地域の枠を超えて交流・連携し、それぞれが得意とする技術やアイデアなどの経営資源を結びつけることで、絶え間ないイノベーション※を創出し、高い産業競争力を有しています。

※**IoT**：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
イノベーション：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。

３　将来の都市構造

令和 12（2030）年頃における、めざすべき将来の都市構造を示します。

（１）都市構造の考え方

少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、発生が懸念される大規模災害などの脅威、観光需要の高まり、第 20 回アジア競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業やめざましい技術革新など、社会経済状況は、大きく変化しようとしています。

とりわけ、経済活動や交流・創造的活動、市民生活に大きな影響を与えうるリニア中央新幹線の開業を、飛躍的な都市の成長のための絶好の機会と捉え、その効果を最大化するため、スーパー・メガリージョン※の中心都市にふさわしい都心機能や交流機能を高める必要があります。そして、これらの機能を活用して、ヒト・モノ・カネ・情報の交流を呼び込み、都市の活力を生み出すとともに、将来も持続的に発展していく国際都市として、世界をリードするイノベーション※創出活動を生み出していくクリエイティブな都市構造が求められています。

また、今後、高齢化や人口減少が見込まれる中で、高齢者をはじめとするさまざまな人が過度に自動車に頼らず自由に移動し活動することができるまちを構築し、都市の活力の維持向上をはかる必要があります。さらに、激甚化する自然災害に対応するための災害リスクを考慮した、安心して暮らせる生活圏を形成しなければなりません。あわせて、世界規模の環境意識の高まりに呼応し、都市活動がもたらす環境負荷を抑制するとともに、厳しい財政状況を見据え、道路などの都市基盤や都市施設等の効率的な維持管理ができる都市構造が求められています。

そのため、駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業、業務、住宅、サービスなどの多様な都市機能が適切に配置・連携され、さらに、歴史・文化、環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされているとともに、都心を中心に、圏域の中枢都市として交流を活性化させ創造的活動を生み出す空間づくりがなされている、大都市における集約連携型の都市構造の実現をめざします。

※**スーパー・メガリージョン**：東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の人口を有する巨大経済圏のこと
イノベーション：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。

（２）めざす空間形成の方向性

「都市構造の考え方」に基づき、市域におけるめざす空間形成の３つの方向性を示します。

① 暮らす（生活）　―ゆとりと便利が織りなす多様で持続可能な生活空間の形成―

公共交通を軸に居住と多様な都市機能が適切に配置され連携した都市構造

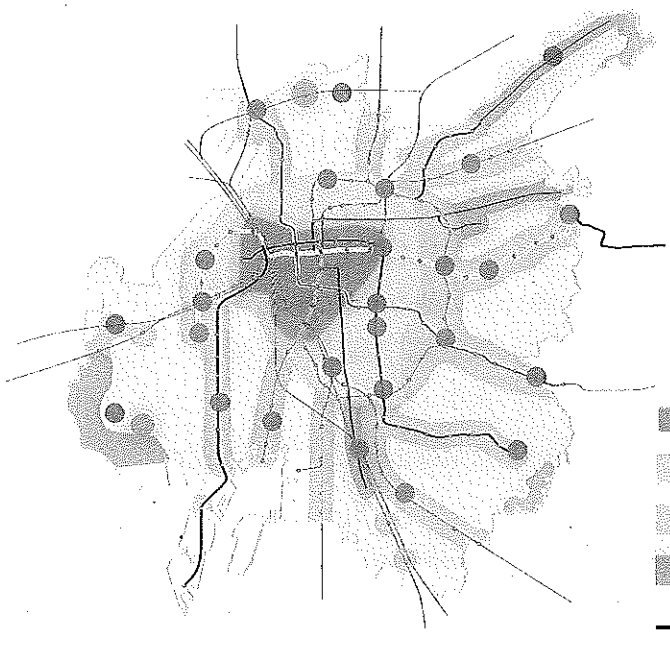

広い住宅敷地や、通勤時間の短さ、高く安定した所得水準といった空間的・時間的・経済的ゆとりと、充実した都市基盤・施設という強みを活かしながら、安全で健康的な、名古屋ならではのライフスタイル空間の形成をめざします。

② 楽しむ（余暇・観光）―歴史と未来の融合で磨くオンリーワンの体験空間の形成―

市内の魅力資源間の連携や広域的な観光連携を構築する都市構造

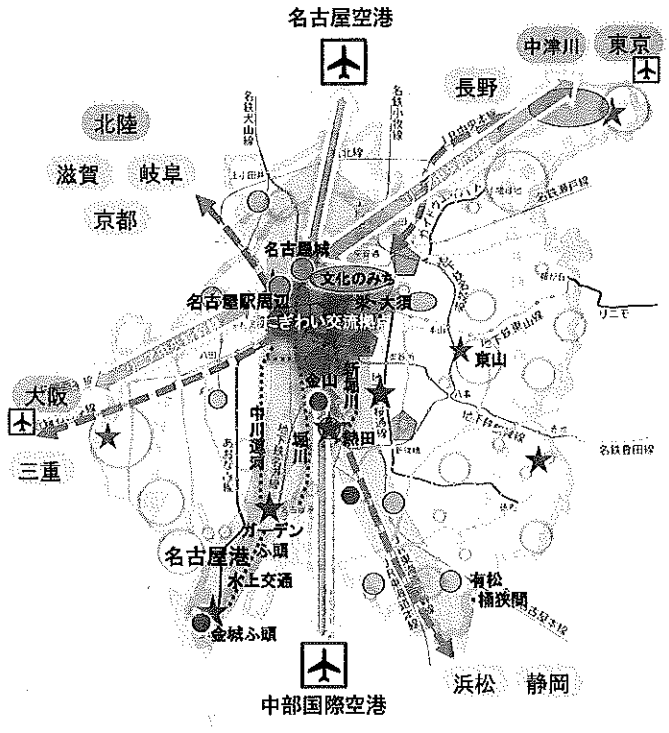

市内における豊富な歴史・文化資源や魅力的な緑・水辺空間の活用や、圏域における魅力資源などを活かし、市民が憩い楽しみ、魅力に感じるとともに、来訪者がまた訪れたいと思う、名古屋の歴史と都市的魅力が融合した空間の形成をめざします。

③ 創る・働く（経済・産業）―技術力と経済力で輝くグローバルな創造空間の形成―

産業や大学の集積など多様な地域特性を活かしてイノベーションを促進する都市構造

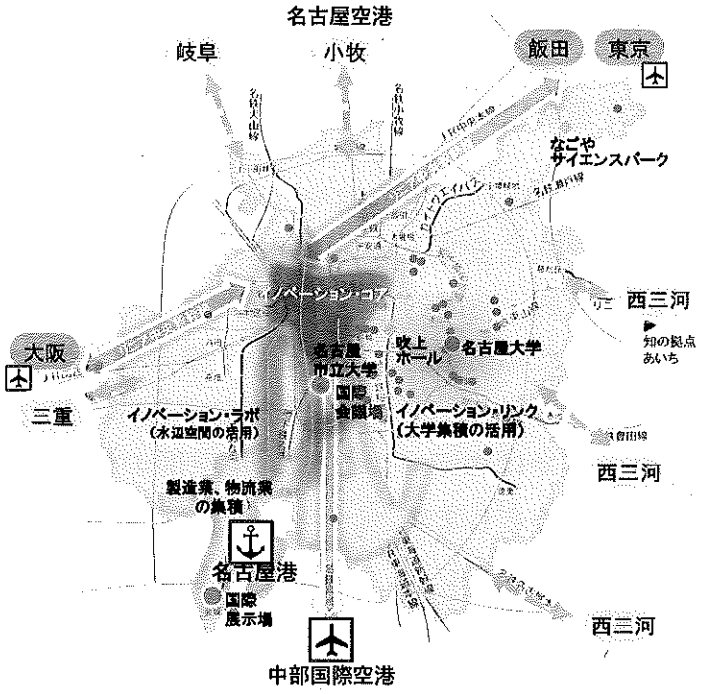

国土の中心という地理性と、陸海空の充実したインフラにより人流・物流を促し、多様な人材の集積や圏域のものづくり技術を活かした新たな価値創造により、強い経済力を維持・向上させていくための空間の形成をめざします。

- 広域的な産業交流拠点（地域拠点）
- その他の産業交流拠点
- 製造業、物流業の集積地
- 大学・短期大学
- 広域連携軸
- 主な広域道路

◆ 将来都市構造図における各ゾーンのまちづくりの方向性（凡例）

- 拠点市街地 - 魅力があふれにぎわう交流拠点	都心ゾーン	リニア中央新幹線が開業する名古屋駅を擁する都心において、スーパー・メガリージョンの中心都市としての広域交流機能を強化
	地域拠点	市内の主要な交通結節点等において、主に市民の生活利便性や豊かな都市活動を支えるための機能を集約
- 駅そば市街地 - 快適で利便性の高い居住環境	都心周辺ゾーン	都心ゾーン周辺の古くに整備された市街地において、都心との近傍性等の特性を活かした再生を推進
	駅そばゾーン	駅を中心とした生活圏において、駅周辺やその後背圏の住民の日常生活を支える都市機能を向上
	準駅そばゾーン	基幹的なバス路線等を中心とした生活圏において、利便性の高い住宅地としての機能を維持
	近隣拠点	一定の都市機能が集積し地域拠点を補完している地区
- 郊外市街地 - 「ゆとり」と「うるおい」がある居住環境	西部郊外ゾーン	多様な土地利用が混在した西部において、職住が近接し多様な機能が調和した生活環境を形成
	東部郊外ゾーン	緑豊かで良好な風致を有する東部丘陵地において、ゆとりとうるおいのある生活環境を形成
- その他のゾーン - 地域特性を活かした土地利用	港湾産業ゾーン	名古屋港を擁する臨海部を中心に、集積した製造業や物流施設の操業環境の保全や機能の更新・高度化を推進
	自然共生ゾーン	市街化調整区域において、現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開

（３）将来都市構造図

「めざす空間形成の方向性」を踏まえた、将来都市構造図を示します。

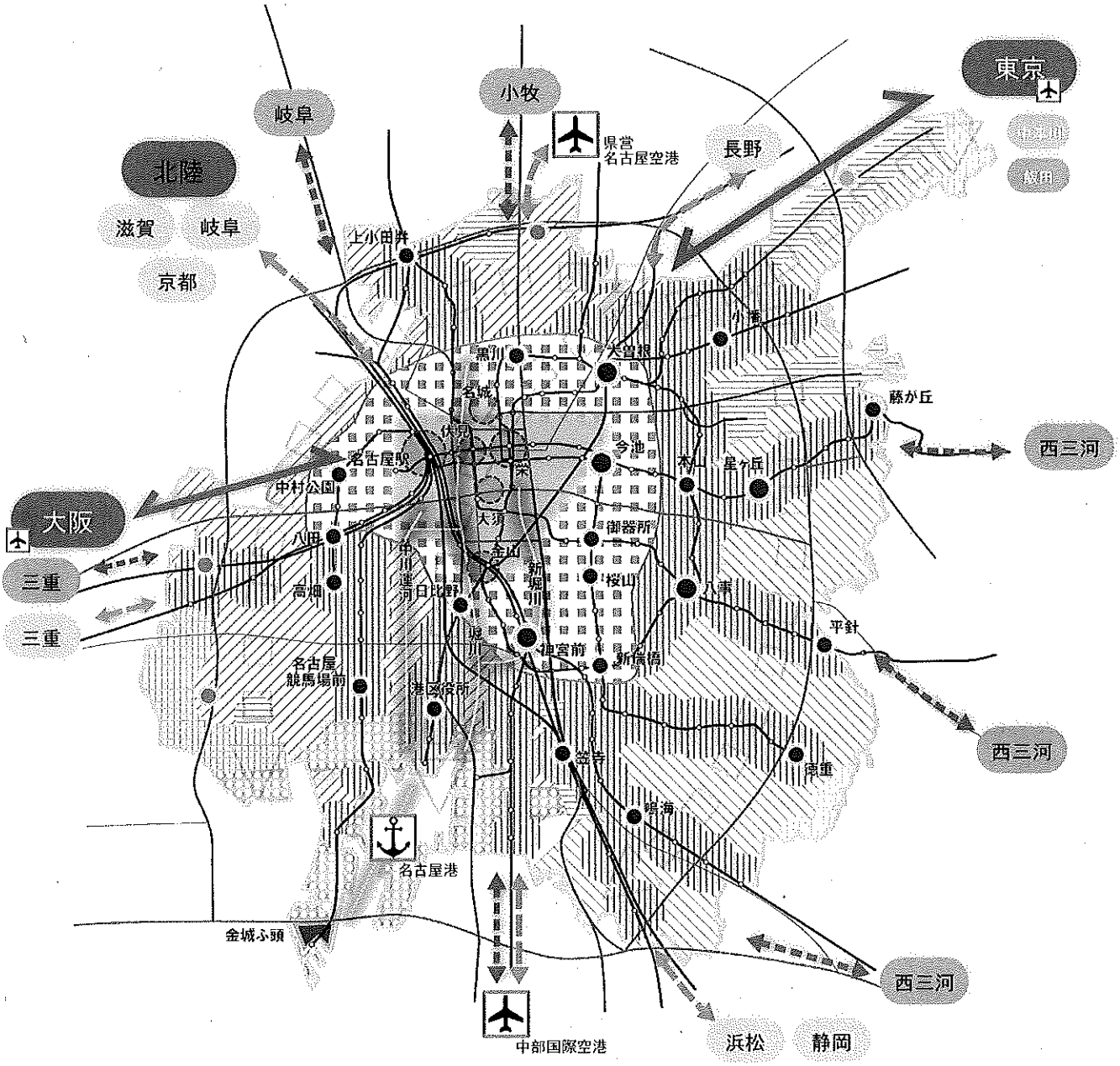

鉄軌道　　基幹バス路線等　　主な広域道路

環境軸（"みどり"のネットワーク）　　水辺連携軸（都心ゾーン～名古屋港）

「楽しむ」連携軸（余暇・観光）　　「創る・働く」連携軸（経済・産業）　　リニア連携軸

4　重点戦略

ここでは「めざす都市像」の実現に向けて、「名古屋を取り巻く状況」を踏まえ優先的に取り組む中長期的な戦略を、選択と集中の観点から、重点戦略として設定します。今後、重点戦略に位置づけられた取り組みに対して、行政資源を優先的に配分することにより計画全体を着実に推進していきます。

重点戦略の考え方

本市は今、時代の大きな転換期を迎えています。少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、発生の切迫度が増す南海トラフ巨大地震や全国各地で多大な被害を起こす豪雨、グローバル化の進展、産業を取り巻く環境の変化など、かつて経験したことのない社会経済情勢の変化の中で、第 20 回アジア競技大会の開催や今後迎えるリニア時代と人口減少社会を念頭に、新たな名古屋を創造していく必要があります。加えて、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs※）」の達成に向けて、本市においても、その理念を踏まえ、誰一人取り残さない、経済・社会・環境が調和した持続可能で強靭（きょうじん）なまちづくりを積極的に進めていかなければなりません。

そのため、これまで歴史の中で先人たちが築き上げてきた名古屋の強みのもと、第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を千載一遇の飛躍のチャンスと捉え、社会を支える「ひとづくり」や強靭（きょうじん）で質の高い「都市づくり」を中心に、未来につながる好循環を生み出す投資を積極的かつ戦略的に行うことにより“住みやすさ”“強い経済力”“にぎわい”“持続可能性”を兼ね備えた世界から選ばれ尊敬される、世界に冠たる「ＮＡＧＯＹＡ」をめざしていきます。

戦略１　**子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます**

戦略２　**みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます**

戦略３　**災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します**

戦略４　**強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します**

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。

重点戦略ページの見方

戦 略

「めざす都市像」の実現に向けて、優先的に取り組む中長期的な戦略を掲載しています。

SDGs アイコン

戦略を推進することで達成に寄与する、SDGs のゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。

戦略の柱

戦略を体系化し、各戦略に 2～4 の柱立てをするとともに、柱ごとの取り組み内容を記述しています。

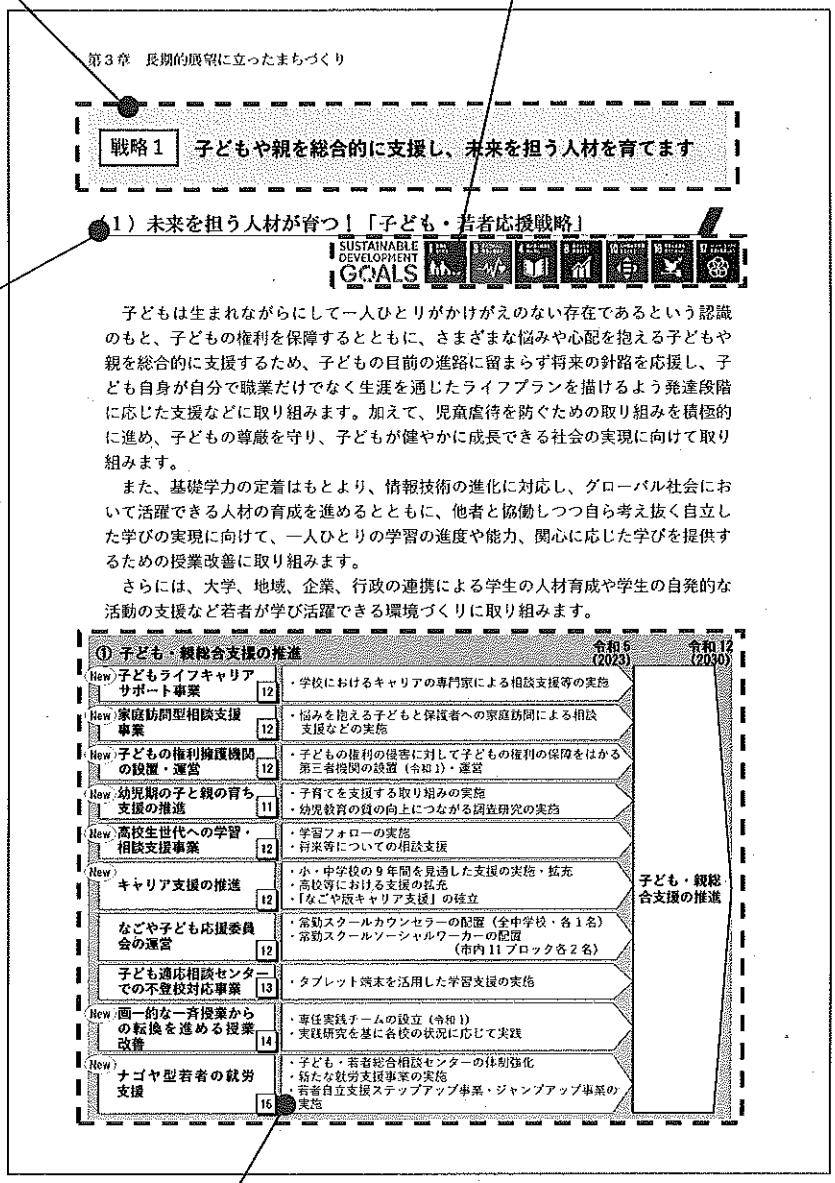

第３章　長期的展望に立ったまちづくり

戦略１　子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます

１）未来を担う人材が育つ！「子ども・若者応援戦略」

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識のもと、子どもの権利を保障するとともに、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、子どもの目前の進路に留まらず将来の針路を応援し、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援などに取り組みます。加えて、児童虐待を防ぐための取り組みを積極的に進め、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みます。

また、基礎学力の定着はもとより、情報技術の進化に対応し、グローバル社会において活躍できる人材の育成を進めるとともに、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、一人ひとりの学習の進度や能力、関心に応じた学びを提供するための授業改善に取り組みます。

さらには、大学、地域、企業、行政の連携による学生の人材育成や学生の自発的な活動の支援など若者が学び活躍できる環境づくりに取り組みます。

① 子ども・親総合支援の推進		令和５(2023)	令和12(2030)
New 子どもライフキャリアサポート事業 12	・学校におけるキャリアの専門家による相談支援等の実施		子ども・親総合支援の推進
New 家庭訪問型相談支援事業 12	・悩みを抱える子どもと保護者への家庭訪問による相談支援などの実施		
New 子どもの権利擁護機関の設置・運営 12	・子どもの権利の侵害に対して子どもの権利の保障をはかる第三者機関の設置（令和１）・運営		
New 幼児期の子と親の育ち支援の推進 11	・子育てを支援する取り組みの実施 ・幼児教育の質の向上につながる調査研究の実施		
New 高校生世代への学習・相談支援事業 12	・学習フォローの実施 ・行末等についての相談支援		
New キャリア支援の推進 12	・小・中学校の９年間を見通した支援の実施・拡充 ・高校等における支援の拡充 ・「なごや版キャリア支援」の確立		
なごや子ども応援委員会の運営 12	・常勤スクールカウンセラーの配置（全中学校・各１名） ・常勤スクールソーシャルワーカーの配置（市内 11 ブロック各２名）		
子ども適応相談センターでの不登校対応事業 13	・タブレット端末を活用した学習支援の実施		
New 画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善 14	・専任実践チームの設立（令和１） ・実践研究を基に各校の状況に応じて実践		
New ナゴヤ型若者の就労支援 16	・子ども・若者総合相談センターの体制強化 ・新たな就労支援事業の実施 ・若者自立支援ステップアップ事業・ジャンプアップ事業の実施		

事 業

第５章の「めざす都市像の実現に向けた施策・事業」に掲げた事業の中から、本計画の策定にあたり、新規に位置づけた事業や内容を拡充した事業を中心に戦略の推進に先導的な役割を果たす主な事業について、令和 12（2030）年度を見据えた計画期間中における取り組み内容を掲載しています。なお、(New)は総合計画に初めて位置づけられた事業を示します。□の中の数字はその事業が掲載されている施策の番号です。

戦略１　子どもや親を総合的に支援し、未来を担う人材を育てます

（１）未来を担う人材が育つ！「子ども・若者応援戦略」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識のもと、子どもの権利を保障するとともに、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、子どもの目前の進路に留まらず将来の針路を応援し、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援などに取り組みます。加えて、児童虐待を防ぐための取り組みを積極的に進め、子どもの尊厳を守り、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みます。

また、基礎学力の定着はもとより、情報技術の進化に対応し、グローバル社会において活躍できる人材の育成を進めるとともに、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、一人ひとりの学習の進度や能力、関心に応じた学びを提供するための授業改善に取り組みます。

さらには、大学、地域、企業、行政の連携による学生の人材育成や学生の自発的な活動の支援など若者が学び活躍できる環境づくりに取り組みます。

① 子ども・親総合支援の推進		令和５（2023）	令和12（2030）
New 子どもライフキャリアサポート事業	12	・学校におけるキャリアの専門家による相談支援等の実施	子ども・親総合支援の推進
New 家庭訪問型相談支援事業	12	・悩みを抱える子どもと保護者への家庭訪問による相談支援などの実施	
New 子どもの権利擁護機関の設置・運営	12	・子どもの権利の侵害に対して子どもの権利の保障をはかる第三者機関の設置（令和１）・運営	
New 幼児期の子と親の育ち支援の推進	11	・子育てを支援する取り組みの実施 ・幼児教育の質の向上につながる調査研究の実施	
New 高校生世代への学習・相談支援事業	12	・学習フォローの実施 ・将来等についての相談支援	
New キャリア支援の推進	12	・小・中学校の９年間を見通した支援の実施・拡充 ・高校等における支援の拡充 ・「なごや版キャリア支援」の確立	
なごや子ども応援委員会の運営	12	・常勤スクールカウンセラーの配置（全中学校・各１名） ・常勤スクールソーシャルワーカーの配置（市内11ブロック各２名）	
子ども適応相談センターでの不登校対応事業	13	・タブレット端末を活用した学習支援の実施	
New 画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善	14	・専任実践チームの設立（令和１） ・実践研究を基に各校の状況に応じて実践	
New ナゴヤ型若者の就労支援	15	・子ども・若者総合相談センターの体制強化 ・新たな就労支援事業の実施 ・若者自立支援ステップアップ事業・ジャンプアップ事業の実施	

② 子どもの健やかな育ちの支援

令和 5 (2023) → 令和 12 (2030)

子ども発達支援の推進	12	・早期子ども発達支援に関する将来構想の策定 ・地域療育センターの機能強化
New 医療的ケア児の支援に関する連携の推進	12	・医療的ケア児の実態把握調査の実施 ・医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置運営 ・コーディネーターの養成・配置
児童相談所の体制強化	13	・児童相談所配置職員数の拡充 ・研修の充実
New インクルーシブ教育システムの構築の推進	14	・交流・共同学習の実施 ・若宮商業高校と高等特別支援学校の併設によるインクルーシブ教育学校の検討推進
日本語指導が必要な児童生徒の支援	34	・日本語指導講師の配置 ・母語学習協力員の配置拡充 ・母語指導補助員の配置拡充 ・通訳・翻訳機器の導入

→ 子どもの健やかな育ちの支援

③ 幅広い学力の育成、体力向上の推進

ことばの力育成事業	14	・なごやっ子読書ノート、なごやっ子読書カードの配付 ・学校司書の配置拡充
子どもの読書活動の推進	10	・なごやっ子読書月間における読書イベントの開催 ・図書館での読み聞かせの実施 ・学校等での図書館司書によるブックトークや読み聞かせの実施
子どもの未来応援講師の配置	14	・配置拡充 ・夏季休業中の特設講座の開設
New SDGs 達成の担い手づくり推進事業	14	・推進校（園）における環境学習や国際理解学習、防災教育、エネルギー教育など多様な学習活動の実施
部活動の振興（小学校）	14	・部活動の見直し ・教員が指導しない新たな仕組みによる活動の実施（令和 3）

→ 幅広い学力の育成、体力向上の推進

④ グローバル人材・ものづくり人材・ICT 人材の育成に向けた教育の充実

New グローバル・エデュケーション・センターの運営	14	・開設（令和 1） ・国内外の企業や大学・研究機関等と連携したグローバル教育の実施
市立高校生の海外派遣	14	・オーストラリア、マレーシア、ドイツ、フランス、イタリアへの派遣
New 小・中学校における理数教育の推進	14	・ロボットプログラミングの実施
New 市立高等学校における学びのあり方改革	14	・パイロット校（教育実践推進校）に指定した緑高校における図書館等の施設の拡充、ICT 機器等の充実

→ グローバル人材・ものづくり人材・ICT 人材の育成に向けた教育の充実

⑤ 学びを支える教育環境の充実

New 高等特別支援学校の整備	12	・若宮商業高校との併設による高等特別支援学校の整備の推進
ICT を活用した教育の推進	14	・学習用 ICT 機器の充実、デジタル教科書の整備 ・授業方法の研究及び研修の充実

→ 学びを支える教育環境の充実

⑥ 若者が学び活躍できる環境づくり

学生タウンなごや等の推進	15	・学生共同活動拠点「N-base」の運営 ・学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営
市立大学における地域と連携・協働した社会貢献活動の推進	15	・学生の社会貢献活動の実施

→ 若者が学び活躍できる環境づくり

（２）安心して子育てできる！「子育て応援戦略」

子育ての負担感・孤立感を軽減し、希望する誰もが安心して子どもを生み、親として成長できるよう、妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援や仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

さらには、男性の仕事中心の生活スタイルと意識の変革を推進するとともに、企業などにおける仕事と子育てとの両立支援の取り組みを促進するなど、行政だけでなく地域や企業などと連携し社会全体で子育て家庭を支援する取り組みを進めます。

① 妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援

令和５（2023）　令和12（2030）

妊娠前から子育て期における相談・育児等支援 11	・不育・不妊症相談の実施（不育・不妊相談窓口の開設（令和１）） ・子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における相談支援、パパママ教室の実施 ・保健師・助産師等による家庭訪問、産前・産後におけるヘルパーの派遣	妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援

② 働きながら子育てしやすい環境づくり

保育所等利用待機児童対策等の推進 11	・民間保育所整備等の実施 ・保育案内人の配置（全区役所・支所） ・保育士確保支援の実施	働きながら子育てしやすい環境づくり
保育所等における多様な子育て支援事業 11	・延長保育、一時保育、病児・病後児デイケア、私立幼稚園預かり保育拡充モデル事業等の拡充	

③ 社会全体で子育てを支援する環境づくり

地域における子育て支援事業 11	・子育て親子の交流の場の提供や育児不安等に対する相談・援助などの実施 ・子育て応援拠点の設置（令和１）	社会全体で子育てを支援する環境づくり
子ども医療費助成 11	・通院：中学校３年生まで ・入院：18歳に達する日以後の最初の年度末まで（令和1）	
子育て支援企業認定・表彰制度 11	・子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業の認定 ・特に優れた活動を行っている認定企業の表彰	

戦略２　みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます

（１）長寿社会を安心に！「健康・安心戦略」

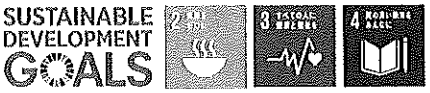

生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、若いうちからの健康づくりや予防医療を推進するとともに、社会的に関心の高い先進的な研究を推進します。また、休日・夜間などでも適切な医療サービスが受けられるよう救急医療体制の充実に取り組みます。

さらには、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に対する支援の充実をはじめ、在宅医療と介護の連携や介護予防・認知症予防に取り組みやすい環境づくりを推進するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、みんなで支え合う地域共生社会の実現をはかります。

① 健康づくり・予防医療の推進、先進的な研究の推進

		令和５（2023）	令和12（2030）
健康増進事業及び受動喫煙対策の推進	3	・なごや健康マイレージの実施 ・喫煙率の減少に向けた啓発の実施 ・受動喫煙対策の推進	健康づくり・予防医療の推進、先進的な研究の推進
歯科口腔保健対策の推進	3	・歯科口腔保健指導の実施 ・歯周疾患検診の実施	
任意予防接種費用の助成	3	・ロタウイルス、おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌、風しん（一般）の実施 ・国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施 ・帯状疱疹の助成開始（令和１）	
がん対策の推進	3	・ワンコインがん検診などがん検診の実施 ・がん検診ガイドの配布 ・がん相談・情報サロンの運営	
New 市立大学における認知症や発達障害などに関する先進的な研究の充実	4	・「脳神経科学研究所」（仮称）の設置（令和１） ・認知症や発達障害などの発症機構解明と予防・治療法開発に向けた先進的な研究の推進	

② 救急医療体制の充実

救急医療体制の確保	4	・第一次救急医療体制の確保 ・第二次救急医療体制の確保 ・第三次救急医療体制の確保	救急医療体制の充実
New 市立大学病院救命救急センターの機能強化	4	・救急・災害医療施設の整備推進	

次ページに続く

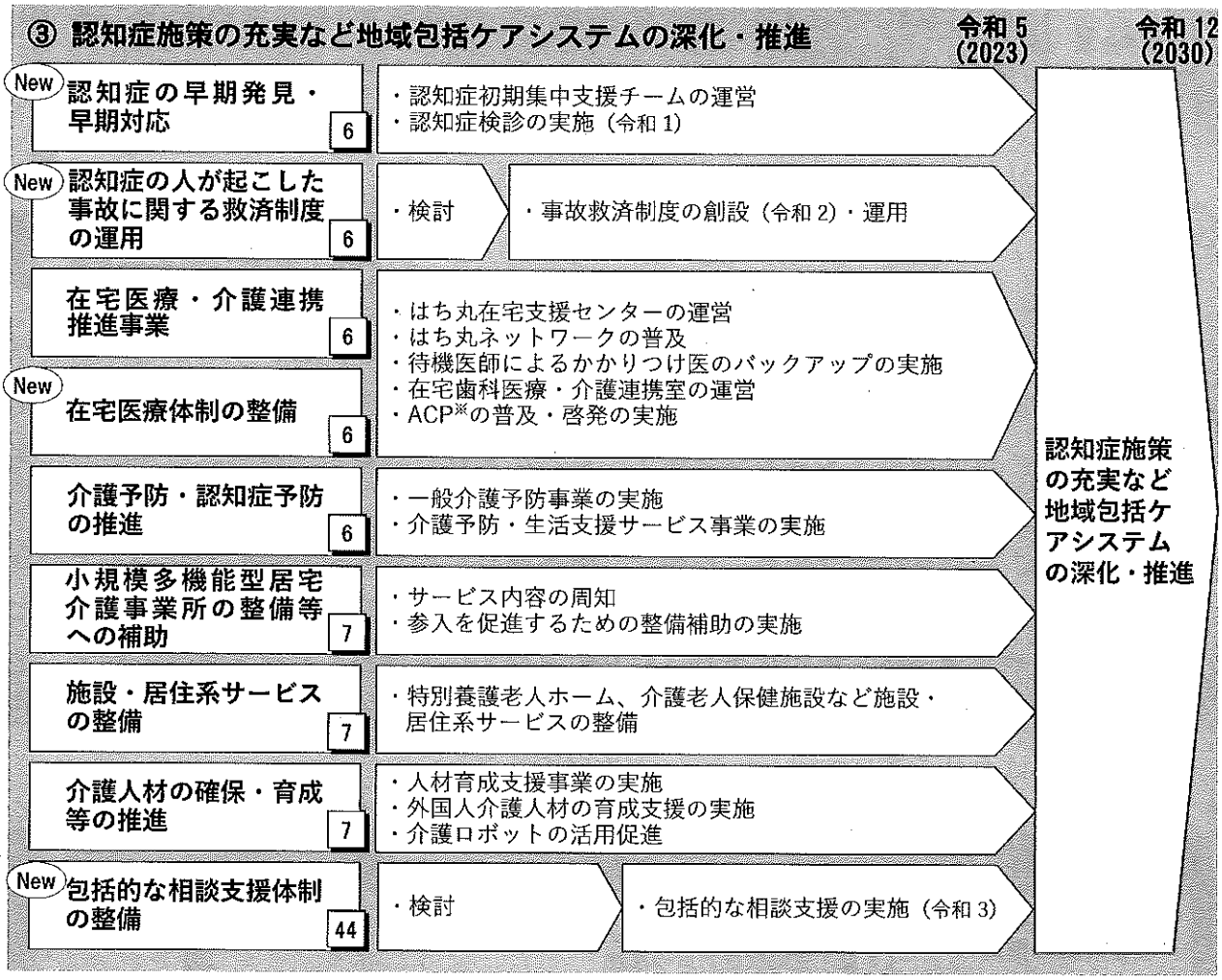

※**ACP**：Advance Care Planning の略。自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて前もって家族等と共有すること。

（２）誰もが活躍！「ダイバーシティ推進戦略」



人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現し、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが職場や地域などで活躍できる環境づくりを進めていくため、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むとともに、必要な生活支援を行うなど多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会の実現を推進します。また、多様な人材がそれぞれの持つ個性と能力を最大限に発揮し活躍できるよう、高齢者、障害者、女性の活躍推進、外国人市民への支援などに取り組みます。

さらには、誰もが安全で快適に生活できるバリアフリーのまちづくりを推進するため、公共交通機関のバリアフリー化などのハード面の整備に加え、広報・啓発を通じた「意識のバリアフリー」に取り組みます。

① 人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現　　令和５（2023）　令和12（2030）

人権啓発活動の推進 1	・なごや人権啓発センターの運営 ・人権啓発事業（講演会、映画会、セミナー）の実施	人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現
学校教育における人権教育の推進 1	・市立の全校（園）における人権教育の実施 ・教職員の人権研修の実施	
社会教育における人権教育の推進 1	・社会教育施設等における講座や講演会の開催	
男女平等参画の意識啓発の推進 2	・講座、セミナーの開催 ・男女平等参画に関するハンドブックの配布	
New 多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等 2	・性的少数者に関する専門相談の実施 ・講座、セミナーの開催	
New 障害者差別解消の推進 8	・障害者差別相談センターの運営 ・障害者差別解消調整委員会の運営 ・障害者差別解消支援会議の開催 ・「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の普及啓発	
New 地域における情報の多言語化 34	・国際センター情報サービスコーナーの運営 ・名古屋転入ウェルカムキットの配布 ・区役所・支所におけるテレビ電話通訳の実施	
地域社会に対する多文化共生の意識啓発 34	・多文化共生推進月間の実施 ・NIC 地球市民教室の運営	

次ページに続く

② 多様な人材の活躍推進

令和 5 (2023)　令和 12 (2030)

雇用等における女性の活躍推進	2	・女性の活躍推進企業の認定（認証）・表彰制度推進
高齢者就業支援センターの運営	5	・相談や情報提供、技能講習などの就業支援の実施 ・高齢者の就業意欲を喚起する取り組みなどの実施
New 障害者就労支援窓口の運営	8	・障害者就労支援窓口の設置（令和 1）・運営
ワーク・ライフ・バランスの推進	9	・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証 ・セミナーの開催
New 市立大学におけるリカレント教育の充実	10	・地域社会や産業界のニーズも踏まえたリカレント教育※の実施
New 日本語学習の支援	34	・NIC 日本語の会の運営 ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の実施
留学生の支援	34	・国際留学生会館の運営補助の実施 ・留学生の交流促進

→ 多様な人材の活躍推進

③ 障害者の地域生活支援

障害者基幹相談支援センターの運営	8	・すべての障害を対象とする地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務などの実施
障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	8	・整備補助の実施 ・運営補助の実施
New 地域生活支援拠点事業	8	・地域生活支援拠点事業所と、地域の障害福祉サービス事業所などの連携による支援の実施
障害者に対する意思疎通支援	8	・手話奉仕員の養成 ・手話通訳者の養成・派遣 ・要約筆記者の養成・派遣 ・盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣

→ 障害者の地域生活支援

④ バリアフリーのまちづくり

民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	28	・段差解消整備完了：近鉄戸田駅、名鉄大曽根駅（令和 1） ・可動式ホーム柵整備完了：JR 金山駅（令和 3）
地下鉄駅の可動式ホーム柵の整備	28	・可動式ホーム柵整備完了：名城線・名港線全 34 駅（令和 2） ・可動式ホーム柵の整備方針の策定：鶴舞線
地下鉄駅のエレベーターの整備	28	・改札内乗換エレベーター整備完了：名古屋駅、栄駅、今池駅 ・交差駅における地上へのエレベーター整備中：御器所駅、伏見駅、本山駅
障害者理解のための広報啓発	28	・障害者と市民のつどいの実施 ・「障害者週間」記念のつどいの実施 ・名古屋シティハンディマラソンの開催

→ バリアフリーのまちづくり

※**リカレント教育**：社会人が必要に応じて学校へ戻って再教育を受ける、循環・反復型の教育。

（３）みんなでつくる！「地域コミュニティ活性化戦略」

誰もが住みやすく、愛着を持てる魅力ある地域とするため、地域住民が年齢や性別に関わらず、みんなで支え合いながら、身近な地域課題の解決に取り組む体制の構築を進めるとともに、スポーツを通じた地域の交流を促進します。また、図書館を市民が気軽に利用でき、学んだことをまちづくりに活かすことができるような施設としていくための整備を進めます。

さらには、地域での活動がより活発となり、まちの活力が向上し続けるよう、地域団体や NPO※、ボランティアなどさまざまな分野における地域の多様な担い手の育成・支援に取り組みます。

① 活躍できる場の形成と参加に向けた地域活動の促進

令和５（2023）　令和12（2030）

地域コミュニティ活性化の推進 44	・地域団体等への参加促進 ・コミュニティサポーターの派遣 ・官民協働によるアイデアソン※等の開催 ・新たな地域コミュニティ活性化事業の検討・実施	活躍できる場の形成と参加に向けた地域活動の促進
図書館整備の推進 10	・なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づく第１ブロック※図書館整備方針の検討 ・第１ブロックの整備推進	
スポーツ実施機会の提供 10	・スポーティブ・ライフ月間の実施 ・市民スポーツ祭、子どもスポーツフェスタの開催 ・でらスポ☆アリーナの開催	

② 地域の多様な担い手の育成・支援

市民活動の促進 44	・市民活動推進センターにおいて、ボランティア・NPOに関する情報提供・相談業務等の実施	地域の多様な担い手の育成・支援
名古屋都市センターの運営 44	・まちづくり活動助成 ・まちづくり講座の実施	
子ども会等地域における青少年育成活動への支援 12	・青少年の育成活動に関わる子ども会等への助成の実施及びその他支援策の検討 ・青少年育成市民会議の活動推進	
なごやすくすくボランティア事業 13	・なごやすくすくボランティアの養成 ・なごやすくすくサポーターの養成	
緑のまちづくり活動の推進 24	・緑のまちづくり活動団体等への支援 ・地域連携による新たな整備及び運用管理のモデル実施・制度設計	

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。
アイデアソン：一定期間、特定のテーマについてチームごとにアイデアを出し合い、共同作業で問題解決をはかる催し。アイデアとマラソンを合わせた造語。
第１ブロック：なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づき、鶴舞中央図書館のほかに市域を５つのブロックに分けたうちの千種・東・守山・名東区を含むブロック。

戦略３　災害から命と産業を守り、安心・安全な暮らしを確保します

（１）備えを万全に！「地域防災戦略」

南海トラフ巨大地震や計画規模をはるかに超える豪雨などの大規模災害が発生した場合には、行政が担う「公助」だけでは限界があります。そのため、市民一人ひとりが地域の災害リスクを理解し日頃から災害に備え、発災時に近所の人と助け合えるような関係性を平常時から構築できるよう、防災啓発活動の推進や、家庭の状況や地域特性に応じたきめ細かな防災対策の推進などを通じて「自助・共助」による地域防災力の向上をはかります。

① 防災啓発活動の推進

	令和５（2023）	令和12（2030）
New 防災意識向上に向けた啓発 17	・港防災センターの運営、展示更新 ・総合防災訓練の実施 ・伊勢湾台風60年事業の実施（令和１） ・防災推進国民大会2019関連事業の実施（令和１）	防災啓発活動の推進
学校における防災教育 17	・「なごやっ子防災ノート」を活用した防災教育の実施、家庭への防災意識の啓発 ・防災用ヘルメットの配備（小学校、特別支援学校小学部）	
New 外国人向け防災事業 34	・外国人防災啓発事業の実施 ・災害時の外国人支援体制の確保	

② 地域特性に応じた防災対策の推進

New 地区防災カルテを活用した防災活動の推進 17	・地区防災カルテを活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等）の検討・推進	地域特性に応じた防災対策の推進
New 地域防災マネジメント事業の推進 17	・家庭及び自主防災組織の防災力の計画的・継続的把握と支援 ・戸別訪問による防災用品を活用した意識啓発の実施 ・家具の固定ができるボランティアの養成・派遣 ・自主防災組織の防災力に応じた活動支援	
New 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援 17	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等に対する避難確保計画等の作成支援 ・民間介護施設や障害者支援施設等における非常用自家発電設備の整備支援	

（２）災害に強く！「災害対応力向上戦略」

災害発生時において市民の命、産業を守り、その後の被害拡大を防ぐとともに、社会活動を早期に再開させるなど市民生活への影響を最小化するため、消防・救助体制の充実、防災拠点等の機能強化、情報収集伝達手段の多様化・充実及び指定避難所の機能強化に取り組みます。また、災害時にも一定の都市機能が確保できるよう、都市基盤施設の耐震化や浸水対策など都市防災機能の強化及び適切な管理に取り組みます。

さらには、交通途絶により引き起こされる帰宅困難者の安全を確保するため、官民が連携して帰宅困難者対策を進めます。

① 消防・救助体制の充実、防災拠点等の機能強化

	令和５（2023）	令和12（2030）
震災時の消防・救助体制の充実 17	・無限消防水利の確保 ・大規模震災時における消防隊・消防団の活動能力の向上 ・可搬式ポンプの整備	消防・救助体制の充実、防災拠点等の機能強化
New 災害対策本部の機能強化 17	・移設工事 → ・新災害対策本部の運用開始（令和２）	
New 災害拠点病院としての市立大学病院の機能強化 17	・救急・災害医療施設の整備推進	

② 情報収集伝達手段の多様化・充実

New 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成 17	・見直し、作成、配布	情報収集伝達手段の多様化・充実
災害時の情報収集・伝達手段の充実 17	・収集手段の充実（デジタル移動無線、市町村防災支援システム、水位情報周知システムの構築・運用等） ・伝達手段の充実（同報無線、緊急速報メール、ウェブサイト、SNS の活用等）	

③ 指定避難所の機能強化

New 指定避難所における良好な生活環境の確保 17	・災害救助物資の備蓄（食糧 175 万食、毛布 34.3 万枚） ・円滑な避難所運営の支援 ・避難生活が長期化した場合も見据えた取り組みの推進	指定避難所の機能強化
New 学校における避難所機能の強化 17	・体育館周りや屋外トイレの洋式化を中心とした改修の実施 ・埋設給排水管の改修の実施	

次ページに続く

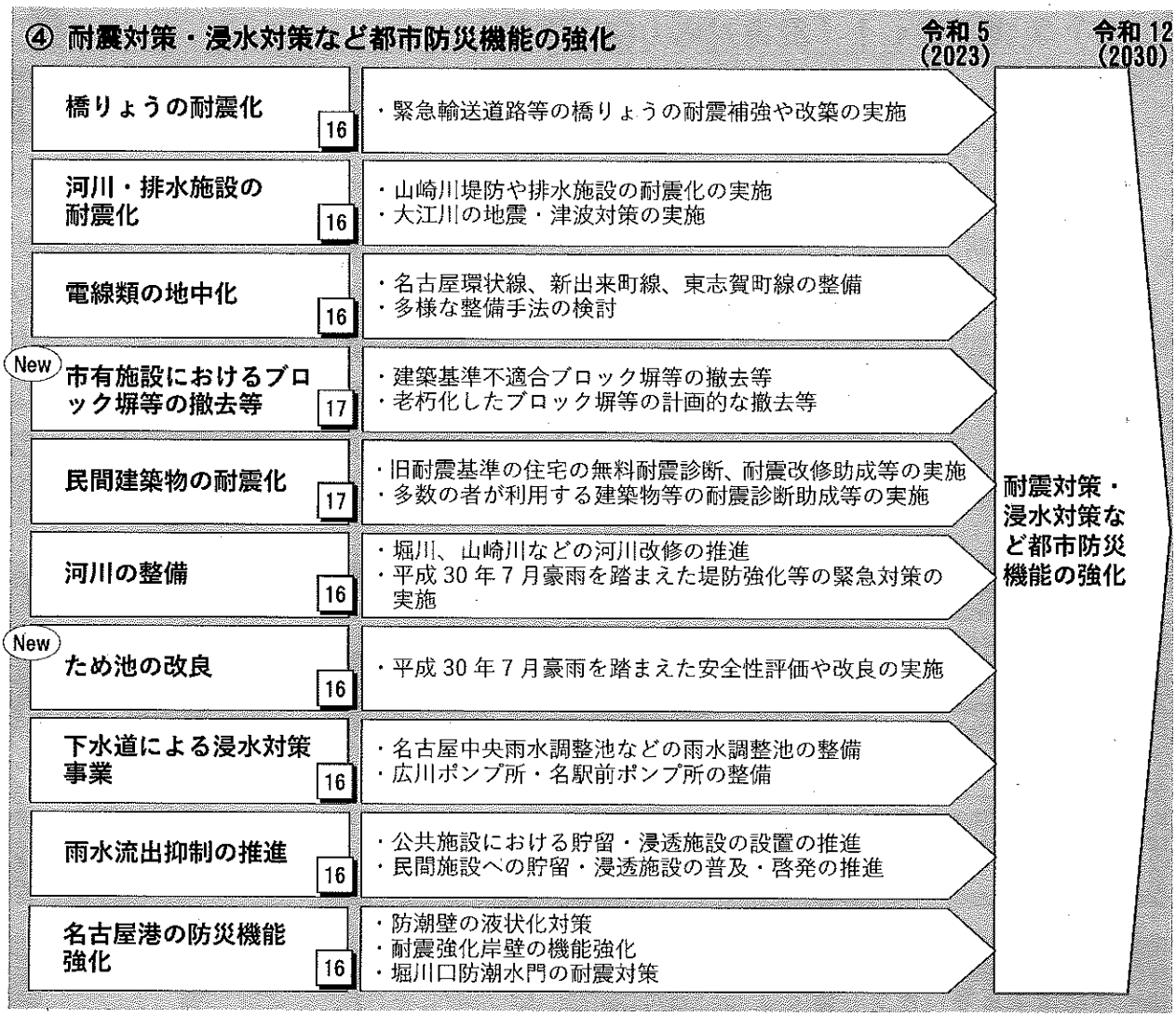
④ 耐震対策・浸水対策など都市防災機能の強化
令和 5 (2023)
令和 12 (2030)
橋りょうの耐震化 16
・緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築の実施
河川・排水施設の耐震化 16
・山崎川堤防や排水施設の耐震化の実施
・大江川の地震・津波対策の実施
電線類の地中化 16
・名古屋環状線、新出来町線、東志賀町線の整備
・多様な整備手法の検討
New 市有施設におけるブロック塀等の撤去等 17
・建築基準不適合ブロック塀等の撤去等
・老朽化したブロック塀等の計画的な撤去等
民間建築物の耐震化 17
・旧耐震基準の住宅の無料耐震診断、耐震改修助成等の実施
・多数の者が利用する建築物等の耐震診断助成等の実施
河川の整備 16
・堀川、山崎川などの河川改修の推進
・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策の実施
New ため池の改良 16
・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた安全性評価や改良の実施
下水道による浸水対策事業 16
・名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備
・広川ポンプ所・名駅前ポンプ所の整備
雨水流出抑制の推進 16
・公共施設における貯留・浸透施設の設置の推進
・民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進
名古屋港の防災機能強化 16
・防潮壁の液状化対策
・耐震強化岸壁の機能強化
・堀川口防潮水門の耐震対策
耐震対策・浸水対策など都市防災機能の強化

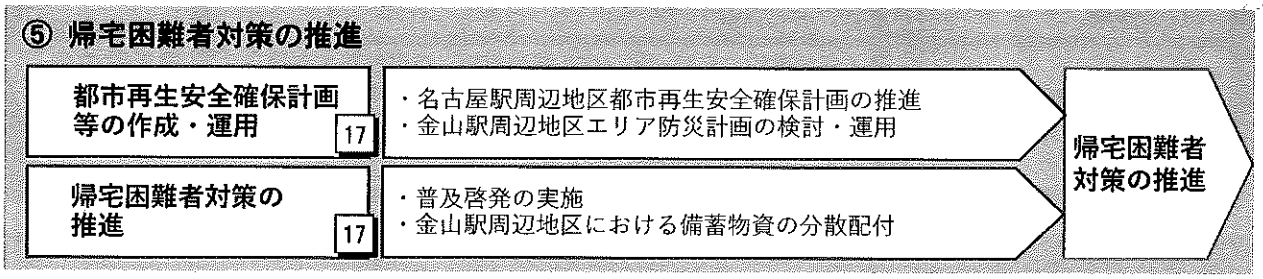
⑤ 帰宅困難者対策の推進
都市再生安全確保計画等の作成・運用 17
・名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の推進
・金山駅周辺地区エリア防災計画の検討・運用
帰宅困難者対策の推進 17
・普及啓発の実施
・金山駅周辺地区における備蓄物資の分散配付
帰宅困難者対策の推進

（３）安心して暮らせる！「暮らしの安心・安全戦略」



増加する救急需要に迅速かつ的確に対応していくため、救急隊の増隊や救急需要の増加緩和など、救急活動に遅れを生じさせないための対策に取り組み、救急救命体制の充実をはかります。

また、高齢者が関わる交通事故の増加や自転車利用者の交通ルールの徹底、空き巣などの地域における犯罪、住宅火災といった身近な安心・安全を脅かす問題へ対応していくため、火災や犯罪、交通事故のない地域づくりにソフト・ハードの両面から取り組むとともに、犯罪被害者等に対する支援に取り組みます。

① 救急救命体制の充実

		令和５（2023）	令和12（2030）
救急出動対応の充実 18	・救急隊の増隊 ・救急活動の効率化（軽量資器材の導入、ICT※活用の検討） ・救急隊運用最適化システムの実用化検討		救急救命体制の充実
救急需要増加緩和策の推進 18	・救急予防の推進 （効果的な救急事故防止対策の検討・実施） ・医療機関などと連携した対策の検討・実施 ・救急受診判断を支援する方策の検討・実施		

② 安心・安全な地域づくり

火災による死者を防止する対策の推進 18	・高齢者世帯への戸別訪問の実施 ・社会福祉施設などへの防火指導の実施 ・火災による死者を防止するための効果的な対策の検討・実施	安心・安全な地域づくり
生活安全活動の推進 19	・街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 （防犯カメラ設置助成、防犯灯 LED 化助成） ・公用車へのドライブレコーダーの設置	
交通安全活動の推進 19	・広報・啓発活動等の実施 ・高齢者の運転免許自主返納の促進 ・自転車安全適正利用の促進	
交通事故危険か所の交通安全対策 19	・交通事故危険か所の防護柵、路面標示、道路照明等、交通安全対策の実施 ・事故分析を行い、新たな交通安全対策の導入の検討、実施	
New 犯罪被害者等支援事業 19	・総合支援窓口の運営 ・経済的・精神的支援の実施 ・広報啓発・人材育成の実施 ・犯罪被害者等早期援助団体への助成	

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

戦略４　強い経済力を基盤に、にぎわいと新たな価値を創出し、環境と調和した都市機能を強化します

（１）来たれアジア！リニア！「都市機能強化戦略」

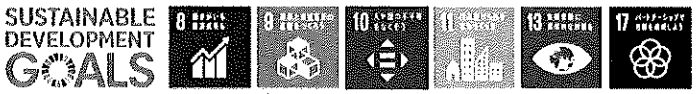

国際的な都市間競争を勝ち抜く世界に冠たる交流拠点都市の形成をめざし、リニア中央新幹線の開業に向けて、名古屋駅のスーパーターミナル化など高い防災性と利便性を備えた都市機能の強化や名古屋駅周辺地区・栄地区・金山地区を中心とした都心のにぎわいや回遊性の向上など魅力づくりを進めます。また、第 20 回アジア競技大会を契機として、名古屋競馬場跡地に予定する選手村の整備と大会終了後のまちづくりを推進するとともに、大会のメイン会場である瑞穂公園陸上競技場の改築に取り組みます。

さらには、自動運転をはじめとした最先端技術の進展など時代の潮流を見据え、先進的なモビリティ技術の活用を促進し、都市交通システムへの実装をめざします。また、公共交通の快適性・利便性の向上や空の玄関口である中部国際空港とものづくり産業を物流面で支える名古屋港の機能強化とあわせた広域交通ネットワーク強化をはかり、大交流を支える都市機能強化に取り組みます。

① リニア中央新幹線開業に向けた都心の魅力づくり　　令和 5（2023）　令和 12（2030）

New リニア中央新幹線の整備促進 33	・整備促進	リニア中央新幹線開業に向けた都心の魅力づくり
New 名古屋駅ターミナル機能の強化 33	・駅へのアクセス性の向上 ・交通結節機能の強化 ・ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成	
New リニア駅周辺の面的整備 33	・リニア駅上部空間の有効活用 ・周辺の面的整備	
New 名古屋駅周辺の地域資源を活かしたまちづくりの推進 33	・魅力・回遊性向上等の検討・実施	
ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善の推進 33	・にぎわい創出とあわせたアクセス改善の推進	
栄地区まちづくりプロジェクトの推進 33	・整備 → ・久屋大通（北・テレビ塔エリア）の供用開始（令和 2）	
	・検討 → ・久屋大通（南エリア）の事業着手（令和 2）	
	・公有地開発（栄角地）の事業着手（令和 1）	
金山地区におけるまちづくりの推進 33	・地区整備計画の策定 ・公用地開発に係る民間事業公募 ・事業着手	

② 第 20 回アジア競技大会を契機とした基盤整備

令和 5 (2023)　令和 12 (2030)

New 第 20 回アジア競技大会選手村の整備及び大会後の跡地のまちづくりの検討 39	・選手村整備の推進 ・選手村後利用事業の検討		第 20 回アジア競技大会を契機とした基盤整備
New 港北エリアにおけるまちづくりの推進 26	・選手村整備と後利用を見据えた将来ビジョンの策定 ・港北エリアまちづくりの推進		
New 瑞穂公園の整備 39	・瑞穂公園陸上競技場の改築に向けた検討	・工事着手（令和 3）	

③ 最先端モビリティ都市の実現に向けた取り組みの推進

New 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入推進 25	・事業計画の策定、導入推進	最先端モビリティ都市の実現に向けた取り組みの推進
ゆとりーとラインの機能強化 25	・ガイドウェイバス自動運転技術の導入等の検討 ・次期ガイドウェイバスシステムの開発	
総合交通政策の企画推進 25	・自動運転をはじめとした最先端技術の都市への実装に向けた検討	

④ 公共交通の快適性・利便性の向上

New 地下鉄駅の内装・照明などのリニューアル 25	・駅全体の壁、床、天井、照明などのリニューアルの実施 整備完了（2 駅）　整備中（6 駅）	公共交通の快適性・利便性の向上
New 地下鉄駅ホームの冷房化の推進 25	・駅ホームの冷房化の実施（2 駅） ・整備手法の検討	
New バスターミナルの環境改善 25	・照明の LED 化やベンチの設置などの実施（7 か所） ・ドライ型ミスト装置の試行設置	

⑤ 広域交通ネットワークの強化

名古屋高速道路の利便性の向上 33	・整備	・名古屋西 JCT 内連絡路の供用開始（令和 2）	広域交通ネットワークの強化
	・名古屋駅とのアクセス性の向上に向けた高速道路出入口の追加・改良等の実施		
名古屋環状 2 号線の整備促進 33	・整備	・専用部（西南部・南部区間）の供用開始（令和 2）	
	・一般部四車線化の整備促進		
中部国際空港の機能強化及び利用促進 33	・二本目滑走路などの機能強化の推進 ・エアポートセールスの実施 ・航空路線を利用した渡航促進		
名古屋港の整備促進 33	・新土砂処分場を含む港湾整備の促進		

（２）持続可能な未来へ！「環境都市推進戦略」



環境への負荷が最小限に抑えられ、ヒートアイランド現象※の緩和など人と生き物が快適に暮らせるような都市環境をめざし、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー・最先端の環境技術の導入拡大など低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を進めるとともに、グリーンインフラ※の考え方を踏まえ、緑に親しめる環境づくりや生物多様性の保全などに取り組みます。

また、海洋プラスチックごみ問題や高齢化の進行、ライフスタイルの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応したごみ・資源の発生抑制、分別・リサイクルなど3R※の取り組みを進めます。

さらには、持続可能な未来に向けて、SDGs※の理念を踏まえた環境と経済・社会をつなぐ統合的取り組みを進めます。

① 低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

令和５（2023）　令和12（2030）

New 水素エネルギーの利活用の推進 31	・燃料電池システム設置補助 ・全区役所への燃料電池自動車の導入・普及啓発の実施	低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
住宅の低炭素化促進 31	・太陽光発電設備やZEH※、蓄電システムの導入補助	
低炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発 31	・国民運動（COOL CHOICE※）と連携した広報やイベントの実施 ・省エネ家電普及事業の実施	

② 緑に親しめる環境づくり、水循環機能の回復、生物多様性の保全

公園経営の推進 24	・民間活力の導入による整備、運営管理の実施	緑に親しめる環境づくり、水循環機能の回復、生物多様性の保全
New 魅力ある都市公園への再生 24	・施設の老朽化対策、バリアフリー化など公園の魅力や利便性を向上させる面的な再整備の実施	
New 美しい街路樹づくりの推進 24	・質の高い街路樹管理の推進 ・シンボル並木の形成によるまちの魅力創出 ・計画的な更新・撤去による安全対策の実施	
市街地の緑の創出 24	・緑化地域制度等による民有地緑化の促進 ・都市公園の整備推進	
New 世界の「AIOIYAMA」プロジェクトの推進 24	・渋滞対策の実施・効果検証（2エリア） ・近隣地区の通過交通状況の経過観察 ・相生山緑地の事業の推進	
健全な水循環の確保 24	・湧き水モニタリングの実施 ・湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 ・河川の浄化に向けた検討調査、地下水利用の検討	
New 生物多様性の主流化 24	・グリーンウェイブ※の推進 ・「国連生物多様性の10年」最終年事業の実施（令和1～2） ・ポスト愛知目標を踏まえた生物多様性の主流化の推進	

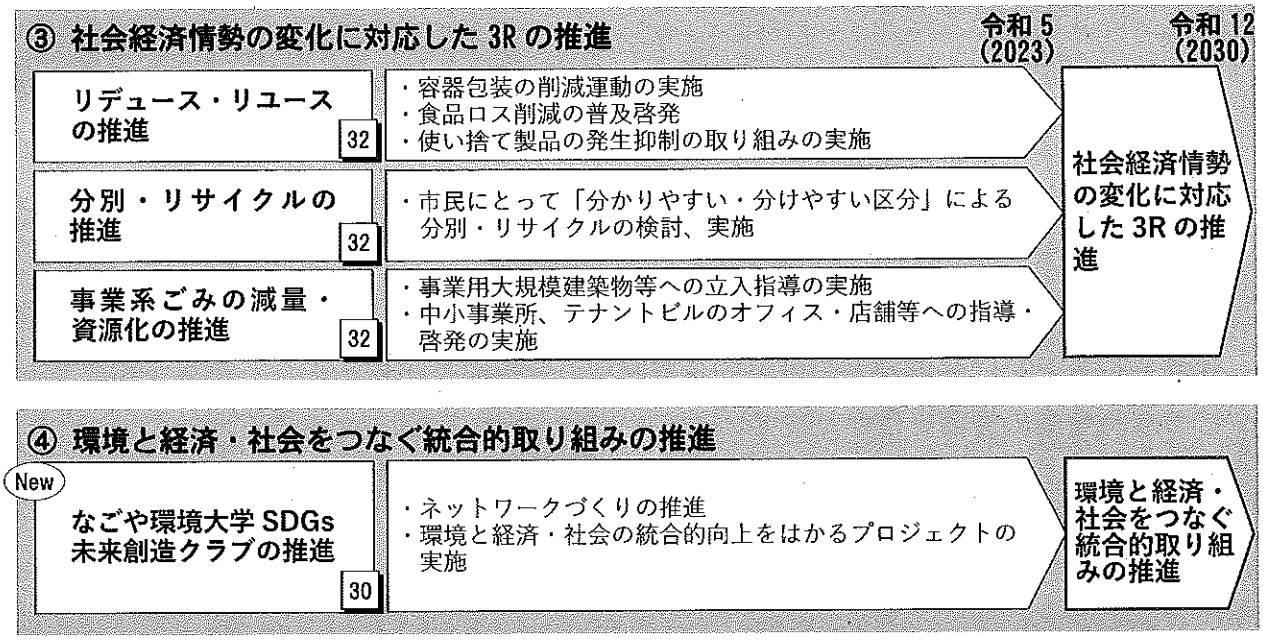

※**ヒートアイランド現象**：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。
グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。
3R：「Reduce＝リデュース（発生抑制）」「Reuse＝リユース（再使用）」「Recycle＝リサイクル（再生利用）」の３つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。
SDGs：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
ZEH：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、太陽光発電等によりエネルギーを創るとともに、断熱性能の高い窓や LED 照明等を導入し省エネルギー化をはかり、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる住宅。
COOL CHOICE：温室効果ガス排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。
グリーンウェイブ：国連が定める「国際生物多様性の日」である 5 月 22 日の午前 10 時(現地時間)に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動。

（３）交流を促進し新たな価値を創出！「イノベーション戦略」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

圏域の強みである自動車産業などの「ものづくり」をはじめとした産業のさらなる発展をめざし、経済団体等との連携によりイノベーション※拠点を設置・運営するとともに、IoT※、AI※、ロボットなどの先端技術の活用、スタートアップの支援、MICE※の推進をはじめとする交流など、新たな価値の創出を促進します。また、本社機能や外資系企業、ICT※企業などの戦略的企業誘致、今後成長が見込まれる航空宇宙産業などの成長産業の振興をはかります。

さらには、域内経済の活性化や持続的な成長に向けて、地域商業の活性化と産業人材の育成・確保に取り組みます。

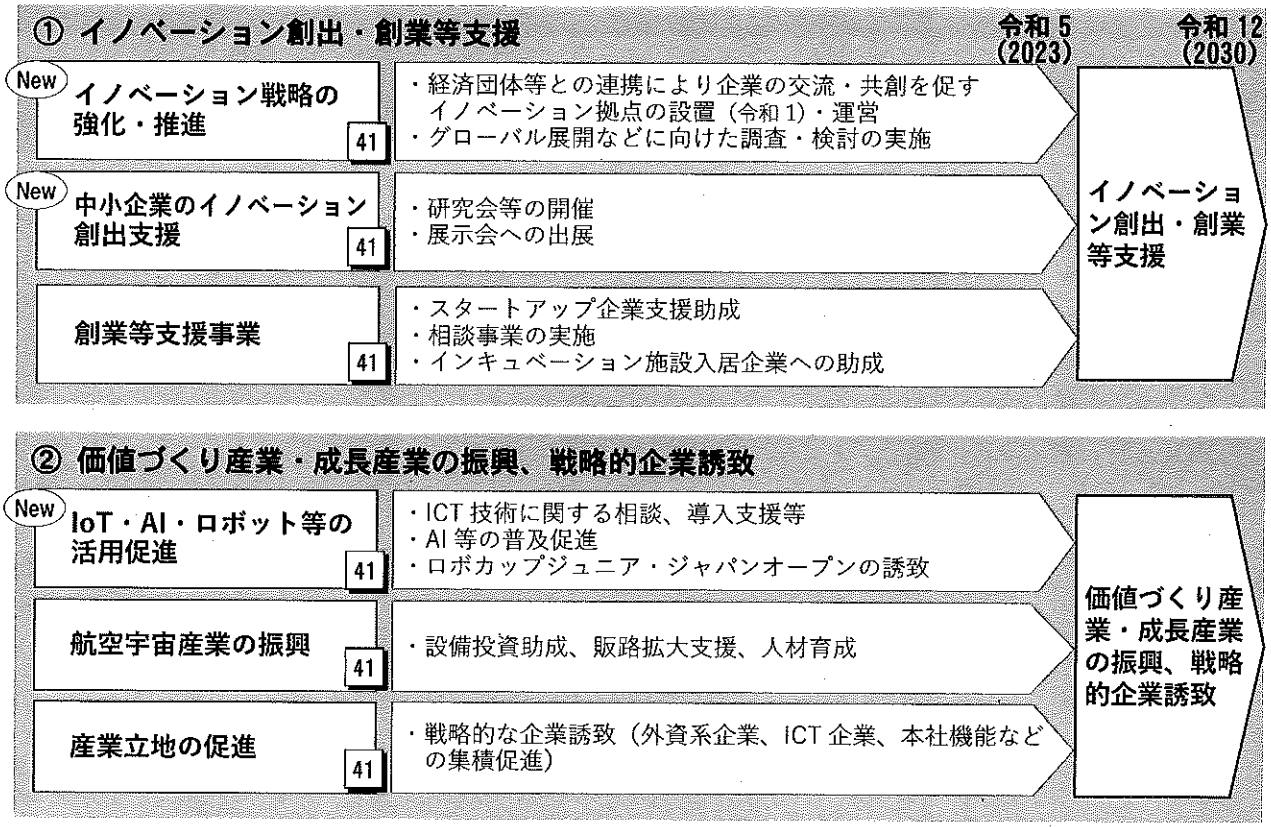

※**イノベーション**：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。
IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
MICE（マイス）：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

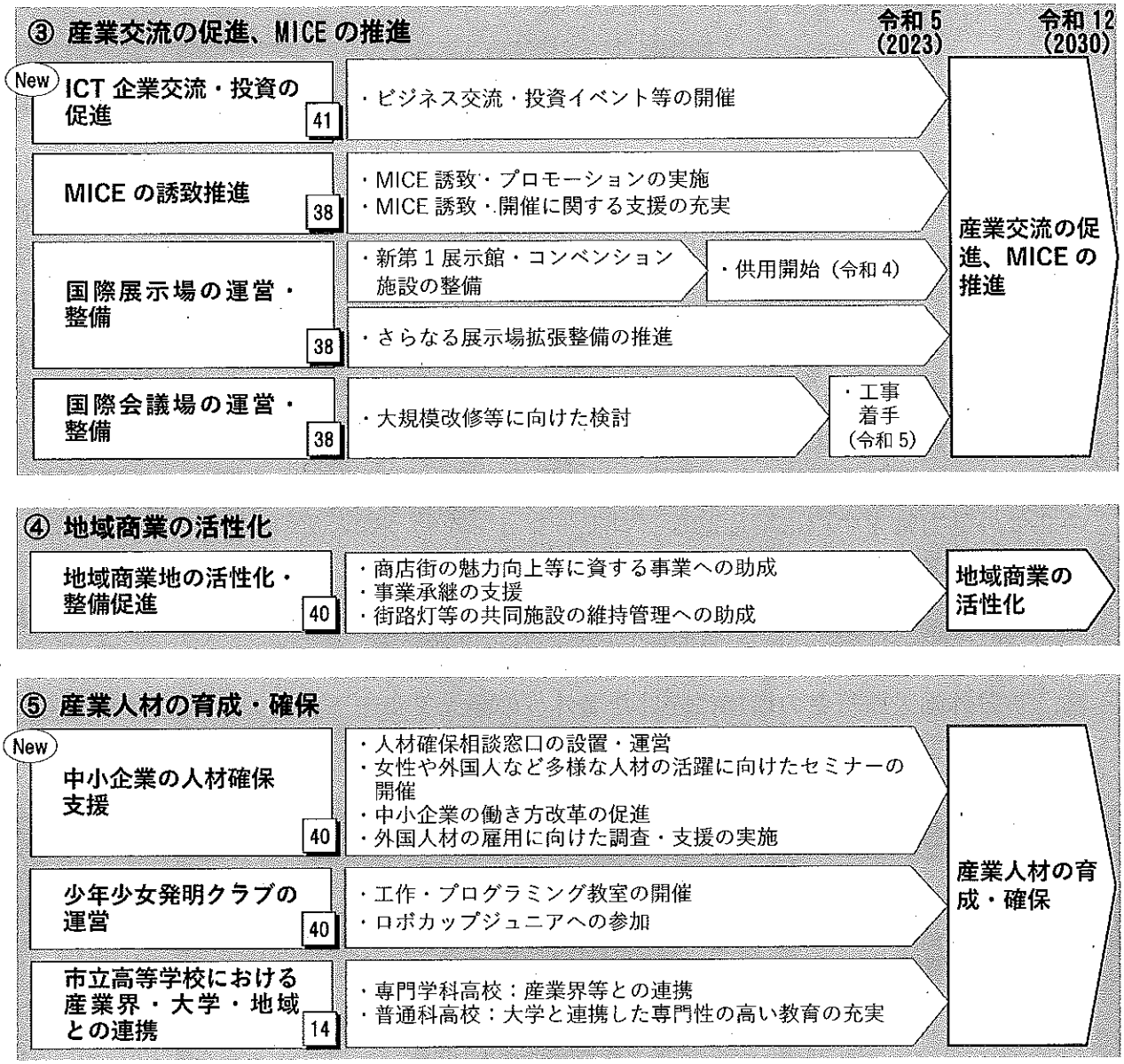
③ 産業交流の促進、MICE の推進
令和 5 (2023)
令和 12 (2030)
New
ICT 企業交流・投資の促進
41
・ビジネス交流・投資イベント等の開催
MICE の誘致推進
38
・MICE 誘致・プロモーションの実施
・MICE 誘致・開催に関する支援の充実
国際展示場の運営・整備
38
・新第１展示館・コンベンション施設の整備
・供用開始（令和 4）
・さらなる展示場拡張整備の推進
国際会議場の運営・整備
38
・大規模改修等に向けた検討
・工事着手（令和 5）
産業交流の促進、MICE の推進
④ 地域商業の活性化
地域商業地の活性化・整備促進
40
・商店街の魅力向上等に資する事業への助成
・事業承継の支援
・街路灯等の共同施設の維持管理への助成
地域商業の活性化
⑤ 産業人材の育成・確保
New
中小企業の人材確保支援
40
・人材確保相談窓口の設置・運営
・女性や外国人など多様な人材の活躍に向けたセミナーの開催
・中小企業の働き方改革の促進
・外国人材の雇用に向けた調査・支援の実施
少年少女発明クラブの運営
40
・工作・プログラミング教室の開催
・ロボカップジュニアへの参加
市立高等学校における産業界・大学・地域との連携
14
・専門学科高校：産業界等との連携
・普通科高校：大学と連携した専門性の高い教育の充実
産業人材の育成・確保

（４）魅力資源の磨き上げ！「魅力向上・発信戦略」

世界中の人が行き交う交流都市・名古屋を創るため、技術の粋を集めて徳川家康が築いた名古屋城を史実に忠実に木造でよみがえらせるなど、名古屋城、東山動植物園をはじめとした観光施設、ものづくり技術やなごやめしといった名古屋が有する独自の文化・歴史資源、観光資源を磨き上げ、さらなる掘り起こしを進めるとともに、市民のまちへの愛着や誇りの醸成を通じて産学官民が連携したオール名古屋による魅力発信を促進します。また、名古屋城を核とした、大須、熱田、有松・桶狭間（おけはざま）などで形成する「歴史・文化魅力軸」と名古屋駅・ささしま地区、栄地区、名古屋港地区と、そのエリアを流れる堀川、中川運河などで形成する「まちづくり・ものづくり魅力軸」の２つの魅力軸を中心に積極的なプロモーションを行うなどそれぞれのエリアの魅力や回遊性の向上をはかります。

さらには、交流人口の増加や都市ブランド力のさらなる向上をめざし、アジアをはじめとした諸外国との交流の活性化、来訪者が快適に滞在できるような受入環境の整備、訪日外国人旅行者の増加に向けた海外への観光プロモーション・情報発信、スポーツ、ポップカルチャーを活（い）かした魅力の創出・発信などに取り組みます。

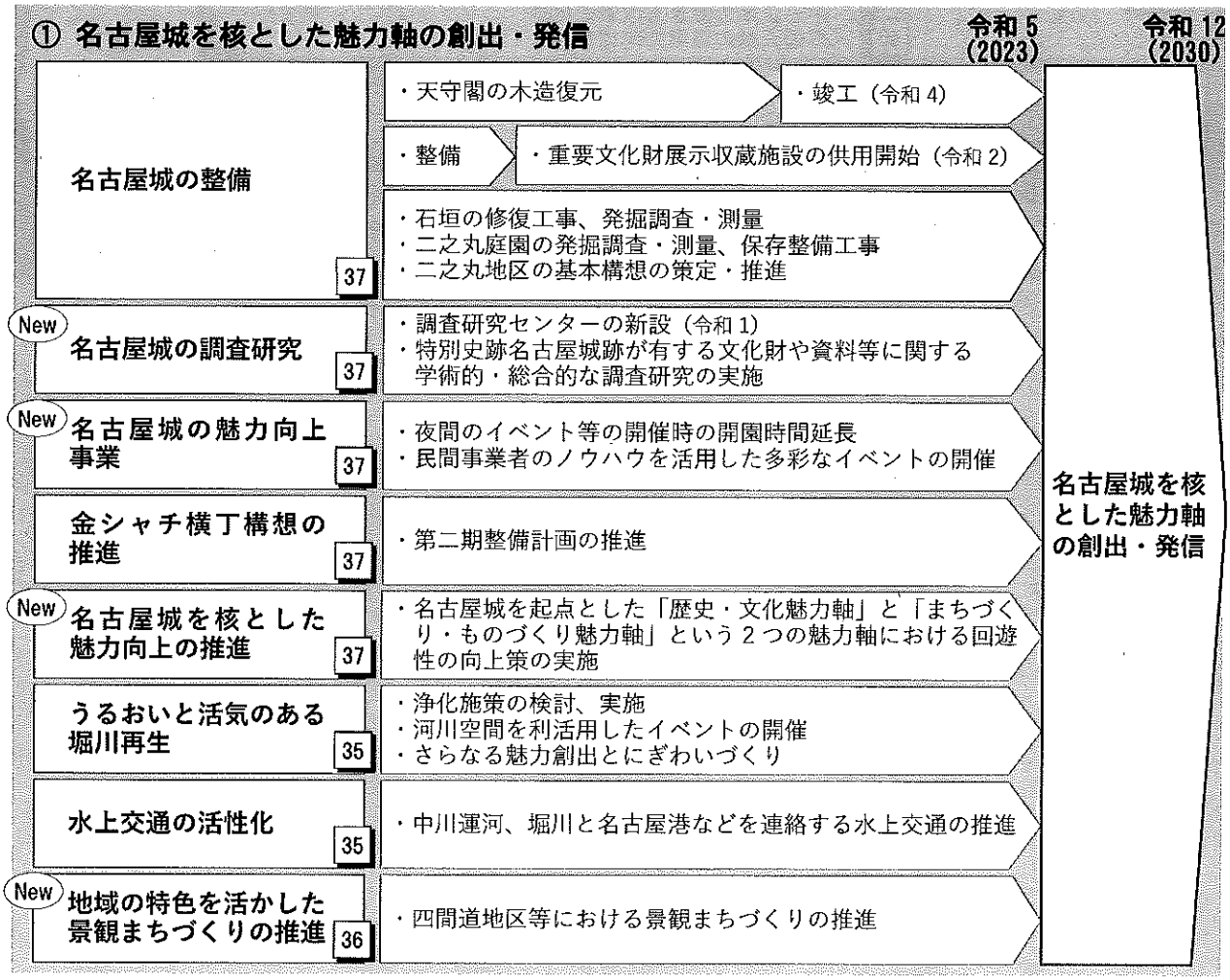

② 文化・歴史資源、観光資源など名古屋が有する魅力の向上・発信

令和５（2023）　令和12（2030）

文化芸術活動の支援・活用	37	・やっとかめ文化祭の実施 ・アッセンブリッジ・ナゴヤの実施（令和２まで） ・新たな文化施策推進体制の検討・実施 ・「芸どころ名古屋」冊子の作成、活用
名古屋フィルハーモニー交響楽団の活動支援	37	・演奏事業（年間 110 回） ・まちかどコンサート（年間 23 回） ・魅力向上事業（中高生への演奏指導、東京・海外公演）
文化施設の運営・整備	37	・公会堂、市民会館、文化小劇場などの運営 ・新たな市民会館の整備推進
歴史観光の推進	38	・武将を観光資源として磨き上げ発信 ・有松、桶狭間、大高地区の観光魅力向上 ・名古屋おもてなし武将隊を活用した観光 PR の実施
歴史まちづくり事業の推進	37	・東海道や熱田・有松などの歴史・文化の魅力向上策の実施
New 伊藤家住宅の保存・活用	37	・四間道町並み保存地区の中心となる愛知県指定有形文化財の伊藤家住宅の保存・活用の推進
New 歴史の里しだみ古墳群の運営	37	・開業（令和１） ・体験プログラム・講演会・古墳ガイドツアー等の実施 ・国指定史跡志段味古墳群の追加指定に向けた整備推進
New 熱田神宮駅前地区におけるまちづくりの推進	37	・未利用地暫定活用の推進 ・未利用地活用事業化検討
金城ふ頭開発の推進	35	・国際展示場歩行者デッキ供用開始（令和４） ・レゴランド®・ジャパン・リゾート拡張調整 ・公募事業者による施設開発
東山動植物園の再生	38	・重要文化財温室前館の保存修理、洋風庭園の整備完了 ・アジアの高地、アジアの熱帯雨林、南アメリカ、アフリカの森、ふれあい動物各エリアの部分整備完了 ・アフリカのサバンナエリア、にぎわいのある快適な園内空間の整備 ・希少動物の導入
科学館の運営	38	・ノーベル賞受賞者顕彰施設の整備（令和２） ・多言語対応の実施 ・B6 型蒸気機関車の動態展示
観光プロモーションの推進	38	・物産展などを活用した観光プロモーションの実施 ・県市連携プロモーションの実施 ・なごやめし普及促進事業 ・名古屋の魅力的な観光情報の発信 ・テレビ塔照明の LED 化

令和５（2023）～令和12（2030）：文化・歴史資源、観光資源など名古屋が有する魅力の向上・発信

次ページに続く

③ 国際交流の推進、受入環境の整備、海外からの誘客促進

令和５（2023）　令和12（2030）

外国諸都市との交流の推進	34	・姉妹友好都市からの使節団受入の実施 ・姉妹友好都市連携周年記念事業の実施 ・パートナー都市※と各分野において実益ある交流の実施
観光案内の充実	38	・観光案内所の運営・機能強化 ・まちなか観光案内所の運営（316か所）
New ラグジュアリーホテル立地促進	38	・質の高い宿泊施設の立地促進施策の実施
New トイレの洋式化及び機能向上	38	・観光施設、地下鉄駅等のトイレの改修
New わかりやすく利用しやすい地下鉄券売機の導入	38	・旅行者向け券売機の設置（3駅） ・地下鉄券売機の多言語化
New 海外からの観光客誘致の推進	38	・海外からの観光客誘致に向けた観光プロモーション事業の実施 ・外航クルーズ船誘致事業の実施 ・他自治体等との広域連携によるアジア及び欧米地域に向けた観光プロモーション事業等の実施
New ナイトタイムエコノミーの推進	38	・観光客の滞在時間の拡大や消費拡大をはかるため、夜の観光コンテンツを充実させるなどナイトタイムエコノミー※を推進

→ 国際交流の推進、受入環境の整備、海外からの誘客促進

④ スポーツ、ポップカルチャーを活かした魅力の創出・発信

New 第20回アジア競技大会の推進	39	・組織委員会の運営 ・広報・PRの実施 ・競技運営・会場の調整
New スポーツを活かした魅力の創出・発信	39	・スポーツツーリズム※の推進 ・スポーツを活用した市中心部でのにぎわいづくりの推進 ・大規模スポーツイベントの誘致・開催によるプロモーション効果の調査
New 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	39	・ホストタウン相手国（カナダ、フランス、ウズベキスタン）との交流事業の実施 ・東京2020ホストタウン名古屋応援委員会による産学官民連携した機運醸成
New コスプレホストタウン等の推進	38	・コスプレホストタウンＰＲ隊によるＰＲ ・コスプレコンシェルジュの運営 ・コスプレ拠点エリアの創設

→ スポーツ、ポップカルチャーを活かした魅力の創出・発信

⑤ シビックプライドの醸成

New シビックプライド醸成に向けたプロモーションの推進	37	・誇りや愛着につながる情報を市民に効果的に発信するプロモーションの実施
New 学校給食におけるなごやめしの提供	14	・子どもたちへ名古屋独自の食文化の魅力を伝え、名古屋への愛着を深めるため、学校給食におけるなごやめしの提供

→ シビックプライドの醸成

※**パートナー都市**：アジアをはじめとする外国諸都市との交流を促進するための、分野を特定した都市間連携のこと。
ナイトタイムエコノミー：飲食店、演劇、ショー等、夜間におけるまちのにぎわいを活性化させ、消費活動を促すことにより経済的な活性化をはかること。
スポーツツーリズム：スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流など、複合的で豊かな旅行スタイルの創造をめざすもの。

5　市政運営の取り組み

ここでは、計画の推進を支える「市政運営の取り組み」について、その基本的な考え方や進め方を示します。

（１）市民本位・地域主体の市政運営
（２）持続可能な行財政運営
（３）市民とともに名古屋の将来を築くことのできる職員の確保・育成
（４）名古屋市がめざす大都市制度

（１）市民本位・地域主体の市政運営

人権を尊重し、人を大切にする視点に立った行政サービス

あらゆる行政サービスは、人権尊重の理念のもと公正・公平に提供されなければなりません。また、きめ細かく質の高いサービスを提供していくためには、市民の声を幅広く聴くとともに、市政運営に適切に反映していく必要があります。

今後は、高齢化のさらなる進行、市民の価値観・ライフスタイルの多様化に加え、外国人市民のさらなる増加が予想され、SDGs※においても、国際社会における普遍的な価値として人権の尊重を掲げています。しかしながら、現実には子どもや支援が必要な高齢者・障害者への虐待など人間の尊厳に関わる問題が起きています。こうした中で、人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現が強く求められています。

本市においては、名古屋市基本構想にまちづくりの基本理念として掲げる「人間性の尊重」に加え、SDGs の理念でもある「誰一人取り残さない社会」の実現も念頭に、市政のあらゆる行政サービスにおいて、職員は常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手である全体の奉仕者として、公正・公平な判断と誠実な職務遂行につとめるとともに、多様な市民の意見を市政に反映する機会を積極的に設けるなど、「人を大切にする視点」に立った行政サービスの提供に取り組みます。

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。

公正かつ透明性の高い市政の確保

市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政を推進するためには、市政に関する情報が市民にとってわかりやすく提供されるとともに、情報の公開が一層進められる必要があります。その一方で、市政における電子情報の利用が拡大していることから、本市が保有する個人情報の保護及び管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要もあります。

そのため、多様な媒体を活用しながら市民に対してわかりやすく情報を発信するとともに、情報提供・情報公開の推進に取り組みます。また、個人情報保護制度を適切に運用し、市民の個人情報の保護を推進します。

地域主体のまちづくり

住みやすく魅力のあるまちをつくっていくためには、地域の課題を最もよく知る地域住民や地域団体、NPO※などが地域の多様な担い手として能力を発揮することが必要です。また、市民に最も身近な行政機関である区役所には、地域活動を総合的・横断的に支える役割や、地域住民や地域団体などと協力し合いながら行政サービスを提供していく役割が求められます。

そのため、地域のまちづくりへの市民参加を促進するとともに、地域住民や地域団体、NPO などが自主的・自立的に活動できるような支援を進めます。また、区役所は「住民に身近な総合行政機関」として、関係機関や地域住民、地域団体などと連携しながら、自主性・主体性を発揮し、地域防災力の向上、地域福祉の推進、区の特性に応じたまちづくりの推進などに取り組みます。

行政サービスの充実に向けた企業、NPO、大学など多様な主体との連携

多様化・複雑化するさまざまな課題に行政のみですべてを対応していくことは困難です。これらの課題に的確に対応し、都市の活力を維持・向上させていくためには、地域の課題に目を向けて教育・研究・社会貢献を進める企業、NPO、大学などの多様な主体と連携し、それぞれの得意分野における能力を有効に活用して行政サービスを充実していく必要があります。

そのため、多様な主体との連携を推進し、企業などが有するノウハウや創意・工夫を積極的に取り入れるなど、行政サービスの充実に向けた課題解決や新たな価値の創造に効果的かつ効率的に取り組みます。

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。

（２）持続可能な行財政運営

行政改革の取り組み ～人口減少社会における安定した経営基盤の確立をめざして～

行政運営にあたって、常に組織及び運営の合理化につとめ、最少の経費で最大の効果を挙げることは、地方自治法に定められた地方公共団体の責務です。

本市においても、平成初期にバブルが崩壊し、右肩上がりの経済成長が期待できなくなった中で、行政評価による事業の見直しや定員の見直し、外郭団体改革、民間活力の活用などによる公の施設の見直しなどの行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかし、今後は、人口減少社会の到来、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化、IoT※やAI※などがもたらす技術革新の進展など、これまで経験したことのない急激な社会経済情勢の変化を迎えることとなります。

本市の財政が、市税収入の大幅な伸びが期待できない一方で義務的経費の伸びが避けられない状況にある中においても、多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が求められるほか、名古屋の発展のために必要な施策の積極的な展開が必要となってくると考えます。

本市が、今後も持続可能な行政運営を行っていくためには、時代の変化を的確に捉え、より困難な見直しにも取り組みつつ、継続的に行政改革に取り組むことで、安定した経営基盤の確立をめざしていかなければなりません。

重視する視点と支える仕組み

行政改革の取り組みを進めるにあたっては、４つの視点を重視するとともに、取り組みを支える３つの仕組みを整えます。

◇　４つの重視する視点

①　施策実現への効果

施策実現の効果やそれに要する費用の観点から事務事業を点検し、効果が薄いものは見直し、より効果の高いものに組織定員などの行政資源を振り向けます。

※**IoT**：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

②　収支バランスの確保

今後の市の財政状況を踏まえた行政資源の適正配分を行い、収支バランスを確保します。

③　官民の適切な役割分担

「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、行政の関与は必要最小限とするとともに、関与が必要な場合であっても、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に活用します。

④　持続可能な制度への転換

適正なサービス水準を確保し、将来にわたってサービスが維持できる持続可能な制度への転換をはかります。

◇　３つの支える仕組み

①　全庁的な検討・推進体制の整備等

行政改革を進めるにあたり、名古屋の発展のために必要とされた施策や見直しが必要な取り組みについて、今後の行政運営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合や複数局室が関与する場合など、必要に応じて全庁的な検討・推進体制を整備し、取り組みの推進をはかります。

②　総点検の実施

課題などの点検や方向性の検討を取組事項ごとにまとめて行うことで、効果的に取り組みを進められるものについては、あらかじめ点検方法やその目的を明確にした上で、取組事項ごとに総点検を実施します。

③　新たな技術、制度等の積極的な活用

AI・RPA※や地方公会計制度などの新たな技術や制度等について、市民サービスの向上や効率的な事務の執行、事務事業における課題の可視化などの視点から効果が見込まれる場合には、取り組みの中で活用していきます。

また、国や他の指定都市などの取り組みについて積極的に情報を収集し、本市における導入可能性を検討します。

※**RPA**：Robotic Process Automation の略。パソコン操作を自動化して定型業務を行うソフトウェアロボットのこと。

具体的な取り組み

取組方針１　行政資源の有効活用

①　行政資源の最適化

平成 27（2015）年度から運用を開始した現行の行政評価制度は、各局室における自主的・主体的な行政資源のシフト促進に寄与してきました。しかし、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供していくためには、社会経済情勢の変化などを踏まえ、長期的な視点からの行政資源の活用がより必要となります。

そのためには、事業の現状を分析し、今後の事業のあり方を見据えて行政資源をシフトしていくことがこれまで以上に求められることから、そのような視点で、現在行っている行政評価について実施方法を見直した上で、行政資源の最適化に取り組みます。

また、内部管理事務についても、ICT※の活用などの新たな視点を加えつつ、国や他の指定都市などの先行事例なども参考に見直しを検討し、効率的な事務の執行につとめていきます。

主な取り組み	行政評価の実施方法の見直し
	内部管理事務の効率化

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

②　ICT の活用

ICT が急速に進展し、民間を中心に多様な分野で AI などの新たな技術の活用に向けた取り組みが進められており、市政各分野において多様化・複雑化するさまざまな課題に的確に対応していくため、ICT を効果的に活用していくことが必要です。また、ICT の活用により行政サービスの利便性の向上が期待されている一方で、サイバー攻撃による情報漏えいなどが懸念されており、誰もが安心・安全に ICT を活用できるように、情報セキュリティを確保していく必要があります。

そのため、平成 31（2019）年 3 月に策定した「名古屋市 ICT 活用に関する基本方針」に基づき、技術革新の著しい ICT を効果的に活用した市政運営を行っていきます。具体的には、ソーシャルメディアやスマートフォン向けアプリをはじめとした ICT が持つ双方向性を活用することにより市民の市政参加を促進するなど、市民と行政のコミュニケーションの円滑化をはかるとともに、利用者目線に立った市民サービスを展開するため、「名古屋市電子申請サービス」をはじめとする各種行政手続きのオンライン化の充実など、ICT を活用した行政サービスの提供をはかります。また、AI・RPA を活用して業務の見直しを進め、市民が利便性を実感できる行政サービスの拡充や業務の効率化に取り組むほか、地域の課題解決や活性化に資するオープンデータ※の活用に関して、企業、NPO、大学などとの交流・対話を進めるとともに、民間のニーズなどを踏まえながら本市が優先的に公開すべきデータについて調査検討を進めるなど、本市におけるオープンデータ化を推進します。あわせて、職員の多様な働き方を可能とするテレワーク※に関して、技術的課題や導入効果の調査検討を進めるなど、ICT を活用した職員のワークスタイル変革に向けた取り組みを進めます。

これらの ICT を活用した取り組みにあたっては、個人情報の保護及び管理を適正に行い、情報セキュリティ対策の徹底をはかるとともに、全庁横断的な体制のもと、技術動向の移り変わりの速い ICT に対して柔軟かつ機動的な対応をはかりつつ、企業や NPO、大学・研究機関などの多様な主体や他の行政機関との連携をはかりながら取り組んでいきます。

主な取り組み	市民と行政のコミュニケーションの円滑化の促進
	ICT を活用した行政サービスの提供
	AI・RPA を活用した行政サービスの拡充や業務の効率化
	民間のニーズなどを踏まえたオープンデータ化の推進
	ICT を活用した職員のワークスタイル変革の推進

※**オープンデータ**：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもののこと。
テレワーク：ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

取組方針２　執行体制の最適化

①　組織及び定員の最適化

これまで本市では、業務の集約化・効率化、施設のあり方の見直し、委託化の推進などによって定員の見直しを進め、より必要度・重要度の高い事務事業へ重点的に職員を配置するなど、効率的な執行体制となるよう計画的な組織及び定員の管理につとめてきました。

引き続き、厳しい財政状況が見込まれる中においても、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用し、新たな名古屋を創造していくための必要な組織整備と職員配置を行っていく必要があります。

こうした実情を踏まえ、引き続き中期的な目標を掲げた計画的な定員管理を行うなど、組織及び定員の最適化をはかります。

具体的には、業務の集約化・効率化や、設置目的・役割を果たした組織の見直しなどの合理化を進めるとともに、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、市の関与が必要な場合であっても、市民サービスの確保をはかりながら、施設のあり方の見直し、業務の民間委託などを行うことにより、組織及び定員の見直しを行います。

その一方で、第20回アジア競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を見据え、スポーツを活(い)かしたまちづくりや経済力の強化など、本計画の重点戦略に掲げた取り組みを推進していくために、必要な組織を整備・強化するとともに、定員の再配分を積極的に行うことにより、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置し、効率的・効果的な行政運営に取り組みます。

あわせて、育児休業等する職員の所属する職場において、円滑な業務執行に資するため代替職員制度のさらなる充実をはかり、職員を支える職場環境の整備等に取り組みます。

主な取り組み	定員の見直し（令和２から６年度当初予算で100人以上の純減）
	組織の整備・強化、定員の再配分
	代替職員制度のさらなる充実などの職員を支える職場環境整備等

②　外郭団体への適切な関与

本市では、平成 21（2009）年度に「外郭団体のあり方」を策定し、平成 25（2013）年度にかけて、外郭団体の統廃合のほか、関与の見直しとして、役員数や随意契約の見直し、外郭団体への補助金等の見直しなどに取り組み、外郭団体のめざすべき将来像である自主的･自立的･持続可能な団体に向けて、一定の成果を上げてきました。

その一方で、財政的なリスクを抱える外郭団体も存在しており、そのような点も踏まえ、今後も引き続き外郭団体に対し、市として適切に関与していく必要があります。

本市が、外郭団体への適切な関与を行いつつ、出資・出捐（しゅつえん）団体として外郭団体を引き続き活用していくため、まずは、平成 25（2013）年度の随意契約や補助金等の見直しの成果を引き続き維持するとともに、人的支援に関しては、必要最小限としていきます。

また、財政的なリスクを抱えている外郭団体に対しては、経営健全化に向け各団体が必要な経営改善に取り組めるよう、必要な指導調整を行います。

さらに、社会的な意識の高まりや本市における取組状況なども踏まえ、事務の適正な管理執行を確保する体制整備を外郭団体にはたらきかけるなど、市の業務を補完･代替する役割を担うといった外郭団体の特性を踏まえ、新たな制度などの導入に対して必要な指導調整を行います。

主な取り組み	随意契約及び市の支出の見直し、必要最小限の人的支援
	財政的なリスクを踏まえた経営健全化に向けた指導調整
	新たな制度の導入などに必要な指導調整の実施

取組方針３　民間活力の活用

①　民間活力のさらなる活用

本市では、平成 16（2004）年度から、公の施設における指定管理者制度※の導入のほか、PFI※手法の導入や市施設の民営化、市有施設へのネーミングライツ※の導入など、民間活力の活用を推進してきました。その後、コンセッション方式※などの新たな手法が構築されたほか、平成 27（2015）年度には、国から「多様な PPP※/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」が発出されるなど、PPP/PFI 手法のさらなる導入が求められています。

本市においても、平成 29（2017）年 3 月に「名古屋市 PPP/PFI 手法導入優先的検討指針」を策定し、PPP/PFI の導入の推進に取り組んできており、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本とし、市の関与が必要な場合であっても、引き続きサービス提供の実施主体に民間活力を導入していく必要があると考えています。

そのため、指定管理者制度については、制度導入後 10 年以上が経過したことから、制度を導入している施設について、民間の資金やノウハウのさらなる活用などの観点から、新たな手法の導入も含めた民間活力の導入可能性について検証を行います。また、PPP/PFI 手法の導入については、指針に基づく導入の検討を進めるとともに、他の指定都市などの導入状況も踏まえ、本市における同様の事業への導入を検討します。あわせて、民間活力の活用を推進するにあたり、民間事業者との意見交換などを行うサウンディング調査※の実施体制を整備していきます。

主な取り組み	指定管理者制度を導入している施設の総点検
	他都市の導入状況も踏まえた PPP/PFI 手法の導入検討
	サウンディング調査の実施体制の整備

※**指定管理者制度**：地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を、管理者として指定した民間事業者等に包括的に実施させる手法。
PFI：Private Finance Initiative の略。PPP の一類型であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
ネーミングライツ：市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法。
コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営等を行う権利を民間事業者に設定する手法。
PPP：Public Private Partnership の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等をはかるもの。
サウンディング調査：事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。

②　公の施設の見直し

公の施設については、平成 19（2007）年度に行政評価を実施し、「名古屋市公の施設のあり方検討委員会」による検討結果に基づき、平成 20（2008）年度に「施設ごとの方向性及び取組みの考え方」を取りまとめ、見直しに取り組んできました。

しかし、その間、指定管理者制度の定着や新たな民間活力導入手法の構築など、公の施設を取り巻く環境は変化してきており、また、人口減少社会の到来や高齢化のさらなる進行、多くの施設の更新時期の到来など、今後の社会経済情勢の変化も考慮すると、既存の公の施設について、そのあり方の方向性を改めて整理していく必要があります。

そのため、これまでの公の施設の見直しに関する取り組みが未了及び未定の施設について、社会経済情勢の変化にも配慮しつつ、今後の取り組みの方向性を再点検するとともに、特に、直営施設については、指定管理者制度の導入をはじめとした民間活力の導入可能性もあわせて点検し、民間活力のさらなる活用をはかります。

主な取り組み	これまでの見直しに関する取り組みの再点検
	直営施設への民間活力の導入可能性の点検

統計データの活用

国においては「統計改革推進会議　最終取りまとめ」（平成 29（2017）年５月統計改革推進会議決定）などを踏まえ、EBPM※（証拠に基づく政策立案）が推進されています。

本市においても、経済社会構造が急速に変化する中で実態を的確に把握し、効果・効率的な市政運営の推進や市民により信頼される市政を展開するため、統計データを政策課題や効果を把握するための客観的な証拠（エビデンス）として積極的に活用する必要があります。

そのため、各種統計データの解析資料や他都市との比較データを整備し、政策立案への統計データのさらなる活用を推進するとともに、職員の統計リテラシー（統計の有用性を理解し統計データを的確に活用する能力）や統計データを用いた政策立案能力の向上をはかります。

主な取り組み	各種統計データの解析資料等の整備
	地域産業構造資料（産業連関表）の作成準備
	EBPM・統計リテラシー等について職員研修の実施

※**EBPM**：Evidence-based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案。

財政運営の取り組み

本市の財政状況について

◇　歳入の現状

歳入の根幹である市税収入について、過去 10 年間の推移をみると、リーマンショックの影響などにより平成 21（2009）年度から 5,000 億円を下回る状況が続いていましたが、その後の景気回復に伴って、平成 26（2014）年度には 5,000 億円台を回復しています。なお、平成 30（2018）年度以後は市税収入が大幅に伸びていますが、これは、景気回復のほか、県費負担教職員制度が見直され、義務教育にかかる教職員の給与等を指定都市が負担することとなったことに伴い、道府県から指定都市へ税源移譲が行われたことが主な要因で、景気回復による実質的な増収とは性格を異にするものです。

また、市債については、災害対策や都市基盤整備などを進めるにあたって貴重な財源となるものですが、後年度には償還する必要がありますので、将来世代に過度な負担を残さないよう計画的な発行につとめています。その結果、市債の残高は全体として減少傾向にありますが、このうち地方交付税の肩代わりである臨時財政対策債が占める割合については、増加傾向にあります。

■市税収入の推移

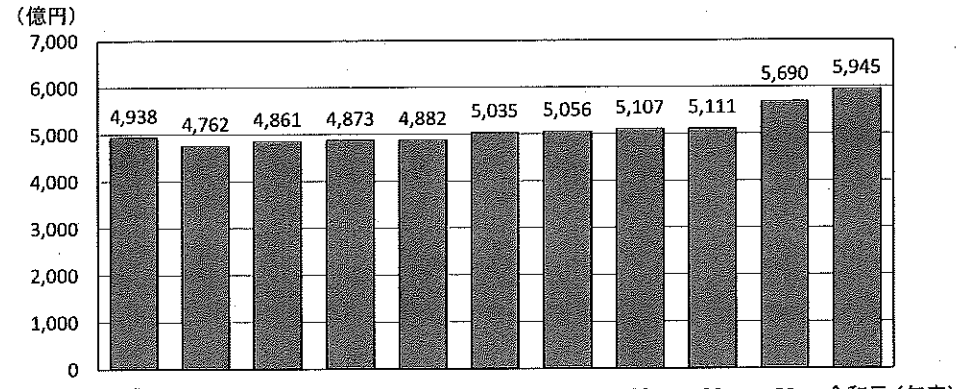

※平成 21～29 年度は決算額、平成 30 年度及び令和元年度は当初予算額

出典：名古屋市作成

■市債残高の推移

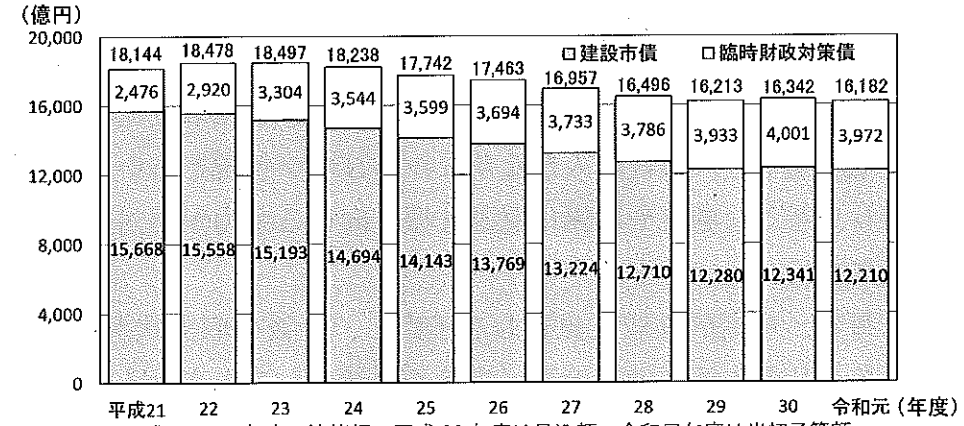

※平成 21～29 年度は決算額、平成 30 年度は見込額、令和元年度は当初予算額

出典：名古屋市作成

◇　歳出の現状

歳出予算について過去 10 年間の推移をみると、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が大きく増加しており、令和元年度当初予算では過去最高の 7,183 億円となりました。これは、福祉や医療、保育などの扶助費が増加傾向にあることが主な要因です。

なお、減少傾向にあった人件費が平成 29（2017）年度に大きく増加したのは、県費負担教職員制度が見直され、従来、道府県が負担していた義務教育にかかる教職員の給与等を指定都市が負担することになったためです。

■歳出予算の推移

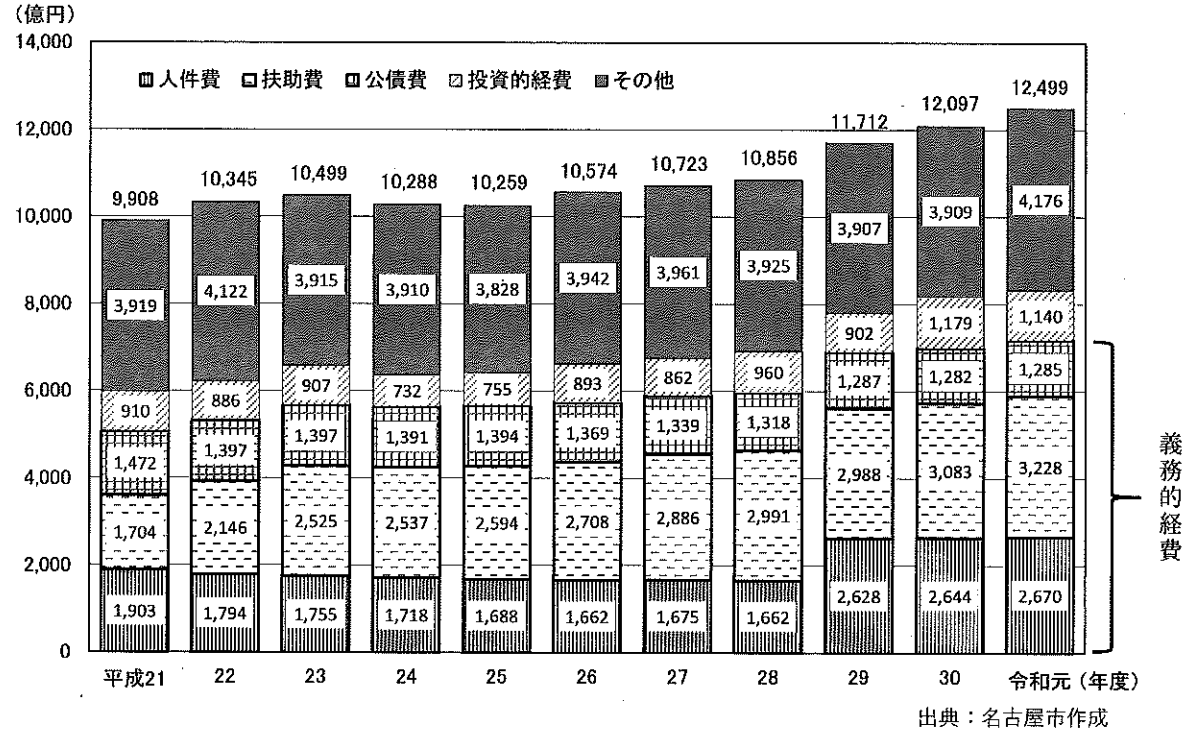

出典：名古屋市作成

財政の健全性

本市は、歳入に占める自主財源の割合が 63.9%（令和元年度当初予算）と指定都市の中で比較的高く、また市債残高も減少傾向にあるほか、法律に基づいて算定する健全化判断比率についても実質公債費比率が 10.5%、将来負担比率が 125.0%（平成 29 年度決算）と基準値の範囲内にあることなどから、財政状況については一定の健全性を維持しているものといえます。

その一方で歳出では、近年は少子化・高齢化の進行などに伴って扶助費が大きく増加し、義務的経費割合は 57.5%（令和元年度当初予算）、経常収支比率は 99.2%（平成 29 年度決算）となるなど、市税収入がなかなか伸びない状況とあいまって財政の硬直化が進んでおり、新たな施策や事業に財源を振り向ける余力が相対的に小さくなっているのが現状です。

このため、毎年、中期的な収支見通しを策定し、今後の収支状況を把握した上で、限りある財源をより優先度や効果の高い施策や事業にシフトさせるため、行財政改革に取り組んでいます。

これからの財政運営に向けて

本市の人口動態を見通すと、令和５（2023）年頃から常住人口が減少に転じると推計され、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は一層増加していくと見込まれています。

このような社会経済情勢の変化を踏まえると、歳入の根幹である市税収入については、将来的に大きな伸びを期待することが難しい一方で、福祉や医療などのための扶助費については、今後さらに増加することが見込まれます。

また、発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、震災や風水害から市民の命と財産を守るための取り組みについては、今後も引き続き喫緊の課題として優先的に対応していく必要があるほか、令和８（2026）年には第20回アジア競技大会の開催、令和９（2027）年にはリニア中央新幹線の開業を控え、まちの姿が大きく変わる転換期を迎えた今にあっては、時機を逸することなく、新たな時代に対応した都市づくりを積極的に進め、将来的な市税収入を生み出す礎を創り上げていく必要があります。

このため、これからの財政運営にあたっては、税源のかん養という視点も十分に取り入れながら、市民の安心・安全や圏域の発展のために必要不可欠な投資については、着実に進めていきます。

また、市民の価値観や生活スタイルの多様化に伴って生ずる新たな市民ニーズに対しても適切に対応できるよう、民間の資金やノウハウの積極的な活用、施設や機能の統廃合なども含め、今まで以上に柔軟で大胆な発想により行財政改革を推進し、これによって生み出された財源を新たな施策や事業に振り向けることで、市民満足度の向上をはかります。

具体的な取り組み

取組方針１　予算編成方法の改善

①　行政評価等の活用

限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、行政評価の結果などを踏まえるとともに、地方公会計制度に基づき統一的な基準で作成する財務書類から把握できる指標などを施策等の振り返りや今後の方向性の検討材料とし、予算編成に活用します。

また、市域や圏域への経済波及効果を期待する施策などを新たに展開する際には、実施手法の検討だけでなく、経済波及効果の程度を考慮した予算編成を行います。

主な取り組み	行政評価や財務書類を活用した予算編成の実施
	経済波及効果を考慮した予算編成の実施

②　民間資金・ノウハウ等の活用

施策をより効果的に展開するためには、公的部門だけで実施するのではなく、民間の資金やノウハウなどを積極的に活用していく必要があります。

民間資金等の活用については、「名古屋市 PPP／PFI 手法導入優先的検討指針」や民間事業者へのサウンディング調査などを通じて検討を行い、予算に反映します。

主な取り組み	民間資金等活用検討結果の予算への反映

取組方針２　財政の健全性の維持と透明性の確保

①　財政の健全性の維持

この計画に掲げた本市がめざす５つの都市像の実現に向けて施策などを安定的に推進していくためには、これを下支えする財政が引き続き健全性を維持することが重要です。

そのため、人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化も踏まえつつ、将来世代に過度な負担を残さないよう、世代間の負担の公平にも配慮した計画的な財政運営につとめます。

主な取り組み	財政調整基金の残高 100 億円の維持
	将来世代に過度な負担を残さない市債現在高の管理

②　市民にわかりやすい財政情報の発信

本市の予算や財政状況については、市公式ウェブサイトやリーフレット「予算のあらまし」などを通じて市民にお知らせをしていますが、グラフやイラストを用いてわかりやすく説明するなど、引き続きわかりやすい財政状況の発信に取り組みます。

また、統一的な基準に基づく「貸借対照表」や「行政コスト計算書」などの財務書類を作成することで、単式簿記による現金主義会計では把握できない資産の保有状況や、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストについても「見える化」をはかるとともに、それらの財務書類から把握できる指標等も活用することで、市の財政状況をよりわかりやすく発信します。

主な取り組み	「予算のあらまし」の発行
	統一的な基準による財務書類を用いたわかりやすい財政状況の発信

取組方針３　歳入の確保

①　税源のかん養

本市は、歳入に占める自主財源の割合が指定都市の中で比較的高い状況にはありますが、扶助費を中心に義務的経費が年々増加するなど、硬直的な財政構造となっているため、新たな施策等に財源を振り向ける余力はそれほど大きくないのが現状です。

そのため、積極的に行財政改革に取り組み、事務・事業の見直しをはかることで財源のシフトにつとめていますが、少子化・高齢化がますます進行する中、今後も災害対策やまちづくりなどへの投資については着実に進めていく必要があり、無駄の削減や効率的な事務執行など従来型の行財政改革だけでその財源を生み出し続けることには困難もあります。

今後は歳入の根幹である市税収入を増やす取り組みが重要であり、都市経営という視点に立って戦略的に施策等を展開し、将来的な市税収入の礎となる税源のかん養につとめます。

主な取り組み	市税収入への影響も意識しながら施策等を企画立案し、歳入の根幹となる市税収入の拡大をはかる。

②　適正な債権管理の推進

本市の保有する債権の未収金額は、債権管理に関する全庁的な取り組みを開始した平成 22（2010）年度当初において 355 億円余であったところ、平成 29（2017）年度末においては 157 億円余と着実に圧縮してきたところです。

今後も、本市の保有する債権について、さらなる未収金の圧縮をはかり、収入の確保と市民負担の公平に資するよう、債権を所管する局室区における自律的かつ持続的な債権管理を全庁的に継続していきます。

主な取り組み	債権の性質に応じた債権管理の年間目標及び年間計画を策定、実行・検証・改善

アセットマネジメントの推進

本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物や道路・河川・公園などの公共土木施設といったさまざまな公共施設は、その多くが昭和 30 年代から 60 年代を中心に整備されており、今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、健全な状態で公共施設を維持管理し、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくため、アセットマネジメントの取り組みを着実に推進する必要があります。

そのため、市設建築物のリニューアル改修や公共土木施設の計画的・効率的な維持管理や改修といった施設の長寿命化による経費の抑制と平準化などのほか、保有資産の有効活用の取り組みを進めます。また、市設建築物については、必要なサービスの確保、社会的ニーズの変化への対応、持続可能な財政の３つのバランスが取れている状態を「適正な保有資産量」と位置づけ、この状態をめざし、施設の再配置、施設運営の効率化などの取り組みを進めます。

（３）市民とともに名古屋の将来を築くことのできる職員の確保・育成

本市では、少子化・高齢化の進行に伴う人口構造の変化や外国人市民の増加、市民の価値観･ライフスタイルの多様化などにより複雑化する市民ニーズへの対応、また、今後発生が予想される大規模災害に対する備えなど、さまざまな行政課題に対して的確に対応していくことが求められている一方、限られた人員や財源の中で、市民から信頼され、より市民満足度の高い行政サービスを実現していかなければなりません。

そのためには、市政に貢献できる優秀な人材を確保し、市政を支える職員一人ひとりが、コンプライアンス※を常に意識しながら、人権意識や国際感覚を磨き、意欲を持って、主体的に能力開発に取り組むとともに、組織全体として、困難な課題を解決する人材の育成に計画的、継続的に取り組み、また、職員の能力を最大限に発揮できる、働きやすく、いきいきと仕事に取り組むことのできる職場環境を整えていく必要があります。

また、近年、育児や介護などのさまざまな事情を抱えた職員が増加し、職員の就労意識も多様化している中、市役所においても働き方改革が求められており、ICTなどの活用を通じた働き方・仕事の進め方の改革・改善をはかる必要があります。加えて、国において公務員の定年引き上げが検討されているように、専門性や知識・経験を備えた高齢層職員の活用方法の検討は喫緊の課題であり、本市においても検討を進めていかなければなりません。

一方、大規模災害が発生した時は、職員が総力を挙げて災害対応に従事し、市民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、平常時から研修や訓練を通して、職員の防災意識を醸成する必要があります。

このような中で、人材が最も重要な経営資源の１つであるとの認識のもと、長期的展望に立って、職員の意欲の高揚、能力開発、一人ひとりが活躍できる職場づくり、防災意識の醸成などを一体的に進め、市民とともに名古屋の将来を築くことができる人材の確保・育成に取り組んでまいります。

※**コンプライアンス**：法令や組織内の各種ルールを遵守するとともに公務員倫理にのっとって正しい行動をすること。

具体的な取り組み

取組方針１　人材の確保と育成

①　意欲ある有為な人材の確保

質の高い行政運営を継続して行っていくためには、多様な人材を安定的に確保し続けることが必要です。そのため、本市の職員一人ひとりが、「次代を担う職員となるべき人材を確保していく」という認識のもと、全市を挙げて人材を確保していくことが必要です。

これからの市政を担っていく意欲ある有為な人材を確保するため、市の業務の魅力ややりがいを伝える広報活動の強化など、広く多くの人材が本市への関心を高め、採用試験に結びつくよう取り組みを進めます。

また、高度化・専門化する行政課題に対応するために、民間企業などでの専門的な知識経験などを必要とする場合には、それが活かされる分野において、外部の人材の登用も行います。

主な取り組み	採用専用ホームページの開設・運用
	主に学生を対象とした名古屋市業務ガイダンスの実施

②　人事評価制度の実施等

市政が直面するさまざまな課題に的確に対応するには、これまで以上に職員一人ひとりのさらなる意欲・能力を引き出し、組織の活力をより一層高める必要があります。そのため、本市では人事評価制度に基づいて目標の共有化、上司と職員の積極的なコミュニケーションの促進などをはかり、職員の能力向上、より一層のモチベーションアップなどに活用してきたところです。また、人事評価の結果は、地方公務員法の規定により、職員の給与・任用等の人事管理の基礎として活用することが求められています。

今後も、職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、引き続き、公正かつ効果的な制度の実施に取り組みます。また、より一層、職員のモチベーションアップや人材育成に資するよう、継続的な研修や制度の周知及び必要な運用の改善を行うとともに、給与・任用等評価結果のさらなる活用についても検討します。

主な取り組み	評価者に対する評価方法やフィードバック手法等の研修・周知
	評価結果のさらなる活用の検討

③　高齢層職員の能力経験の活用

少子化・高齢化が進行し、若年労働力人口の減少が続く中で、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場をつくることは社会全体の重要な課題となっています。また、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60 歳を超える職員の能力・経験を活用することがより一層必要となります。

現在、国において、国家公務員の定年の段階的な引き上げに関する人事院の意見を踏まえ、具体的な措置が検討されています。本市においても、国の動向を踏まえながら、組織活力を維持しつつ 60 歳を超える職員の豊富な能力・経験を有効に活用する制度について調査・検討を行い、必要な取り組みを実施します。

主な取り組み	60 歳を超える職員の能力・経験の活用方法や役職定年制度などの調査・検討等

④　職員の能力開発

職員は、市民から信頼され、組織目標の達成に向けて、主体的に責任感を持って行動しなければいけません。また、近年の社会経済情勢の変化や、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスをより一層向上させるためにも、職務に対する高い意識と広い視野を持ち、時代の変化に対応しながら、新しいことに果敢に挑戦していく必要があります。

そのため、職員が主体的に能力開発に取り組めるよう、各職務段階で必要となる要素を習得する基本研修や、より専門的な知識技能を習得するジャンプアップ研修を実施するとともに、業務に従事する中でより実践的な人材育成をはかるため、各職場において OJT※を推進します。

今後も、継続的かつ計画的に職員の能力向上をはかるとともに、研修プログラムについても、市民ニーズの多様化・複雑化や国際化の進展など時代の変化に的確に対応していけるよう見直しをはかり、効果的な能力開発を推進します。

主な取り組み	基本研修の実施
	ジャンプアップ研修の実施
	OJT の推進

※**OJT**：On-the-Job Training の略。日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。

⑤　職員のキャリア形成支援

能力開発の原動力となる意欲を職員自らが持つためには、組織目標を認識し、やりがいを持って仕事に取り組むとともに、自分自身の将来像を自ら考え、前向きに能力開発を行うことが必要です。

そのため、職員がこれまでの経験から培った強みや能力を活かし、主体的に自らのキャリアを考えていけるよう、職員それぞれの職務段階に応じたキャリアデザインに関する研修を実施するとともに、キャリア相談体制を整備し、職員一人ひとりのキャリア形成支援を推進します。

また、キャリアを考える上で、OJT を通じて上司からのはたらきかけを行うことが重要であることから、役職者に対して、より実践的な OJT を行えるよう、効果的な研修を実施します。

主な取り組み	キャリア相談体制の整備
	キャリアデザインに関する研修の実施
	役職者を対象とした実践的な OJT に関する研修の実施

⑥　女性職員の活躍推進

近年、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することにより、少子化・高齢化や人口減少に対応した活力ある社会を実現することは、一層重要となっています。

人口減少局面における将来の労働力不足への懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）確保の観点から、女性の力を最大限に発揮していくことは社会全体の重要な課題となっており、平成 27（2015）年９月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、国、地方公共団体及び民間企業に対し、女性の職業生活における活躍を推進するための施策や取り組みが求められています。

本市においても、女性職員の割合が年々増加しており、女性職員がその個性と能力を最大限に発揮し活躍することが今後ますます必要となってきます。市政に男女双方の視点を反映し、市民ニーズにより的確に対応した市政の実現につなげるため、女性職員の活躍を推進します。

主な取り組み	女性職員が活躍できる組織風土の醸成
	仕事と家庭生活の両立支援の推進
	女性職員の登用の推進

⑦　職員の防災意識の醸成

本市において、大規模災害が発生すれば、市民の生命・身体・財産の保護や都市機能の維持・早期回復をはかるため、すべての所属が速やかに災害対応を進めていかなければなりません。こうした責任を着実に果たすためには、平常時から組織全体で危機感を共有し、職員一人ひとりが日々の職務と同様の高い使命感を持ちながら、防災対策に臨む姿勢が求められます。

そのため、職員一人ひとりが迅速に参集し、災害発生時に「自分が何をすべきか」を認識し行動できるよう、職員各自の非常配備・動員計画、各種マニュアル及び防災任務カードなどの確認を行うとともに、職員自身や家族の被災を防止することも重要です。

また、職員の防災意識の醸成、分担任務への理解促進に向けた総合的な研修を実施するとともに、災害対応力の向上と、各部間の協力・連携体制の一層の強化をはかるため、実践的な図上訓練・情報伝達訓練などを実施します。

主な取り組み	非常配備・動員計画等の周知徹底
	災害対応に関する職員研修の実施
	災害対策本部図上訓練等の実施

取組方針２　コンプライアンスの確保

①　コンプライアンス意識の啓発

組織として適正な服務規律を保ち、市民の信頼を確保するためには、職員一人ひとりが、職務内外を問わず、法令等を遵守し、高い倫理観を常に持ち続けることが重要であり、個々の職員のコンプライアンス意識を向上させる取り組みやコンプライアンスの確保に向けての組織的な取り組みを継続的に進めることにより、公平・公正な職務の遂行をはかっていかなければなりません。

そのため、継続的に研修や講演会などを実施し、コンプライアンス意識の啓発に取り組みます。

主な取り組み	研修や講演会の実施
	職場風土改革月間の設定と各種取り組みの実施

②　内部統制体制の整備・運用

限られた人員や財源で、地方公共団体が直面するさまざまな課題に対応していくため、より一層業務の効率化をはかるとともに、事務の適正な執行を確保することが必要であることから、地方自治法の改正がなされ、令和2（2020）年度から、あらかじめ業務上のリスクがあることを前提に、組織として対応策を講じる仕組みである内部統制制度の導入が義務付けられました。法改正を踏まえた内部統制体制の整備・運用により、事務の適正な執行の確保に取り組みます。

主な取り組み	内部統制体制の整備・運用

取組方針３　働きやすい環境づくり

①　ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意識やライフスタイルが多様化する中、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って効率的に業務を行うため、引き続き職員の健康管理につとめるとともに、ICT の活用による働き方・仕事の進め方の改革を積極的に進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した職場環境を整えることが必要です。

そのため、すべての職員が心身の健康を保ち、働きやすく、いきいきと活躍できるよう、職員の仕事と育児や介護などの生活との両立を支援する取り組みを推進するとともに、テレワークや時差勤務など働く時間や場所が柔軟に選択できる仕組みづくりの検討を進めます。

主な取り組み	職員子育て支援プログラムの策定・実施
	名古屋市イクボス宣言の実施
	総実勤務時間の短縮に向けた取り組みの推進
	職員のこころいきいきプラン 2023 の実施
	テレワーク、時差勤務など働く時間や場所が柔軟に選択できる仕組みづくりの検討

（４）名古屋市がめざす大都市制度

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、圏域の中心都市として、大都市特有の行政需要への的確な対応が求められています。また、スーパー・メガリージョン※における中心都市として、圏域ひいては国全体の発展をけん引していくことも期待されています。

こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしく、実態に合った大都市制度を創設することが必要になります。

そのため、本市が中長期的にめざすべき大都市制度として、「『名古屋市の自立』と『名古屋大都市圏の一体的な発展』をめざす。」との基本理念のもと、「圏域全体をけん引」、「行財政面における自主・自立」及び「地域ニーズへのきめ細かな対応」の３つの視点を定めた上で、それらに基づく方向性として「圏域における自治体連携の推進」及び「『特別自治市』制度の創設」を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めていきます。

名古屋市がめざす大都市制度の全体像

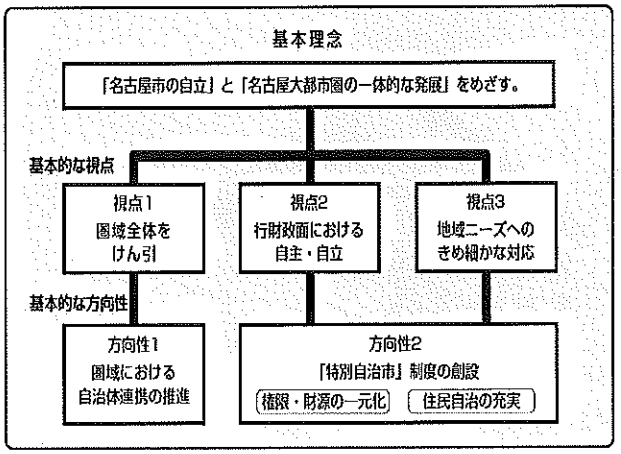

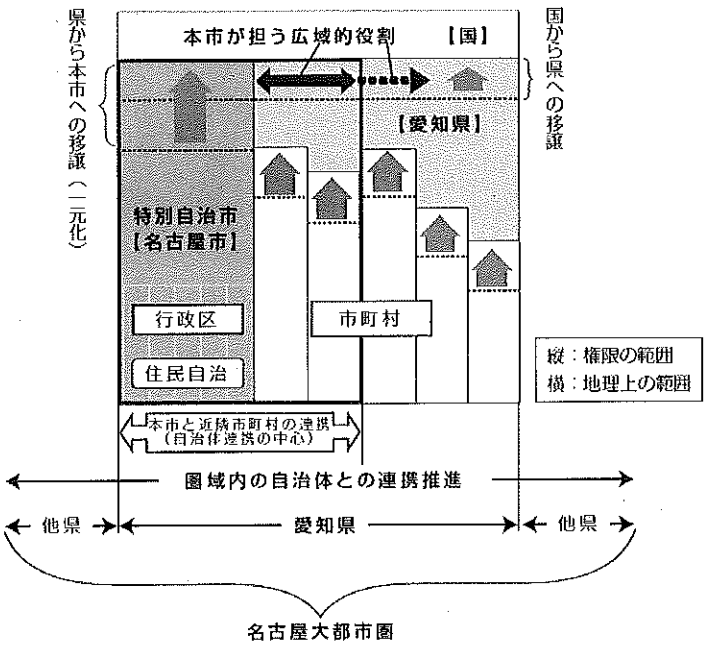

※**スーパー・メガリージョン**：東京、名古屋、大阪はメガリージョンと呼ばれる大都市圏域を形成しているが、スーパー・メガリージョンは、その三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ、リニア中央新幹線全線開業により一体化し形成される世界最大の広域経済圏のこと。

圏域における自治体連携の推進

名古屋大都市圏※は、市町村の境界を越えて市街地が連なるとともに、人口や高度な都市機能が集積し、経済・社会・文化の面で一体的な圏域を形成しています。圏域内では、多くの企業、人々が行政区域を越えて活動しているため、既存の行政区域にとらわれることなく、広域的な視点から圏域内の行政課題を考える必要があります。

また、少子化・高齢化のさらなる進行に伴う人口構造の変化は、この圏域の多くの自治体においても避けられない課題であることから、個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位で有機的に連携することで都市機能などを維持確保するといった視点が今後必要となってきます。

こうした状況を踏まえ、本市は圏域の自治体との連携をこれまで以上に積極的に推進し、強い大都市圏の形成をめざします。特に、日常生活・都市活動において密接な関係にある近隣市町村とは、「広域的な運命共同体」との認識のもと、連携・協力関係をより一層強化し、圏域における自治体連携をリードします。

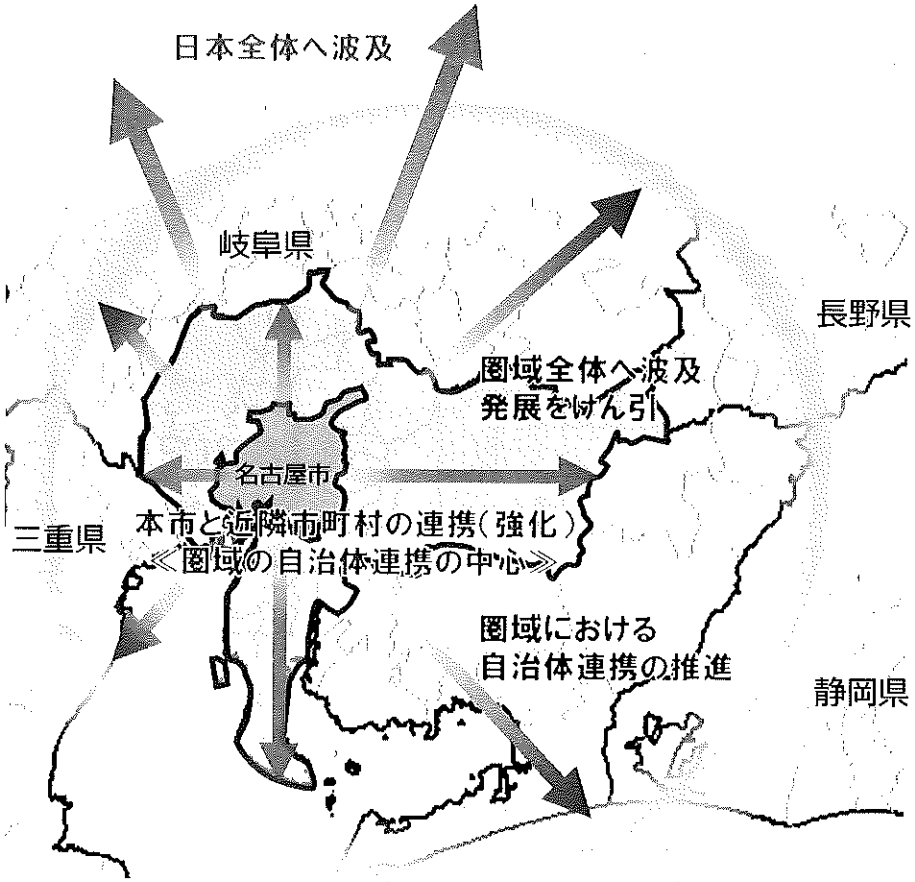

※**名古屋大都市圏**：名古屋市を中心におおむね 30～50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに柔軟に捉えたエリア。

「特別自治市」制度の創設

本市をはじめとする指定都市（政令で指定された人口 50 万人以上の市）は、現行制度上、大都市行政の合理的・能率的な執行と市民の福祉向上をはかるため、一般の市とは異なる特例が設けられていますが、事務配分が特例的・部分的に留まり、また、税財源の措置が不十分であるなど、多くの課題を抱えています。

今後、より一層市民サービスの充実をはかるとともに、圏域ひいては国全体の発展をけん引していくためには、その潜在能力を最大限に活かす、抜本的な制度改革が求められます。

そのため、現行の指定都市制度に代わる新たな制度として、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」制度の創設を、他の指定都市とともに国に強くはたらきかけていきます。

なお、現行制度においても、自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国・県からの権限・税財源の移譲に向けた取り組みを進めます。

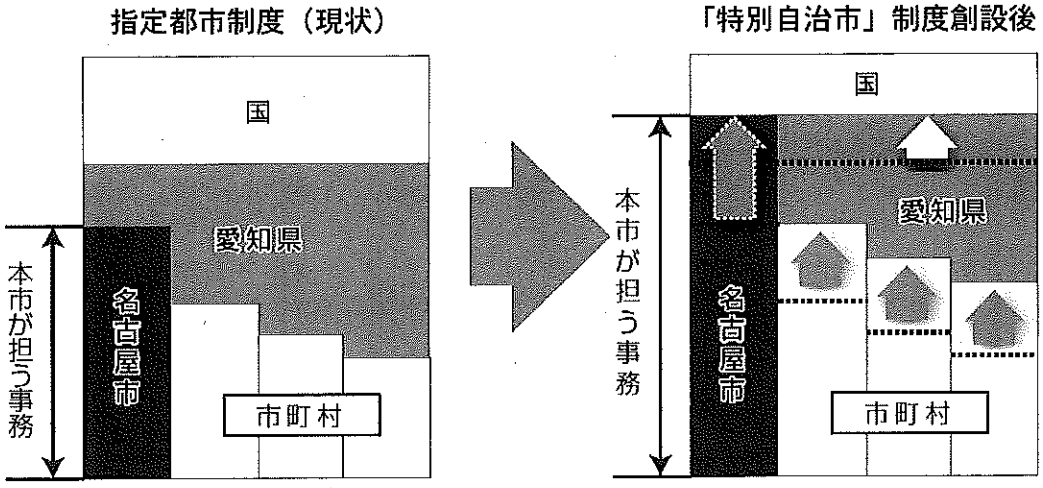

第４章　第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業

「第 20 回アジア競技大会の開催」と「リニア中央新幹線の開業」は、本市に大きな影響を与えるプロジェクトであり、施策・事業を進めていく上での重要な柱となります。

本市のさらなる発展に向けて、これらのプロジェクトの効果を最大限に発揮させるためには、開催・開業後の都市の姿やその実現に向けた方向性を、市民、企業、大学、NPO※、その他さまざまな主体と共有した上で、協力しながら事業を進めていくことが必要です。

この章では、第３章に掲げる「めざす都市像」「重点戦略」や第５章に掲げる「施策・事業」について、第 20 回アジア競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業の視点から、まちづくりの基本目標やその実現に向けた取り組みなどをとりまとめ、第 20 回アジア競技大会を契機としたまちづくりビジョン、リニア時代のまちづくりビジョンとして示します。

１　第 20 回アジア競技大会を契機としたまちづくりビジョン

（１）第 20 回アジア競技大会の開催について

平成 28（2016）年９月ベトナム・ダナンで開催された OCA※（アジア・オリンピック評議会）総会において、第 20 回アジア競技大会（令和８（2026）年）の開催地が、愛知県及び本市に決定しました。アジア競技大会は、原則４年に一度開催されるアジア最大のスポーツの祭典であり、「アジア版オリンピック」ともいわれる国際競技大会です。

この大会では、選手や監督、コーチなど大会関係者約 1.5 万人、観客約 150 万人がこの地域に来訪することが見込まれており、経済波及効果は 1,625 億円と試算されています。

また、大会翌年の令和９（2027）年には、リニア中央新幹線（品川－名古屋間）の開業を控え、アジア各国に本市を PR する千載一遇のチャンスとなることから、一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、大会の開催効果をスポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大や国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など、さまざまな分野につなげていくことが必要です。

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。
OCA：Olympic Council of Asia の略。アジア競技大会の主催者。クウェートに本部を置く。平成 31（2019）年４月現在、45 の国や地域のオリンピック委員会が加盟。

アジア競技大会の概要

アジア競技大会は、第 2 次世界大戦後まだ間もない昭和 26（1951）年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆（きずな）を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて、インドのネルー首相の提唱により、日本を含む 11 か国の参加のもと、第 1 回大会がニューデリーで開催されました。

現在は、アジアのオリンピック・ムーブメントを推進する OCA が、原則 4 年に 1 回開催しており、スポーツの公平な競争を通じて、スポーツや文化、教育、国際的な尊敬、友情、平和など、さまざまな分野の振興・促進に寄与する一大イベントとなっています。

■主な過去大会実績及び開催予定

回	開催年	開催都市	開催国	参加国及び地域	参加選手数
1	1951 年	ニューデリー	インド	11	489 人
3	1958 年	東京	日本	16	1,820 人
12	1994 年	広島	日本	42	6,828 人
17	2014 年	仁川	韓国	45	9,501 人
18	2018 年	ジャカルタ・パレンバン	インドネシア	45	11,300 人
19	2022 年	杭州	中国	-	-
20	2026 年	愛知・名古屋	日本	-	-

第 20 回アジア競技大会



- 会　　期　令和 8（2026）年 9 月 19 日から 10 月 4 日
- 実施競技　パリオリンピック（令和 6（2024）年）で実施される競技に加え、アジア特有の競技等を実施（40 競技程度で調整予定）
- メイン会場　名古屋市瑞穂公園陸上競技場
- 選 手 村　名古屋競馬場移転跡地のほか、県内で分散
- 参加者数　選手、大会関係者約 1.5 万人を想定
- 大会ｺﾝｾﾌﾟﾄ　・アスリートファーストの視点
  ・既存施設の活用
  ・先端技術の駆使
  ・伝統と県民・市民性にふれるおもてなし
  ・アジア競技大会の開催を誇りに、さらなるスポーツ文化の普及へ貢献

（２）基本目標

アジア競技大会の開催を契機としたまちづくりの基本目標を掲げるとともに、その実現に向けて５年間の計画期間内に推進する主な取り組みを示します。

基本目標１　スポーツにより、市民が健康に暮らし、地域の活動が盛んになることで、活力ある都市の実現

アジア競技大会を契機として、躍動するアスリートの姿を観ることでスポーツへの関心がより高まり、大会で実施されるアジア特有の競技を含む多種多様なスポーツを知ることで、スポーツは競技だけではなく、散歩やダンス、健康体操、サイクリングなど文化としての身体活動を意味する幅広い概念であり、一部の人のものではない「みんなのもの」という意識が浸透し、スポーツを日常生活の中に位置づけることができるようになります。

このように、スポーツは年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが参画できるものであり、すべての人がその適性や関心に応じて、日常的・自発的に身体活動を含むスポーツに楽しみながら継続して親しむことで、子どもの健やかな心身を育むとともに、生活習慣病の予防・改善や介護予防につながり、市民の心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現し、健康長寿が実現します。

また、スポーツ大会やトップアスリートとの交流、各種イベントの実施、さらには、ボランティアをはじめとする市民活動への参加意欲の高まりによる市民の社会貢献が定着することで、地域の一体感が高まり、活性化され活力に満ちたまちを実現します。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①アクティブライフ※の推進、健康増進

大会の開催により、市民にとってスポーツが身近なものであるという意識が浸透し、誰もが生涯にわたって気軽に楽しく身体活動を含むスポーツに親しみ、活動的で充実した生活を送ることができる土壌を創出することで、より多くの市民の習慣的な身体活動を促進し、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じた健康寿命の延伸をはかります。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 3　施策 10　施策 27

※**アクティブライフ**：運動・スポーツのほか、レジャー、家事や階段の昇り降りなど日常生活における身体活動を通じて体を動かし、気軽に楽しく活動的な生活を送るライフスタイル。

②子どものスポーツの充実

大会で、トップアスリートたちが不断の努力を重ね、活躍する姿を間近に見ることで、子どもたちがスポーツの素晴らしさを感じ、スポーツへの関心を高めるとともに、大会で行われる多様な競技を知ることでスポーツが身近で楽しいものであるという意識が浸透します。

そうした経験を通じて、子どもが身体活動を含むスポーツを楽しむことで心身ともに健全に発達・成長し、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができるよう、運動習慣の確立をはかるとともに、学校での体育活動や地域における運動機会の充実に取り組みます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 14

③地域活性化、市民活動の促進

大会を契機として、スポーツを地域の魅力やまちづくりの核とすることで地域の活性化をはかるため、東京 2020 オリンピック・パラリンピックホストタウンの取り組みや本市を拠点とするトップ・スポーツチームとの連携を通じて、トップアスリートと市民との交流を促進します。

また、アジア競技大会をはじめとした大規模競技大会におけるスポーツ・ボランティアなどスポーツを支える機会への参加を通じて、市民活動への関心を高め、身近な地域活動に主体的に関わる機運を醸成します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 39　施策 44

スポーツ実施機会の提供

より多くの方に運動・スポーツに親しみ、楽しみ、支える機会を提供するため、本市で活動しているトップ・スポーツチームなどの関係団体と連携協働し、スポーティブ・ライフ月間、市民スポーツ祭等の大会・イベントを実施するとともに、将来のスポーツの担い手であるアスリートへの支援を実施します。



（スポーティブ・ライフ in 瑞穂の様子）

東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業

スポーツを活（い）かした名古屋の魅力を創出・発信するとともに、世界レベルのアスリートと市民との交流をはかりスポーツに親しみ・楽しむ機会を提供するため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして、相手国であるカナダ、フランス、ウズベキスタンとの交流事業を産学官民が連携して実施します。



（カナダ車いすバスケットボール女子代表キャンプの様子）

基本目標２　スポーツにより、都市のブランドが確立するとともに、名古屋の魅力が国内外に発信されることで、にぎわいあふれ市民が誇りをもてる都市の実現

アジア競技大会の開催を契機に、継続的な大規模スポーツ大会の誘致やトップアスリートの輩出につながり、スポーツが新たな都市ブランドのひとつとして国内外から認識され、市民が世界的なスポーツイベントを身近に体験することで、名古屋に対する市民の誇りと愛着が高いまちを実現します。

また、アジア競技大会の開催を契機に、スポーツに留まらず、歴史・文化などの名古屋の魅力が国内外に発信されることにより、本市への来訪を目的とした旅行者が増加し、にぎわいにあふれるとともに、大会を契機としてホスピタリティが向上し、本市を訪れる人を受け入れる環境が整った来訪者へのおもてなしが充実したまちを実現します。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①スポーツを活(い)かした魅力の創出・発信

大会の開催成功が、市民にとっての誇りのひとつとなるとともに、これまで積み上げてきた名古屋のブランド力に加え「スポーツ」が本市のイメージを構成する新しい魅力のひとつとなり、市内に拠点を置くプロスポーツチームが多く存在するなど本市が有するスポーツコンテンツを活用したスポーツプロモーションやスポーツツーリズム※を促進することで、本市の魅力の創出・発信につなげます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 37　施策 39

②大規模競技大会・イベントの誘致・開催

大会の開催に向けて、多くの市民や民間事業者などが幅広く参加できる多様な取り組みを通じて、名古屋のまち全体で一体となって機運を醸成し、大会の成功に寄与します。

また、アジア競技大会を開催する本市をスポーツコンベンションの場として位置づけて、国内外にプロモーションし、大規模競技大会・イベントの誘致・開催を行うことで都市ブランドの向上や都市活力の活性化につなげます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 38　施策 39

※**スポーツツーリズム**：スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流など、複合的で豊かな旅行スタイルの創造をめざすもの。

③アスリートへの支援

大会コンセプトのひとつである「アスリートファーストの視点」を持ち、アスリートを支える環境を整えるとともに、アジア競技大会をはじめとする国際大会で活躍する地元出身の選手の育成に向けて、将来トップアスリートとなりうるジュニア選手への支援を関係団体と協力しながら行います。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 10

④名古屋が有する魅力資源の発掘・向上・発信

スポーツだけでなく、文化の祭典でもあるアジア競技大会において、本市を訪れる人が、スポーツに留まらず、歴史・文化・芸術・エンターテインメントなど国内外に誇る魅力を体感できるよう、本市が有する魅力資源の磨き上げや掘り起こしを進めるとともに、戦略的な観光プロモーションを推進し、本市の魅力を世界に向けて発信します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 35　施策 36　施策 37　施策 38

⑤インバウンドの促進、受入環境の整備

戦略的なシティプロモーションを推進し、国内のみならず世界中から本市を目的地（デスティネーション）として選んでもらうとともに、本市をゲートウェイとして日本各地を訪れてもらえるよう、インバウンドの促進に取り組み、交流人口の増加をはかります。

また、国内外から訪れたすべての人がストレスなく、快適に滞在し、観光を満喫できるよう、ハード・ソフト両面から受入環境の整備を進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 33　施策 38

スポーツを活（い）かした魅力の創出・発信

スポーツを通じて都市魅力を向上させるため、スポーツツーリズムを推進するとともに、パブリックビューイングの開催支援などスポーツを活用した市中心部でのにぎわいづくりを推進します。

国際競技大会の誘致・開催

スポーツを通じて国内外に名古屋の都市魅力を発信していくとともに、世界レベルのアスリートと市民との交流をはかりスポーツに親しみ・楽しむ機会を提供するため、関係団体と連携協働し、世界規模のマラソンフェスティバルを開催するとともに、国際競技大会等の誘致を推進します。

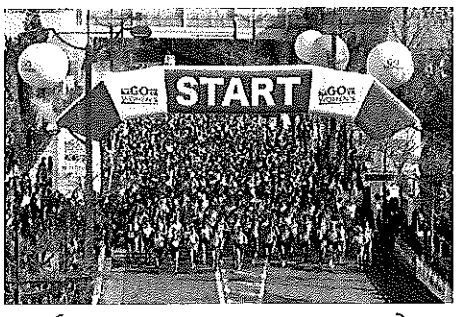

マラソンフェスティバル
ナゴヤ・愛知

基本目標３　大会で、アジアをはじめとした諸外国や多様な人々との交流や理解が深まることで、豊かな国際感覚を備え、多様性に理解を示す市民が増えるとともに、国際社会で活躍する人材が育ち・集う、開かれた都市の実現

アジア競技大会を契機に、スポーツや文化など幅広い分野で国際交流や国際貢献を推進することにより、過去にアジア競技大会を開催した都市などアジアをはじめとする諸外国との都市間ネットワークが強くなります。

将来を担う若者たちが、諸外国の人との出会いや交流を通じて、国際感覚と世界に挑戦する意欲を高め、国際社会に貢献できるようグローバル人材の育成を進めます。また、グローバル社会の中で夢をもって人生をたくましく生きる子どもを育成するとともに、世界で活躍する人材が国内外から集うまちを実現します。

さらに、年齢や性別、障害の有無、国籍、宗教、文化的差異などを超えた多様な交流により、市民の豊かな国際感覚が養われ、多様性への理解が深まり、互いに支え合うことによって、すべての市民が暮らしやすい共生社会を実現します。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①国際交流の推進

大会を契機として、国際的に開かれたまちとなるため、アジア競技大会の先催都市やアジアの諸都市との都市間交流を推進します。

また、日本有数の大学の集積地であり、市内の大学からノーベル賞受賞者を多数輩出するなど高等教育機関が充実しているとともに、自動車をはじめ、航空機やロボットなどさまざまな分野で世界レベルの産業技術が集積する日本のものづくり産業の中核となっているといった本市の持つポテンシャルを活(い)かし、大学や産業界が主体となったアジア諸国とのさまざまな分野での交流や国際貢献活動を促進するなど、産学官が一体となって、めざましい発展を遂げるアジア諸国とのさらなるネットワークを強化します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 34

②グローバル社会で活躍できる人材の育成・確保

大会を契機として、大学や企業と連携して最先端技術を学び、国際社会で通用する知識とコミュニケーション能力を身に着けた次世代を担うグローバル人材を育成するとともに、世界で活躍する人材が本市へ集うよう取り組みます。

あわせて、社会や人生をよりよいものにしようと自ら考え、多様な他者と協働していくことのできる、新しい時代に求められる資質・能力が育まれるよう、子ども一人ひとりの個性を大切にしたきめ細かな教育を推進します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 14

③共生社会の推進

大会を開催する都市として、すべての市民が年齢や性別、障害の有無、国籍、宗教、文化的差異などといったお互いの違いを違いとしてありのまま認め合い、誰もが安心・安全・快適に暮らせるよう、多様性への理解の促進に取り組むとともに、バリアフリーのまちづくりを進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 1　施策 2　施策 28　施策 34

外国諸都市との交流推進

外国諸都市とのつながりを深め、市民の国際感覚の醸成をはかるため、幅広い交流を通じて両市民の相互理解と友好親善を促進する姉妹友好都市交流と、アジアを中心とした都市と分野を特定した交流を行うパートナー都市交流を推進します。

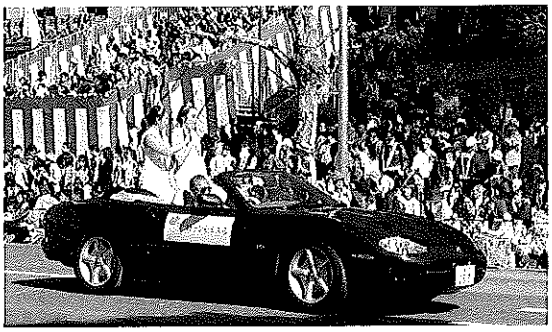

名古屋まつりのパレードに参加する
姉妹友好都市親善使節団

市立高校生の海外派遣

グローバルな視野を持つ人材を育成するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかるため、市立高校生の海外派遣を実施します。



（マレーシアの幼稚園での交流）

基本目標４　大会で、活用した都市基盤、先端技術、危機管理体制などが、大会モデルとして未来に引き継がれることで、絶え間なくイノベーションし続ける、持続可能な都市の実現

アジア競技大会で拡大する交流人口を引き継ぐため、選手村・競技施設や交通ネットワークをはじめとする都市基盤について、リニア中央新幹線の開業を見据えるとともに、SDGs※の理念を踏まえ、社会課題に対応した整備を進め、大会終了後もまちづくりやにぎわいの拠点になります。

また、安心・安全な大会運営を通じて危機管理体制が充実するなど、ハード・ソフトの両面から都市機能を強化し、大会の運営基盤やノウハウを蓄積します。

さらに、大会で活用された先端技術が産業や市民生活に広く普及され、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化など、低炭素で循環型のまちづくりが促進され、強い産業力に加え、環境にも配慮されたまちを実現します。

こうした取り組みが、大会モデルとして未来へ引き継がれるとともに、絶え間なくイノベーション※し続ける、持続可能なまちを実現します。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①大会モデルの構築

質素・簡素・機能的・合理的な大会運営を行うことにより、国際総合スポーツ大会における名古屋モデルを構築し、大会の運営基盤やノウハウを本市に蓄積します。また、グリーンインフラ※の考え方を踏まえた取り組みを進めるとともに、先端技術の進展などの時代の潮流を見据え、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進など、環境にやさしい低炭素で循環型のまちづくりを進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 24　施策 31　施策 32　施策 39

②新しいモデルとしての選手村の構築と大会後のまちづくり

成熟都市である本市で開催するアジア競技大会の選手村の整備・運営の新たなモデルを構築するとともに、この機会を契機に、名古屋競馬場跡地や周辺地区のにぎわいと新たな地域ブランドの形成に向け、社会の変化に柔軟に対応し、災害に強いしなやかなまちづくりを進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 24　施策 26　施策 39

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
イノベーション：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。

③大会後の活用を見据えた施設整備

大会で活用する施設について、大会後も継続して大規模競技大会やイベント等の誘致・開催に対応できるようにするとともに、アスリートだけでなく、すべての市民が安心・安全・快適に利用でき、にぎわいの拠点などとなるように、その後の活用を見据えた環境の整備を進めるとともに、効率的な運営に取り組みます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 38　施策 39

④利便性や防災性、危機管理体制を備えた都市機能の強化

大会で、充実した交通ネットワークなどに支えられた快適な大会運営や災害が発生した時に被害を最小限に抑えるための安心・安全な運営体制の構築をめざします。

また、大会を契機に拡大する交流人口に対応するとともに、令和 9（2027）年に予定されるリニア中央新幹線の開業も見据えながら、安心・安全で快適な都市空間の形成に向けて、高い利便性や防災性、充実した危機管理体制を備えた都市機能の強化を進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 16　施策 17　施策 18　施策 25　施策 27　施策 33　施策 45

⑤イノベーションの創出、先端技術の活用・普及

大会を、国内外へ先端技術を発信する場として活用するとともに、大会を契機として、域内経済のさらなる活性化や持続的な成長につなげていけるよう、IoT※、AI※、ロボット、自動運転などの先端技術の活用・普及をはかり、経済・産業分野における絶え間ないイノベーションの創出を促進します。

また、多様な産業間の相互交流を進めるとともに、外資系企業、本社機能や ICT※企業などの戦略的な企業誘致を進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 25　施策 41

瑞穂公園の整備

各種のスポーツ施設を備えた総合運動公園である瑞穂公園が、アジア競技大会のレガシーとして本市のスポーツ振興の拠点となるよう、体育館や陸上競技場をはじめとした施設整備を進めるとともに、市民の憩いの場や地域の防災拠点としての機能を視野に入れた公園全体の整備を推進します。



（瑞穂運動場陸上競技場(改修後)イメージ図）

※**グリーンインフラ**：自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。
IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

２　リニア時代のまちづくりビジョン

（１）リニア中央新幹線の開業について

リニア中央新幹線は、東京都から大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線です。令和９（2027）年に品川―名古屋間が開業し、いよいよリニア中央新幹線が名古屋にやってきます。これにより、名古屋と東京が約 40 分でつながり、この時間短縮効果により、首都圏との人の交流が盛んになると見込まれています。

さらに、リニア中央新幹線が大阪まで延伸されると、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が約１時間で結ばれ、7,000 万人規模の世界最大の人口を有する巨大経済圏となるスーパー・メガリージョンが誕生し、本市はその中心都市としての役割を担うこととなります。国においては、「国土形成計画（全国計画）」（平成 27（2015）年閣議決定）が策定され、スーパー・メガリージョンの形成を見据え、名古屋大都市圏は個性をさらに磨いて魅力を高め、対流を通じた発展をめざすこととしています。名古屋が有する世界レベルのものづくり技術や広域的な交流ネットワークによる経済活動の多様性が発揮されることで、産業や観光など、さまざまな分野において、魅力的で世界から人をひきつける国際都市へと成長する可能性を秘めています。

一方で、大規模地震などの自然災害に対する懸念や生産年齢人口の減少が予測されるなど、多くの課題を抱えており、名古屋大都市圏が世界に誇るものづくり産業においても、技術革新に伴う産業構造の急速な変化に対応し、持続的な成長をはかる必要があります。また、令和２（2020）年に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、令和７（2025）年に大阪・関西万博、令和８（2026）年には愛知・名古屋で第 20 回アジア競技大会といった国際的な大規模イベントの開催が決定するなど、海外の人々との交流の拡大や活性化をはかる絶好の機会が訪れます。

このような情勢の中、“住みやすさ”“強い経済力”“にぎわい”“持続可能性”を兼ね備えた、世界に誇れる魅力ある国際都市「世界に冠たる『ＮＡＧＯＹＡ』」の実現に向けて、観光、産業などさまざまな分野において、未来につながる持続的な好循環を生み出す投資を積極的に行います。これにより、名古屋の強みを時代に対応したより強靭（きょうじん）なものへと進化させるとともに、国際的な都市間競争に打ち勝ち、本市や名古屋大都市圏、ひいては日本全体の成長につなげていきます。

■リニア中央新幹線開業（東京－大阪間）によるスーパー・メガリージョンの形成

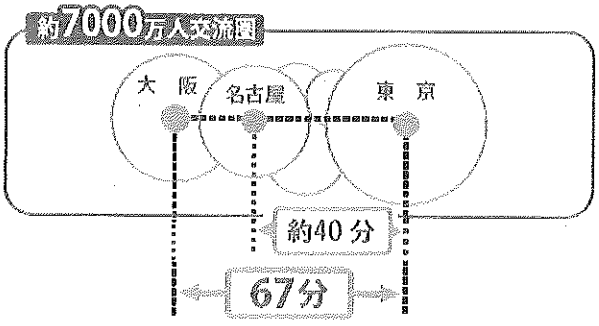

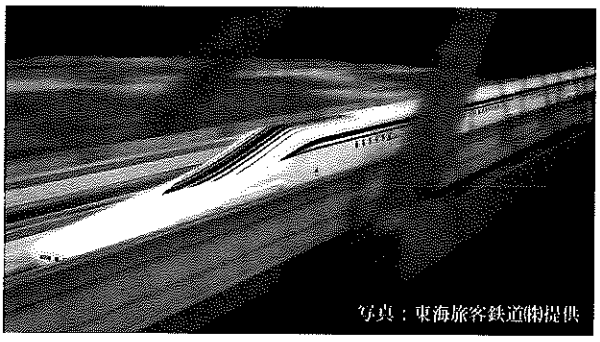
写真：東海旅客鉄道㈱提供

■リニア中央新幹線開業による開業時ごとの便益（世帯の所得・消費増加）

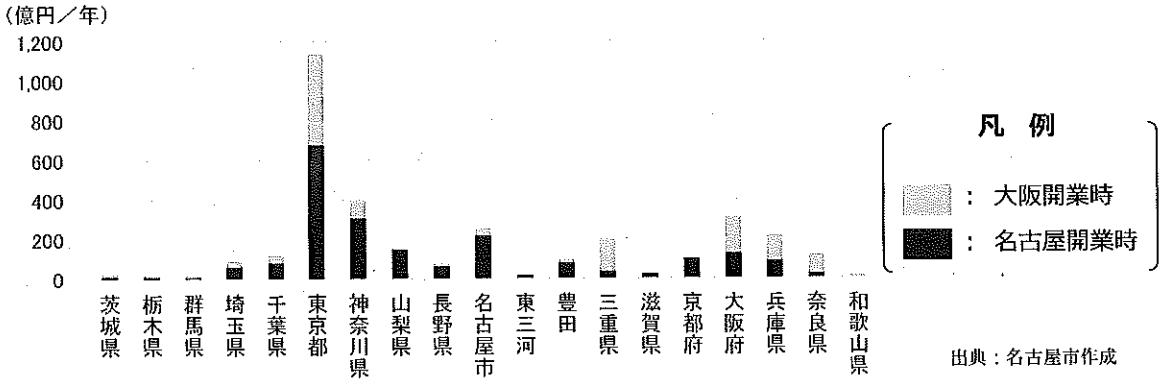

出典：名古屋市作成

「国土形成計画（全国計画）」に関する取り組み

「国土形成計画（全国計画）」において、リニア中央新幹線の開業による、スーパー・メガリージョンの形成等が我が国の国土構造に大きな変革をもたらす可能性があり、それらの効果を全国に拡大し、最大化するため、広範に叡智を集め、広域的かつ分野横断的に、スーパー・メガリージョンの形成に向けた構想の検討を行うこととしています。

そこで、国土交通省主催のスーパー・メガリージョン構想検討会では、国民のビジネススタイルやライフスタイルにどのような影響がもたらされるのか、さまざまな主体においてどのような取り組みを行っていくべきかといった論点について意見交換を行っています。平成 30（2018）年７月に公表した中間とりまとめでは、スーパー・メガリージョンの形成により実現が望まれる将来の姿について、以下の２つを挙げています。

・グローバルなダイナミズムを取り込み、これまで培ってきた技術や文化を活かした経済成長を実現しながら、各地域が個性を活かして自立する持続可能な国

・都市部においても地方部においても、各個人が望むライフスタイルの実現に向け多様な選択肢を持つことのできる、多様な価値観を支える国

■スーパー・メガリージョン形成のイメージ

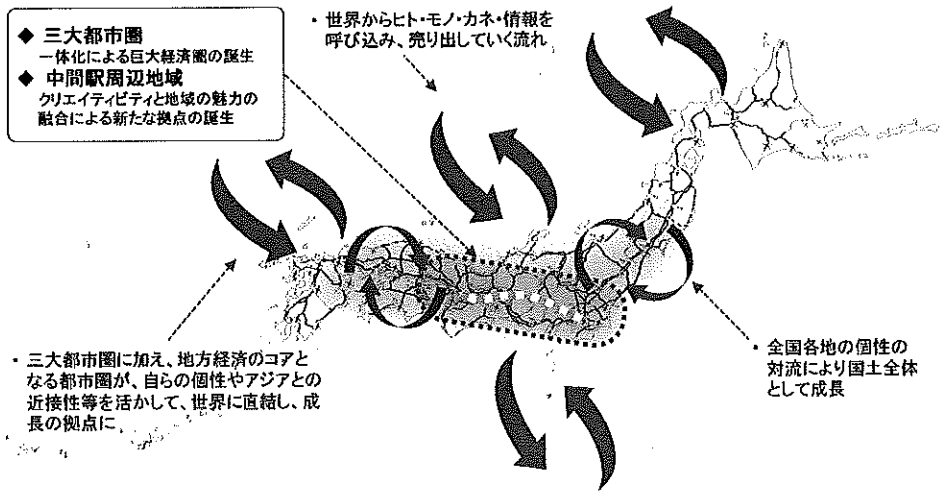

出典：スーパー・メガリージョン構想検討会「人口減少にうちかつスーパー・メガリージョンの形成に向けて
～時間と場所からの解放による新たな価値創造～（中間とりまとめ）」

（２）名古屋大都市圏の位置づけと スーパー・メガリージョンにおける名古屋市の役割

名古屋大都市圏の範囲は、名古屋を中心におおむね30～50kmとしつつ、その地域特性、例えば、主に東西に広がる産業圏や南北に広がる観光圏、木曽三川から伊勢湾にわたる伊勢湾流域圏、また、防災ネットワークの観点から他の大都市圏を含めた広域的な視点など、分野ごとに柔軟に捉える必要があります。

名古屋大都市圏は、高速道路や整備新幹線網、港湾や国際拠点空港からなる重層的な陸・海・空の広域交通ネットワークの結節点であるとともに、世界レベルのものづくり産業の集積地です。また、東京圏や大阪圏と比べて通勤時間が短く、居住等にかかるコストが低いことなど、働きやすく暮らしやすい環境が整っているだけでなく、史跡などの魅力ある観光資源が豊富にあり、ものづくり産業の集積を活かした産業観光が推進されるなど、多様な個性と魅力を有しています。

「中部圏広域地方計画」でも、中部圏の将来像として、「暮らしやすさと歴史文化に彩られた“世界ものづくり対流拠点-中部”」を掲げており、今後の圏域の持続的な成長に向けて、リニア中央新幹線の開業効果と圏域の持つ多様な個性・ポテンシャルを最大限に活用することで、世界における日本の相対的な地位を押し上げる役割を担う圏域です。

本市は、歴史的にも国土の交通・物流の要衝となっており、リニア中央新幹線開業により国内外とのアクセス利便性は一層向上します。三大都市圏それぞれの交流圏域も大きく拡大しますが、とりわけ名古屋駅を起点に鉄道と道路で2時間以内にアクセスできるエリアの人口（2時間交流圏人口）は、品川―名古屋間の開業後には約6,000万人となり、品川起点の約5,200万人を追い抜き、全国最大となります。全線開業後も全国最大となることが見込まれており、さらなる交流の活性化が期待されます。つまり、本市の国土におけるセンター性は一層高まり、日本の中で確固たる地位を築く千載一遇のチャンスが訪れることとなります。リニア中央新幹線が大阪方面へ延伸するまでの少なくとも10年間は、名古屋駅がリニア駅の起終点であり西の玄関口となることから、その優位性を最大限に活用しつつ、本市及び圏域の成長につなげていかなければなりません。

今後訪れるリニア時代において、スーパー・メガリージョンにおけるさまざまな交流の中心として、多様な個性を持つ三大都市圏の連携による対流を促し、その効果を世界へ発信していくことが必要です。特にものづくり分野における中枢都市として、国土の高速交通ネットワークを円滑につなぐハブ、人や企業をひきつけるコアとなり、我が国の成長、ひいては世界の成長を先導する役割を担っていくことが求められています。

リニア時代のリーダー都市として、国内外からヒト・モノ・カネ・情報の対流・融

合を生み出し、新たな価値を創出し続けます。また、強い経済力を基盤に、人々の暮らしや福祉を支える産業交流を活性化し、高い防災性と利便性を備えた都市機能の強化など、リニア中央新幹線の効果を最大限に引き出すソフト・ハード双方の投資を積極的に行うことで、国際的な都市間競争力を一層高め、スーパー・メガリージョンの中心として日本の成長をけん引していきます。

■リニア中央新幹線開業後の２時間交流圏人口の比較

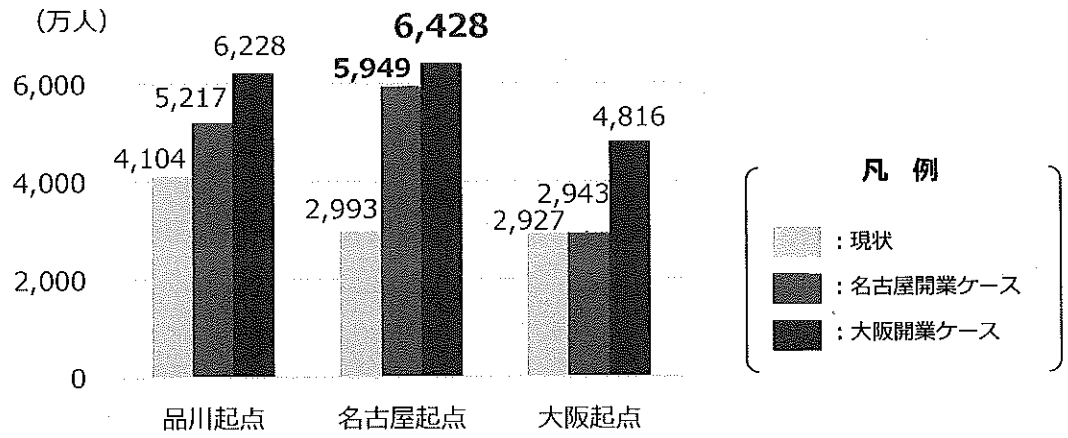

出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社作成

■名古屋駅を起点とした２時間交流圏人口の変化

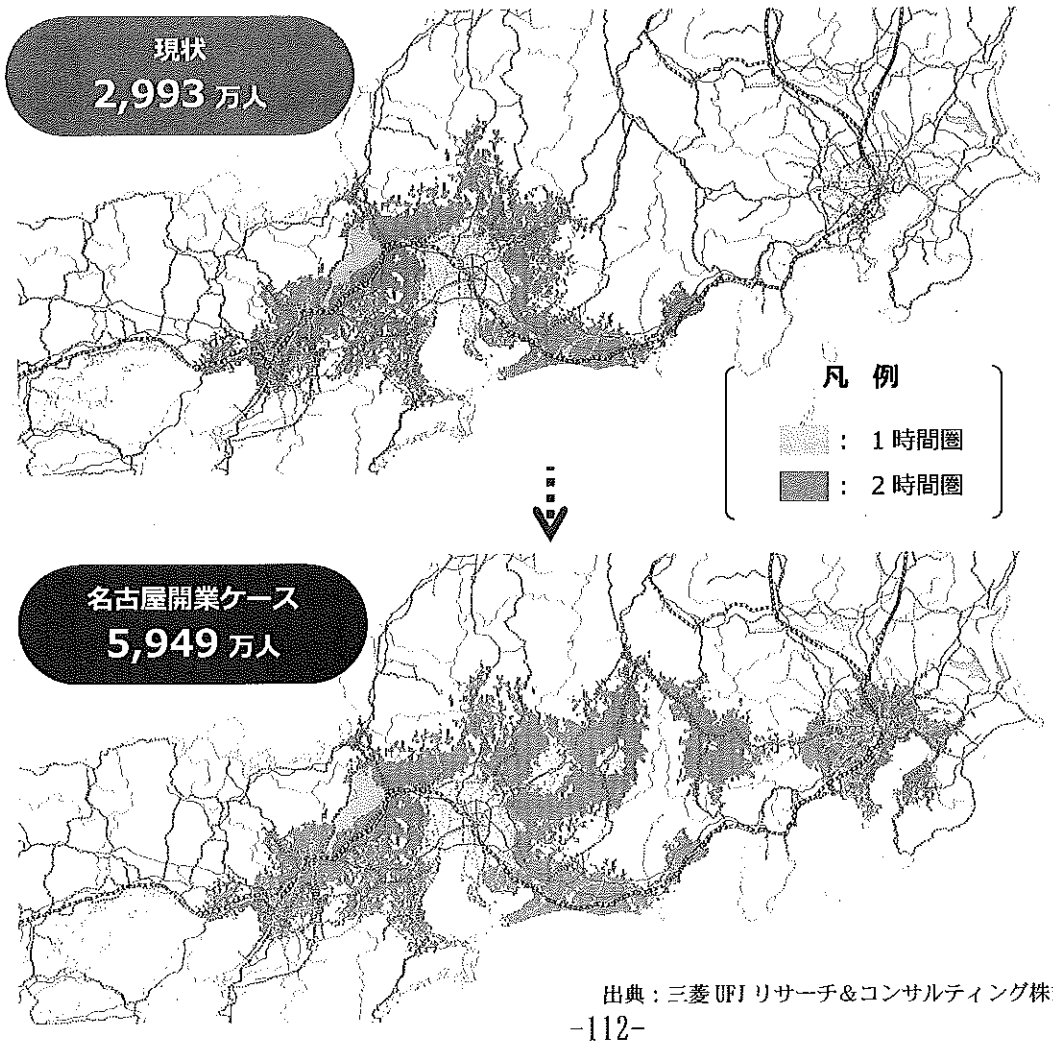

・各起点から鉄道と道路でアクセスできる時間圏
・鉄道または道路で到達可能な３次メッシュ（約 1km 四方）の人口を集計
・リニア、鉄道から自動車への乗り換えは、リニア駅と東海道線・山陽新幹線“のぞみ”と“ひかり”の停車駅のみ考慮した
・乗換時間（最終降車駅から自動車、リニアと在来線または自動車）は各 10 分と設定
・人口は平成 22 年国勢調査に基づく
・名古屋駅から各リニア駅までの所要時間は、岐阜県「岐阜県リニア中央新幹線活用戦略」（H26. 3）を参考

岐阜県駅：13 分
長野県駅：23 分
山梨県駅：40 分
神奈川県駅：59 分
品川駅：40 分

出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社作成

■スーパー・メガリージョンのセンターに位置する名古屋大都市圏

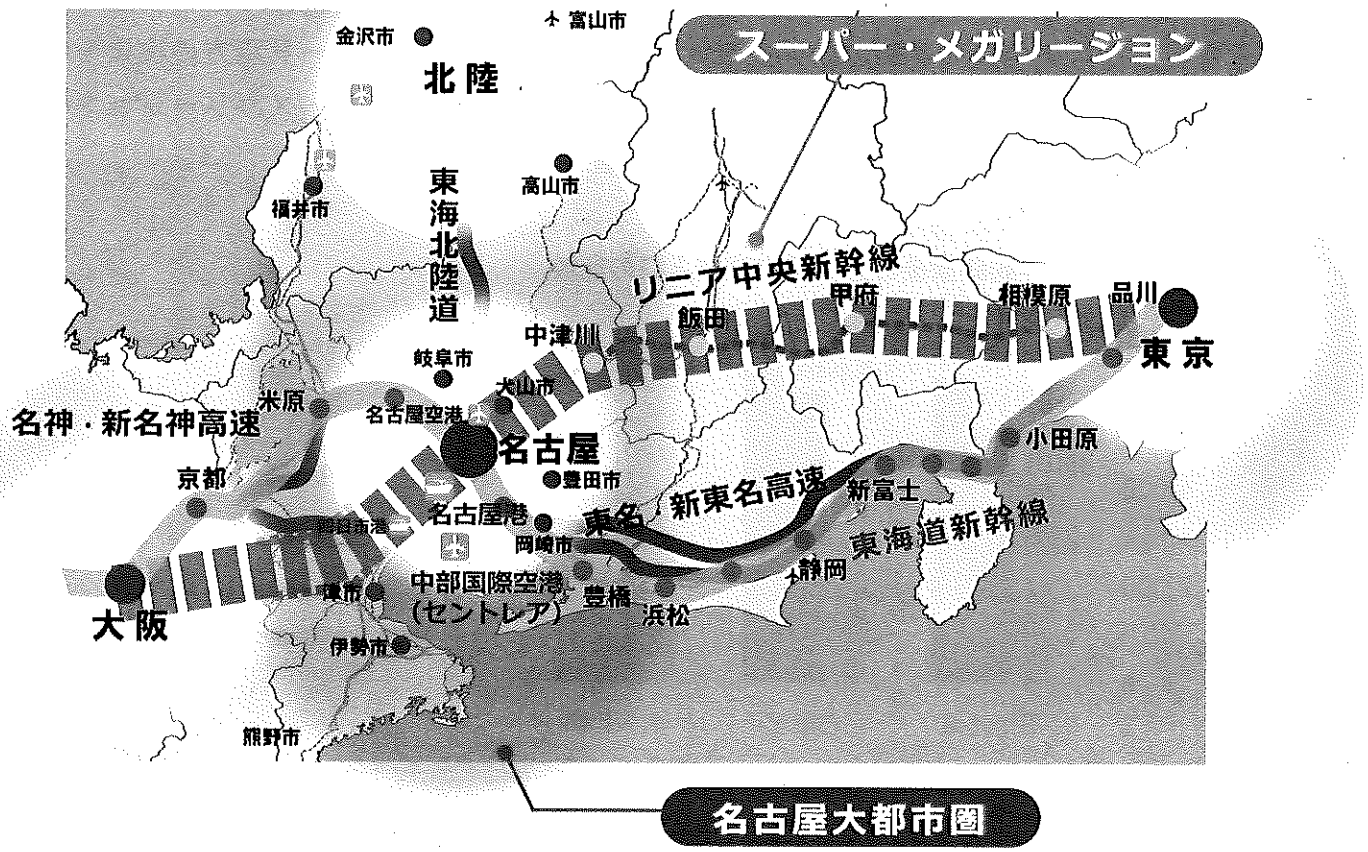

■名古屋駅を起点とした市域外の拠点都市や空港・港湾とのアクセス性

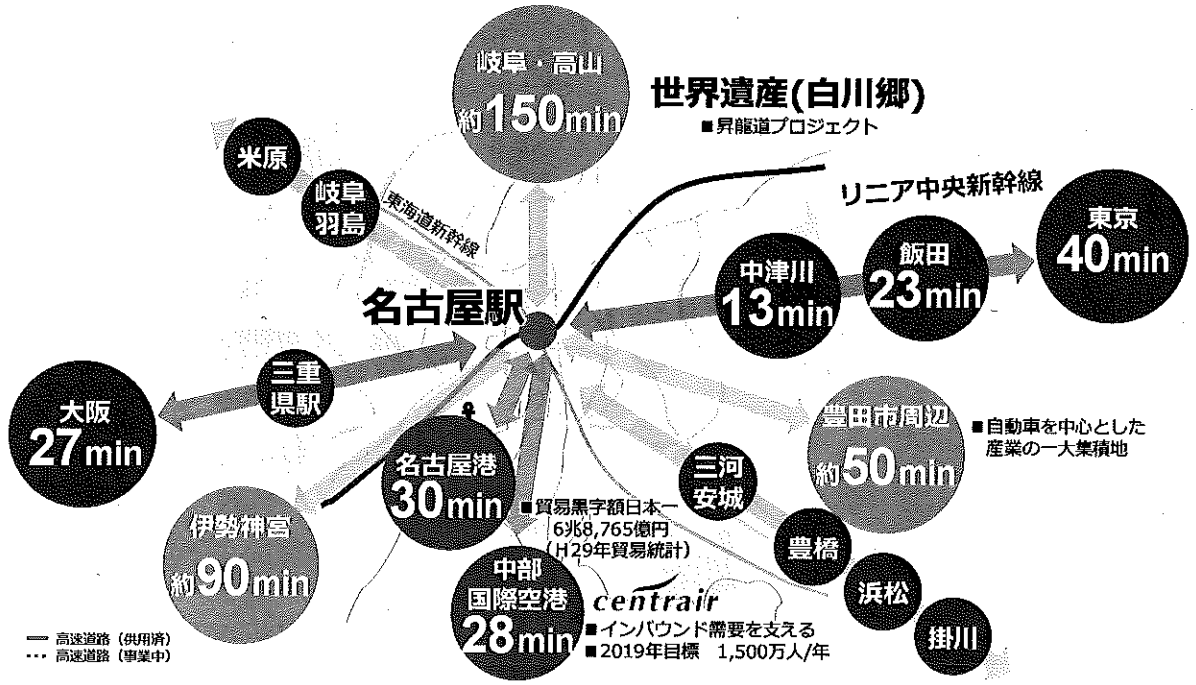

（３）基本目標

リニア時代のリーダー都市としての本市の役割を果たすべく、リニア中央新幹線（品川―名古屋間）開業後の令和12（2030）年頃までの基本目標を掲げるとともに、その実現に向けて５年間の計画期間内に推進する主な取り組みを示します。

基本目標１　国内外のヒト・モノ・カネ・情報が行き交う対流拠点都市の実現

ものづくり産業の集積や交通・物流の要衝である特性を活かし、さまざまな分野で活躍するグローバルなクリエイティブ人材・企業が育ち、集い、Face to Faceでの交流が盛んに行われる知的対流拠点を形成し、製造業とIoT※、ビッグデータ※、AI※などの先端技術の融合など、生産性の向上を支援し、世界に注目されるイノベーション※を創出する拠点となります。

また、名古屋らしさと個性を高めた世界に誇れる名古屋ブランドを確立・発信し、観光産業をより一層成長させ、国内外の観光客が訪れる目的地やMICE※の開催地として選ばれる、魅力とにぎわいがあふれるまちを実現します。

本市の持続的かつ力強い経済成長を成し遂げるため、ヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、幅広い分野での新たな価値を創造し続ける対流拠点都市を実現します。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①多様な主体の交流によるイノベーションの創出

経済団体等との連携によりイノベーション拠点を設置・運営するとともに、イノベーション活動の促進やスタートアップの支援など、交流による新たな価値の創出を促進します。また、大学、専門学校等と連携して新たな付加価値を生み出す人材の育成を促進するとともに産学官連携を推進し、将来の産業力強化につなげます。さらに、本社機能やICT※企業などの戦略的な企業誘致を進め、さらなる産業集積を促進します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策40　施策41

②リニア時代を担うグローバル人材の育成・確保

本市がさらに国際競争力を備えた都市となるため、未来を担う子どもへの質の高い教育環境の整備に取り組み、情報技術の進化などへの対応など、グローバル社会で通用する資質を身につけた次世代を担う人材を育成するとともに、世界で活躍する人材が本市に集うよう取り組みます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 14

③名古屋ブランドの確立・発信

名古屋城、東山動植物園など名古屋が有する文化・歴史資源、観光資源を磨き上げ、さらなる掘り起こしを進めるとともに、市民のまちへの愛着や誇りの醸成を通じた市民による名古屋の魅力発信を促進し、国内外の交流人口の増加や都市ブランド力のさらなる向上をはかります。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 35　施策 37　施策 38

④インバウンド誘致の促進、MICE の推進

歴史・食コンテンツやものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活(い)かし、海外からの観光客誘致に向けたプロモーションを実施するとともに、全国的・国際的な MICE の誘致や、その基幹インフラとなる国際展示場・国際会議場の整備・運営に取り組むことにより、国内外の交流を促進します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 38

※**IoT**：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ビックデータ：ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。
AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
イノベーション：企業や起業家など経済活動の主体がこれまでとは異なる方法で、新たな経済的価値を生み出すこと。
MICE（マイス）：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

イノベーション拠点の設置・運営

名古屋大都市圏の経済のさらなる発展をめざし、経済団体等と連携し、企業の新たな価値の創出を促進する交流拠点を設置・運営します。

本拠点を活用して、さまざまなプログラムを実施し、企業のイノベーション活動や、人材育成を促進します。



<NAGOYA BOOST 10000>

NAGOYA BOOST 10000 は、起業や事業創造に挑戦する機運を醸成するためにスタートさせた事業です。この事業は、共創によるビジネス創出イベント「NAGOYA HACKATHON」、AI・IoT 分野における若手人材の育成を目的とした「AI・IoT 人材 BOOST プログラム」、この二つの成果をプレゼンテーションし、新規事業発掘、事業マッチングを行う「NAGOYA BOOST DAY」の３つの取り組みからなります。NAGOYA BOOST 10000 を通じて、イノベーターが次から次へと新しい産業を生み出すエコシステムを作っていきます。

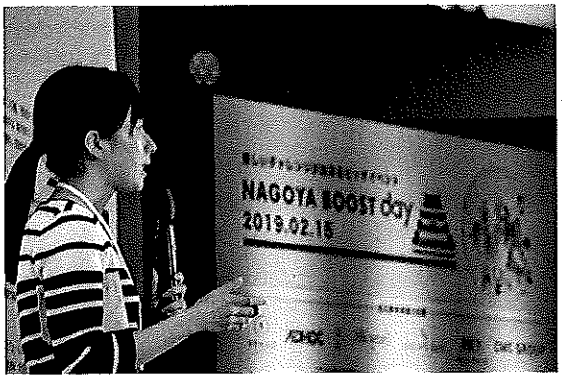

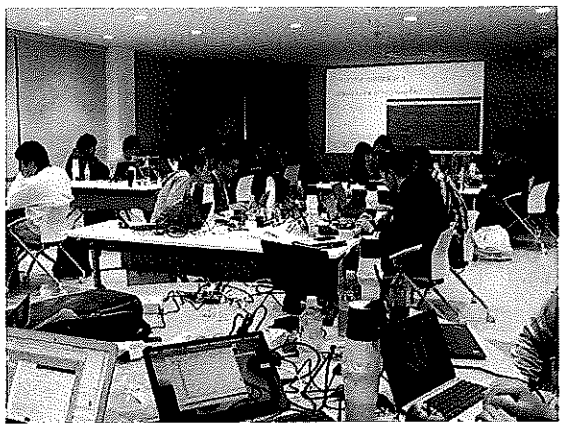

グローバル・エデュケーション・センターの運営

グローバル・エデュケーション・センターでは、国内外の企業や大学、研究機関等と連携し、グローバル環境の実体験を通じて、将来グローバル社会で活躍できる人材の育成をめざします。

海外大学の授業を体験できるセミナーや、外国人といろいろな場面でコミュニケーションを楽しむイングリッシュキャンプ・留学生等との交流会などを実施し、学校で身に付けた英語力や国際社会に関する知識などをもとに、コミュニケーション能力の向上に加え、グローバルな視点から物事を捉え自ら考えることができる機会と場を提供します。

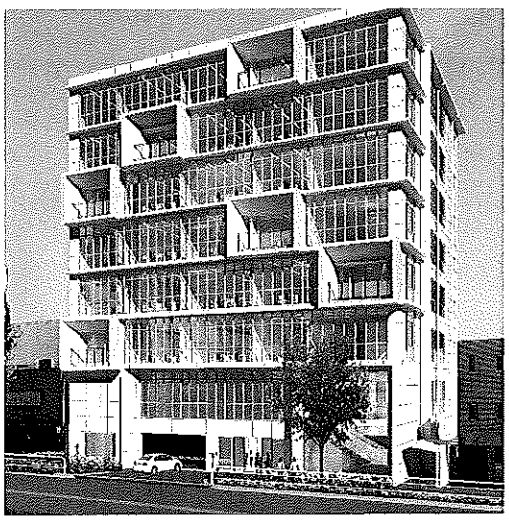

（新教育館イメージ）

名古屋城の魅力向上

天守閣の木造復元を進めるとともに、特別史跡名古屋城跡の石垣や二の丸庭園、表二之門などの保存・活用を進め、名古屋城全体の魅力を最大限に高め、国内そして世界に誇れる日本一の近世城郭をめざします。

また、国内外の観光客に対するおもてなしやにぎわい空間として、金シャチ横丁の第二期整備や天守閣閉館中の魅力向上事業に取り組みます。



（名古屋城）

広域観光の推進

外国人観光客の誘客をはかるためには市域にとらわれない広域的な連携が必要であることから、本市を含む中部・北陸９県の自治体等が一体となって取り組む「昇龍道プロジェクト」などに参画しています。

こういったプロジェクト等を通じて、近隣自治体や団体と協働し、この地方のゲートウェイである本市の魅力を海外に向けて発信していきます。



名古屋市国際展示場新第１展示館の整備

名古屋市国際展示場（ポートメッセなごや）では、令和４（2022）年開業に向け、第１展示館の金城ふ頭駅前への移転改築に着手しています。国際展示場全体の展示面積を 3.4 万㎡から４万㎡に拡張するとともに、新第１展示館を、展示会における高い汎用性に加え、この地域に不足している興業向けのホールとしても高い需要に応えられる仕様としており、今後の産業・文化交流拠点としての整備を進めています。

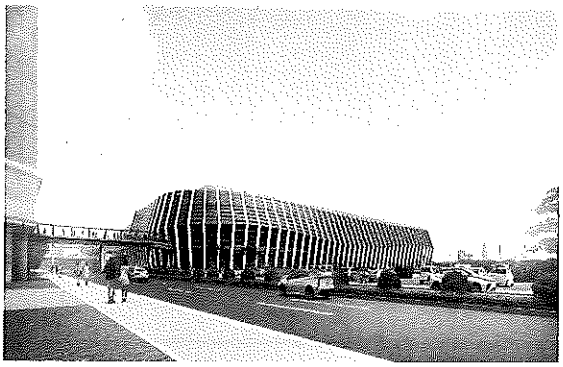

（名古屋市国際展示場新第１展示館イメージ）

基本目標２　我が国の人流・物流を支える強くしなやかな都市の実現

高速交通ネットワークの要衝となる名古屋駅周辺では、国際的・広域的な圏域の拠点として、誰もが使いやすい国際レベルのターミナル駅へ再編するとともに、都心部を中心に、世界の目的地となる魅力的で象徴的な空間を形成します。

本市は最先端モビリティ都市として最先端技術の活用を促進し、市域内の移動の利便性や回遊性を高めるとともに、市域外の拠点都市とのアクセス性を向上し、活動する人々が快適に移動できるまちを実現します。

また、今後も日本の経済・産業の成長をけん引していくため、我が国の人流・物流の玄関口として圏域の生活と産業を支える中部国際空港、名古屋港の機能を高めます。

さらには、地震や豪雨などの災害に対する強さとしなやかさを備え、市民の命と産業を守るとともに、首都機能が大規模災害で甚大な被害を受けた場合にも、バックアップ機能を果たすことができる、国内外から信頼される都市となります。

◇基本目標の実現に向けて推進する主な取り組み

①名古屋駅のスーパーターミナル化

国内外から来訪する人々を迎え入れるターミナル駅をつくり、駅周辺の総合交通結節機能の充実と再編をはかることで、約 7,000 万人交流圏の交通拠点を形成するとともに、スーパー・メガリージョンの中心にふさわしい、多様な人材の交流を促進し、日本を支える新たな価値を生み出す、国際的・広域的な拠点・顔を形成します。また、魅力ある地域資源を活(い)かした多彩なまちをつくり、相互につなぐことで、一体性のある、歩きたくなるまちを形成します。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 33

②都心の魅力向上

名古屋駅周辺・栄・金山地区などの都心においては、イノベーションの創出につながるビジネス交流機能や業務機能の集積、国内外の来訪者をもてなす商業・娯楽・芸術文化施設等の集積の促進により、都心ならではの多様な魅力を向上させます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 33

③最先端モビリティ都市の形成

自動運転や ICT などの最先端技術の進展を見据え、都心部における回遊性やにぎわいの向上に資する新たな路面公共交通システム（SRT※）の導入をはじめ、先進的なモビリティ技術の都市交通システムへの実装をめざし、活動する人々が快適に移動できる交通環境づくりに取り組みます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 25

④ものづくり産業を支える陸・海・空のインフラ強化

名古屋大都市圏のものづくり産業を支える高速道路ネットワークの早期形成と利便性の向上をはかるとともに、人流・物流の玄関口となる中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとする空港機能強化や名古屋港の一層の港湾物流機能強化に取り組みます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 33

⑤防災・減災力を備えた強靭（きょうじん）な都市の形成

市民の生活や継続的な企業活動を守るため、都市基盤施設の耐震化に加え、大規模災害時における災害対応体制の強化や防災拠点及び災害拠点病院の機能強化などに取り組むとともに、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

また、名古屋駅周辺においては、圏域を支える交通結節点であり、今後一層の都市機能の集積が見込まれるため、堀川の河川整備や中川運河上流地域における下水道の集中整備などの浸水対策を進めます。

主な関連施策 ▶▶▶ 施策 16　施策 17

※**SRT**：Smart Roadway Transit の略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでまちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。

名古屋駅のスーパーターミナル化

これからの名古屋駅には、スーパー・メガリージョンの交通拠点、快適な乗換空間、ターミナル駅にふさわしい空間づくりを進めていくことが求められています。整備にあたっては、スーパーターミナル駅にふさわしい高い機能性の発揮と、世界の目的地となる名古屋の新しい顔づくりを基本コンセプトに検討を進めています。



出典／名古屋市「名古屋駅駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）」

（整備の基本的な考え方のイメージ）

栄地区まちづくりプロジェクトの推進

栄地区のまちづくりを実現するための基本方針として平成 25（2013）年に策定した「栄地区グランドビジョン」に基づき、栄地区の活性化の起爆剤として都心のシンボル空間である久屋大通の再生を進めています。

北エリア・テレビ塔エリアでは、「都心の安らぎ空間」「観光・交流空間」の創出に向けて、Park-PFI 制度を活用した整備運営事業を推進し、令和２（2020）年の供用開始をめざします。

また、南エリアでは、「にぎわい空間」の創出に向けて、令和２（2020）年以降の事業化をめざして検討を進めています。

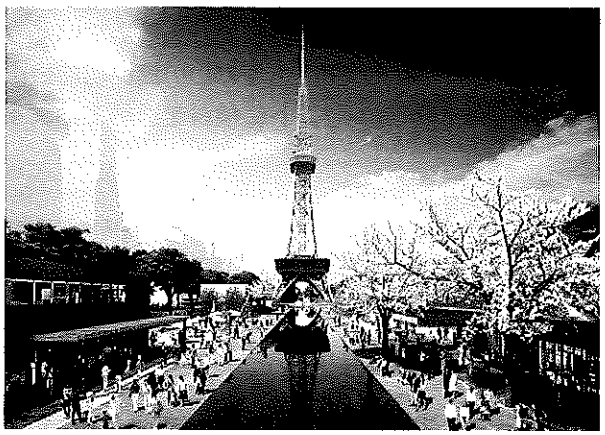

（テレビ塔エリアの再生イメージ）

新たな路面公共交通システム(SRT)の導入推進

SRT は名古屋駅や栄、名古屋城、大須など、都心部の魅力ある地域をつないで回遊性を高め、にぎわいを面的に拡大する新たな都市のインフラです。

平成 31（2019）年１月に、実現をめざすシステムの姿を示した構想を策定し、令和９（2027）年のリニア中央新幹線開業に向けた段階的な導入について検討を進めています。

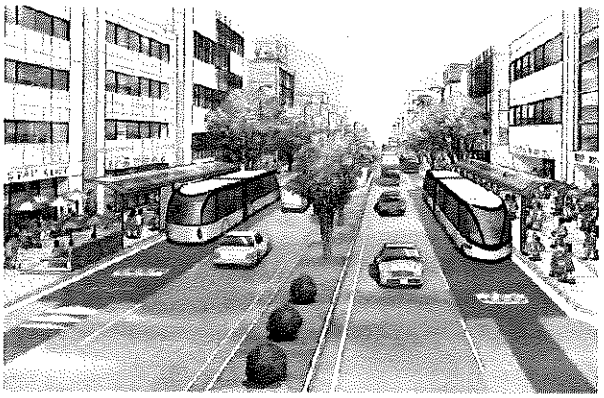

（SRT 走行空間のイメージ）

中部国際空港の二本目滑走路の整備をはじめとする機能強化

中部国際空港では、令和元（2019）年度に LCC 用の新ターミナルビルが開業し、それを契機に、LCC をはじめ航空ネットワークの一層の拡充が進みます。令和９（2027）年には、リニア中央新幹線が開業し、さらに航空需要が高まることが期待されています。また、国土のリダンダンシー※の確保のためには、国際拠点空港間の機能強化、相互の連携が極めて重要となります。

そのため、中部国際空港の二本目滑走路をはじめとする機能強化の早期実現に向けた取り組みを地域一丸となって進めることで、この地域のさらなる発展につなげていきます。

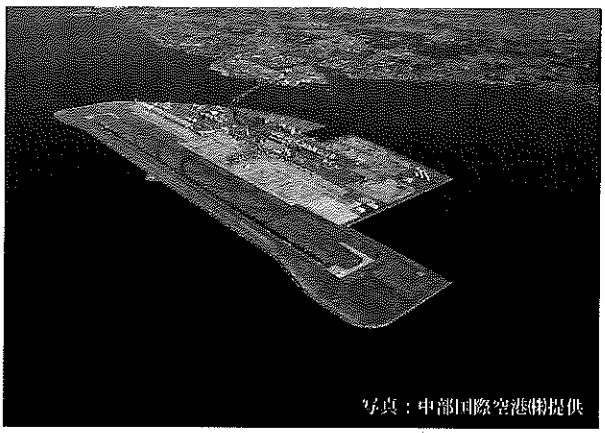

（中部国際空港）

※**リダンダンシー**：「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

名古屋駅周辺の防災機能の強化

名古屋駅周辺では、官民連携で一体的な帰宅困難者対策を進めるとともに、ポンプ所の増設や雨水調整池の整備などの浸水対策を進めています。

今後も、国際的・広域的なビジネス拠点として、海外の企業から安心して進出してもらえる防災性能の確保と、日本有数のターミナル駅として大規模災害発生時の安全性の向上などをはかっていきます。

名古屋中央雨水調整池

令和 6年度稼働予定

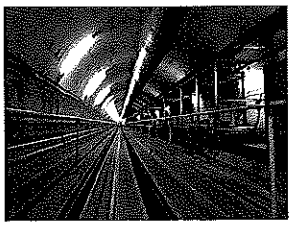

名古屋駅前ポンプ所

増設予定

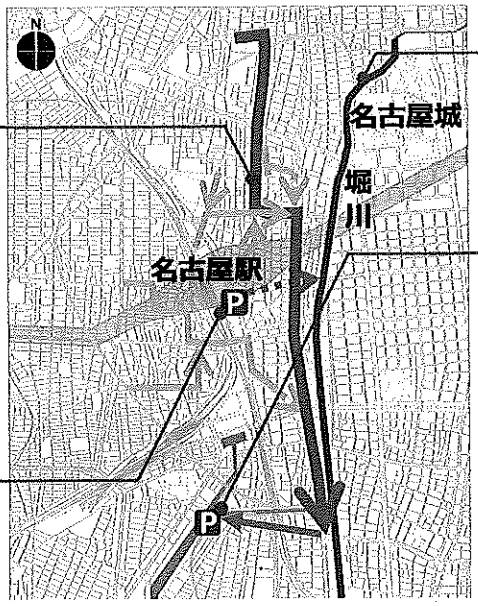

堀川の河川整備

護岸改修・河床掘削

広川ポンプ所

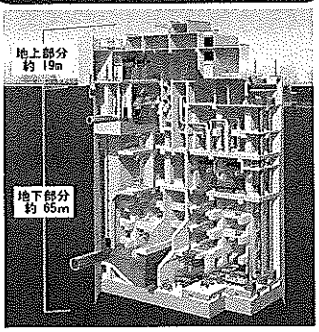

第５章　めざす都市像の実現に向けた施策・事業

「長期的展望に立ったまちづくり」に示した５つの都市像を実現するため、施策と施策に基づく事業に取り組んでいきます。この章では、施策・事業の全体像や計画の進行管理について示した上で、取り組む施策・事業を掲載します。

１　施策・事業の全体像

（１）施策・事業数

本計画では、前計画からの継続性を考慮しつつ、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度の5年間における「めざす都市像」の実現と市民サービスの推進に向けた取り組みを45の施策として体系化しています。また、各施策を推進する上で重要な事業を掲載しています。

めざす都市像等	施策数	事業数
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち	１０	９２
安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち	5	９２
人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち	7	９６
快適な都市環境と自然が調和したまち	１０	９８
魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち	9	１２３
市民サービスの推進	4	２９
合　計	４５	５３０

（２）計画事業費

本計画の掲載事業の実施に要する事業費は、５ 年間の計画期間を通して概算で約２兆３，５３６億円を見込んでいます。なお、計画事業費については計画策定時における概算です。

めざす都市像等	計画事業費
人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち	約　６，０３３億円
安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち	約　３，０６１億円
人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち	約　４，２８８億円
快適な都市環境と自然が調和したまち	約　３，５９９億円
魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち	約　５，７００億円
市民サービスの推進	約　８５５億円
合　計	約２兆３，５３６億円

２　計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、次のとおり実施状況の把握と重点戦略に基づく予算の重点化をはかることにより、進行管理を実施し、PDCA サイクルを徹底します。

（１）実施状況の把握

施策の進ちょく状況を把握するため、施策ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、その成果指標の状況を把握し、公表します。

また、掲載事業には、現況と計画目標を掲載した上で、毎年度、掲載事業の実施状況を把握し、公表します。なお、本計画の期間終了後は、成果指標の目標値や、掲載事業の計画目標の達成状況を評価・検証することにより、本計画を総括し、その後の市政運営に反映します。

（２）予算の重点化

毎年度の予算編成においては、本計画の重点戦略に基づき、実施状況を踏まえ予算の重点化をはかります。

■計画の進行管理イメージ（PDCA サイクル）

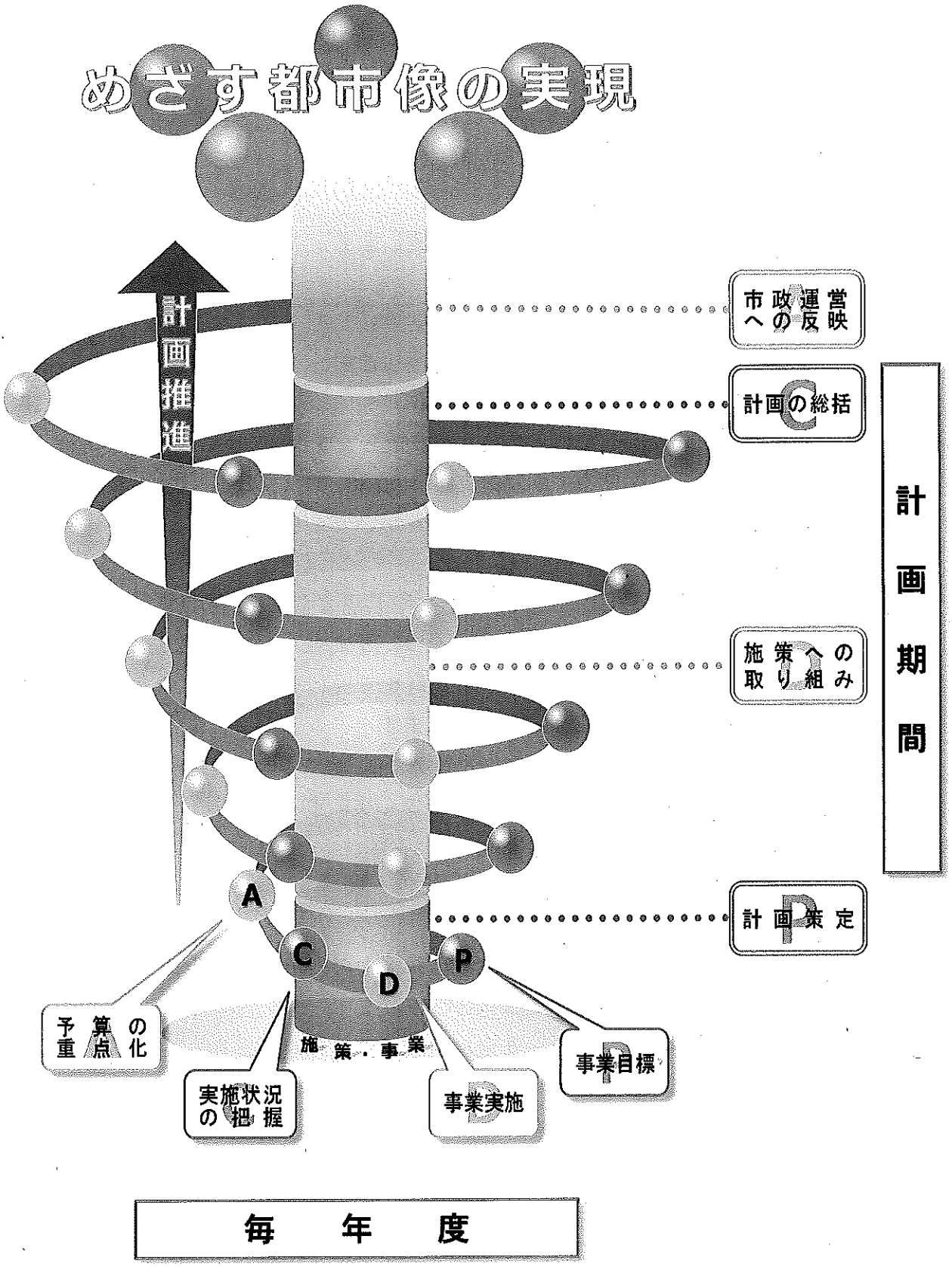

３　取り組む施策・事業

（１）施策体系

めざす都市像等を実現するために、45 の施策に取り組みます。

都市像１　人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち　掲載ページ

1　人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります … 133
2　男女平等参画を総合的に進めます … 137
3　生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します … 141
4　適切な医療を受けられる体制を整えます … 145
5　高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します … 151
6　高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します … 155
7　安心して介護を受けられるよう支援します … 163
8　障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します … 167
9　誰もが意欲を持って働けるよう就労支援を進めます … 175
10　生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいづくりを支援します … 179

都市像２　安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

11　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります … 185
12　子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します … 193
13　虐待やいじめ、不登校から子どもを救います … 203
14　子どもの個性を大切にし、幅広い学力と豊かな心、健やかな体を育みます … 209
15　若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります … 219

都市像３　人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち

16　災害に強い都市基盤の整備を進めます … 223
17　防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します … 231
18　市民の命を守る消防体制の充実強化をはかります … 241
19　犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます … 247
20　衛生的な環境を確保します … 253
21　安心・安全でおいしい水道水を安定供給します … 259
22　消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します … 263

都市像４　快適な都市環境と自然が調和したまち

		掲載ページ
23	大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します	… 267
24	身近な自然や農にふれあう環境をつくります	… 273
25	公共交通を中心とした楽しく快適なまちづくりを進めます	… 279
26	良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します	… 285
27	歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します	… 291
28	バリアフリーのまちづくりを進めます	… 295
29	多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承をはかります	… 299
30	市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します	… 303
31	低炭素都市づくりを進めます	… 309
32	3R を通じた循環型都市づくりを進めます	… 315

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

33	世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます	… 319
34	国際的に開かれたまちづくりを進めます	… 325
35	港・水辺の魅力向上をはかります	… 331
36	魅力的な都市景観の形成を進めます	… 335
37	歴史・文化芸術に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します	… 339
38	観光の振興・MICE（マイス）の推進と情報発信により交流を促進します	… 349
39	スポーツを活（い）かしてまちの魅力と活力を高めます	… 357
40	地域の産業を育成・支援します	… 361
41	新たな価値を創造する産業を振興するとともに、産業交流を促進します	… 367

市民サービスの推進

42	市民サービスの向上を進めます	… 373
43	市民への情報発信・情報公開と、個人情報保護を進めます	… 377
44	地域主体のまちづくりを進めます	… 381
45	公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます	… 387

（２）施策ページの見方

施 策

めざす都市像等を実現するために、5 年間の計画期間内に推進する施策を掲載しています。

施策の柱

施策を推進するための主な取り組みについて、各施策に 2～4 の柱立てをするとともに、柱ごとにその取り組み内容を記述しています。

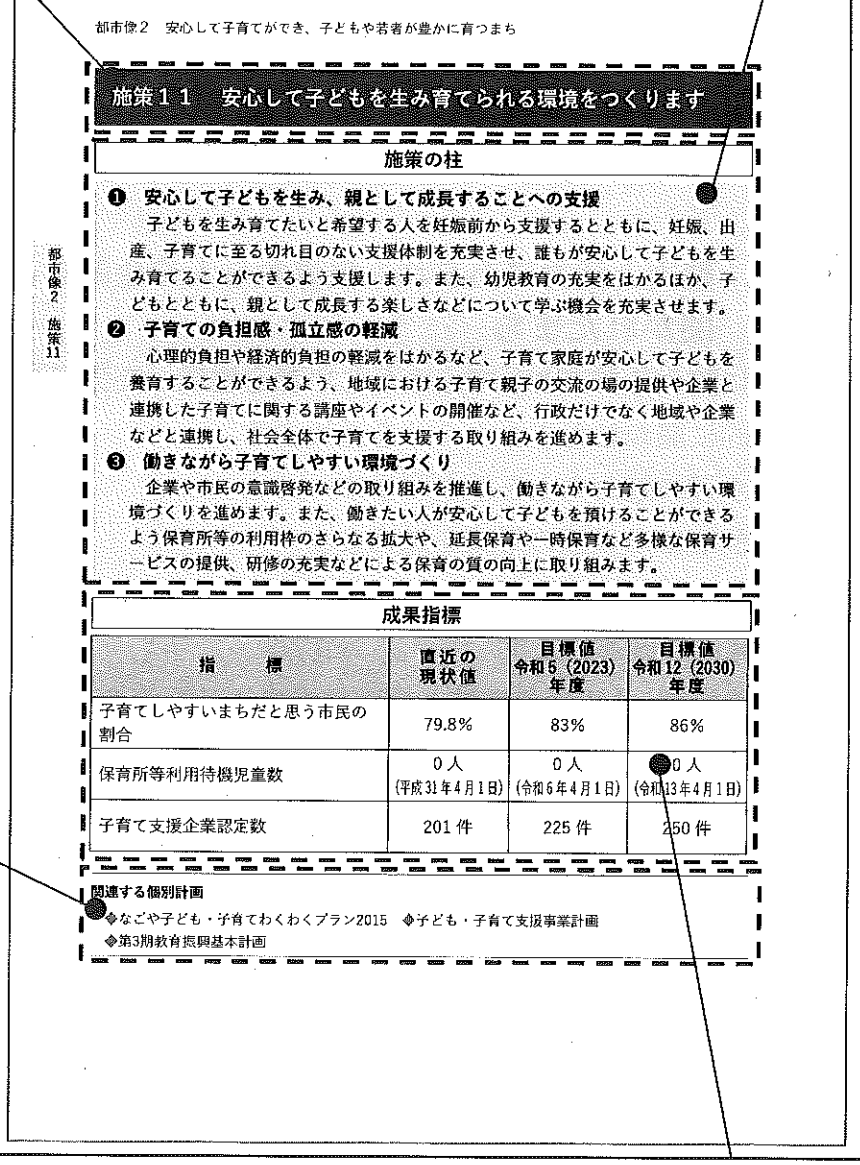
都市像２　安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

施策１１　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

都市像２ 施策11

施策の柱

❶ **安心して子どもを生み、親として成長することへの支援**
子どもを生み育てたいと希望する人を妊娠前から支援するとともに、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援体制を充実させ、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう支援します。また、幼児教育の充実をはかるほか、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

❷ **子育ての負担感・孤立感の軽減**
心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、地域における子育て親子の交流の場の提供や企業と連携した子育てに関する講座やイベントの開催など、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

❸ **働きながら子育てしやすい環境づくり**
企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の利用枠のさらなる拡大や、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供、研修の充実などによる保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

指　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
子育てしやすいまちだと思う市民の割合	79.8%	83%	86%
保育所等利用待機児童数	０人（平成31年４月１日）	０人（令和６年４月１日）	０人（令和13年４月１日）
子育て支援企業認定数	201 件	225 件	250 件

関連する個別計画
◈なごや子ども・子育てわくわくプラン2015　◈子ども・子育て支援事業計画
◈第3期教育振興基本計画

関連する個別計画

施策に関連する個別計画を示しています。

成果指標

施策の進ちょく状況を示す「ものさし」として、アンケートによる主観指標と、事業量などによる客観指標を組み合わせ、各施策に 2～4 指標設定しています。
計画期間終了時の令和 5（2023）年度の目標値に加え、「長期的展望に立ったまちづくり」において見据えた令和 12（2030）年度の目標値を示しています。
なお、「直近の現状値」には原則として平成 30（2018）年度の値を記載しており、異なる年度または年次の値を記載している場合は括弧内に明記しています。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を、「施策の柱」ごとに整理して記述しています。丸数字は、「施策の柱」の丸数字とそれぞれ対応しています。

SDGs アイコン

施策を推進することで達成に寄与する、SDGs のゴール（目標）を示すアイコンを掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

現状と課題

❶（現状）平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、子育ての悩みについて、「子どものしつけ・生活習慣のこと」とした保護者の割合は 57.3%、「家庭内で子育て・家事の協力が得られないこと」とした割合は 8.3%で、いずれも 5 年前より 1.8 ポイント増加しています。

【課題】子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援することが必要です。

◇ 子育てにおいて悩んだり、不安に感じたり、困ったりしたこと

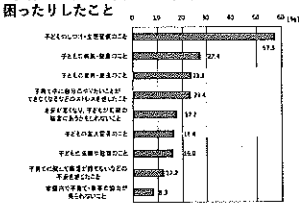

出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

❷（現状）平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、理想とする子どもの人数は平均 2.58 人であるのに対し、実際の子どもの人数は 2.01 人とかい離があります。子どもの人数が理想とする人数より少ない理由としては、「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高くなっています。

【課題】子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが必要です。

◇ 子どもの人数が理想とする人数より少ない理由

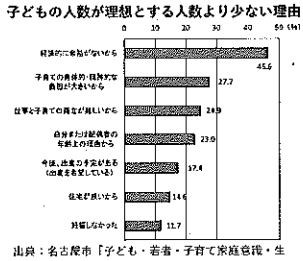

出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

❸（現状）出産前後に離職・転職した母親は 48.3%で、そのうち教育・保育事業や職場の育児休業制度など、仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は 4 割を超えています。また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は、6 年連続の 0 人となりましたが、保育所等を利用できていない児童（利用保留児童）は、対前年比で 96 人増加し、929 人となっています。

【課題】子どもや子育てにやさしい企業を増やすことが必要です。また、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、待機児童ゼロの継続のみならず利用保留児童を少しでも減らすとともに、多様な保育サービスの拡充が必要です。

◇ 保育所等利用待機児童数と利用保留児童数の推移

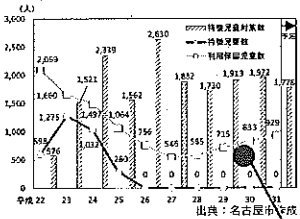

出典：名古屋市「平成

都市像２　施策11

図・グラフ等

現状と課題をわかりやすく説明する、図やグラフなどを掲載しています。

（３）事業ページの見方

事業名

事業名を示します。複数の施策に関係する事業は、最も関係の深い施策に掲載しています。左上の数字は掲載事業の通し番号です。

事業概要

事業の目的と取り組む内容を記述しています。

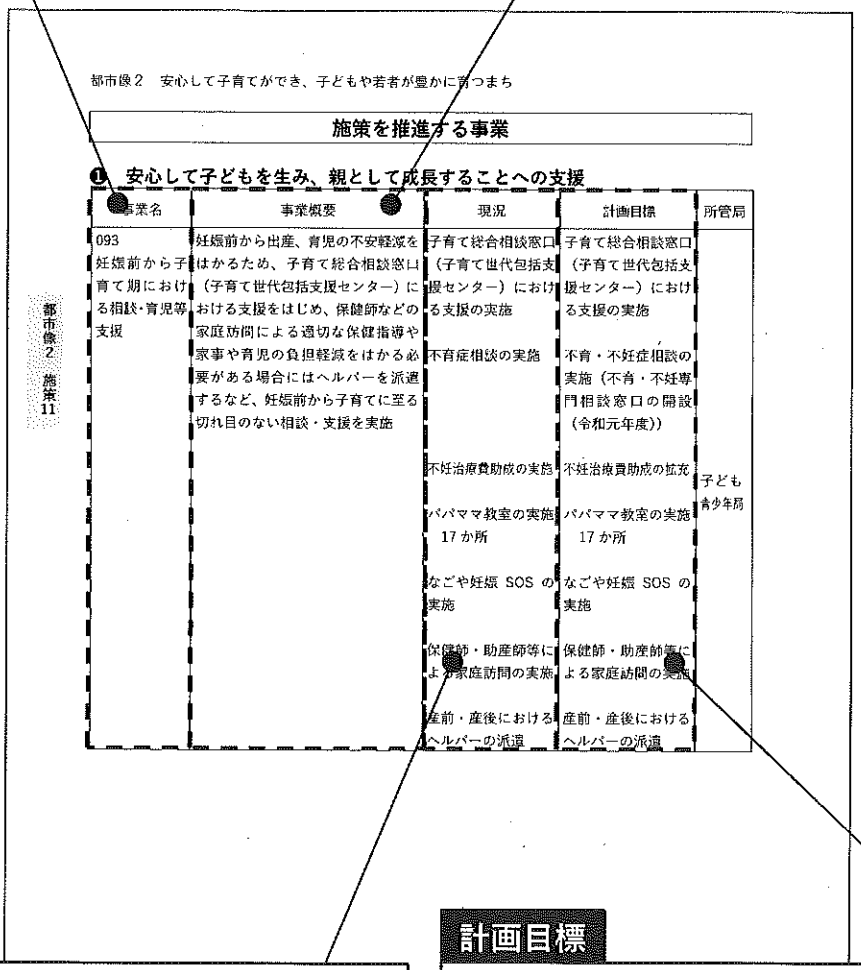

都市像２　安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち

施策を推進する事業

❶ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

都市像２　施策11

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
093 妊娠前から子育て期における相談・育児等支援	妊娠前から出産、育児の不安軽減をはかるため、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援をはじめ、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にはヘルパーを派遣するなど、妊娠前から子育てに至る切れ目のない相談・支援を実施	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施 不育症相談の実施 不妊治療費助成の実施 パパママ教室の実施 17か所 なごや妊娠 SOS の実施 保健師・助産師等による家庭訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施 不育・不妊症相談の実施（不育・不妊専門相談窓口の開設（令和元年度）） 不妊治療費助成の拡充 パパママ教室の実施 17か所 なごや妊娠 SOS の実施 保健師・助産師等による家庭訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子ども青少年局

現　況

原則として平成 30（2018）年度における具体的な取り組み内容や実績値を示しています。数値については、平成 30（2018）年度末までの数値を示す場合には（累計）と記述しています。

計画目標

原則として令和 5（2023）年度における具体的な取り組み内容や実績値を示しています。数値については、令和元（2019）～5（2023）年度の 5 年間の数値を示す場合には（5 か年）と、令和 5（2023）年度末までの数値を示す場合には（累計）と記述しています。

施策１　人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります

施策の柱

❶ 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、気づきや学びなどを通じて人権尊重の理念や重要性についての認識を深め、日常生活や社会生活等において人権尊重の意識や行動を確実なものとしていくことができるよう、なごや人権啓発センターにおける啓発活動を中心に、効果的な人権啓発を推進していきます。

❷ 人権教育の推進

学校教育や社会教育の場において人権教育を実施することにより、差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深めます。

❸ 平和に関する啓発の推進

戦争に関する歴史的事実や悲惨さを次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、愛知・名古屋 戦争に関する資料館の運営などを通じ、平和に関する啓発を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	69.5%	72%	75%
なごや人権啓発センターの年間利用者数	32,756 人	33,000 人	33,000 人

関連する個別計画

◆新なごや人権施策推進プラン　◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

❶ **（現状）** 内閣府が平成29（2017）年に実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、人権侵害が多くなってきたという回答者が 29.4%と、少なくなってきたという回答者 14.3%を大きく上回っており、全国的に人権侵害の増加が懸念されています。

市政アンケート（平成 29（2017）年 11 月）によれば、本市ではこの 10 年間に自分の人権が侵害されたと思うという回答者が 25.6%と、差別や偏見による人権問題がなお存在しており、時代の進展に伴って、インターネットやSNS※による人権侵害など新たな問題も発生しています。

◇ **人権侵害に関する意識調査（全国）**

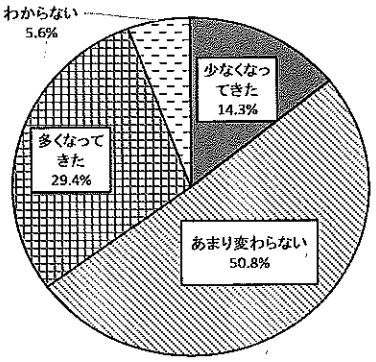

出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成 29 年）

【課題】 市民一人ひとりがさまざまな人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての正しい理解と認識を深め、主体的に考えて行動できるよう、人権啓発の積極的な推進をはかることが重要です。

❷ **（現状）** 学校教育では、あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成する人権教育を実施し、社会教育では、差別意識の解消と人権意識の高揚をはかる人権教育を実施しています。

【課題】 幼児児童生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義について理解し、自他の大切さを認めることができ、具体的な態度や行動として表すことができるように、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進することが重要です。

市民一人ひとりがさまざまな人権問題に関心をもち、自らの問題として人権尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、主体的に考えて行動できるように、社会教育施設等における人権教育を推進することが重要です。

❸ **（現状）** 終戦から 70 年以上が経過し、戦争体験者が年々高齢化しているため、戦争体験を次の世代に引き継ぐことが今後困難になると懸念されます。

【課題】 市民一人ひとりの平和を希求する豊かな心を育み、平和な社会を発展させるためには、戦争体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを市民が学べるよう、平和に関する啓発を推進することが重要です。

◇ **愛知・名古屋 戦争に関する資料館**



※**SNS**：Social Networking Service（Site）の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

施策を推進する事業

❶ 人権啓発の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
001 人権啓発活動の推進	人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むとともに、誰もが、いつでも人権について学べるなごや人権啓発センターにおける啓発を中心に、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供	なごや人権啓発センターの運営 人権啓発事業の実施 ▸講演会の開催 2回 ▸映画会の開催 8回 ▸人権セミナーの開催 8回	なごや人権啓発センターの運営 人権啓発事業の実施 ▸講演会の開催 ▸映画会の開催 ▸人権セミナーの開催	市民経済局

❷ 人権教育の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
002 学校教育における人権教育の推進	あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施	実施	実施	教育委員会
003 社会教育における人権教育の推進	差別意識の解消と人権意識の高揚のため、社会教育施設等において、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために講座や講演会、資料の配架を実施	実施 ▸講座　57講座 ▸講演会　5回	実施	教育委員会

❸ 平和に関する啓発の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
004 戦争に関する資料の収集･保存・展示	戦争の悲惨さや戦争に関する歴史的事実を次世代に伝え、平和を希求する市民意識を醸成するため、愛知・名古屋 戦争に関する資料館において、戦争に関する資料の展示などを実施	愛知･名古屋 戦争に関する資料館の運営	愛知･名古屋 戦争に関する資料館の運営	総務局

施策２　男女平等参画を総合的に進めます

施策の柱

❶ 性別にかかわる人権侵害の解消

重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント、DV※、性犯罪※・性暴力※などの根絶に向け、予防啓発や被害者支援などの取り組みを推進します。また、性別にかかわる人権侵害をなくすため、多様な生き方についての理解の促進をはかります。

❷ 男女平等参画推進のための意識変革

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、啓発を実施するとともに、男女平等参画への理解を深めるため、さまざまな機会を通じて男女平等教育・学習を推進します。

❸ あらゆる分野における女性の活躍推進

雇用等の場をはじめ、地域や家庭における男女の自立と平等参画を進め、女性があらゆる分野において能力を発揮し、活躍できるよう支援します。また、さまざまな場面での方針決定過程に女性の意見が十分に反映されるよう、市役所自らが率先して取り組むなど、女性が参画し活躍できる社会の実現をめざします。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
DVを人権侵害と認識する人の割合	88.2%	93%	95%
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	55.6%	100%	100%
市の審議会への女性委員の登用率	36.3%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下
女性の活躍推進企業認定・認証数	138件	190件	250件

関連する個別計画

◆男女平等参画基本計画2020　◆配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）

※**DV**：Domestic Violence の略。配偶者（事実婚や元配偶者、生活の本拠をともにする交際相手も含む。性別を問わない。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれる。
性犯罪：犯罪のうち「強制性交等、強制わいせつ」等の性的な犯罪をいう。
性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

現状と課題

❶（**現状**）内閣府による男女間における暴力に関する調査では、これまでに結婚したことのある女性の約３人に１人の割合でDV の被害経験がみられ、本市における相談件数は１万件前後で推移しています。

【課題】DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV 被害者への支援を行い社会全体で防止していくための取り組みが求められています。

◇ DV 相談件数の推移

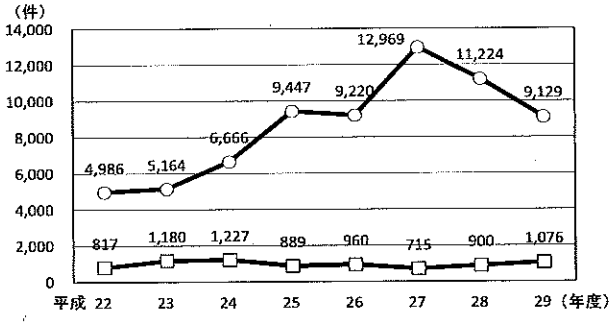

出典：名古屋市作成

❷（**現状**）男女の地位の平等感について、本市の約７割の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。

【課題】職場や地域、家庭などにおいて、女性と男性が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に参加し、相互に協力して取り組みを進めていく必要があります。

◇ 社会全体における男女の地位の平等感

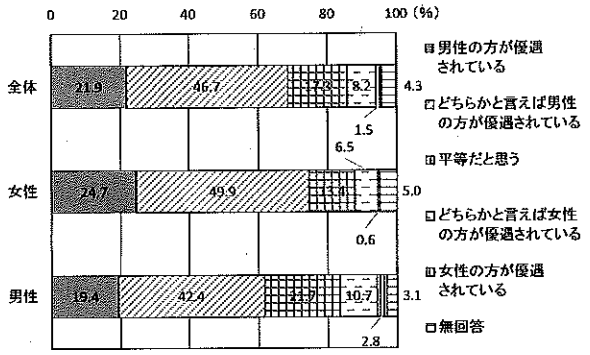

出典：市民アンケート（平成 30 年度）

❸（**現状**）市政において政策・方針決定過程への女性の参画が徐々に進んでおり、本市の審議会における女性委員の登用率は、平成 19（2007）年度以降、3 割を超えて推移しています。

女性の活躍推進に取り組む企業が増え、女性の活躍推進企業認定・認証数は、130 件を超えています。

一方、本市の女性の労働力率は上昇しているものの、M 字カーブの底にあたる20 代～40 代前半の女性の労働力率は、全国平均より低い状況にあります。

◇ 女性の労働力率の推移

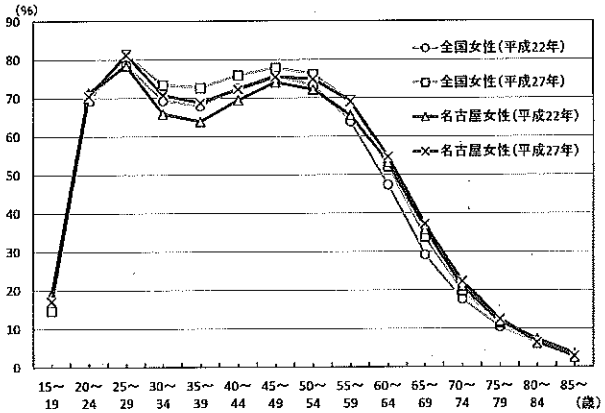

出典：総務省「国勢調査」

【課題】あらゆる分野において男女平等参画が促進されるよう啓発活動や情報提供を行い、中でも雇用等の場においては、女性の活躍を進め、男女平等参画を引き続き推進していく必要があります。また、本市の審議会における女性委員の登用率を高めるための支援やはたらきかけを行う必要があります。

市民の誰もが性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が重要です。

施策を推進する事業

❶ 性別にかかわる人権侵害の解消

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
005 女性のための総合相談	DVや家族関係での暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者が主体的に解決できるよう、女性の人権を守る立場から、さまざまな相談に対応	個別相談の実施 セミナーの開催	個別相談の実施 セミナーの開催	総務局
006 配偶者からの暴力被害者の支援	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護をはかるため、配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮するとともに、関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施	相談の実施 ▸DV 被害者からの相談件数 9,129件 （平成29年度） 保護の実施 自立支援事業の実施	相談の実施 保護の実施 自立支援事業の実施	子ども青少年局
007 多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざし、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発や専門相談を実施	講座、セミナーの開催	講座、セミナーの開催 性的少数者に関する専門相談の実施	総務局

❷ 男女平等参画推進のための意識変革

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
008 男女平等参画の意識啓発の推進	男女平等参画について、性別や年齢にかかわらず幅広い市民に対して理解の定着をはかるため、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた啓発や教育・学習を推進	講座、セミナーの開催 男女平等参画に関するハンドブックの配布	講座、セミナーの開催 男女平等参画に関するハンドブックの配布	総務局
009 男女平等参画推進センターの運営	施策の推進及び市民・団体などの取り組みを支援するための拠点施設として、実践的な講座や研修、市民参加型の交流事業を開催するとともに、男女平等参画に関する情報提供を実施	実施	実施	総務局

❸　あらゆる分野における女性の活躍推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
010 審議会における女性委員の登用推進	市政における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、本市の審議会などにおける女性委員の登用を推進	実施 ▸登用率 36.3％	実施 ▸登用率 40％以上 60％以下	総務局
011 雇用等における女性の活躍推進	企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業を認定・表彰するとともに、認定・表彰企業の取り組みを広く情報発信	実施 ▸認定（認証）企業数 138社	実施 ▸認定（認証）企業数 190社	総務局

施策３　生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

施策の柱

❶ 健康づくり・予防医療の推進

健康的な食生活や運動の実践など生活習慣の改善に向け、市民の予防意識の向上をはかるとともに、受動喫煙対策を推進します。また、がんの早期発見に有効ながん検診の受診率の向上や患者支援の充実などにつとめ、がん対策を総合的に推進するとともに、風しんや帯状疱疹（たいじょうほうしん）をはじめとした予防接種についても取り組みを進め、感染症の予防につとめます。

❷ こころの健康づくりと自殺対策の推進

精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の3つの視点に立って、「いのちの支援なごやプラン」に基づく自殺対策を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
健康寿命※	男性 79.39 年 女性 83.70 年 （平成 29 年）	平均寿命の延びを上回るよう延伸	平均寿命の延びを上回るよう延伸
がん検診受診率 ①胃がん ②大腸がん ③肺がん ④子宮がん ⑤乳がん ⑥前立腺がん	①22.8% ②25.4% ③21.4% ④58.6% ⑤48.3% ⑥32.0% （平成 29 年度）	①50% ②50% ③50% ④65% ⑤55% ⑥50%	①50%以上 ②50%以上 ③50%以上 ④65%以上 ⑤55%以上 ⑥50%以上
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	15.1 （平成 29 年）	12.8 （令和 4 年）	11.8 （令和 11 年）

関連する個別計画

◆健康なごやプラン21（第2次）　◆食育推進計画（第3次）　◆いのちの支援なごやプラン
◆第2期国民健康保険保健事業実施計画・第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画

※**健康寿命**：本計画においては、介護保険の情報に基づく「日常生活動作が自立している期間」をさす。

現状と課題

❶ **（現状）** 平成 29（2017）年における市民の平均寿命は、男性 80.83 年、女性 86.96 年、健康寿命は、男性 79.39 年、女性 83.70 年となっています。

平成 29（2017）年における市民の死因については、上位から、悪性新生物（がん）、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎の順となっており、市民の約 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。また、受動喫煙対策の強化を目的として、健康増進法が改正されました。

◇ **上位 5 死因の総死亡に対する割合の推移**

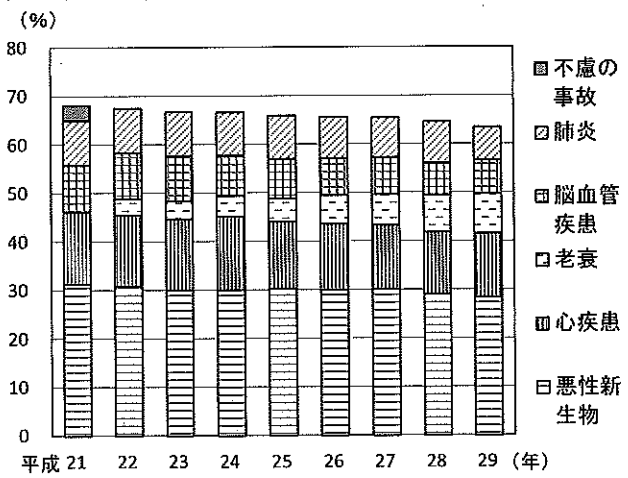

出典：名古屋市「健康福祉年報」

【課題】 生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、生活習慣の改善やワクチンの接種など一人ひとりの予防の取り組みを促すことが必要です。がんをはじめとする生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。また、受動喫煙による健康への悪影響を防ぐため、受動喫煙対策のさらなる推進が求められています。

❷ **（現状）** 精神疾患の患者数は平成 26（2014）年患者調査から約 7 万 1 千人と推計されます。また、自殺はうつ病などの精神疾患と関係が深いとされています。本市の自殺者数は平成 10（1998）年に 336 人から 516 人に急増して以降、減少傾向にあるものの、平成 29（2017）年は 350 人となっており、いまだ年間 300 人を超える高い水準で推移しています。

【課題】 うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があり、こころの健康づくりが重要な課題となっています。また、自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかるとともに、自殺の危険性のある人のサインを見逃さず自殺を未然に防ぐことが求められています。

◇ **自殺者数の推移**

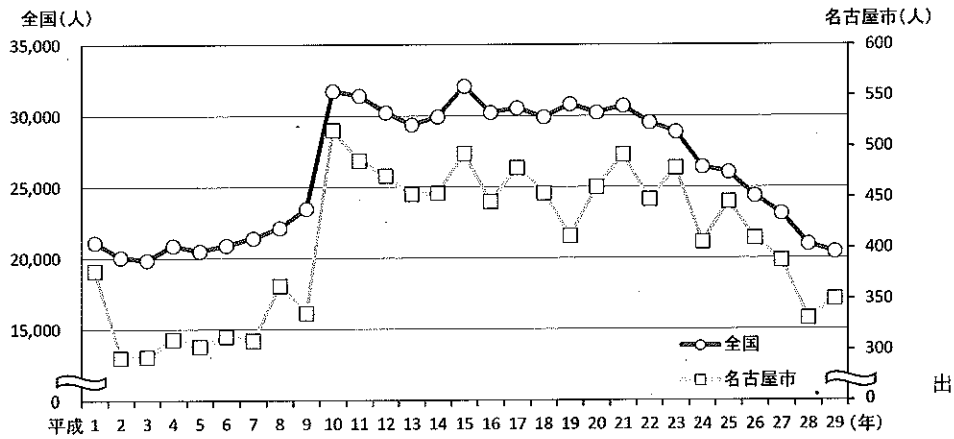

出典：厚生労働省「人口動態統計」

施策を推進する事業

❶ 健康づくり・予防医療の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
012 健康増進事業及び受動喫煙対策の推進	市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上をはかるため、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発などの健康増進事業を総合的に推進するほか、受動喫煙を防止するための対策を推進	なごや健康マイレージの実施 喫煙率の減少、受動喫煙の防止に向けた啓発の実施	なごや健康マイレージの実施 喫煙率の減少に向けた啓発の実施 受動喫煙対策の推進	健康福祉局
013 歯科口腔保健対策の推進	生涯を通じて口と歯が持つ機能を育て、向上・維持するため、乳幼児期から高齢期までの歯科検診を実施し、歯科疾患の早期発見・治療をはかるとともに、歯科疾患予防や口腔機能向上の知識の普及など歯科口腔保健対策を総合的に推進	歯科口腔保健指導の実施 105,407件 （平成29年度） 歯周疾患検診の実施 12,630人 （受診率9.7%） （平成29年度）	歯科口腔保健指導の実施 105,500件 歯周疾患検診の実施 31,800人 （受診率12.0%）	健康福祉局
014 任意予防接種費用の助成	予防医療の推進の一環である、予防接種に関する事業として、後遺障害・重症化のおそれのある疾病予防をはかるため、ロタウイルスなどの任意予防接種について助成を実施	実施 ▸ロタウイルス ▸おたふくかぜ ▸高齢者肺炎球菌 ▸風しん（一般）	実施 ▸国における定期予防接種化の検討状況を踏まえて実施 ▸帯状疱疹の助成開始（令和元年度）	健康福祉局
015 がん対策の推進	がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）を実施するとともに、がんに関する正しい知識の普及啓発によるがん予防の推進や患者支援の充実など、がん対策を総合的に実施	ワンコインがん検診などがん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	ワンコインがん検診などがん検診の実施 がん検診ガイドの配布 がん相談・情報サロンの運営	健康福祉局
016 食育の総合的推進	市民、関係機関、団体、行政などがそれぞれの役割のもと連携し、食育に関する啓発や食生活改善に向けた取り組みなどの事業が円滑に行われるよう、情報の収集・発信、活動機会の提供、協働事業などの総合調整を行うことにより、食育を総合的に推進	食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	食育に関する啓発の推進 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進 次期食育推進計画の策定・推進	健康福祉局

017 国民健康保険被保険者に対する保健事業の推進	健康の保持・増進や医療費適正化をはかるため、国民健康保険の被保険者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防する保健事業を実施	特定健康診査・特定保健指導の実施 ▸実施率 （平成29年度） 特定健康診査 29.1% 特定保健指導 7.9% 重症化予防事業の実施 健康ポイント事業の試行実施	特定健康診査・特定保健指導の実施 ▸実施率 特定健康診査 38.6% 特定保健指導 12.6% 重症化予防事業の実施 健康ポイント事業の実施	健康福祉局

❷　こころの健康づくりと自殺対策の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
018 こころの健康づくりの推進	精神疾患についての正しい知識の普及啓発やこころの悩みの解決などをはかるため、精神保健福祉相談やうつ病家族教室などを実施	精神保健福祉相談の実施 （平成30年度末見込） ▸保健センター 延べ48,884人 ▸精神保健福祉センター　延べ1,045人 うつ病家族教室の実施 ▸参加者数 延べ48人 （平成30年度末見込） 精神障害者家族ピア相談の実施　825件 （平成30年度末見込）	精神保健福祉相談の実施 うつ病家族教室の実施 精神障害者家族ピア相談の実施	健康福祉局
019 自殺対策事業	すべての市民が、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現のため、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の３つの視点に立って、自殺対策を総合的に推進	こころの健康フェスタの実施　１回 こころの健康（夜間・土日）無料相談の実施　55件 自死遺族相談の実施	こころの健康フェスタの実施　１回 こころの健康（夜間・土日）無料相談の実施 自死遺族相談の実施	健康福祉局

施策４　適切な医療を受けられる体制を整えます

施策の柱

❶ 救急医療体制の充実

休日・夜間などでも必要な医療サービスを受けられるよう、救急医療体制※（第一次、第二次、第三次）の充実をはかります。特に、市立大学病院において救命救急センターとしての機能を強化するとともに、救急科専門医の育成を進めます。また、第二次、第三次救急医療機関の軽症患者集中による負担を軽減するため、「かかりつけ医※」を持つことの普及啓発を行い、医療機関の適正受診を促進します。

❷ 市立病院における医療機能の強化

救急医療、小児・周産期医療、災害・感染症医療の充実・強化につとめるとともに、がん、心臓血管疾患、脳血管疾患、脊椎疾患にかかる医療機能を強化します。また、東部医療センター・西部医療センターにおいては、地域医療支援病院※として、地域の医療機関と緊密な連携をはかるなど、市民に信頼され、安心して受診できる医療を提供します。さらには、市立大学病院と市立病院の連携を強化し、医療機能のさらなる充実をはかります。

❸ 最先端の医療の提供

市立大学病院において、すぐれた見識と技能を持つ医療人を育成するとともに、認知症や発達障害など社会的関心の高い先進的な研究を推進し、最先端の医療や急性期の医療を担う特定機能病院としての役割を果たします。西部医療センターの陽子線治療センターにおいては、患者の症状などに基づき適切な治療方法を検討するキャンサーボードを行い、生活の質にすぐれた最先端のがん治療法を提供します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
適切な医療が受けられると感じる市民の割合	85.0%	90%	90%以上
かかりつけ医を持つ市民の割合	62.8%	68%	71%
「①市立大学病院」及び「②市立病院」における救急搬送件数	18,617件 （①6,709件 ②11,908件）	19,020件 （①6,800件 ②13,020件）	23,020件 （①10,000件 ②13,020件）

関連する個別計画

◆公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標　◆名古屋市立病院改革プラン2017

※**救急医療体制**：（第一次体制）風邪や急な発熱といった軽傷患者に対応、（第二次体制）入院や緊急手術が必要な重症患者に対応、（第三次体制）高度な治療を要する重篤患者に対応。
かかりつけ医：なんでも相談ができ、必要な時には専門医療機関を紹介してくれる身近な医師。
地域医療支援病院：かかりつけ医などへの支援を通じて地域に必要な医療を確保する病院として、「医療法」第４条の規定に基づき都道府県知事が承認した病院。

現状と課題

❶ **（現状）** 救急医療体制（第一次、第二次、第三次）における取扱患者数は高い水準で推移しています。高齢化の進行などに伴い、救急搬送件数は今後も増加すると見込まれています。

その中で、第二次救急医療体制へ参加する医療機関の確保が困難な状況にあるとともに、入院を必要としない軽症患者が第二次、第三次救急医療機関へ集中しています。また、本市においては慢性的に救急科専門医が不足しており、他都市と比較しても低い水準にあります。

【課題】 救急搬送件数のさらなる増加などに対応できるよう、救急医療体制の充実をはかるとともに、市民に症状に応じた適切な医療機関の選択を促していく必要があります。また、救急科専門医をはじめとする救急医療に携わる医療人の育成が急務となっています。

◇ 救急医療体制における取扱患者数の推移

（人）

年度	一次体制	二次体制	三次体制
26	78,930	146,834	147,231
27	78,266	147,983	143,415
28	79,739	143,920	147,166
29	81,469	142,559	152,829

出典：名古屋市作成

◇ 救命救急センター1施設当たりの救急科専門医数（他都市比較）

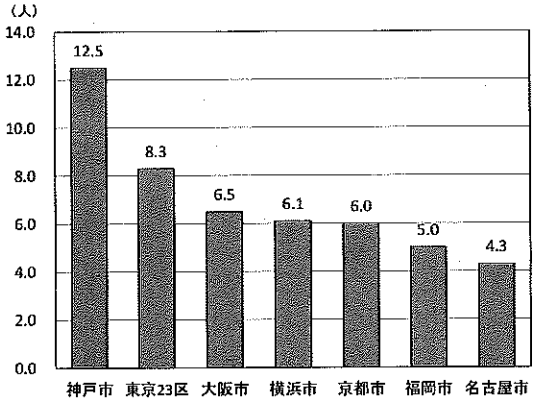

出典：厚生労働省「救命救急センター充実段階評価」（平成29年度）

❷ **（現状）** 東部医療センターにおいては救急医療、感染症医療、心臓血管疾患・脳血管疾患に対する高度・専門医療を、西部医療センターにおいては小児・周産期医療、がん、脊椎疾患に対する高度・専門医療をそれぞれ主な特徴とするなど、多様化する市民の医療ニーズに応えるため各病院の特長を打ち出し、地域の中核的病院として整備を進めています。一方で、医師の現員は増加傾向にあるものの、必要な人員を充足していない状況にあります。

【課題】 引き続き、各市立病院の特長を活かした医療の提供や、民間医療機関による提供が必ずしも十分でない政策的な医療の提供に取り組むとともに、地域医療機関との適切な機能分担と連携を強化することが求められています。また、医師の確保・育成などを進めるため、市立大学病院と市立病院の連携強化が必要です。

❸ **（現状）** 高齢化の進行など医療を取り巻く環境が変化する中で、医療ニーズが多様化しているとともに、高い社会的関心が寄せられている認知症や発達障害などの発症機構解明や予防・治療法開発が求められています。

【課題】 市立大学病院には、高度かつ先進的な医療への積極的な取り組みや医療人の育成、先進的な研究の推進などが求められています。陽子線治療センターは、患者の治療の選択を拡大させる陽子線治療を提供するとともに、国の先進医療会議の決定等に基づき、医学的価値の検証や陽子線治療の確立に取り組むことが必要です。

施策を推進する事業

❶ 救急医療体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
020 市立大学病院救命救急センターの機能強化	救急に対する需要が増大する中で、より多くの救急患者を受け入れ、また、愛知県において慢性的に不足する救急科専門医を育成するため、救急医療施設の機能強化を実施	救急・災害医療のあり方に関する調査	救急・災害医療施設の整備推進	総務局
021 救急医療体制の確保	平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、休日急病診療所、「小児救急ネットワーク758」を含む第二次救急輪番制などへ参加する医療機関への運営・整備補助、市立大学病院及び東部医療センターにおける救命救急センターの運営により救急医療体制を確保	第一次救急医療体制の確保 （軽症患者の対応） ▸平日　4か所 ▸休日　17か所 第二次救急医療体制の確保 （重症患者の対応） ▸平日　11か所 ▸休日　16か所 第三次救急医療体制の確保 （重篤患者の対応） ▸市立大学病院及び東部医療センターにおける救命救急センターの運営	第一次救急医療体制の確保 （軽症患者の対応） ▸平日　4か所 ▸休日　17か所 ▸外科診療の開始 （令和元年度） 第二次救急医療体制の確保 （重症患者の対応） ▸平日　11か所 ▸休日　16か所 第三次救急医療体制の確保 （重篤患者の対応） ▸市立大学病院及び東部医療センターにおける救命救急センターの運営	総務局 健康福祉局 病院局
022 精神科救急情報センターの運営	精神科救急医療体制を確保するため、精神障害者及びその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談や、精神科救急医療機関の案内などを365日24時間体制で実施	実施 ▸電話相談 延べ4,626件 （平成29年度）	実施	健康福祉局
023 医療機関の適正受診や「かかりつけ医」を持つことの普及啓発	第二次・第三次救急医療機関の軽症患者集中による負担を軽減するため、市民にかかりつけ医をもち、適正な受診を行うことを普及啓発	広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 講演の実施	広報紙への記事掲載 ガイドブックの配布 講演の実施	健康福祉局

❷　市立病院における医療機能の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
024 市立大学病院と市立病院のさらなる連携強化	安心・安全で質の高い医療を継続的に市民に提供するため、市立大学病院と市立病院の連携をさらに強化し、医師の確保・育成をはかるとともに業務の集約化・効率化による病院運営の安定化を実施	高度医療教育研究センターにおける医師等の人事交流 さらなる連携強化に向けた課題の検討	高度医療教育研究センターにおける医師等の人事交流 さらなる連携強化	総務局 病院局
025 東部医療センターにおける医療機能の強化	良質な療養環境を提供するため新病棟の整備を推進し、救急医療、心臓血管疾患や脳血管疾患にかかる医療、災害・感染症医療などの医療機能を強化するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	救急医療の実施 ▸救急搬送件数 7,626 件 心臓血管センター及び脳血管センターにおける高度・専門医療の提供 病院の病床や医療機器の共同利用の推進 新病棟の整備 ▸工事中	救急医療の実施 ▸救急搬送件数 8,700 件 心臓血管センター及び脳血管センターにおける高度・専門医療の提供 病院の病床や医療機器の共同利用の推進 新病棟の整備 ▸開設（令和元年度）	病院局
026 西部医療センターにおける医療機能の強化	多様化する市民の医療ニーズに応えるため、小児・周産期医療、がん医療、脊椎疾患医療、災害医療にかかる医療機能などを強化するとともに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と緊密な連携を実施	小児科をはじめとする救急医療の実施 ▸新生児集中治療室 稼働率　99% 母体・胎児の異常や新生児に対する専門的な治療の実施 がん医療の実施 病院の病床や医療機器の共同利用の推進	小児科をはじめとする救急医療の実施 ▸新生児集中治療室 稼働率　100% 母体・胎児の異常や新生児に対する専門的な治療の実施 がん医療の実施 病院の病床や医療機器の共同利用の推進	病院局

❸　最先端の医療の提供

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
027 市立大学病院における最先端の医療の提供	特定機能病院としての役割を果たすため、体制及び医療機器等の整備を適切に行い、最先端の医療を提供	実施	実施	総務局
028 市立大学における認知症や発達障害などに関する先進的な研究の充実	社会的に大きな関心が寄せられている認知症や発達障害などの発症機構解明と予防・治療法開発のため、先進的な研究を推進	先進的な研究の推進についての方針決定	脳神経科学研究所（仮称）の設置（令和元年度） 先進的な研究の推進	総務局
029 市立大学における医療人の育成	医療技術の進歩や高齢化の進行など、社会のニーズに応え、活躍する医療人を育成するため、最先端の医療を担うとともに地域包括ケアシステムの構築にも寄与する総合的な人材育成を実施	医学生や研修医の教育・研修の実施 教育内容やカリキュラム等の検討、実施 大学院医療経済マネジメントコースの実施	医学生や研修医の教育・研修の実施 教育内容やカリキュラム等の検討、実施 大学院医療経済マネジメントコースの拡充	総務局
030 陽子線治療センターにおける最先端の医療の提供	最先端のがん治療を提供するため、からだにやさしく、社会生活との両立が可能で、治療後に早期の社会復帰がしやすい、がん治療法である陽子線治療を実施	陽子線治療の実施 ▸治療患者　595 人	陽子線治療の実施 ▸治療患者　800 人	病院局

施策５　高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

施策の柱

❶ 高齢者の社会参加の支援

高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができるよう、敬老パスの交付や老人クラブの活動支援、福祉会館の運営などを通じて、外出のきっかけづくりや仲間づくりなどの機会を充実させることにより、積極的に社会参加できるよう支援します。

❷ 高齢者が活躍できる環境づくり

高齢者が意欲や能力に応じて、就業や地域貢献など社会においてさまざまな役割を担い、活躍できるよう、高齢者就業支援センターなどにおいて就業に関する相談や技能講習、就業意欲を喚起する取り組みなどの支援を行うとともに、鯱城（こじょう）学園において地域活動の核となる人材を養成します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
生きがいや楽しみを持って生活していると感じている高齢者の割合	79.1%	81%	83%
敬老パスによる市営交通機関の１日当たり乗車人員	196,588人（平成29年度）	203,000人	213,000人
就労や地域活動・ボランティア・NPO※活動等に参加している高齢者の割合	46.4%	50%	55%

関連する個別計画

◆はつらつ長寿プランなごや2018

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。

現状と課題

❶（**現状**）要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約8割を占めています。平成28（2016）年度に実施した実態調査においては、半数以上の高齢者が毎日1回以上外出している一方で、「1週間に1回程度」「ほとんど外出しない」高齢者が合わせて約1割となっており、外出を控える理由として、身体的な理由を除くと「外出機会がないこと」「一緒に出かける人がいないこと」などが挙げられています。

【課題】高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができるよう、外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の確保などにより、高齢者の社会参加を支援することが必要です。

◇ **高齢者の外出の頻度**

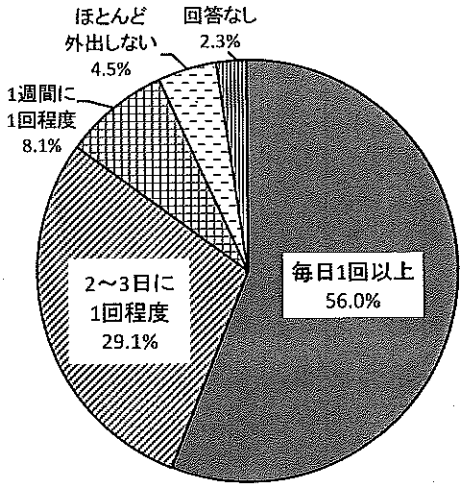

出典：名古屋市「高齢者一般調査」
（平成28年度）

❷（**現状**）今後さらに少子化・高齢化が進行し、人口減少社会を迎えていく中で、高齢者がその知識・経験を活かし、社会の担い手として活躍することが期待されています。

平成28（2016）年度に実施した実態調査においては、約半数の高齢者が地域活動や就労、ボランティアなどで地域社会に貢献できると回答しています。

【課題】高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な知識・経験を就業や地域活動に活かし、活躍できる環境づくりをさらに進めることが必要です。

◇ **高齢者が地域社会で貢献できること**

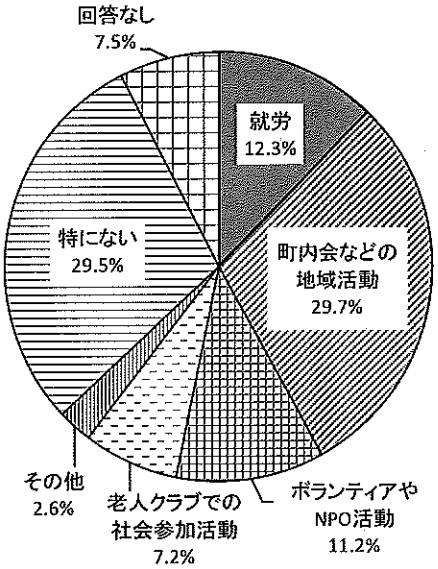

出典：名古屋市「高齢者一般調査」
（平成28年度）

施策を推進する事業

❶ 高齢者の社会参加の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
031 敬老パスの交付	高齢者の社会参加を支援するため、65歳以上の高齢者に、市営交通機関などに乗車できる敬老パスを交付	実施 ▸敬老パスによる市営交通機関の乗車人員 196,588人／日 （平成29年度） ▸制度のあり方の検討	実施 ▸敬老パスによる市営交通機関の乗車人員 203,000人／日 ▸新たな制度の構築	健康福祉局
032 老人クラブの活動支援	高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	老人クラブの活動助成の実施 ▸老人クラブ会員数 59,534人 友愛活動への助成の実施	老人クラブの活動助成の実施 友愛活動への助成の実施	健康福祉局
033 福祉会館の運営	高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、福祉会館を運営し、高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供	実施 16区 延べ利用者数 824,593人	実施 16区	健康福祉局

❷ 高齢者が活躍できる環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
034 高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第2ステージにおいても社会の担い手として活躍できるよう、就業に関しての相談や情報提供、技能講習などの就業支援を実施するとともに、高齢者の就業意欲を喚起する取り組みなどを実施	実施 延べ利用者数 ▸就業相談 3,425人 ▸情報提供 23,395人 ▸技能講習 5,352人 ▸交流啓発 5,227人	実施 ▸高齢者の就業促進に向けた取り組みの充実	健康福祉局
035 シルバー人材センター事業への補助	高齢者が働くことを通じて生きがいを高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成するため、会員に臨時的・短期的な仕事を提供するシルバー人材センター事業への補助を実施	実施 ▸会員数　8,395人	実施	健康福祉局

036 鯱城学園の運営	高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、鯱城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施	実施 ◗4 コース 11 専攻 定員 1,520 人	実施 ◗専攻内容の充実	健康 福祉局

施策６　高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します

施策の柱

❶ 地域包括ケアシステムの深化・推進

医療、介護、介護予防、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援、住まいに関するサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進し、総合相談窓口であるいきいき支援センター※の運営をはじめ、はち丸在宅支援センター※を中心とする在宅医療と介護の連携の推進や、民間事業者やNPO※法人など多様な主体による生活支援サービスの提供、認知症予防をはじめとした介護予防の取り組みの充実をはかります。また、地域住民が互いに助け合う仕組みづくりを進めるため、幅広い世代が担い手として活動できるよう支援します。

❷ 認知症の人や家族への支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する条例を制定するとともに、認知症検診の実施をはじめ早期発見・早期対応の推進や、認知症の人を地域で支える仕組みづくり、家族支援の充実、認知症の人が起こした事故に関する救済制度の創設など、認知症施策を総合的に推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.7%	70%	75%
いきいき支援センターの認知度	29.1%	40%	50%
認知症サポーター養成講座※受講者数（累計）	129,591 人	217,000 人	347,000 人

関連する個別計画

◆はつらつ長寿プランなごや2018

※**いきいき支援センター（地域包括支援センター）**：高齢者の身近な相談窓口として、市内 45 か所（センター29 か所・分室 16 か所）に設置。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から支援を実施。
はち丸在宅支援センター：高齢者が在宅で療養できる環境整備を行うための相談・支援機関として、在宅医療・介護連携支援センター及び在宅医療支援センターを各区に設置。一体的に運営されている両センターを合わせて、愛称をはち丸在宅支援センターとしている。
NPO：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。
認知症サポーター養成講座：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するための講座。いきいき支援センターなど地域の身近な場所で随時開催。

現状と課題

❶（**現状**）高齢化の進行に伴い、支援を必要とする高齢者が年々増加することが見込まれています。

平成 28（2016）年度に実施した実態調査では、「地域で介護予防に取り組める活動場所が分からない」「介護予防に取り組んでいない」と回答した高齢者がともに約 7 割にのぼっています。

また、地域での助け合いや支え合い活動に参加したいと回答した人が高齢者では 4 割以上、若年者では 5 割以上を占めている一方で、ボランティアや NPO 活動に実際に参加している人は約 1 割となっています。

【課題】団塊の世代がすべて 75 歳以上になる令和 7（2025）年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための体制づくりを進めることが喫緊の課題です。

介護予防・認知症予防においては、周知啓発をはじめ高齢者の自発的・継続的な取り組みをより一層促進する必要があります。

また、幅広い世代において、地域での助け合いや支え合い活動への参加意欲のある人を実際の活動参加に結びつけることで地域のつながりを深め、地域で高齢者を支援していく必要があります。

◇ 介護予防に取り組んでいる高齢者の割合

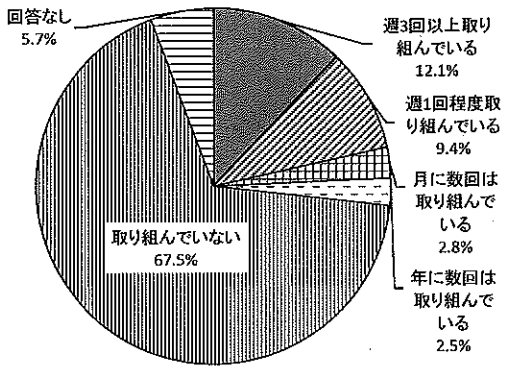

出典：名古屋市「高齢者一般調査」（平成 28 年度）

◇ 地域での助け合いや支え合い活動への参加意欲

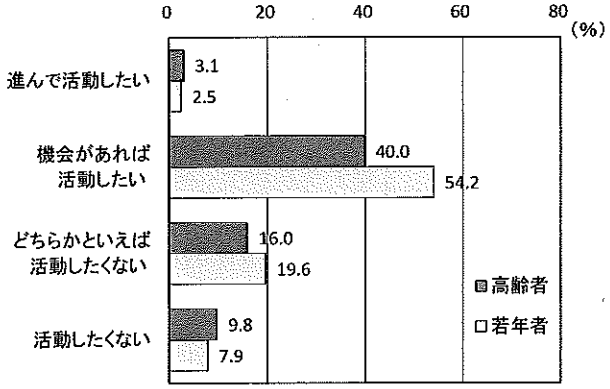

出典：名古屋市「高齢者一般調査」「若年者一般調査」（平成 28 年度）

❷（**現状**）令和 7（2025）年には、平成 24（2012）年に比べて認知症高齢者の数が 51.4％増加すると予測されています。また、平成 28（2016）年度に実施した実態調査では、約 7 割の高齢者が認知症に対する不安を抱えています。

【課題】行政、市民、事業者が「認知症になっても安心して暮らせるまち」をともにめざし、認知症施策を総合的に推進する必要があります。

◇ 認知症高齢者数の将来推計

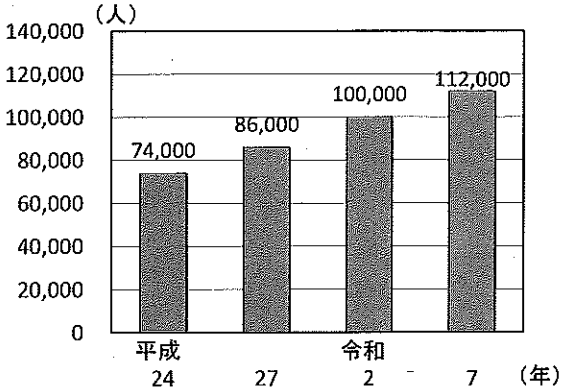

出典：厚生労働省「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度）より名古屋市推計

施策を推進する事業

❶ 地域包括ケアシステムの深化・推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
037 市立大学病院における地域の医療機関・介護施設等との機能分担・連携推進	高度急性期から在宅まで切れ目のない医療提供体制の構築に寄与するため、在宅医療・介護連携ネットワーク等の積極的な活用等を通じて、地域の医療機関・介護施設などとの連携を推進	実施 ▸地域医療機関からの紹介患者数 23,108 人	実施 ▸地域医療機関からの紹介患者数 23,500 人	総務局
038 いきいき支援センターの運営	高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう支援するため、高齢者の総合相談、認知症の人を介護する家族への支援、要支援者などのケアプラン作成などを実施するいきいき支援センターを市内 45 か所（センター29 か所・分室 16 か所）において運営するとともに、地域の身近な相談窓口として高齢者いきいき相談室を運営	いきいき支援センターの運営 ▸相談件数 374,357 件 （平成 29 年度） 高齢者いきいき相談室の運営 ▸相談件数 2,730 件 （平成 29 年度）	いきいき支援センターの運営 高齢者いきいき相談室の運営	健康福祉局
039 地域ケア会議の実施	地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、各区の地域ケア会議において、高齢者個人に対する支援や、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討等を実施するとともに、地域包括ケアシステムの認知度を高めるため、市民への普及啓発を実施	地域包括ケア推進会議の実施　33 回 認知症専門部会の実施 64 回 個別ケース検討会議の実施　394 回	地域包括ケア推進会議の実施 認知症専門部会の実施 個別ケース検討会議等の実施 地域包括ケアシステムの普及啓発の実施	健康福祉局

040 在宅医療・介護連携推進事業	在宅療養をしている高齢者が安心して暮らせるようにするため、各区に地域住民等からの在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、ACP※（アドバンス・ケア・プランニング）や在宅療養の正しい知識の普及、ICT※を活用した情報共有システム「はち丸ネットワーク」の運用などによる関係職種の連携などをはかることにより、在宅医療と介護の連携を推進	はち丸ネットワークの運用 ▸登録医療機関・事業所数 1,189 か所 はち丸在宅支援センターの運営 ▸在宅医療・介護連携支援センター 16 か所 在宅歯科医療・介護連携室の運営 1 か所	はち丸ネットワークの普及 ▸登録医療機関・事業所数の増加 はち丸在宅支援センターの運営 ▸在宅医療・介護連携支援センター 在宅歯科医療・介護連携室の運営 ACP の普及・啓発の実施	健康福祉局
041 在宅医療体制の整備	在宅療養をしている高齢者が安心して暮らせるようにするため、各区に地域住民などからの在宅医療に関する相談に対応する拠点を整備するとともに、待機医師を配置することで 24 時間 365 日対応可能な在宅医療提供体制を全市的に構築	はち丸在宅支援センターの運営 ▸在宅医療支援センター　16 か所 待機医師によるかかりつけ医のバックアップの実施	はち丸在宅支援センターの運営 ▸在宅医療支援センター 待機医師によるかかりつけ医のバックアップの実施	健康福祉局
042 介護予防・認知症予防の推進	高齢者が地域の身近な場所で、自発的・継続的に認知症予防をはじめとした介護予防に取り組むことにより、生活の質が向上し、自立した生活を送ることができるよう、一般介護予防事業及び介護予防・生活支援サービス事業を実施	一般介護予防事業の実施 ▸認知症予防教室延べ利用者数 21,480 人 介護予防・生活支援サービス事業の実施 ▸「なごや介護予防・認知症予防プログラム」をサービスの指針とするミニデイ型通所サービス 給付実績 214 人/月	一般介護予防事業の実施 ▸認知症予防教室利用者数の増加 介護予防・生活支援サービス事業の実施 ▸「なごや介護予防・認知症予防プログラム」をサービスの指針とするミニデイ型通所サービス 給付実績の増	健康福祉局

※**ACP**：Advance Care Planning の略。自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて前もって家族等と共有すること。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
043 高齢者サロン等の推進	外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会を充実させるため、高齢者などの身近な居場所となるサロンについて、開設や運営に関する相談や助成を実施	実施 1,412か所	実施 ▸小学校区内で身近に通えるよう整備	健康福祉局
044 厚生院のあり方検討等	認知症をはじめとした高齢者医療・介護の需要に対応するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に貢献するため、厚生院のあり方を検討し、その結果に基づく事業を実施	調査・検討	検討結果に基づく事業の実施	健康福祉局
045 地域支えあい事業	ひとり暮らし高齢者などが抱える生活課題を地域住民が自ら解決できるよう、元気な高齢者を中心に地域でのボランティア活動を行うための環境を整備するとともに、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを支援	実施 16区82学区	実施 ▸実施学区の拡大	健康福祉局
046 高齢者虐待の相談支援事業	高齢者に対する虐待を未然に防止するとともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護等を円滑に進めるため、高齢者虐待の相談窓口である高齢者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えた高齢者短期入所ベッドの確保を実施	高齢者虐待相談センターの運営 ▸相談件数　413件 高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 ▸相談件数　56件 区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催　84回 高齢者短期入所ベッドの確保 ▸利用人数　54人 ▸利用日数　2,508日	高齢者虐待相談センターの運営 高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催 高齢者短期入所ベッドの確保	健康福祉局

047 見守り支援事業	地域で高齢者を見守り、支え合うためのネットワークづくりを推進するために、いきいき支援センターに専任の見守り支援員を配置し、地域の見守り活動を支援するとともに、ボランティアによる電話相談などを実施	見守りネットワークの構築 ▸構築件数　494 件 （平成 29 年度）	見守りネットワークの構築	健康 福祉局
048 福祉給付金	高齢者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある高齢者や寝たきり・認知症などの高齢者に対して医療費自己負担分を助成	実施 ▸対象者数 53,921 人	実施	健康 福祉局

❷ 認知症の人や家族への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
049 認知症の早期発見･早期対応	認知症を早期に発見し、適切な医療・介護サービスの利用につなげるため、認知症の人または認知症が疑われる人の自宅を訪問し、本人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを各いきいき支援センターにおいて運営するとともに、認知症検診を実施することなどにより、認知症の早期発見・早期対応を推進	認知症初期集中支援チームの運営 29 チーム	認知症初期集中支援チームの運営 認知症検診の実施 （令和元年度）	健康 福祉局
050 認知症地域支援ネットワークの構築	支援関係者のネットワークづくりや、認知症の人や家族への支援を充実させるため、認知症地域支援推進員を各いきいき支援センターなどに配置し、地域における認知症支援機関の連携強化や認知症の普及・啓発、なごや認知症カフェの活動支援などを実施	実施 ▸認知症地域支援推進員の配置 32 人 ▸なごや認知症カフェの運営 199 か所	実施 ▸認知症地域支援推進員の配置 ▸なごや認知症カフェの運営	健康 福祉局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
051 認知症の人を介護する家族への支援	認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減と介護者同士の仲間づくりをはかるため、家族教室・家族サロンやピアサポートを重視した家族支援プログラムなどを実施するとともに、地域住民などが認知症を正しく理解するための講座を開催	家族支援プログラムの実施　1か所 認知症家族教室の実施 290回 （平成29年度） 家族サロンの実施 383回 （平成29年度） 医師（もの忘れ相談医）の専門相談の実施　345回 （平成29年度） 認知症サポーター養成講座の実施 ▸受講者数 129,591人（累計）	家族支援プログラムの実施 認知症家族教室の実施 家族サロンの実施 医師（もの忘れ相談医）の専門相談の実施 認知症サポーター養成講座の実施 ▸受講者数 217,000人（累計）	健康福祉局
052 認知症疾患医療センターの運営	認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築をはかるため、認知症の鑑別診断や認知症の人の周辺症状・身体合併症の急性期治療などを行う認知症疾患医療センターを運営	運営　3か所	運営 認知症に関する医療支援体制の充実	健康福祉局
053 認知症による行方不明者の早期発見の支援	認知症による行方不明者の事故を未然に防止するため、メール配信システムやGPS※などを用いた捜索システムを活用し、行方不明者を早期に発見する取り組みを実施	メール配信システムの実施 ▸行方不明になるおそれがある人の事前登録者数 1,699人 ▸メール配信協力者のアドレス数 7,909件 GPSなどを用いた捜索システムの試行実施	メール配信システムの実施 ▸メール配信協力者のアドレス数の増加 GPSを用いた捜索システムの本格実施	健康福祉局

※**GPS**：Global Positioning Systemの略。人工衛星を利用して、自分が地球上にいる位置を正確に測定できるシステム。全地球測位システム。

054 認知症の人が起こした事故に関する救済制度の運用	認知症の人やその家族が安心して生活できる環境を整備するため、認知症の人が起こした事故により発生した損害に対する救済制度を創設・運用	事故救済制度の創設に向けた検討	事故救済制度の創設（令和２年度）・運用	健康福祉局
055 成年後見制度の利用促進	認知症の人など成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用できるよう、基本計画を策定するとともに、成年後見制度利用促進の中核機関を設置し、地域連携ネットワークを整備	基本計画の策定に向けた検討 成年後見あんしんセンターの運営	基本計画の策定 成年後見制度利用促進の中核機関の設置（令和２年度）	健康福祉局

施策７　安心して介護を受けられるよう支援します

施策の柱

❶ 介護サービスの提供体制の充実

身近な地域できめ細かい介護サービスを受けられるよう、小規模多機能型居宅介護※、看護小規模多機能型居宅介護※及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護※などの地域密着型サービス※や、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実に向けた支援を行うとともに、利用促進に向けたサービス内容の周知をはかります。

また、在宅での生活が難しい高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設・居住系サービス※の整備を進めます。特別養護老人ホームについては利用者の幅を広げるため、医療対応型特別養護老人ホーム※などの整備を進めます。

❷ 介護サービスの質の確保及び向上

介護が必要な高齢者に良質な介護サービスを提供できるよう、介護事業所の指導や介護事業者・利用者それぞれの評価などを通じて、介護サービスの質の確保及び向上をはかります。

❸ 介護サービスを支える人材の確保・定着

介護人材の確保・育成及び定着をはかるため、介護職員に対する研修を実施するとともに、外国人介護人材の育成支援など介護事業者の人材確保・育成に向けた取り組みを支援するほか、介護ロボットの活用促進に取り組みます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
主な地域密着型サービス※利用者数	1,752人（平成29年度）	2,050人	2,390人
利用している介護サービスに関する満足度	96.6%	97%	97%

関連する個別計画

◆はつらつ長寿プランなごや2018

※**小規模多機能型居宅介護**：通いサービスを中心に、宿泊サービスや訪問サービスを組み合わせたサービス。
看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：日中や夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が連携し定期巡回と随時対応を行うサービス。
地域密着型サービス：身近な市町村において提供される、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するためのサービス。
施設・居住系サービス：特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームをはじめとした施設に入所または入居して受けるサービス。
医療対応型特別養護老人ホーム：看護職員の24時間配置などの要件を満たし、医療的ケアを要する入所者のニーズに対応可能な特別養護老人ホーム。
主な地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をさす。

現状と課題

❶ **（現状）** 平成 30（2018）年度には、要介護・要支援者は約 11 万人に上っており、平成 12（2000）年の介護保険法施行時に比べ約 4 倍となっています。その中で、高齢者の多くは介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することを希望していますが、主な地域密着型サービスの利用者数はあまり伸びていない状況にあります。

一方、依然として特別養護老人ホームへの入所申込者が多いなど、在宅での生活に不安のある高齢者は今後も増加すると見込まれます。また、平成 30（2018）年度において、入所申込者 3,514 人のうち 574 人が医療的ケアを必要としています。

【課題】 介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、身近な地域で受けられるきめ細かい介護サービスの充実に向けた支援とともに、サービス内容の周知が必要です。

また、常に介護が必要で、在宅での生活が難しい高齢者でも安心して生活できるよう、医療対応型を含む、施設・居住系サービスの計画的な整備を進める必要があります。

❷ **（現状）** 介護事業所数は平成 29（2017）年度に 4,000 か所を超えるなど、これまで順調に伸びています。また、平成 30（2018）年度において、利用している介護サービスに関する満足度は 96.6％となっています。

【課題】 年々介護事業所数が増加する中、利用者やその家族が事業所を適切に選択し、安心して介護サービスを受けられるよう、サービスの質の確保及び向上をはかることが重要です。

◇ 介護事業所数の推移

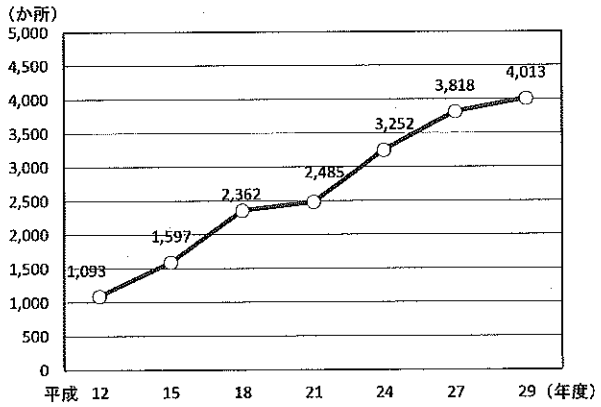

出典：名古屋市作成

❸ **（現状）** 団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和 7（2025）年度には、現在（本市約 42,000 人）の約 1.2 倍の介護職員の確保が必要とされています。

一方で、介護職員は他の職種と比べ離職率が高い傾向にあり、離職者のうち勤続年数 3 年未満で離職する人の割合が高い状況にあります。

【課題】 安定した介護サービスの提供をはかるため、介護人材の確保・育成及び定着について、より一層の支援が求められています。

◇ 介護職員と産業計の離職率の推移（全国）

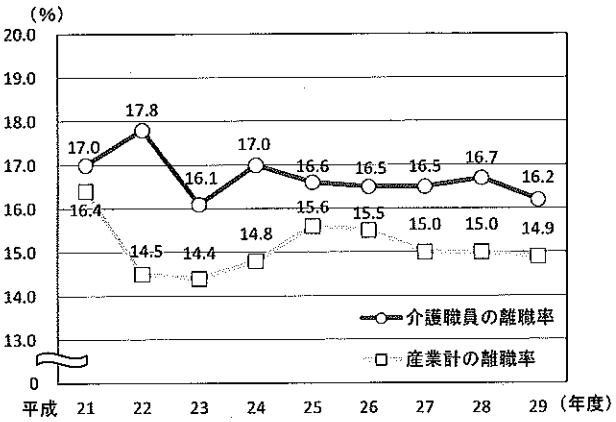

出典：厚生労働省「雇用動向調査」
公益財団法人介護労働安定センター
「介護労働実態調査」

施策を推進する事業

❶ 介護サービスの提供体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
056 小規模多機能型居宅介護事業所の整備等への補助	住み慣れた地域での生活の継続に必要とされるサービスである小規模多機能型居宅介護事業所等の利用促進のため、サービス内容の周知をはかるとともに、参入を促進するため整備補助などを実施	実施 （平成30年度末見込） 利用者数 ▸小規模多機能型居宅介護事業所 1,330人／月 ▸看護小規模多機能型居宅介護事業所 70人／月 ▸定期巡回・随時対応型訪問介護看護 390人／月	実施	健康福祉局
057 施設･居住系サービスの整備	在宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、今後増加する高齢者のニーズを的確に把握し、施設･居住系サービスの整備を実施	実施 ▸特別養護老人ホーム 運営数　117か所 定員　8,520人 ▸介護老人保健施設 運営数　75か所 定員　6,866人 ▸特定施設入居者生活介護 運営数　105か所 定員　5,548人 ▸グループホーム 運営数　200か所 定員　3,380人 ▸介護医療院 運営数　3か所 定員　189人	実施	健康福祉局

❷ 介護サービスの質の確保及び向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
058 介護事業所の指導	介護サービスの質を確保するため、介護事業所の指導を実施	実施 ▸実地指導 1,274事業所 ▸集団指導 3,214事業所	実施 ▸実地指導 ▸集団指導	健康福祉局

059 介護サービス事業者自己評価･ユーザー評価事業	介護サービスの問題点を把握し運営を改善するため、サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を行う事業者の連絡組織の支援を実施	実施 ▸事業所数 1,001 事業所	実施 ▸事業所数 1,000 事業所	健康福祉局
060 介護サービス情報の公表	利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表するとともに、公表内容を確認するための調査を実施	実施 ▸公表事業所 3,254 事業所 ▸調査事業所 386 事業所	実施	健康福祉局

❸　介護サービスを支える人材の確保・定着

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
061 介護人材の確保･育成等の推進	介護人材の確保・育成及び定着をはかるため、研修事業を実施するとともに、外国人介護人材の育成支援など介護事業者が行う人材確保・育成に向けた取り組みに対し経費の一部助成を実施するほか、介護ロボットの活用を促進	研修事業の実施 ▸キャリアアップ研修 受講者数 1,127 人 ▸高齢・障害福祉職員研修 受講者数 1,516 人 介護事業者の人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▸人材育成支援事業 811 件 （平成 30 年度末見込）	研修事業の実施 介護事業者の人材確保・育成に向けた取り組みの支援 ▸人材育成支援事業 ▸外国人介護人材の育成支援 介護ロボットの活用促進	健康福祉局

施策８　障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

施策の柱

❶ 地域における自立した生活の支援

「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるなど障害者差別の解消を推進するとともに、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめます。

また、必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実をはかるとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援をはじめとしたサービスの充実をはかるなど、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。

❷ 重度障害児者への支援

在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、医療的ケアなどを要する重症心身障害児者や強度行動障害者への生活支援として、本人や介護者、受け入れを行う事業所などへの支援の充実をはかります。

❸ 障害者の就労の促進

一般企業などへの障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援を進めるほか、障害者雇用促進企業※の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。さらには、企業及び障害者就労施設等に対する支援を専門的に行う窓口を設置・運営し、一般就労及び福祉的就労の両面から支援を行います。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	6,751人（平成29年度）	9,890人	12,900人
在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	87.1%	89%	90%
障害者雇用促進企業認定数	82件	100件	128件

関連する個別計画

◆障害者基本計画（第4次）　◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

※**障害者雇用促進企業**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障害者雇用率を超える割合で障害者を雇用している企業として本市が認定する企業。

現状と課題

❶（**現状**）平成 29（2017）年度に実施した市政アンケートでは、障害者差別の状況について、差別があることを感じる人の割合が65.2%となっており、今なお誤解・偏見などにより、障害者の社会参加が妨げられている現状があります。

障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病患者とも増加しています。また、市内精神科病院の入院者に占める 1 年以上の長期入院者は、全入院者の約 6 割で推移しており、長期入院を経て地域に移行した人の約 6 割は、1 年以内に再入院となっています。

【課題】障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障害者差別の解消を推進することが必要です。

障害の特性に応じて、多様なニーズに対応できる相談支援や障害福祉サービスの充実などにつとめ、障害者の地域における自立した生活を支援することが必要です。

❷（**現状**）医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重症心身障害児者の数が増加しています。また、障害特性から専門性の高い支援を必要とする強度行動障害者への支援が進められていますが、事業所などの現場においては、いまだ支援の方法などに課題を有しています。

【課題】重症心身障害児者や強度行動障害者などの重度障害児者について、本人だけでなく、介護者や受け入れを行う事業所に対しても支援することが求められています。

◇ **重症心身障害児者数の推移**

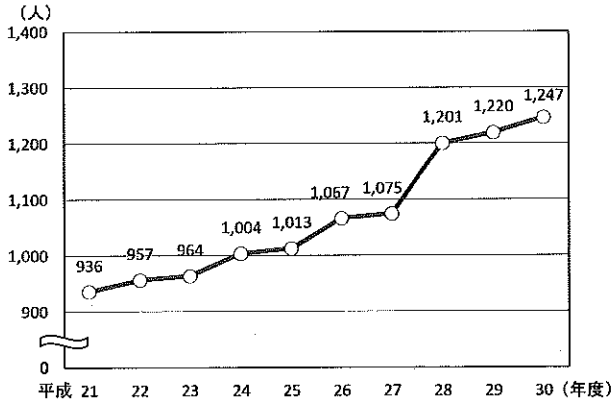

出典：名古屋市作成

❸（**現状**）就労を希望する障害者は増加してきている一方で、愛知県における民間企業の障害者雇用率が法定雇用率を下回るなど、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

【課題】障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の特性や状態等に応じた支援を進め、障害者の就労を促進していく必要があります。

◇ **民間企業の障害者雇用状況の推移（愛知県）**

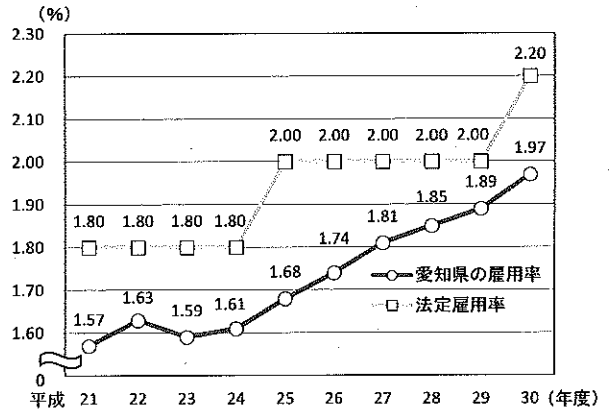

出典：厚生労働省愛知労働局「愛知県の障害者雇用状況」

施策を推進する事業

❶ 地域における自立した生活の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
062 障害者基幹相談支援センターの運営	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、すべての障害を対象とする地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務などを実施	運営 各区１か所	運営 各区１か所	健康福祉局
063 障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	障害者の地域生活基盤の充実をはかるため、障害者の居住の場や日中活動の場となる施設の整備や運営を行う事業者に対する補助を実施	実施 ▸整備補助 新設 ２か所 スプリンクラー 10か所 ▸運営補助	実施 ▸整備補助 新設 16か所（5か年） スプリンクラー 34か所（5か年） ▸運営補助	健康福祉局
064 地域生活支援拠点事業	障害者が地域で安心して生活できるよう、緊急時の受け入れや地域生活の体験を行う地域生活支援拠点事業所と、地域の障害福祉サービス事業所などが連携しながら支援する、地域生活支援拠点事業を実施	実施 ２か所	実施 16か所	健康福祉局

065 障害者虐待相談支援事業	障害者虐待の予防及び早期発見のための体制整備をはかるため、障害者虐待の専門相談窓口である障害者虐待相談センターの運営や虐待時などに備えた障害者短期入所ベッドの確保などを実施	障害者虐待相談センターの運営 ▸相談件数　61 件 （平成 30 年度末見込） 障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 ▸相談件数　8 件 （平成 30 年度末見込） 区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催　13 回 （平成 30 年度末見込） 障害者短期入所ベッドの確保 ▸利用件数　3 件 ▸利用日数　155 日	障害者虐待相談センターの運営 障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営 区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催 障害者短期入所ベッドの確保	健康福祉局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
066 障害者に対する意思疎通支援	障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成や派遣などを実施	手話奉仕員の養成 （平成30年度末見込） ▸養成人数　176人 手話通訳者の養成・派遣 （平成30年度末見込） ▸養成人数　29人 ▸派遣人数 320人／月 要約筆記者の養成・派遣 （平成30年度末見込） ▸養成人数　18人 ▸派遣人数 34人／月 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣 （平成30年度末見込） ▸養成人数　7人 ▸派遣人数 146人／月	手話奉仕員の養成 手話通訳者の養成・派遣 要約筆記者の養成・派遣 盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣	健康福祉局
067 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、地域で支えていくための地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施	措置入院者への退院後支援計画の策定 市内4ブロックにおける地域調整会議の開催 市域全体の課題を検討する名古屋市精神障害者支援地域調整会議の開催	措置入院者への退院後支援計画の策定 市内4ブロックにおける地域調整会議の開催 市域全体の課題を検討する名古屋市精神障害者支援地域調整会議の開催	健康福祉局

068 障害者差別解消の推進	障害者差別解消を推進し、障害の有無に関わらず誰もが安心して共に生きることのできる地域社会の実現をはかるため、障害者差別に関する相談への対応や啓発事業などを実施する障害者差別相談センターの運営や、地域における取り組みを協議する障害者差別解消支援会議の開催などを実施	障害者差別相談センターの運営 ▸相談件数　47 件 障害者差別解消支援会議の開催　2 回 「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の制定	障害者差別相談センターの運営 障害者差別解消調整委員会の運営 障害者差別解消支援会議の開催　2 回 「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の普及啓発	健康福祉局
069 障害者医療費助成	障害者の福祉の増進をはかるため、一定以上の障害がある人に対し、医療費自己負担分を助成	実施 ▸対象者数 30,830 人	実施	健康福祉局
070 難病患者の療養生活支援	療養生活を送る難病患者及びその家族が療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保と生活の質の向上をはかることができるよう相談事業などを実施	訪問などによる相談支援の実施 延べ 5,603 人 （平成 29 年度） 交流会・講演会などにおける医療生活相談の実施　84 回 （平成 29 年度）	訪問などによる相談支援の実施 交流会・講演会などにおける医療生活相談の実施	健康福祉局
071 発達障害児者の支援	発達障害児者の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児者本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を推進	発達障害者支援センターの運営 ▸相談件数　1,703 人 （平成 29 年度） 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施	発達障害者支援センターの運営 発達障害者支援体制整備検討委員会の実施 ペアレントプログラムの実施・普及 発達障害者地域支援マネジャーの配置	子ども青少年局

❷ 重度障害児者への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
072 通所施設での重症心身障害児者等の受け入れ補助	在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場を拡充させるため、生活介護などの通所施設において重症心身障害児者などの受け入れを行った場合に補助を実施	実施 62か所	実施	健康福祉局
073 強度行動障害者への支援	強度行動障害者の地域生活を支援するため、生活介護事業所において強度行動障害者を円滑に受け入れるための人件費補助や、強度行動障害者専門支援員の養成・派遣をはじめ、相談から研修まで総合的な支援を実施	実施 ▸強度行動障害者受入補助金 3事業所 ▸強度行動障害者専門支援員　2人	実施 ▸強度行動障害者受入補助金 20事業所 ▸強度行動障害者専門支援員　5人	健康福祉局
074 重症心身障害児者施設の運営	重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する入所施設を運営	運営 ▸定員充足率 80%	運営	健康福祉局

❸ 障害者の就労の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
075 障害者就労支援窓口の運営	障害者雇用の推進及び工賃等の向上をはかるため、障害者就労支援窓口を設置・運営し、企業及び障害者就労施設への支援を実施	検討	障害者就労支援窓口の設置（令和元年度） 運営	健康福祉局
076 障害者就労定着支援事業	障害者の一般就労の促進及び定着をはかるため、就労定着のための支援を行った就労移行支援事業所などへの補助を実施	実施 1,305件 （平成30年度末見込）	実施	健康福祉局
077 障害者就労支援センター等への運営補助	障害者の一般就労の促進をはかるため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センターへの運営補助を実施	障害者雇用支援センター運営補助の実施 障害者就労支援センター運営補助の実施 2か所	障害者雇用支援センター運営補助の実施 障害者就労支援センター運営補助の実施 2か所	健康福祉局

施策９　誰もが意欲を持って働けるよう就労支援を進めます

施策の柱

❶ ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に関する啓発や広報を行うとともに、取り組みを進める企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証するなど、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

❷ 就労支援の推進

就労支援を進めるため、なごやジョブサポートセンターや区役所において、働きたい人のニーズを把握し状況に応じた相談を実施するなど、人を求める企業との効果的なマッチングをはかります。

❸ 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

就労可能な生活保護受給者に対して就労支援を進めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、就労準備、就労訓練、求職支援など個々の状況に応じた就労支援を進めます。

❹ ホームレスの自立支援

就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供とともに、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.1%	40%	43%
ワーク・ライフ・バランス推進企業数	121社	200社	250社
働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	4.9%	4.8%	4.6%
ホームレス自立支援事業における就労自立率	56.4%	58%	60%

関連する個別計画

◆産業振興ビジョン2020　◆第4期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

現状と課題

❶ **（現状）** 国の調査によると、女性の育児休業取得率は向上しているものの、第１子出産後も継続就業している女性は 53%に留まっており、仕事と育児の両立が難しい状況が続いているほか、男性による育児休業の取得や男女ともに介護休業の取得も進んでいません。また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 6.9%、年次有給休暇取得率もおおむね 50%程度で推移しています。

【課題】 長時間労働を抑制するなど、働きやすい環境をつくり、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する必要があります。

❷ **（現状）** 周辺地域※を含めた本市の有効求人倍率は、2.45 倍（平成 30（2018）年原数値）となっており、近年高い水準にある一方で、職業や勤務条件等のミスマッチが生じています。

【課題】 有効求人倍率は高い水準にあるものの、職業や勤務条件等のミスマッチを解消し、安定的な就労を推進するための効果的な就労支援が必要です。

◇ 職業別有効求人数・求職者数（周辺地域を含む）

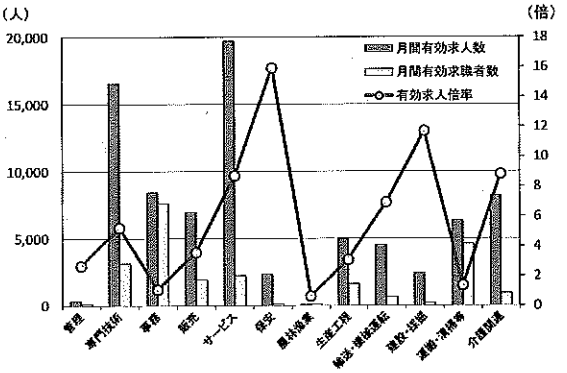

出典：厚生労働省愛知労働局「労働市場圏情報（名古屋周辺地域）」（平成 31 年１月分）

❸ **（現状）** 市内の就労可能な生活保護受給世帯は減少傾向にあります。一方で、長期にわたる引きこもりなど、さまざまな困難の中で生活に困窮している人が存在しています。

【課題】 引き続き、就労可能な生活保護受給世帯に対し個々の状況に応じた就労支援を進めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者に対しても、さまざまな形での就労支援を、個々の状況に応じて実施する必要があります。

❹ **（現状）** 市内のホームレスの数は減少傾向にありますが、住まいを失った失業者などの社会福祉事務所への相談は依然として多い状態です。

【課題】 引き続き、就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者に対する適切な支援を進め、住居の確保と生活の再建をはかる必要があります。

◇ ホームレス数及び住居のない者の相談実世帯数の推移

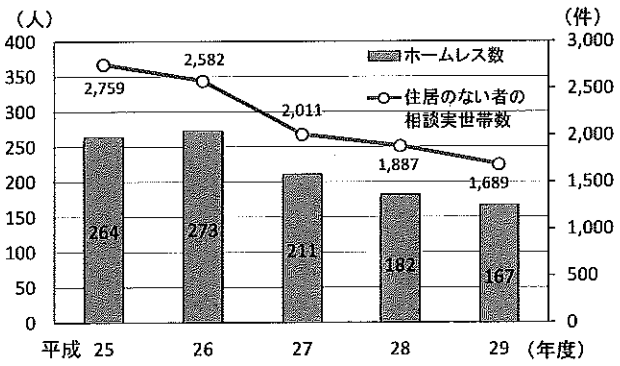

出典：名古屋市作成

※**周辺地域：** 市内に所在する公共職業安定所の管轄区域に含まれる日進市、長久手市、東郷町、清須市、北名古屋市、豊山町、豊明市。

施策を推進する事業

❶ ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
078 ワーク・ライフ・バランスの推進	働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施	実施 ▸ワーク・ライフ・バランス推進企業数　121社 ▸セミナーの開催	実施 ▸ワーク・ライフ・バランス推進企業数　200社 ▸セミナーの開催	市民経済局

❷ 就労支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
079 なごやジョブマッチング事業	働きたい人と、人を求める企業との効果的なマッチングをはかるため、なごやジョブサポートセンター及び区役所において、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施	実施 ▸支援対象者数 5,263人 ▸就職者数 2,391人	実施 ▸支援対象者数 5,400人 ▸就職者数 2,400人	市民経済局

❸ 生活保護受給者や生活困窮者に対する支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
080 就労自立に関する自立支援プログラム推進事業	生活保護受給者の早期の就労と自立のため、各区に配置した就労支援員によりきめ細かい就労支援を行うとともに、就労意欲が低下した人に対しては民間事業者によるセミナーや求人開拓・紹介などにより意欲の喚起をはかる事業を実施	実施 ▸就労支援対象者数 5,404人 ▸就労開始者数 2,157人 ▸就労自立による生活保護廃止者数 311人	実施 ▸就労支援対象者数 5,830人 ▸就労開始者数 2,623人 ▸就労自立による生活保護廃止者数 383人	健康福祉局

081 生活困窮者の自立支援	生活困窮者の生活向上をはかるとともに、自立支援を推進するため、市内３か所（名駅、金山、大曽根）に「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、各種支援を一体的に実施	実施 ▸自立相談支援事業 3,101 件 ▸住居確保給付金 139 件 ▸就労準備支援事業 80 件 ▸就労訓練事業 28 件 ▸家計相談支援事業 192 件	実施 ▸自立相談支援事業 ▸住居確保給付金 ▸就労準備支援事業 ▸就労訓練事業 ▸家計改善支援事業	健康福祉局

❹ ホームレスの自立支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
082 ホームレスの自立支援	就労等による自立を支援するため、稼働能力のあるホームレス等に対して、宿所及び食事の提供、生活相談、健康相談、職業相談、就業支援カウンセリング、職場体験講習などの支援を実施	実施 ２か所	実施 ２か所	健康福祉局

施策１０　生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいづくりを支援します

施策の柱

❶　生涯学習の機会と場づくり

市民の誰もが自由に学び、教えることができる学習の機会と場づくりや情報の提供につとめるとともに、地域社会や産業界のニーズを踏まえたリカレント教育※を市立大学において進めるなど、学んだ知識や成果を活かして活躍できる人材を育成し、市民が社会に貢献して充実した生活を送ることができるよう支援します。

また、図書館が、より多くの市民に身近で利用しやすい生涯学習の場となるよう、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」に基づく図書館改革を進め、市民の学ぶ意欲を支えます。

❷　スポーツに親しむ機会と場づくり

第20回アジア競技大会などの大規模競技大会を好機として、スポーツをすることだけでなく、支えることの楽しさ・意義への気づきを促進し、より多くの人がスポーツに親しむことができるきっかけをつくるとともに、誰もが、いつでも、どこでも、誰とでも、気軽に身体活動を含むスポーツを楽しむことができる機会や場を提供します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
図書館サービスの利用者数（入館者数と館外事業参加者数の計）	6,541,051 人	6,650,000 人	6,720,000 人
生涯学習を行っている市民の割合	32.9%	38%	41%
学んだ成果を社会に活かしていると実感している市民の割合	24.6%	30%	32%
成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	52.8%	65%	65%

関連する個別計画

◆第3期教育振興基本計画　◆なごやアクティブ・ライブラリー構想
◆第3次子ども読書活動推進計画　◆第2期スポーツ推進計画

※**リカレント教育**：社会人が必要に応じて学校へ戻って再教育を受ける、循環・反復型の教育。

現状と課題

❶（**現状**）生涯学習に関する市民意識調査（平成 29（2017）年度）によると、生涯学習を行わなかった理由として「時間に余裕がなかった」が 46.7%、「生涯学習を行う機会や場所が身近になかった」が 26.9%となっており、生涯学習を行う意欲はあるができなかったという人が多数いる状況となっています。

また、近年の技術革新や職業生活の長期化を背景に、働き手の自己啓発としての学び直しの重要性が高まっています。

【課題】より多くの人が生涯を通じた学びに取り組むとともに、学んだ知識・成果を社会に還元できるよう、学び直しのためのリカレント教育の推進や、図書館の利便性の向上など生涯学習の機会と場づくりを進めていくことが必要です。

◇ **生涯学習を行わなかった理由**

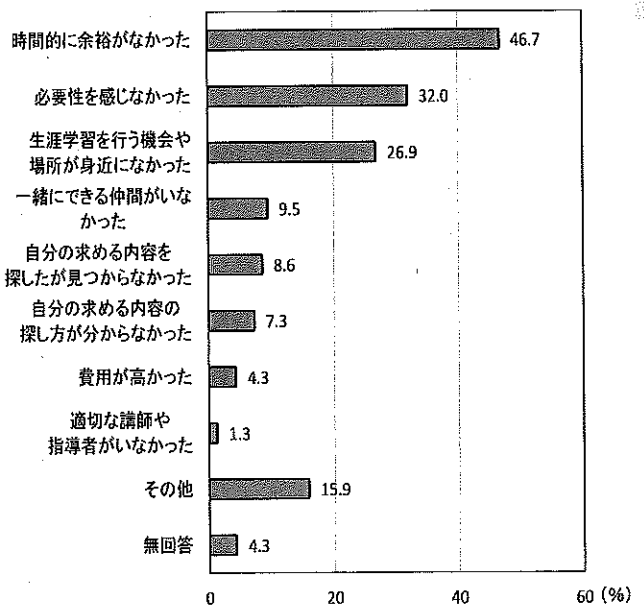

出典：生涯学習に関する市民意識調査（平成 29 年度）

❷（**現状**）成人の運動・スポーツ実施率（週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成 30（2018）年度は52.8%となっており、年代別の実施率をみると 30 歳代が他の世代と比較して低くなっています。

【課題】あらゆる年代の誰もが、日常生活の中で身体活動を含むスポーツを気軽に楽しむことができる機会と場をつくっていくことが必要です。

◇ **週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合**

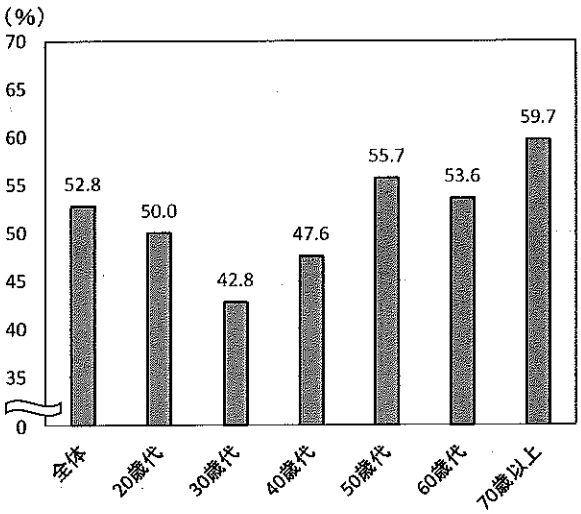

出典：市民アンケート（平成 30 年度）

施策を推進する事業

❶ 生涯学習の機会と場づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
083 市立大学における市民への生涯学習機会の提供	幅広い世代の市民に教育研究成果を還元するため、高等教育機関としての特性を活かした市民公開講座などの生涯学習講座を充実	実施	実施	総務局
084 市立大学におけるリカレント教育の充実	学習意欲の高い社会人の多様なニーズに対応するため、地域社会や産業界のニーズも踏まえつつ、社会人を受け入れる新たな仕組みを構築し、リカレント教育を充実	新たな社会人受け入れの仕組みの検討	実施	総務局
085 図書館の運営	市民の読書機会の充実と多様な学びを支援するため、21館ある図書館において、効果的・効率的な運営をはかるとともに、時代に即した市民サービスを展開し、多様な資料や情報が入手できる機会と場を提供	貸出、調査相談、行事・講座・展示などの実施 ▸貸出点数 約1,100万点 ▸調査相談件数 約9万件 ▸行事等の実施 約2,500回 指定管理者制度の試行実施　5館 図書館オンラインシステムの運用	貸出、調査相談、行事・講座・展示などの実施 指定管理者制度の方針決定 図書館オンラインシステムの更新・機能拡充 図書館サービス網の充実 電子書籍、ICタグの試行導入	教育委員会

086 図書館整備の推進	図書館を、本を読むためだけの施設ではなく、市民が学んだことを名古屋のまちづくりに活かすことができるような施設としていくため、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」に基づく図書館整備を推進	第１ブロック※図書館整備方針の検討	第１ブロック図書館整備の推進	教育委員会
087 子どもの読書活動の推進	生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力して子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施	なごやっ子読書月間における読書イベントの開催 図書館での読み聞かせの実施　1,800 回 図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施　500 回 教育基金を活用した子ども向け図書の充実　160 冊	なごやっ子読書月間における読書イベントの開催 図書館での読み聞かせの実施 図書館司書による学校等でのブックトークや読み聞かせの実施 教育基金を活用した子ども向け図書の充実	教育委員会
088 生涯学習センターの運営	市民の学習活動を支援するため、講座・講演会等の開催や生涯学習に関する情報を提供するとともに、学習の成果を地域社会に還元する取り組みを実施	各種講座の実施 224 講座 学習成果の地域社会還元 ▸なごや学マイスター講座の実施 ▸なごやか市民教室の実施	各種講座の実施 学習成果の地域社会還元 ▸なごや学マイスター講座の実施 ▸なごやか市民教室の実施	教育委員会
089 女性会館の運営	女性の生涯にわたる学びを支援するため、学習機会と場を提供するとともに、女性学習グループが、学びの成果を地域社会に還元できるよう支援	各種講座・講演会等の実施 16講座・12講演会	各種講座・講演会等の実施	教育委員会

※第１ブロック：なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づき、鶴舞中央図書館のほかに市域を５つのブロックに分けたうちの千種・東・守山・名東区を含むブロック。

❷　スポーツに親しむ機会と場づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
090 障害者スポーツセンターの運営	障害者の社会参加の促進のため、本市における障害者スポーツの拠点として、スポーツ参加の機会と、健康づくりから競技水準の向上まで幅広いニーズに対応できる質の高いサービスを提供	障害者スポーツ教室などの開催　10教室（平成30年度末見込） 市障害者スポーツ大会の実施 初級障害者スポーツ指導員の養成　30人（平成30年度末見込）	障害者スポーツ教室などの開催　10教室 市障害者スポーツ大会の実施 初級障害者スポーツ指導員の養成　30人	健康福祉局
091 スポーツ実施機会の提供	より多くの方に運動・スポーツに親しみ、楽しみ、支える機会を提供するため、本市で活動しているトップスポーツチームなどの関係団体と連携協働し、スポーティブ・ライフ月間、市民スポーツ祭等の大会・イベントを実施するとともに、将来のスポーツの担い手であるアスリートへの支援を実施	スポーティブ・ライフ月間の実施 市民スポーツ祭の開催 子どもスポーツフェスタの開催 でらスポ☆アリーナの開催 アスリート支援の実施	スポーティブ・ライフ月間の実施 市民スポーツ祭の開催 子どもスポーツフェスタの開催 でらスポ☆アリーナの開催 アスリート支援の実施	教育委員会
092 スポーツセンターの運営	地域スポーツを支援するため、拠点施設であるスポーツセンターの効率的な維持管理・運営を実施	実施	実施	教育委員会

施策１１　安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

施策の柱

❶　安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

子どもを生み育てたいと希望する人を妊娠前から支援するとともに、妊娠、出産、子育てに至る切れ目のない支援体制を充実させ、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう支援します。また、幼児教育の充実をはかるほか、子どもとともに、親として成長する楽しさなどについて学ぶ機会を充実させます。

❷　子育ての負担感・孤立感の軽減

心理的負担や経済的負担の軽減をはかるなど、子育て家庭が安心して子どもを養育することができるよう、地域における子育て親子の交流の場の提供や企業と連携した子育てに関する講座やイベントの開催など、行政だけでなく地域や企業などと連携し、社会全体で子育てを支援する取り組みを進めます。

❸　働きながら子育てしやすい環境づくり

企業や市民の意識啓発などの取り組みを推進し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。また、働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう保育所等の利用枠のさらなる拡大や、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの提供、研修の充実などによる保育の質の向上に取り組みます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
子育てしやすいまちだと思う市民の割合	79.8%	83%	86%
保育所等利用待機児童数	0人（平成31年4月1日）	0人（令和6年4月1日）	0人（令和13年4月1日）
子育て支援企業認定数	201件	225件	250件

関連する個別計画

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015　◆子ども・子育て支援事業計画
◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

❶（**現状**）平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、子育ての悩みについて、「子どものしつけ・生活習慣のこと」とした保護者の割合は 57.3%、「家庭内で子育て・家事の協力が得られないこと」とした割合は 8.3%で、いずれも 5 年前より 1.8 ポイント増加しています。

【課題】子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう支援することが必要です。

◇ 子育てにおいて悩んだり、不安に感じたり、困ったりしたこと

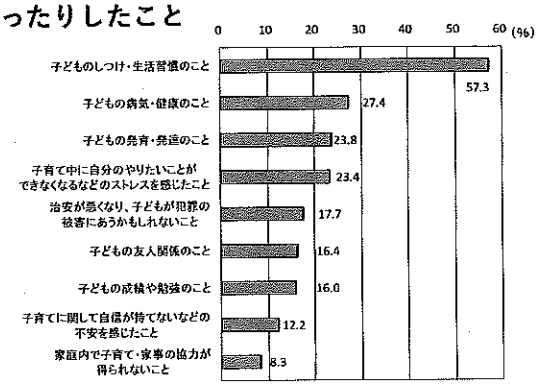

出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

❷（**現状**）平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、理想とする子どもの人数は平均 2.58 人であるのに対し、実際の子どもの人数は 2.01 人とかい離があります。子どもの人数が理想とする人数より少ない理由としては、「経済的に余裕がない」、「子育ての身体的・精神的な負担が大きい」が高くなっています。

【課題】子育ての負担感や孤立感を軽減させるため、社会全体で子育てを支援することが必要です。

◇ 子どもの人数が理想とする人数より少ない理由

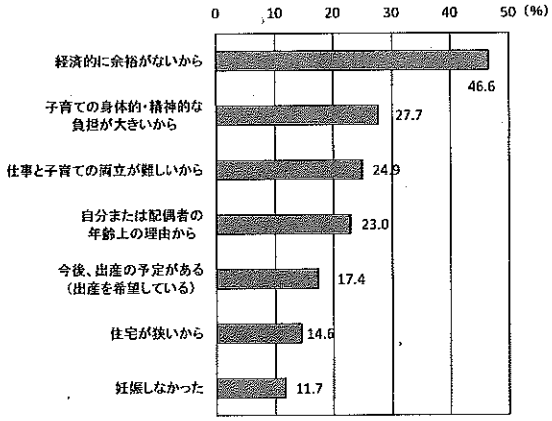

出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

❸（**現状**）出産前後に離職・転職した母親は 48.3%で、そのうち教育・保育事業や職場の育児休業制度など、仕事と家庭の両立支援のための環境が整っていれば仕事を続けたかった人の割合は 4 割を超えています。また、国の調査要領に基づく除外児童数を除いた平成 31（2019）年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数は、6 年連続の 0 人となりましたが、保育所等を利用できていない児童（利用保留児童）は、対前年比で 96 人増加し、929 人となっています。

◇ 保育所等利用待機児童数と利用保留児童数の推移

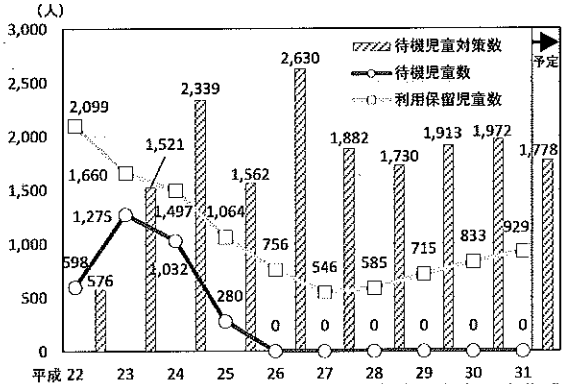

出典：名古屋市作成

【課題】子どもや子育てにやさしい企業を増やすことが必要です。また、誰もが安心して保育サービスを受けることができるよう、待機児童ゼロの継続のみならず利用保留児童を少しでも減らすとともに、多様な保育サービスの拡充が必要です。

施策を推進する事業

❶ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
093 妊娠前から子育て期における相談･育児等支援	妊娠前から出産、育児の不安軽減をはかるため、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援をはじめ、保健師などの家庭訪問による適切な保健指導や家事や育児の負担軽減をはかる必要がある場合にはヘルパーを派遣するなど、妊娠前から子育てに至る切れ目のない相談・支援を実施	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施 不育症相談の実施 不妊治療費助成の実施 パパママ教室の実施 17 か所 なごや妊娠 SOS の実施 保健師・助産師等による家庭訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）における支援の実施 不育・不妊症相談の実施（不育・不妊専門相談窓口の開設（令和元年度）） 不妊治療費助成の拡充 パパママ教室の実施 17 か所 なごや妊娠 SOS の実施 保健師・助産師等による家庭訪問の実施 産前・産後におけるヘルパーの派遣	子ども青少年局

094 幼児期の子と親の育ち支援の推進	幼児教育の質の向上推進と子育ての支援充実のため、幼児教育に関する調査研究や教職員・保育士等の指導力や資質の向上に資する研修を実施するとともに、子育てを支援する取り組みを実施	子育てを支援する取り組みの実施 ▸ことばの教室（仮称）の試行実施 ▸出前子育て相談の実施 指導計画参考資料（5歳児編）の作成、配布	子育てを支援する取り組みの実施 ▸幼児の育ち応援ルームの設置 ▸専門家による子育て相談の実施 ▸子育てセミナーの実施 ▸親子ふれあい体験広場の実施 研修の実施 幼児教育の質の向上につながる調査研究の実施	教育委員会
095 家庭教育の促進	家庭教育に関する諸問題や親のあり方などについて学習を深めるための事業を実施	家庭教育セミナーの実施 ▸全市立幼稚園・小・中学校PTAで実施 親学推進協力企業制度の実施 235企業・団体（累計）	家庭教育セミナーの実施 ▸全市立幼稚園・小・中学校PTAで実施 親学推進協力企業制度の実施 250企業・団体（累計）	教育委員会

❷　子育ての負担感・孤立感の軽減

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
096 地域における子育て支援事業	地域の子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター、児童館などの地域子育て支援拠点等において、子育て親子の交流の場の提供や育児不安等に対する相談・援助などの実施に加え、子育て応援拠点において一時預かりをはじめ、より充実した支援を実施	実施中学校区数 95学区	実施中学校区数 110学区 子育て応援拠点の設置（令和元年度）	子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
097 子ども・子育て支援センターの運営	子どもを生み育てやすい環境づくりを促進するため、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるほか、講座の企画実施、キッズパーク運営、企業連携などを推進	実施 ▸主催講座受講者数 4,641人 ▸キッズパーク延べ利用者数 40,000人	実施	子ども青少年局
098 のびのび子育てサポート事業	地域の中で子育ての相互援助活動を推進するため、子育ての手助けをしてほしい人に子育てのお手伝いをしたい人の紹介等を実施	実施 ▸活動件数 25,821件 （平成29年度）	実施	子ども青少年局
099 子ども医療費助成	子どもの健康を守るとともに子育て家庭の経済的負担を軽減するため、中学校3年生までの通院と18歳に達する日以後の最初の年度末までの入院を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施 ▸通院 中学校3年生まで ▸入院 中学校3年生まで	拡充 ▸通院 中学校3年生まで ▸入院 18歳に達する日以後の最初の年度末まで （令和元年度）	子ども青少年局
100 幼稚園心の教育推進プラン	幼児期の発達段階を踏まえた心の教育を推進するため、市立幼稚園において芸術鑑賞などの文化的体験、自然体験や社会体験、預かり保育を実施するとともに、近隣の親子に遊びの場や子育ての交流の場を提供するための子育て支援事業を実施	芸術鑑賞の実施 8園 自然体験、社会体験の実施　全園 預かり保育の実施 全園（長期休業日の実施は8園） 子育て支援事業の実施 全園	芸術鑑賞の実施 自然体験、社会体験の実施 預かり保育の拡充 ▸長期休業日を含めて全園で実施 子育て支援事業の実施 全園	教育委員会
101 名古屋市奨学金(高等学校給付型奨学金)の支給	教育の機会均等をはかるとともに、有為な人材を育成するため、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して、高校等において修学に必要となる学資の支給を実施	実施	実施	教育委員会
102 私立高等学校授業料補助	公・私立学校間における保護者負担の格差是正をはかるため、県内私立高校に在籍する市民で、愛知県の授業料軽減事業の対象とならない一定の所得階層の世帯に対する授業料補助を実施	実施	実施	教育委員会

103 私立幼稚園での子育て支援事業	地域の幼児教育の支援をはかるとともに、預かり保育を受ける園児の保護者の負担軽減や預かり保育実施環境の充実をはかるため、市内の私立幼稚園に対して、預かり保育授業料・教育研究費、親と子の育ちの場支援事業費等の補助を実施	実施	実施	教育委員会

❸ 働きながら子育てしやすい環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
104 保育所等利用待機児童対策等の推進	働きたい人が安心して子どもを預けることができるよう、民間保育所の整備や小規模保育事業実施施設の設置等、さまざまな手法による利用枠の拡大を進めるとともに、民間保育所等における保育士確保の支援を実施するなど、個々のニーズに即した、きめ細かな支援策を強化	実施 ▸民間保育所整備等 44か所 ▸保育案内人の配置 全区役所・支所 ▸保育士確保支援	拡充 ▸民間保育所整備等 ▸保育案内人の配置 全区役所・支所 ▸保育士確保支援	子ども青少年局
105 保育所等における多様な子育て支援事業	保護者の多様な就労形態等に対応した子育て支援を充実させるため、多様な子育て支援事業を実施	実施 ▸延長保育 395か所 ▸一時保育 60か所 ▸夜間保育 4か所 ▸病児・病後児デイケア 20か所 ▸休日保育 16か所 ▸産休あけ・育休あけ入所予約 104か所 ▸24時間緊急一時保育 2か所 ▸私立幼稚園預かり保育拡充モデル 18か所	拡充 ▸延長保育 ▸一時保育 ▸夜間保育 ▸病児・病後児デイケア ▸休日保育 ▸産休あけ・育休あけ入所予約 ▸24時間緊急一時保育 ▸私立幼稚園預かり保育拡充モデル ▸医療的ケア児保育支援モデル	子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
106 エリア支援保育所事業	公立・民間保育所が一体となって保育の質を高めるとともに、地域のすべての子ども・子育て家庭を支援するため、公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域の教育・保育施設等と連携した研修の開催や子育てに関する相談等を実施	実施 13区	拡充 16区	子ども青少年局
107 公立保育所の社会福祉法人への移管	保育施策や地域の子育て支援の拡充のため、公立保育所の社会福祉法人への移管等によって公立保育所を今後78か所まで集約化するとともに、機能強化を実施	移管（統合を含む） 21か所（累計）	移管（統合を含む） 36か所（累計）	子ども青少年局
108 子育て支援企業認定･表彰制度	社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を積極的に行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰	子育て支援企業認定数 201社	子育て支援企業認定数 225社	子ども青少年局

施策１２　子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します

施策の柱

❶　子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう、積極的な取り組みを行います。また、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、いじめや不登校、成績といった、子ども一人ひとりが抱える複合的な困難に対して「総合的・包括的」に取り組み、発達段階に応じた支援を推進します。

❷　子どもが心身ともに健康に育つための支援

子どもがさまざまな体験を通して、豊かな人間性と創造性を育み、社会性を身につけられるよう放課後施策を推進するとともに、地域が子どもにとって安全に安心して過ごせる居場所となるよう地域における青少年の健全育成を推進します。

❸　困難を抱える子ども・家庭への支援

家庭環境などに恵まれない子どもや適切な養育を受けられない子どもがより家庭的な環境での養護を受けられるよう支援します。また、ひとり親家庭等の自立に向け、経済面や生活面での負担を軽減するとともに、子どもの学習を支援します。

❹　障害や発達の遅れなどのある子どもとその家庭への支援

医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその家庭が、安心して日常生活を送ることができ、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにするとともに、自立と社会参加に必要な能力を養成します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
今の生活に満足している子どもの割合	92.2%	95%	95%以上
自分のことを好きと答える子どもの割合	81.0%	83%	86%
地域における社会活動や自主的な活動などに参加したことのある子どもの割合	77.7%	85%	90%
社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	65.1%	70%	70%

関連する個別計画

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015　◆子ども・子育て支援事業計画
◆ひとり親家庭等自立支援計画　◆第3期教育振興基本計画
◆第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

現状と課題

❶（**現状**）子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざして、平成 20（2008）年に「なごや子ども条例」を施行しました。

平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、子どもは勉強や将来のこと、自分の性格などについて、さまざまな悩みや不安を抱えています。平成 26（2014）年度に立ち上げた「なごや子ども応援委員会」をはじめ、平成 30（2018）年度には、家庭訪問型相談支援モデル事業や子どもライフキャリアサポートモデル事業を開始するなど、支援の充実をはかっています。

◇ **子どもが悩んだり困ったりしていること**

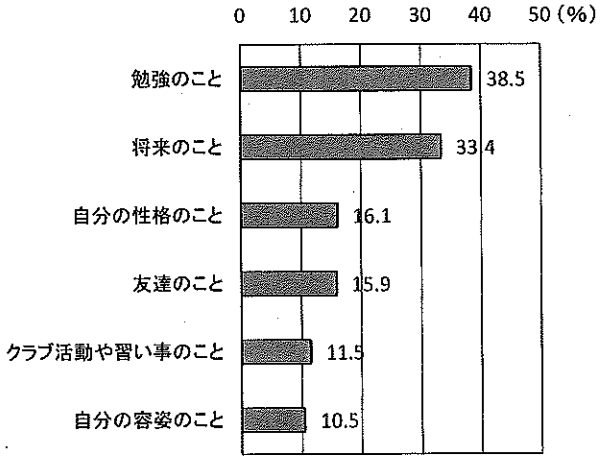

出典：名古屋市「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（平成 30 年度）

【課題】 子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透していくよう取り組むとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親に対して、子どもが将来の夢や目標に向かって踏み出すことができるよう、総合的に支援することが必要です。

❷（**現状**）少子化や核家族化といった社会の変化や、地域における地縁的なつながりの希薄化は、子どもが年齢の違う子どもと一緒に遊んだり、地域の人々と接したりする機会の減少などを引き起こし、社会性の発達や自立に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

【課題】 子どもが心身ともに健やかに成長・発達することができ、豊かな人間性や創造性・自己肯定感を育み、社会性を身につけられる環境づくりが求められており、保護者と行政や地域などが協働して推進していくことが必要です。

❸（**現状**）家庭環境などに恵まれない子どもや、適切な養育を受けられない子どもが心身ともに健やかに養育されるためには、より家庭に近い環境での養育が必要ですが、本市の里親等委託率は約 15%に留まっています。また、平成 30（2018）年度に実施した本市調査では、本市の母子世帯の平均年間世帯収入は子育て世帯の平均年間世帯収入の約 4 割となっています。

【課題】 里親等への委託の一層の推進や、より小規模な施設での養育が求められています。また、ひとり親家庭が自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援することが必要です。

❹（**現状**）発達に関わる支援を必要とする子どもが増加しており、地域療育センターでは初診待機期間が長期化しています。また、人工呼吸器を装着しているなど医療的ケアを必要とする障害児が増加しています。

【課題】 医療的ケアを必要とする子どもを含む障害児や、発達に遅れやアンバランスなどのある子どもが、より身近な地域や学校で支援を受けられるようにすることが必要です。

施策を推進する事業

❶　子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
109 なごや子ども条例の推進	子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、条例の広報・啓発を行うとともに、条例に基づき設置されているなごや子ども・子育て支援協議会を開催し、子どもに関するさまざまな施策の進捗状況について意見聴取を実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▸なごっちフレンズへの情報提供 ▸子どもワークショップの実施	なごや子ども・子育て支援協議会の開催 広報・啓発の実施 ▸なごっちフレンズへの情報提供 ▸子どもワークショップの実施	子ども青少年局
110 子どもの権利擁護機関の設置・運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申し立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を設置・運営	検討	設置（令和元年度） 運営	子ども青少年局
111 子どもライフキャリアサポート事業	小学生から高校生までの子どもが夢や目標に向かって自ら踏み出せる力を身につけることができるよう、学校においてキャリアの専門家が子どもや保護者からの相談に対応するとともに、将来について考えるための情報提供等を実施	モデル実施 ▸小学校　２校 ▸中学校　２校 ▸高校　２校	実施	子ども青少年局
112 家庭訪問型相談支援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を実施	モデル実施 ▸おおむね中学生から高校生の子ども222人とその保護者	実施	子ども青少年局

113 キャリア支援の推進	子どもの生涯を通じた発達を支援するため、小・中学校の9年間を見通した支援を充実するとともに、高校等における支援体制の充実をはかるほか、支援にかかる基本方針「なごや版キャリア支援」を確立	小・中学校の9年間を見通した支援の試行実施 ▸小学校　16校 高校等における支援の実施 ▸非常勤スクールカウンセラー※の配置 高校　14校 ▸常勤スクールカウンセラーの配置 高校　1校 ▸キャリア支援アドバイザーの配置 高校　14校 特別支援学校高等部　4校 名古屋市立大学と連携した「なごや版キャリア支援」の検討	小・中学校の9年間を見通した支援の実施 ▸実施校の拡充 高校等における支援の拡充 ▸高校等への非常勤スクールカウンセラーの配置拡充 ▸常勤スクールカウンセラーの配置のあり方検討 ▸キャリア支援アドバイザーによる支援体制の拡充 「なごや版キャリア支援」の確立	教育委員会

※**スクールカウンセラー**：臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、学校生活全般に対する援助や、児童生徒・保護者・教職員への相談対応をする職員。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
114 なごや子ども応援委員会の運営	さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援し、子どもの目前の進路に留まらず将来の針路を応援するための取り組みを推進	なごや子ども応援委員会の設置 ▸市内 11 ブロックの中学校 11 校 ▸常勤スクールカウンセラーの配置 11 人 ▸常勤スクールソーシャルワーカー※の配置 20 人 ▸常勤スクールアドバイザー※の配置 11 人 ▸非常勤スクールポリス※の配置 11 人 なごや子ども応援委員会設置校以外の常勤スクールカウンセラー配置校 ▸中学校　73 校	なごや子ども応援委員会の設置 ▸市内 11 ブロックの中学校 11 校 ▸常勤スクールカウンセラーの配置 11 人 ▸常勤スクールソーシャルワーカーの配置 22 人 ▸常勤スクールアドバイザーの配置 11 人 ▸非常勤スクールポリスの配置 11 人 なごや子ども応援委員会設置校以外の常勤スクールカウンセラー配置校 ▸中学校　99 校	教育委員会
115 市立大学におけるスクールカウンセラーの養成	いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題の早期発見や個別支援を行うスクールカウンセラーの中長期的な人材確保につなげるため、臨床心理士等を育成	実施	実施 ▸臨床心理士及び公認心理師資格取得件数 100 件（5 か年）	総務局

❷ 子どもが心身ともに健康に育つための支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
116 トワイライトスクール	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、放課後等に小学校施設を活用した教育事業を実施	実施 ▸全小学校（トワイライトルームを含む）	実施 ▸全小学校（トワイライトルームを含む）	子ども青少年局

※**スクールソーシャルワーカー**：福祉の専門的知識・経験を活かし、関係機関との連携をはかりながら悩みや問題を抱える児童生徒が置かれた環境へのはたらきかけを行う職員。
スクールアドバイザー：学校に対する外部からの意見への対応や地域との連絡調整を行う職員。
スクールポリス：学校内外の見守り活動や必要に応じて警察との連携をはかる元警察官の職員。

117 トワイライトルーム	遊び、学び、体験や交流を通じて子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭を支援するため、トワイライトスクールを基盤に、より生活に配慮した事業を一体的に実施	実施 47校	実施 ▸子育て家庭のニーズ等を踏まえ段階的にトワイライトスクールから移行	子ども青少年局
118 留守家庭児童健全育成事業助成	留守家庭児童等の健全育成をはかるため、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費等を助成	実施 171か所	実施	子ども青少年局
119 青少年の健全育成	子どもの健康を増進し、情操を育むため、児童館やとだがわこどもランドなどで遊びや体験活動を実施するとともに、青少年が安心して過ごすことができ、社会と関わることができるよう、児童館などにおいて居場所づくりを推進	実施 ▸児童館利用者数 662,094人 （平成29年度） ▸とだがわこどもランド利用者数 602,520人 （平成29年度）	実施	子ども青少年局
120 子ども会等地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の健全育成をはかるため、異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会などへの支援を充実・強化するとともに、地域団体と連携して声かけ・見守り活動などを推進	青少年の育成活動に関わる子ども会等への助成　2,013件 青少年育成市民会議の活動推進	青少年の育成活動に関わる子ども会等への助成の実施及びその他支援策の検討 青少年育成市民会議の活動推進	子ども青少年局

❸ 困難を抱える子ども・家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
121 里親等委託の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、里親登録者の増加とファミリーホームの増加、児童相談所の支援、研修等による里親等委託を推進	推進 ▸里親等委託率 14.4%	推進 ▸里親等委託率の向上	子ども青少年局
122 児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化の推進	家庭的な環境での養育を推進するため、地域小規模児童養護施設の増加による施設の小規模化及び施設機能の地域分散化を推進	推進 ▸地域小規模児童養護施設 12か所	拡充	子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
123 児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童養護施設等入所児童の社会的自立のため、自立支援担当職員による就労や就学に関する支援の強化や、施設を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう見守り支援を実施	民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置　9施設 ステップハウスモデル事業の実施 2か所	民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置　全12施設 ステップハウス事業の実施	子ども青少年局
124 児童福祉施設の改築	児童福祉施設に入所する児童等の生活環境の向上をはかるため、老朽化した母子生活支援施設「にじが丘荘」、障害児入所施設「あけぼの学園」、児童自立支援施設「玉野川学園」の改築等を実施するとともに、民間児童養護施設の改築に対する補助を実施	にじが丘荘 ▸設計 あけぼの学園 ▸工事	にじが丘荘 ▸工事完了 （令和２年度） あけぼの学園 ▸工事完了 （令和２年度） 玉野川学園 ▸検討 民間児童養護施設 ▸補助　1か所	子ども青少年局
125 ひとり親家庭の自立支援	自立が困難なひとり親家庭が、仕事と生活のバランスがとれた生活を送ることができるよう、就業支援や生活上の負担の軽減、子どもの健やかな育ちのための支援などを実施	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所 自立に向けた相談の実施　26,025件 ひとり親家庭手当の支給　8,463人	母子・父子自立支援員の配置 全区役所・支所 ひとり親家庭応援専門員の配置 全区役所・支所 自立に向けた相談の実施 ひとり親家庭手当の支給	子ども青少年局
126 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の福祉の増進をはかるため、18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等を対象に、医療費の保険診療による自己負担額を助成	実施	実施	子ども青少年局
127 中学生の学習支援事業	ひとり親世帯や生活保護受給世帯等の子どもが学習習慣を身に付けたり高校進学をめざせるよう、一人ひとりの学習レベルに沿った支援を実施	実施 150会場	実施	健康福祉局 子ども青少年局

128 高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施	学習フォローの実施	学習フォローの実施 将来等についての相談支援	健康福祉局 子ども青少年局

❹ 障害や発達の遅れなどのある子どもとその家庭への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
129 子ども発達支援の推進	障害児または発達に遅れやアンバランスなどのある子どもとその保護者が、身近な地域で早期に支援を受けることができるよう、地域療育センターの機能強化をはかるとともに、長期的なニーズを踏まえ、子ども・子育て支援と一体的に子どもの発達を支援する体制を整備するほか、障害児通所支援等の事業を推進	地域療育センター等の運営 ▸地域療育センター　5か所 ▸児童発達支援センター　10か所 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施（平成29年度） ▸児童発達支援　159,112回 ▸放課後等デイサービス　551,027回 ▸保育所等訪問支援　226回 障害児相談支援事業の実施　6,201回（平成29年度） 障害児いこいの家事業の実施　12か所	早期子ども発達支援に関する将来構想の策定 地域療育センターの機能強化 ▸地域療育センター初診前サポートモデル事業の実施 障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）の実施 ▸児童発達支援 ▸放課後等デイサービス ▸保育所等訪問支援 障害児相談支援事業の実施 障害児いこいの家事業の拡充　16か所	子ども青少年局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
130 発達障害の可能性のある幼児児童生徒への支援	学校教育において、発達障害の特性に応じた適切な指導・支援を行うため、発達障害対応支援講師、発達障害対応支援員、専門家チームの充実をはかり、発達障害の可能性のある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を実施	発達障害対応支援講師の配置　65校 発達障害対応支援員の配置 ▸市立幼稚園・小・中学校の全校(園) 専門家チームの派遣	発達障害対応支援講師の配置拡充 発達障害対応支援員の配置 ▸市立幼稚園・小・中学校の全校(園) 専門家チームの派遣	教育委員会
131 医療的ケア児の支援に関する連携の推進	医療的ケアを必要とする障害児が安心して日常生活を送ることができるよう、行政機関や事業者などで構成される協議の場を設置するほか、支援を総合調整するコーディネーターを養成するなど各関係機関の連携を一層推進	医療的ケア児数（概算）の調査	実態把握調査の実施 協議の場の設置運営 コーディネーターの養成及び配置	子ども青少年局
132 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の支援	医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安心して学校（園）生活を送ることができるよう、医療的ケアと生活介助を行うことができる看護介助員等や、ミキサー食等を調理する栄養教諭等を配置するとともに、関係機関との連絡支援体制を確立するための医療的ケア連絡会議を運営	看護介助員の配置 24名 看護介助員の欠員等に対応するための看護師の配置 栄養教諭等の配置 6名 医療的ケア連絡会議の運営	看護介助員の配置 看護介助員の欠員等に対応するための看護師の配置 栄養教諭等の配置 医療的ケア連絡会議の運営	教育委員会
133 学校生活介助アシスタントの配置	障害のある幼児児童生徒の学校生活を支援するため、学校生活における移動や排せつ、着がえ等の介助を行うアシスタントを配置	配置	配置時間の拡充	教育委員会
134 宿泊行事への介護ヘルパーの派遣	障害のある児童生徒が宿泊行事に参加する際に、必要な支援が受けられるよう介護ヘルパーの派遣を実施	検討	実施	教育委員会
135 特別支援学級等の設置・運営	障害の種類や程度に応じたきめ細かな教育を行うため、各校の特別支援学級等を運営	実施 ▸特別支援学級 722学級 ▸通級指導教室 60教室	実施	教育委員会

136 外部の専門家による特別支援学校アドバイザーの派遣事業	特別支援学校の教育活動を支援するために、学校運営や障害特性に応じた指導法等について、専門家から助言を得られるよう、外部の専門家を派遣	検討	学校運営アドバイザーの派遣 指導法アドバイザーの派遣	教育委員会
137 特別支援学校高等部における就労支援	特別支援学校高等部の生徒の職業自立を促進するため、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導や就労支援コーディネーターによる職場実習の受け入れ交渉などを実施	職業指導 職場実習の受け入れ交渉 職業自立推進運営委員会の開催	職業指導 職場実習の受け入れ交渉 職業自立推進運営委員会の開催	教育委員会
138 高等特別支援学校の整備	特別支援学校高等部の入学者数の増加や、企業等への就労をめざす職業教育のニーズの高まりに対応するため、若宮商業高校との併設による高等特別支援学校を整備	検討 ▸専門家からのヒアリングの実施 ▸先進校の視察 ▸教育課程や交流及び共同学習等の検討	整備の推進	教育委員会
139 特別支援教育に関する施設の整備	特別支援学校の教室不足の解消に向けた増築等を推進するとともに、肢体不自由児が円滑に学校生活を営めるよう、肢体不自由学級設置校にエレベーターを整備	守山養護学校産業科棟の増築 ▸工事着手 天白養護学校の増築 ▸検討 ▸仮設校舎リース 肢体不自由学級設置校へのエレベーター整備	守山養護学校産業科棟の増築 ▸供用開始 （令和３年度） 天白養護学校の増築 ▸整備推進 肢体不自由学級設置校へのエレベーター整備	教育委員会

施策１３　虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

施策の柱

❶ 子どもを虐待から守るための取り組み

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、さまざまな機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

❷ いじめ、不登校対策の充実

いじめが起きにくい環境づくりなど、いじめの未然防止を推進するとともに、早期発見・早期対応により事態が深刻化する前に解決できるよう取り組みます。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず登校することができない子どもをなくすため、一人ひとりの状況に応じた支援をするとともに、心理的理由により登校できない子どもに対する学習面からの支援を充実します。さらには、子どもの教育・養育に関するあらゆる内容について、子どもとその保護者に寄り添った教育相談を実施します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
児童虐待の通告先（児童相談所または区役所・支所）を知っている市民の割合	55.2%	65%	80%
いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	小　78.0% 中　76.5%	小　81% 中　79%	小　82% 中　80%
学校生活が楽しいと思う児童・生徒の割合	小　92.1% 中　89.6%	小　94% 中　93%	小　95% 中　94%

関連する個別計画

◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015　◆子ども・子育て支援事業計画
◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

❶ **（現状）**本市の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成 29（2017）年度には 2,898 件となり、過去最多となりました。このような相談件数の増加や一時保護の増加に対して迅速・的確に対応するため、平成 30（2018）年 5 月に本市 3 か所目となる東部児童相談所を開設しました。

【課題】虐待の発生を予防する取り組みを進めることが必要です。また、関係機関等が緊密に連携をはかることで、虐待をできる限り早期に発見し、適切な支援へとつなげることが必要です。

◇ **児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移**

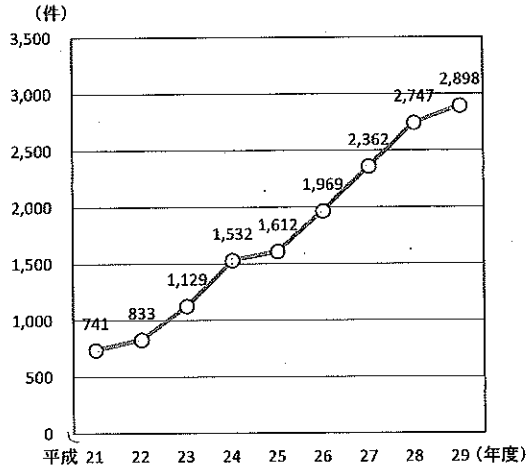

出典：名古屋市作成

❷ **（現状）**平成 29（2017）年度におけるいじめの認知件数は 1,725 件となっています。また、小学校における不登校率は 0.65％（728 人）、中学校においては 3.49％（1,745 人）となっており、不登校児童生徒数の増加に伴って、子ども適応相談センターに通所する子どもの数が増加しています。

【課題】すべての子どもが安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめを生まない土壌をつくるとともに、いじめを訴えやすい体制を整えることが必要です。また、学校に行きたいと思っているにも関わらず、登校することができない子どもをなくすための取り組みや、心理的理由により登校することができない子どもへのきめ細かな支援が必要です。

◇ **いじめの認知件数の推移**

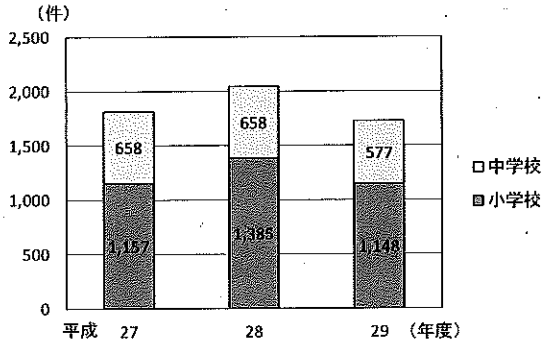

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

◇ **不登校児童生徒数の推移**

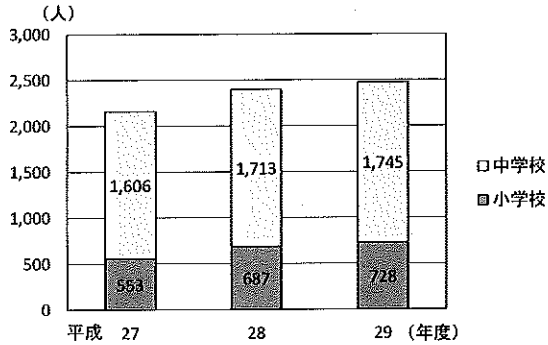

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

施策を推進する事業

❶　子どもを虐待から守るための取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
140 名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	児童を虐待から守るため、条例により、国が定める 11 月とともに、本市が独自に５月を児童虐待防止推進月間と定め、両月間を中心に、児童虐待防止の啓発事業等を実施	新入学児童と保護者などに向けた広報・啓発、講演会等の実施（５月） オレンジリボンキャンペーン 2018 の実施（11 月） 暴力・暴言によらない子育て方法などを学ぶ講座の開催	新入学児童と保護者などに向けた広報・啓発、講演会等の実施（毎年度５月） オレンジリボンキャンペーンの実施（毎年度 11 月） 暴力・暴言によらない子育て方法などを学ぶ講座の開催	子ども青少年局
141 児童相談所の体制強化	児童虐待等の児童相談により迅速・的確に対応するため、研修を通して児童相談所の児童福祉司等の専門性の向上等をはかるほか、児童相談所における相談援助体制の充実を推進	児童相談所配置職員 ▸児童福祉司 ▸児童心理司 ▸弁護士 ▸警察官等 研修の実施	児童相談所配置職員 拡充 研修の充実	子ども青少年局
142 区役所・支所における児童虐待等への機能強化	児童を虐待から守るため、地域に身近な窓口である各区役所・支所（社会福祉事務所）の子ども家庭相談体制を強化し、児童相談所等と連携・役割分担を行いながら、児童虐待等への対応を実施	児童相談所と兼務の児童福祉司の配置 20 名（16 区４支所） 児童虐待対応支援員の配置 24 名（16 区４支所）	児童相談所と兼務の児童福祉司の配置拡充 児童虐待対応支援員の配置拡充	子ども青少年局

143 児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、なごやこどもサポート連絡協議会などの開催、児童虐待対応システムの活用等による対象ケースの情報共有を通して、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察などの関係機関の連携強化を推進	なごやこどもサポート連絡協議会の開催 年２回 なごやこどもサポート区連絡会議の開催 ▸代表者会議 各区年1～2回 ▸実務者会議 各区月１回 ▸サポートチーム会議 随時 児童虐待対応システムの運用	なごやこどもサポート連絡協議会の開催 なごやこどもサポート区連絡会議の開催 ▸代表者会議 ▸実務者会議 ▸サポートチーム会議 児童虐待対応システムの運用	子ども青少年局
144 児童虐待を受けた子ども・家庭への支援	児童虐待の再発防止をはかるため、児童虐待を受けた子どもの家庭に対して、児童虐待再発防止のための保護者支援事業や家庭復帰支援事業等を実施	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援	暴力・暴言によらない子育て方法などの習得に向けた保護者への支援 家庭復帰等に向けた施設等入所児童及び保護者への支援	子ども青少年局
145 特定妊婦訪問支援事業	児童虐待の発生を未然に防止するため、虐待ハイリスク要因を有する等、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対して、家庭訪問による継続的な支援を実施	実施	実施	子ども青少年局
146 なごやすくすくボランティア事業	児童虐待の予防のための見守りなど、地域の子育て支援活動への協力を推進し、地域全体で子育て家庭を支援するため、日常的に親や子どもの立場に立って、親子を温かく見守るなごやすくすくボランティア、子育て講座の託児やお手伝いやイベントでの親子の見守りなどを行うなごやすくすくサポーターの養成を促進	なごやすくすくボランティア養成講座の開催　８回 なごやすくすくサポーター養成講座の開催　４回	なごやすくすくボランティア養成講座の開催 なごやすくすくサポーター養成講座の開催	子ども青少年局

❷　いじめ、不登校対策の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
147 いじめ、不登校対策の推進	いじめや不登校を未然に防止するとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を早期に行うため、子ども応援委員会との連携や各校における各種の事業を通じたきめ細かな対策を実施	いじめ防止教育プログラムによる予防的教育の実施 ▸全小・中・特別支援学校 なごや ING※キャンペーンの実施 ▸全校 夢と命の絆（きずな）づくり推進事業の実施 ▸小学校　77 校 ▸中学校　33 校 ▸高校　3 校 ▸特別支援学校　1 校 インターネット上におけるいじめ対策の実施 不登校対策支援サイトの運営	いじめ防止教育プログラムによる予防的教育の実施 ▸全小・中・特別支援学校 なごやINGキャンペーンの実施 ▸全校 夢と命の絆（きずな）づくり推進事業の実施 インターネット上におけるいじめ対策の実施 不登校対策支援サイトの運営	教育委員会
148 子ども適応相談センターでの不登校対応事業	心理的理由により登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・適応指導と、タブレット端末を活用した学習支援を実施	子ども適応相談センターの運営 ▸通所者数　476 人 タブレット端末を活用した学習支援の実施 ▸学習用タブレット端末の整備	子ども適応相談センターの運営 タブレット端末を活用した学習支援の実施 ▸学習用タブレット端末の整備拡充	教育委員会

※**ING**：(I) いじめの (N) ない (G) 学校づくりの略。

149 教育相談事業	いじめや不登校など子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、学校生活等で特別な支援を要する幼児児童生徒に対する心理検査を含めた教育相談を教育センターにおいて実施	実施 （平成30年度末見込） ▸電話相談 3,859回 ▸メール相談 104件228回 ▸来所相談 730件3,106回 （うち、心理検査418件実施） ▸訪問相談 57件1,786回	実施	教育委員会
150 児童生徒に関わる相談・支援の充実	いじめや不登校など子どもの教育・養育に関する相談・支援体制のさらなる充実に向けて、子ども応援委員会や教育センター、子ども適応センターなど関係する事業・組織間の連携をより密にし、子ども及びその保護者に寄り添った相談・支援を実施	関係する組織間の連携体制について検討	子ども及びその保護者に寄り添った相談・支援の実施	教育委員会

施策１４　子どもの個性を大切にし、幅広い学力と豊かな心、健やかな体を育みます

施策の柱

❶ 幅広い学力の育成

基礎・基本の学力の定着はもとより、グローバル社会において活躍できる人材の育成を進めるとともに、自ら考え、判断し、表現する力の習得に向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしたきめ細かな指導を行います。また、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向け、画一的な一斉教育からの転換による授業改善を進めます。

❷ 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するためのインクルーシブ教育システム※の構築を進めるなど、社会の一員としての規範意識や自覚を持つ子どもを育成します。また、運動や食事など望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます。

❸ 学びを支える教育環境の充実

一人ひとりの子どもに目の行き届いたきめ細かな指導を行っていくため、学校における働き方の改革を進め、教員の資質の向上や教員が子どもと向き合う時間の拡充に取り組みます。また、地域に開かれ信頼される学校づくりや望ましい学校規模の確保、ICT※環境の整備など教育環境の充実をはかります。

❹ 魅力ある市立高等学校づくり

教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした、学びのあり方の改革を進めます。また、普通科や総合学科のほかさまざまな専門学科や定時制高校において、各学校の特色を活かした教科指導を充実発展させるなど、魅力や特色ある学校づくりを進めるとともに、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
学習意欲に関する質問に肯定的に答えた児童生徒の割合	小　80.0% 中　71.6%	小　82% 中　73%	小　83% 中　74%
学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	小　85.1% 中　82.5%	小　91% 中　89%	小　92% 中　90%
運動をすることが好きな子どもの割合	小　64.1% 中　54.2%	小　66% 中　56%	小　68% 中　58%

関連する個別計画

◆第3期教育振興基本計画　◆学校施設リフレッシュプラン
◆魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）

現状と課題

❶ **（現状）**本市の子どもたちは、全国平均と比べ、国語の読む力や数学的な考え方はほぼ身についていますが、国語の書く力や話す力が不足しています。

また、学校教育で充実を希望する分野を保護者に調査したところ、「自ら学び考える力」の項目が高い割合となっています。

【課題】基礎基本の学力に加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てていく必要があります。

◇ **小学生の教科学習における定着の状況**

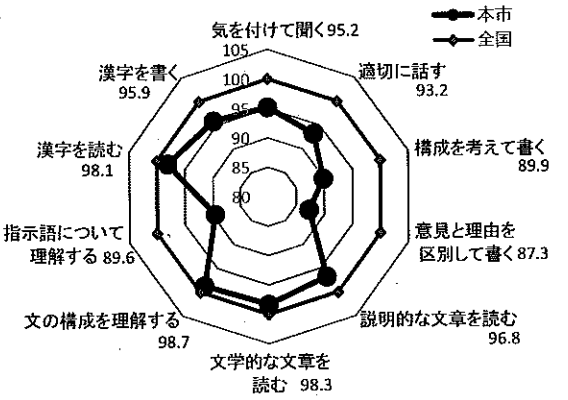

出典：名古屋市作成

❷ **（現状）**学校教育で充実を希望する分野を保護者に調査したところ、「他人を思いやる力」や「社会のルールやマナー」という項目が高い割合となっています。

また、本市の子どもたちは、運動をすることが好きな子どもの割合が全国よりやや低く、運動をすることが嫌いな子どもの割合がやや高い状態にあり、運動能力は全国平均と比べ、全体として低い状態にあります。

◇ **小・中学生の体力・運動能力の状況**

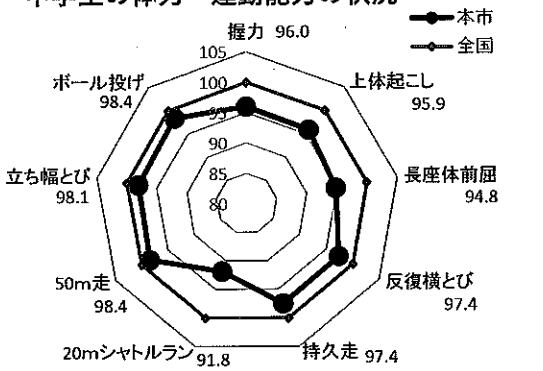

出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 30 年度）より名古屋市作成

【課題】他人を思いやる心や美しいもの、自然に対して感動する心などの豊かな人間性を身につけるとともに、社会の一員としての自覚を持つ子どもの育成を推進する必要があります。また、楽しく運動に取り組むことや食育を通して、児童生徒の心身ともに健全な発達を促す必要があります。

❸ **（現状）**少子化の進行により、市立小学校の約 3 割が 11 学級以下のクラス替えができない小規模校となっています。一方で 31 学級以上の過大規模の小学校も 6 校あります。

【課題】小規模校や過大規模校における教育面や学校運営面の課題を解消し、子どもたちにとって良好な教育環境にするため、望ましい学校規模を確保する必要があります。

❹ **（現状）**ICT の急速な発展、産業構造の変化、少子化・高齢化など、社会経済情勢が変化する中で、高等学校に通う生徒の生活実態や学習環境も変容し、生徒の興味や関心、能力や適性、進路の希望もますます多様化してきています。

【課題】生徒一人ひとりの個性や能力の伸長をはかるためにも高等学校教育の改革が求められています。

※**インクルーシブ教育システム**：「障害者の権利に関する条約」第 24 条より、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

施策を推進する事業

❶ 幅広い学力の育成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
151 新学習指導要領の着実な実施	新学習指導要領※に対応し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、カリキュラムマネジメントの充実や学校段階間の円滑な接続をはかるとともに、キャリア教育、プログラミング教育※等の新しい教育を推進	「なかまなビジョン」を取り入れた授業改善の推進 新学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の作成に向けた検討の実施	「なかまなビジョン」を取り入れた授業改善の推進 新学習指導要領に対応した「名古屋市教育課程」の作成、活用	教育委員会
152 画一的な一斉授業からの転換を進める授業改善	基礎的な学力の確実な定着と、他者と協働しつつ自ら考え抜く自立した学びの実現に向けて、すべての児童生徒に対し、一人ひとりの進度や能力、関心に応じた個別最適化された学びを提供するための授業改善を推進	検討 ▸教育専門家による講演会の実施	推進 ▸専任実践チームの設立（令和元年度） ▸実践研究を基に各校の状況に応じて実践	教育委員会
153 ことばの力育成事業	子どもたちの学習の基礎となることばの力を向上させるため、子どもの読書意欲を高める取り組みや言語活動を充実させる取り組みを実施	学校司書の配置 ▸小学校　24校 ▸中学校　8校 なごやっ子読書ノート、なごやっ子読書カードの配付 本の帯コンクールの実施 なごやっ子漢字検定プリントの作成・配信	学校司書の配置 拡充 なごやっ子読書ノート、なごやっ子読書カードの配付 本の帯コンクールの実施 なごやっ子漢字検定プリントの更新・配信	教育委員会
154 小・中学校における理数教育の推進	小・中学校における理数教育の充実に向けて、児童生徒の科学への興味・関心を高めるとともに、論理的な思考力を養うためのプログラミング教育や見通しをもった観察・実験を実施	実施 ▸プログラミング教育の試行実施 小学校　3校	実施 ▸ロボットプログラミングの実施	教育委員会

※**新学習指導要領**：学習指導要領は全国的に一定の教育的水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保証するため、学校教育法に基づき国が定めている教育課程の基準であり、新学習指導要領は、令和２（2020）年度の小学校・特別支援学校小学部での全面実施以降、中学校、高等学校等において、順次実施。
プログラミング教育：プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための教育。

155 外国語教育の充実	グローバル人材を育成するため、英語授業においてデジタル教科書や外国人材を活用するとともに、英語に堪能な教員の確保に向けた採用選考試験を実施	デジタル教科書の活用 ▸全中学校 外国語活動アシスタントの派遣 ▸小学校　261校 外国人英語指導助手の派遣 ▸中学校　110校 ▸高校　9校 特例を設けた教員採用選考試験の実施	デジタル教科書の活用 外国語活動アシスタントの派遣 外国人英語指導助手の派遣 特例を設けた教員採用選考試験の実施	教育委員会
156 少人数教育の推進	一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行うための小学校1・2年生における30人学級及び中学校1年生における35人学級という少人数学級の編制、個々の子どもの習熟度や学習においてのつまずきに対応するための少人数指導の実施	実施 ▸全小・中学校	実施 ▸全小・中学校	教育委員会
157 子どもの未来応援講師の配置	基礎基本の定着を中心とした学習指導の支援を行うとともに、学級担任・教科担任とは異なる立場で子どもと関わり、気軽に相談できる関係を築くことで子どもを支援	学習指導支援講師の配置 ▸小学校　61校 ▸中学校　15校 ▸特別支援学校　4校 夏季休業中の特設講座の開設	子どもの未来応援講師※の配置拡充 夏季休業中の特設講座の開設	教育委員会
158 学力向上サポート事業	子どもたちの学習意欲を喚起し、学習の理解を深めるため、各校の創意工夫を活かした教科指導の研究や教育活動の展開を支援	実施 ▸市立学校全体で24校	実施	教育委員会
159 土曜日の教育活動の推進	子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、地域や大学、民間事業者等の協力のもと体験活動等を実施	モデル実施 26学区	実施 96学区	教育委員会

※子どもの未来応援講師：学習指導支援講師は、令和元（2019）年度から活動内容を拡充したことに伴い子どもの未来応援講師に名称が変更された。

❷ 豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
160 インクルーシブ教育システムの構築の推進	子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を進めるとともに、若宮商業高校と高等特別支援学校の併設によるインクルーシブ教育学校を検討し、インクルーシブ教育システムの構築を推進	交流及び共同学習の実施 インクルーシブ教育学校の検討	交流及び共同学習の実施 インクルーシブ教育学校の検討推進	教育委員会
161 SDGs 達成の担い手づくり推進事業	SDGs※達成の担い手を育成するため、推進校（園）において、環境学習や国際理解学習、防災学習、エネルギー学習、世界遺産や地域の文化財等に関する学習などの多様な学習活動を実施	検討	SDGs 達成の担い手づくり推進事業の実施	教育委員会
162 コミュニティ・スクールの導入	地域に開かれ信頼される学校づくりに向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進	学校評議員制の実施 コミュニティ・スクールの導入検討	学校評議員制の実施 コミュニティ・スクールの導入推進	教育委員会
163 中学生による陸前高田市との交流	環境が異なる生徒間交流により心身の発達を促し、将来を担う人材の育成をはかるとともに、陸前高田市の復興と両市の発展のため、名古屋市立と陸前高田市立の中学生の交流を実施	訪問交流の実施	訪問交流の実施 復興状況等を踏まえた交流のあり方について検討	教育委員会
164 元気いっぱいなごやっ子の育成事業	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現や体力・運動能力の向上に向けた取り組み、学校給食を通じて食生活に必要な知識と判断能力を育むことなどを通して、運動習慣や早寝早起き・朝食の摂取などの望ましい生活習慣を形成	体力アップ推進校の実施 ▸小・中学校全体で18校 一校一運動の実施 ▸小学校８校 学校給食を通じた食育の実施 ▸小・中・特別支援学校	運動大好きなごやっ子育成推進校の実施 ▸小・中学校全体で18校 一校一運動の実施 ▸小学校８校 学校給食を通じた食育の実施 ▸小・中・特別支援学校	教育委員会

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。

165 部活動の振興（中学校、高等学校）	生徒の豊かな心と健やかな体の育成に向けて、部活動の充実と活性化をはかるため、部活動顧問・外部指導者の派遣や各種大会の開催などを実施	部活動顧問の派遣 214部 部活動外部指導者の派遣　386部 各種大会の開催 全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助	部活動顧問の派遣 拡充 部活動外部指導者の派遣 各種大会の開催 全国大会等出場生徒の保護者への旅費等補助	教育委員会
166 部活動の振興（小学校）	児童のスポーツへの関心を高めるとともに、豊かな心と健やかな体の育成に向けて、部活動の充実と活性化をはかるため、部活動顧問・外部指導者の派遣を実施するとともに、教員が指導しない小学生の放課後における運動・文化活動の新たな仕組みを構築	小学校部活動の見直し検討 部活動顧問の派遣 15部 部活動外部指導者の派遣　119部 スポーツ体験事業の実施 ▸教室　11回 ▸観戦　8回	新たな仕組みによる運動・文化活動の実施 スポーツ体験事業の実施	教育委員会
167 学校給食におけるなごやめしの提供	子どもたちへ名古屋独自の食文化の魅力を伝え、名古屋への愛着を深めるため、学校給食において、なごやめしを提供	実施 3回	実施	教育委員会

❸ 学びを支える教育環境の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
168 ICTを活用した教育の推進	児童生徒の情報処理に関する基礎的な知識の習得と、思考力・判断力・表現力や情報活用能力の育成をはかるとともに、学習への意欲を高めるため、学習用のICT環境を整備	学校におけるICT環境の整備計画の策定に向けた検討 授業方法の研究及び研修の充実	学習用ICT機器の充実 授業方法の研究及び研修の充実	教育委員会

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
169 グローバル・エデュケーション・センターの運営	グローバル社会において活躍することができる人材を育成するため、国内外の企業や大学、研究機関等と連携し、グローバル環境の実体験等ができるグローバル・エデュケーション・センターを運営	開設準備	開設（令和元年度） グローバル教育の実施	教育委員会
170 学校における働き方改革の推進	学校教育の改善・充実に向けて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築するため、学校における働き方改革を推進	学校閉庁日の設定 新たな校務支援システムに向けた準備 スクール・サポート・スタッフの配置 ▸小学校　25 校 ▸中学校　16 校 学校運営サポーターなどボランティアの活用	学校閉庁日の設定 新たな校務支援システムの運用 スクール・サポート・スタッフの配置拡充 学校運営サポーターなどボランティアの活用	教育委員会
171 望ましい学校規模の確保	児童生徒にとって、よりよい教育環境を整えるため、小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 5 学級以下）及び過大規模校（小・中学校ともに 31 学級以上）について、統合等により望ましい学校規模を確保	「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」の策定 上志段味（しだみ）小学校の整備 ▸設計	ナゴヤ子どもいきいき学校づくりの推進 上志段味（しだみ）小学校の整備 ▸開校（令和 3 年度）	教育委員会
172 学校施設の計画的な改修	安心・安全で良好な教育環境を整備するとともに、校舎等の長寿命化をはかるため、リニューアル改修や保全改修等を計画的に実施	学校のリニューアル改修 学校の保全改修 運動場改修 プール改修	学校のリニューアル改修 学校の保全改修 運動場改修 プール改修	教育委員会
173 学校施設の空調設備更新	安心・安全で快適な教育環境を確保するとともに、省エネルギー化による CO_2 排出量の削減をはかるため、公害対策関係校の空調設備更新を実施	実施 ▸公害対策関係校 15 校（園）	実施	教育委員会

174 学校施設と公的施設等との複合化	良好で質の高い学びを実現する環境の整備とともに、市全体の公有財産として有効活用をはかるため、老朽化した他の公的施設との複合化を検討	モデル事業の検討	モデル事業の推進	教育委員会はじめ関係局

❹ 魅力ある市立高等学校づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
175 市立高等学校における学びのあり方改革	教育内容の量的拡大から質的充実へのシフトを基本とした「学びのあり方」の改革を進めるため、緑高校をパイロット校（教育実践推進校）※に指定し、先進的な取り組みを実施するとともに、その成果を市立高校全体に展開	パイロット校における取り組みの実施 ▸パイロット校構想の策定のためのプロジェクトチームの設置	パイロット校における取り組みの実施 ▸図書館等の施設の拡充 ▸ICT 機器等の充実	教育委員会
176 市立高等学校における産業界・大学・地域との連携	生徒の学びの質を高め、社会に貢献できるグローバル人材やものづくり人材を育成するため、市立高校と、市立大学をはじめとする大学や企業等と連携した取り組みを推進	専門学科高校における産業界等との連携 ▸デュアルシステム※の実施 普通科高校における大学との連携 ▸大学まるごと研究室体験	専門学科高校における産業界等との連携 ▸デュアルシステムの実施 普通科高校における大学との連携による専門性の高い教育の充実	教育委員会
177 市立高等学校における理数教育の充実	独創性と創造性にあふれた国際性豊かな科学技術系人材の育成のため、市立高校における理数教育推進校である向陽高校国際科学科を拠点として、市立大学や企業との連携による実習・講座を実施するなど、特色ある理数教育を推進	特色ある理数教育の推進 ▸英語をツールとした理数教育の実施 ▸大学・企業と連携した理数教育の実施 向陽高校の SSH※指定（平成 27 年度～令和元年度） 向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有	特色ある理数教育の推進 ▸英語をツールとした理数教育の実施 ▸大学・企業と連携した理数教育の実施 向陽高校の SSH 再指定（令和 2 年度） 向陽高校での取り組みや成果を市立高校全体で共有	教育委員会

※**パイロット校（教育実践推進校）**：新しい学校運営のモデルの開発をするために指定した学校。
デュアルシステム：学校での授業と企業での長期研修とを組み合わせ、より実践的な技能者の育成をはかる仕組み。
SSH：Super Science High Schools の略。将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を文部科学省が 5 年間指定して支援を実施する制度。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
178 市立高校生の海外派遣	グローバルな視野を持つ人材を育成するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上をはかるため、市立高校生の海外派遣を実施	実施 ▸オーストラリア 12人 ▸マレーシア 4人 ▸アメリカ 4人 ▸ドイツ 20人 ▸フランス 6人	拡充	教育委員会

施策 14　子どもの個性を大切にし、幅広い学力と豊かな心、健やかな体を育みます

施策１５　若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

施策の柱

❶ 若者を応援し育むまちづくり

若い世代の豊かな感性から生み出される発想力や行動力を活用するとともに、大学、地域、企業、行政の連携を推進し、学生から選ばれるまちづくりを進めます。

とりわけ、名古屋市立大学においては、広く市民、行政などと連携、協働し、魅力あるまちづくりに寄与していきます。

❷ 若者の社会的自立への支援

若者が自らの意思で社会参加できるような環境づくりを進めます。また、若年無業者※やひきこもりなどの困難を有する若者が就労し、社会的に自立できるよう、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで総合的・包括的な一貫した支援を実施します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
市内における大学・短期大学の学生数	104,772 人	107,800 人	107,800 人
社会的自立に向け支援を受けた子ども・若者のうち、支援を通して状況に改善が見られた者の割合	66.7%	70%	75%

関連する個別計画

◆学生タウンなごや推進ビジョン　◆公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標
◆なごや子ども・子育てわくわくプラン2015

※**若年無業者**：15～34 歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者。いわゆるニート。

現状と課題

❶ **（現状）** 平成 30（2018）年における大学及び短期大学の学生数は 104,772 人と指定都市中第 2 位となっています。大学及び短期大学は 23 校、専修学校は 120 校あり、全国でも大学・学生の多い都市となっています。今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、若年層の減少が懸念されます。

名古屋市立大学は、医・薬・経済・人文社会・芸術工学・看護及び総合生命理学の 7 学部を有する総合大学であり、優れた人材の育成、市民の健康福祉への寄与、先端的研究の世界への発信などを行っています。

【課題】 学生から選ばれるまちとなるため、若者が自由な発想で、自主的に地域や企業、行政などと連携して地域イベントの企画やさまざまなボランティア活動などに参加できるよう支援することが必要です。

名古屋市立大学は、総合大学としての特性を活かして、広く市民及び地域との連携を強化し、教育研究成果を還元することを通じて、地域や行政の課題解決に寄与することが求められています。

◇ 大学及び短期大学の学生数と大学及び短期大学数（指定都市比較）

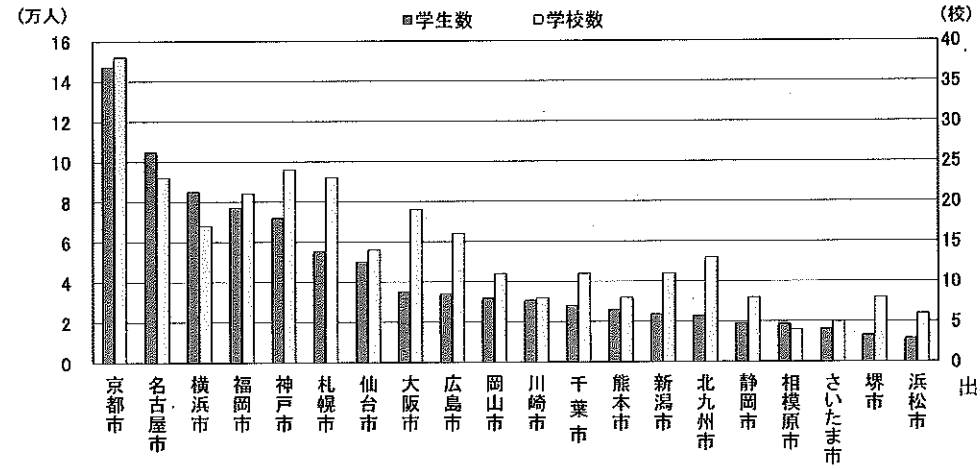

出典：文部科学省「学校基本調査」（平成 30 年度）

❷ **（現状）** 日本全体の若年無業者の数は、平成 14（2002）年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年には約 53 万人となっていますが、35 歳～39 歳も含めると約 71 万人となり、若者が働けない、働かないまま年齢を重ねている状況です。

【課題】 若者が社会的自立を果たせていない状況が生じたり、その状況が長期化したりすることがないよう、早期対応や支援などの取り組みを進める必要があります。

◇ 若年無業者数の推移（全国）

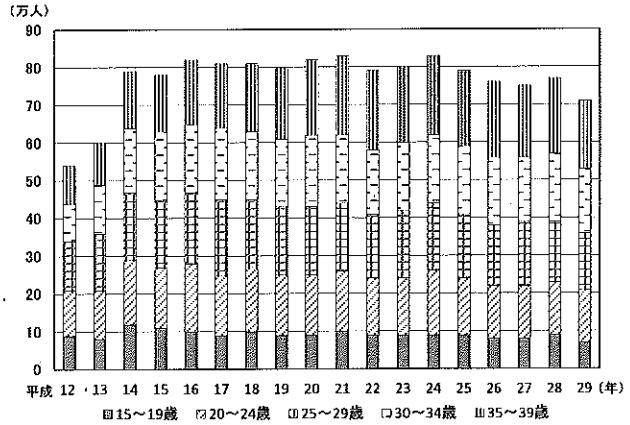

出典：総務省「労働力調査」

施策を推進する事業

❶ 若者を応援し育むまちづくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
179 学生タウンなごや等の推進	学生から選ばれるまちづくりを進めるため、学生の自発的な活動の支援を行い学生がいきいきと活動するまちとするとともに、学生にとって魅力あるまちのブランドイメージを創出するなど、大学、地域、企業、行政の連携・協働による取り組みを推進	実施 ▸学生タウンなごや推進会議の開催回数　２回 ▸学生共同活動拠点「N-base」の運営 ▸学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営	実施 ▸学生タウンなごや推進会議の開催回数　２回 ▸学生共同活動拠点「N-base」の運営 ▸学生タウンなごやポータルサイト「N-chan」の運営	総務局
180 市立大学における地域と連携･協働した社会貢献活動の推進	若者を含む市民にとって豊かで魅力ある地域社会づくりに寄与するため、健康・福祉の向上やまちづくり、子どもの育成支援など、総合大学としての特性を活かして、地域と連携・協働した社会貢献活動を推進	実施	実施	総務局
181 市立大学における都市特有の諸課題の解決に向けた調査・研究・分析	若い世代が活躍できる都市をめざし、地域のまちづくり、子育て支援や医療・福祉、産業、観光など、都市政策に関する多種多様な課題に資するため、都市政策研究センター等での都市特有の諸課題の解決に向けた調査、研究、分析を行うほか、諸課題に対応できる人材を育成	実施 ▸都市政策研究センターの設置 ▸人間文化研究科・経済学研究科が連携した大学院コースの設置準備	実施 ▸都市政策研究センターの運営 ▸人間文化研究科・経済学研究科が連携した大学院コースの設置 （令和２年度）	総務局

❷ 若者の社会的自立への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
182 ナゴヤ型若者の就労支援	困難を有する若者の社会的自立を支援するため、若者一人ひとりに対して相談から就職、職業定着まで新たに総合的・包括的な一貫した支援を実施	子ども・若者総合相談センターの運営 若者自立支援事業の実施	子ども・若者総合相談センターの体制強化 ▸伴走型支援体制の構築 ▸ブランチ窓口の設置 新たな就労支援事業の実施 若者自立支援ステップアップ事業の実施 若者自立支援ジャンプアップ事業の実施	子ども青少年局
183 子ども・若者の自立支援	若年無業者、ひきこもりなど、社会生活を送る上でさまざまな困難を有する若者の自立を支援するため、官民相互のネットワークによる総合的な支援を推進	子ども・若者支援地域協議会の開催	子ども・若者支援地域協議会の開催	子ども青少年局
184 青少年の社会参画推進	社会性、主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成をはかるため、青少年交流プラザなどで、青少年が社会活動に参画したり、意見を発表したりする活動への支援を実施するとともに、子ども自身が企画・運営に参画し、子どもが疑似的なまちでさまざまな社会体験をする子どものまち事業を実施	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加活動等の推進 ▸参加者数　3,889人（平成29年度） 子どものまち事業の普及啓発	青少年交流プラザにおける青少年の社会参加活動等の推進 子どものまち事業の普及啓発	子ども青少年局

施策１６　災害に強い都市基盤の整備を進めます

施策の柱

❶　地震に強い都市基盤の整備

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、市設建築物や橋りょう、地下鉄構造物、上下水道施設、河川堤防などの都市基盤施設の耐震化に取り組みます。特に、緊急輸送道路※においては、橋りょうの耐震化や電線類の地中化を推進し、災害時の機能確保を進めます。

❷　大雨に強い都市基盤の整備

河川・下水道等の整備を推進することで、全市域を対象に1時間63mmの降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1時間約100mmの降雨に対しても床上浸水をおおむね解消し、市民の生命財産を守るとともに都市機能の確保をめざします。また、雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川や下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制※の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを進めます。

❸　臨海部の防災機能の強化

防潮壁、防潮水門及び耐震岸壁の整備・機能強化を促進し、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震と、それに伴う津波に備えます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	51.8%	55%	65%
緊急輸送道路等にかかる橋りょうの耐震化率	66.1%	75%	89%
緊急雨水整備事業の整備率	91.8%	96%	100%

関連する個別計画

◆地域防災計画　◆災害対策実施計画　◆地域強靱化計画　◆震災に強いまちづくり方針
◆建築物耐震改修促進計画　◆無電柱化推進計画　◆総合排水計画　◆河川整備計画
◆緊急雨水整備事業　◆第3期教育振興基本計画　◆市営交通事業経営計画2023

※**緊急輸送道路**：災害の発生により道路が被害を受けた場合、緊急通行車両の移動の確保及び人・物資輸送を円滑に行うため、緊急に応急復旧を要する道路。
雨水流出抑制：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川・下水道への雨水流出量を抑制すること。

現状と課題

❶ **（現状）** 平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災、平成 28（2016）年 4 月の熊本地震、平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部の地震、9 月の北海道胆振東部地震など、大規模地震とそれに伴う津波等により、全国各地で多大な被害が生じています。

また、南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後 30 年以内に 70～80%と切迫度を増しており、本市では発生時に最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。

【課題】 大規模地震発生時の被害を抑えるため、行政による一層の都市基盤施設の耐震化が求められています。

◇ **河川堤防の耐震対策（山崎川）**

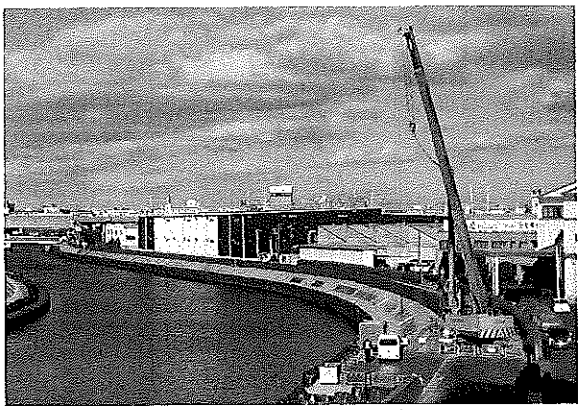

❷ **（現状）** 全国的に大雨が増加傾向にあり、平成 30（2018）年 7 月豪雨（西日本豪雨）など、これまでに経験したことのないような大雨により、各地で甚大な被害が発生しています。市内でも、1 時間 50mm を超える豪雨が増加しており、雨の降り方が激甚化しています。

本市では、これまで 1 時間 50mm の降雨に対応した河川・下水道などの施設整備をおおむね完了しています。また、平成 12（2000）年 9 月の東海豪雨などで著しい浸水被害が集中した地域などを対象に、原則 1 時間 60mm の降雨に対応する施設整備を実施しており、これにより、名古屋地方気象台における過去最高の 1 時間降雨量 97mm の降雨に対して床上浸水のおおむね解消をめざしています。

◇ **名古屋中央雨水調整池の整備**



【課題】 大雨による洪水・内水氾濫による被害を防止・軽減するため、平成 30（2018）年度に見直しを行った「総合排水計画」に基づき、河川・下水道等が連携した施設整備を推進することで治水機能を最大限発揮するとともに、雨水流出抑制を着実に推進していく必要があります。

❸ **（現状）** 名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えています。本市では、防潮壁の改良、耐震強化岸壁の整備・機能強化など、名古屋港の防災機能の強化を促進しています。

【課題】 地震・津波などの大規模災害から背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るため、引き続き防災施設の一層の機能強化が求められています。

施策を推進する事業

❶ 地震に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
185 市有建築物の天井等落下防止対策	地震発生時に施設利用者の安全を確保するため、名古屋市建築物耐震改修促進計画に基づき、対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策を実施	実施	実施	観光文化交流局 教育委員会はじめ関係局
186 住宅市街地総合整備事業の推進	居住環境の改善及び防災性の向上などをはかるため、土地区画整理事業との合併施行により、公園等の公共施設の整備を実施	大曽根北地区はじめ2地区の整備 ▸老朽住宅買収除却 ▸公園整備	大曽根北地区はじめ2地区の整備 ▸完了　2地区	住宅都市局
187 大規模盛土造成地の変動予測調査	大規模盛土造成地を対象とし、大地震発生時の滑動崩落のおそれがあるかどうかの調査を実施	調査準備	試験調査の実施 本格調査に向けた検討	住宅都市局
188 橋りょうの耐震化	災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施	耐震補強 ▸事業中 8橋 耐震改築 ▸事業中 1橋	耐震補強 ▸完了 10橋（5か年） 耐震改築 ▸完了 1橋（5か年）	緑政土木局
189 河川・排水施設の耐震化	南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波に備えるため、河川堤防や排水施設の耐震対策を実施	山崎川堤防の耐震化延長 4,500m（累計） 排水施設の耐震化 ▸ポンプ所 1か所（累計） ▸排水路 182基（累計）	山崎川堤防の耐震化延長 9,200m（累計） 排水施設の耐震化 ▸ポンプ所 7か所（累計） ▸排水路 検討・実施 大江川の地震・津波対策	緑政土木局

190 電線類の地中化	災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成のため、電線共同溝をはじめとした多様な整備手法による電線類の地中化を実施	事業中 ▸名古屋環状線 ▸新出来町線 ▸東志賀町線	事業中 ▸名古屋環状線 事業完了 ▸新出来町線 ▸東志賀町線	緑政 土木局
191 歩道橋の耐震化	地震時の落橋を防止するため、熊本地震により落橋した橋脚と同様の構造を持つ高蔵跨線橋（こせんきょう）の耐震補強を実施	設計	工事完了	緑政 土木局
192 街区の世界座標化の推進	地震発生時の液状化現象等により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施	実施 市域の43.6%（累計）	実施 市域の50%程度（累計）	緑政 土木局
193 水道基幹施設の更新及び耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、取水場や浄水場などの基幹施設の更新にあわせて耐震化を計画的に実施	犬山系導水路A管の更新 ▸整備中 東山配水場第3・4号配水池の更新 ▸整備中 鳴海配水場配水池の整備 ▸整備中	犬山系導水路A管の更新 ▸整備完了 東山配水場第3・4号配水池の更新 ▸整備完了 鳴海配水場配水池の整備 ▸整備中 朝日系導水路B管の更新 ▸整備中 西部幹線などの整備 ▸整備中	上下 水道局
194 水道基幹施設の停電対策	取水場や浄水場などの基幹施設において長時間停電時にも配水が継続可能となるように、非常用発電設備の機能強化を実施	非常用発電設備の整備 ▸整備中　2か所	非常用発電設備の整備 ▸整備完了　7か所	上下 水道局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
195 配水管の更新及び耐震化	地震発生時においても水道水の供給を確保するため、配水管の新設・更新にあわせて全給水区域で耐震化を推進するとともに、災害時の給水優先度が高い施設へ至る配水管について、優先的に耐震化を実施	配水管の整備 102 ㎞ 指定避難所へ至る配水管の耐震化を実施 ▸整備中 指定避難所	配水管の整備 510km（5 か年） 優先度の高い施設へ至る配水管の耐震化 ▸整備完了 指定避難所 地域防災活動拠点 災害協力病院 緊急物資集配拠点	上下水道局
196 下水道基幹施設の改築及び耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、水処理センターやポンプ所などの基幹施設の改築にあわせて耐震化を計画的に実施	露橋水処理センターの改築完了 空見スラッジリサイクルセンター第２期施設の整備 ▸下水汚泥固形燃料化施設 整備中	空見スラッジリサイクルセンター第２期施設の整備 ▸下水汚泥固形燃料化施設 整備完了 ▸焼却施設 整備中	上下水道局
197 下水管の改築及び耐震化	地震発生時においても下水道機能を確保するため、老朽化が進む下水管の改築にあわせて耐震化を推進するとともに、指定避難所等と水処理センターを結ぶなど重要な下水管の耐震化を優先して実施	下水管の改築 45km 重要な下水管の耐震化の実施	下水管の改築 225km（5 か年） 重要な下水管の耐震化の実施	上下水道局
198 地下鉄構造物の耐震化	東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、早期復旧をはかることができるようにするため、地下鉄構造物の耐震補強工事を実施	耐震補強工事の実施 32 駅（累計） 25 区間（累計）	耐震補強工事の実施	交通局

❷ 大雨に強い都市基盤の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
199 河川の整備	浸水被害の軽減をはかるため、早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などの河川改修を推進するとともに、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえて、堤防強化等の緊急対策を実施	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 40.0%	堀川の整備率（63 mm/h 降雨対応率） 48.0% 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた堤防強化等の緊急対策の実施 4 河川（5 か年）	緑政 土木局
200 ため池の改良	平成 30 年 7 月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対して、ため池堤体の決壊を防ぐため、安全性を評価し、必要に応じて改良を実施	緊急点検 既存資料による洪水吐の能力確認	能力調査 ため池の改良	緑政 土木局
201 土地改良区の排水機場等の長寿命化	浸水被害の軽減のため、老朽化した土地改良区の排水機場の機能診断の実施、機能保全計画の作成、それに基づく改修事業に応分の補助を行い、施設の長寿命化を支援	改修工事 ▸事業着手　1 か所 ▸事業完了　3 か所	改修工事 ▸事業完了 1 か所（5 か年）	緑政 土木局
202 下水道による浸水対策事業	1 時間 63 ㎜の降雨に対して浸水被害をおおむね解消するとともに、1 時間約 100 ㎜の降雨に対しても床上浸水をおおむね解消することをめざし、下水道の整備を推進	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備 ▸整備完了　2 か所 ▸整備中　3 か所 広川ポンプ所の整備 ▸整備中 下水道施設による浸水対策の実施	名古屋中央雨水調整池などの雨水調整池の整備 ▸整備完了　2 か所 ▸整備中　2 か所 広川ポンプ所の整備 ▸整備中 名駅前ポンプ所の整備 ▸整備中 下水道施設による浸水対策の実施	上下水道局
203 雨水流出抑制の推進	雨水を一時的に貯留または浸透させることで河川・下水道等への負担を軽減させるため、公共施設において雨水流出抑制の推進をはかるとともに、市民や事業者に対する雨水流出抑制の普及・啓発につとめるなど、治水安全度を高める取り組みを推進	公共施設への貯留・浸透施設の設置の推進 民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進	公共施設への貯留・浸透施設の設置の推進 民間施設への貯留・浸透施設の普及・啓発の推進	上下水道局 はじめ関係局

❸ 臨海部の防災機能の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
204 名古屋港の防災機能強化	地震・津波に備えるため、国や名古屋港管理組合が実施する防潮壁、堀川口防潮水門、耐震強化岸壁の整備・機能強化を促進	防潮壁の液状化対策 ▸事業中 耐震強化岸壁の機能強化 ▸事業中 堀川口防潮水門の耐震対策 ▸事業中 中川口通船門の耐震対策 ▸事業完了	防潮壁の液状化対策 ▸事業中 耐震強化岸壁の機能強化 ▸事業完了 堀川口防潮水門の耐震対策 ▸事業完了	住宅 都市局

施策１７　防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します

施策の柱

❶　地域防災力の向上

家庭及び地域における防災対策の啓発や、中小企業の事業継続計画の策定支援、学校における防災教育を実施するとともに、地域特性に応じたきめ細かな防災活動への支援などを推進することで、地域防災力を高めます。

また、民間ブロック塀の撤去等に対する支援や、木造住宅が密集している地域における避難路の確保、延焼の拡大防止に向けた取り組みを進めるとともに、民間建築物の耐震化に対する支援などの減災対策を実施します。

❷　災害対応体制の強化

大規模災害時に継続して業務を実施できるよう、職員の災害対応体制の強化や、防災拠点及び災害拠点病院としての市立病院・市立大学病院の機能強化などに取り組むとともに、同時多発的に発生する火災などへの対応のため、消防隊や消防団の機能強化などに取り組み、災害対応力を高めます。また、帰宅困難者を一時的に受け入れる退避施設の確保や、帰宅困難者用物資の備蓄など、企業と連携した帰宅困難者対策を推進します。

❸　避難対策・避難生活支援の推進

市民に適切な避難行動を促すための情報収集・伝達手段の充実などをはかるとともに、指定避難所においては、必要となる物資の備蓄や災害用トイレの充実などを進め、良好な生活環境の確保をめざします。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
家庭内において災害に対する備えをしている市民の割合	59.1%	100%	100%
地区防災カルテを活用した防災活動に取り組んでいる学区の割合	13.9%	100%	100%
民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	4,791 戸	6,641 戸	6,641 戸以上

関連する個別計画

◆地域防災計画　◆災害対策実施計画　◆地域強靭化計画　◆業務継続計画（震災編）
◆震災に強いまちづくり方針　◆建築物耐震改修促進計画　◆なごや集約連携型まちづくりプラン
◆名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画　◆第3期教育振興基本計画　◆総合排水計画

現状と課題

❶ **（現状）** 家庭内の家具転倒防止対策や食糧の備蓄、自主防災組織単位での訓練などの防災対策の実施率が伸び悩んでおり、家庭や地域における防災の取り組みの停滞が懸念されています。

◇ **自主防災組織図上訓練の様子**



平成 30（2018）年 6 月の大阪府北部の地震においては、ブロック塀の崩落により 2 名の死者が発生しています。また、木造住宅が密集している地域において、災害発生時に被害の拡大が懸念されています。平成 27（2015）年度時点の民間住宅の耐震化率は約 89%ですが、令和 2（2020）年度までに 95%まで引き上げる目標を掲げています。

【課題】 家庭における防災対策を促進することで自助力を高めるとともに、地域特性に応じた共助の取り組みを促進し、地域防災力を向上させることが必要です。

また、法令の基準に合わないブロック塀の対策や、木造住宅が密集している地域の減災対策を進めるとともに、引き続き民間住宅等の耐震化を支援することが必要です。

❷ **（現状）** 大規模災害発生時には、市役所、区役所・支所及び土木事務所などの防災拠点が早急かつ円滑に対応していくことが求められます。また、同時多発的な火災の発生や建物の倒壊などにより、消火や救助要請の急増が予想されます。

◇ **帰宅困難者を想定した防災訓練の様子**

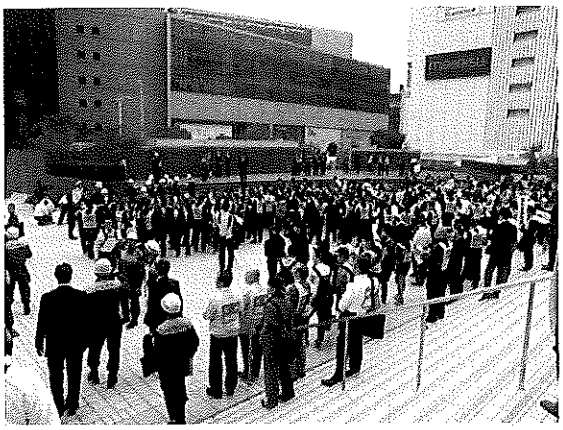

名古屋駅周辺ではリニア開業を控え大規模開発が進んでおり、発生が想定される帰宅困難者数は、現在約 8.5 万人と推計されています。

【課題】 大規模災害発生時に初動期からの継続した災害対応を実施し、被害を軽減させるため、防災拠点の機能強化や職員の災害対応体制の強化、消防力の充実強化などを平時からはかる必要があります。また、帰宅困難者対策など、市民や企業と連携した防災・減災対策を継続して推進する必要があります。

❸ **（現状）** 気象庁は、南海トラフ沿いに異常な現象が観測された場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとしています。また、近年の各地の災害において、指定避難所における環境面や運営面での問題が浮き彫りとなっています。

【課題】 情報収集・伝達手段の充実をはかるとともに、指定避難所における避難者の避難生活の質の向上をはかる必要があります。

施策を推進する事業

❶ 地域防災力の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
205 地区防災カルテを活用した防災活動の推進	地域の災害リスクや防災活動の実施状況等を整理した地区防災カルテを活用し、地域住民とともに地域特性を考慮した防災活動に取り組むため、地域との話し合いの上、今後取り組むべき防災活動（地域避難行動計画、指定避難所開設・運営訓練、自主防災訓練等）を検討し、推進	カルテを活用した防災活動の実施 3区	カルテを活用した防災活動の実施 16区	防災危機管理局 消防局
206 地域防災マネジメント事業の推進	家庭及び自主防災組織の防災力を詳細に捉え、計画的・継続的にその防災対策の進捗を把握し、家庭及び自主防災組織の状況に応じた防災力の向上をはかるための具体的な提案・支援を実施	家庭及び自主防災組織の防災力の把握に向けた手法の検討 家庭における防災対策の推進 ▸家庭における防災対策の効果的な啓発手法の検討 ▸家具の固定ができるボランティアの養成・派遣 自主防災組織の育成 ▸自主防災組織の活動支援 ▸木造住宅密集地域における初期消火資器材の導入	家庭及び自主防災組織の防災力の計画的・継続的な把握と支援 家庭の防災力に応じた防災対策の推進 ▸戸別訪問による防災用品を活用した意識啓発の実施 ▸家具の固定ができるボランティアの養成・派遣 自主防災組織の育成 ▸自主防災組織の防災力に応じた活動支援 ▸木造住宅密集地域における初期消火体制の整備	消防局
207 防災安心まちづくり事業の推進	小学校区単位で組織された防災安心まちづくり委員会を中心とした住民参画型の防火防災活動の展開や、地域と事業所との覚書の締結などの支援協力体制づくりを推進	協働による防火防災事業の実施 地域と事業所との支援協力体制づくりの推進	協働による防火防災事業の実施 地域と事業所との支援協力体制づくりの推進	消防局

208 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援	施設利用者の安全な避難のため、想定しうる最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等に対し、避難確保計画等の作成支援を実施するとともに、民間介護施設や障害者支援施設等における医療的配慮の必要な入所者などの安全確保をはかるため、停電時においても事業の継続を可能とする非常用自家発電設備の設置を促進	実施	実施	防災危機管理局 健康福祉局
209 防災意識向上に向けた啓発	市民の防災意識向上をはかり、災害に対する備えを促進するため、総合防災訓練や港防災センターにおける展示等により防災知識の普及啓発を実施するとともに、伊勢湾台風60 年事業など歴史的災害の教訓の伝承等を実施	港防災センター ▸運営 総合防災訓練の実施	港防災センター ▸運営 ▸展示更新 （令和元年度） 総合防災訓練の実施 伊勢湾台風 60 年事業の実施 （令和元年度） 防災推進国民大会 2019 関連事業の実施（令和元年度）	防災危機管理局
210 学校における防災教育	児童生徒の防災に対する意識を高めるため、なごやっ子防災ノートを活用した家庭とも連携した防災教育や、より実践的な防災訓練を実施するとともに、防災教育の充実をはかるための教職員向けの講習会を実施	なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 実践的な防災訓練の実施 防災教育講習会の実施	なごやっ子防災ノートを活用した防災教育の実施 なごやっ子防災ノートを通した家庭への防災意識の啓発 実践的な防災訓練の実施 防災教育講習会の実施 防災用ヘルメットの配備 ▸小学校・特別支援学校小学部	教育委員会

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
211 水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成	想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、ハザードマップの見直し・作成を実施	検討	作成・配布	防災危機管理局 緑政土木局 上下水道局
212 中小企業の事業継続計画の策定支援	中小企業の事業継続計画の策定を支援するため、事業継続計画に関する普及啓発やセミナー等を実施	実施 ▸普及啓発 ▸セミナーの開催	実施 ▸普及啓発 ▸セミナーの開催	市民経済局
213 民間ブロック塀等の撤去等促進	地震発生時における民間ブロック塀等の倒壊による被害や避難時の通行の妨げとなることを防止するため、撤去等の対策を促進	促進	促進	健康福祉局 子ども青少年局 住宅都市局
214 木造住宅密集地域の減災対策	木造住宅が密集している地区の防災性向上のため、老朽木造住宅除却助成、生活こみち整備促進事業等の助成を組み合わせて実施	老朽木造住宅除却助成 ▸助成 21 件 生活こみち整備促進事業 ▸助成　4 件	老朽木造住宅除却助成 ▸助成 150 件（5 か年） 生活こみち整備促進事業 ▸助成　3 件	住宅都市局
215 感震ブレーカーの設置促進	地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進	感震ブレーカー設置 ▸助成 70 件	感震ブレーカー設置 ▸助成 2,900 件（5 か年）	防災危機管理局

216 民間建築物の耐震化	民間住宅等の耐震化を促進するため、旧耐震基準の住宅の無料耐震診断や耐震改修助成等を実施するとともに、多数の者が利用する建築物等の耐震診断助成等を実施	民間住宅 ▸耐震診断 木造 27,513件（累計） 非木造 10,408戸（累計） ▸耐震改修 4,791戸（累計） 多数の者が利用する建築物 ▸耐震診断 87件（累計） 要緊急安全確認大規模建築物 ▸耐震改修 6件（累計） 要安全確認計画記載建築物 ▸耐震改修 10件（累計）	民間住宅 ▸耐震診断 木造 33,513件（累計） 非木造 13,908戸（累計） ▸耐震改修 6,641戸（累計） 多数の者が利用する建築物 ▸耐震診断 162件（累計） ▸耐震改修 4件（累計） 要緊急安全確認大規模建築物 ▸耐震改修 11件（累計） 要安全確認計画記載建築物 ▸耐震改修 45件（累計）	住宅 都市局
217 地下街の防災対策の推進	大規模地震時に地下街利用者の安全確保をはかるため、地下街管理会社等に対し、地下街防災推進計画に定める耐震改修、施設整備等への助成を実施	防災対策に着手した地下街数 5地下街（累計）	防災対策に着手した地下街数 7地下街（累計）	住宅 都市局

❷　災害対応体制の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
218 災害対策本部の機能強化	南海トラフ地震等の大規模災害発生時に円滑かつ強力に対応するため、必要な規模と機能を備えた災害対策本部を構築	災害対策本部移設工事の設計 運営体制の検討	災害対策本部の移設工事完了 （令和2年度） 運営体制の充実	防災危機管理局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
219 非常用電源設備の機能強化	災害時に地域防災活動拠点となる区役所・支所、消防署が、停電時においても災害対応活動を継続できるよう、非常用電源設備の機能強化を実施	区役所 ▸整備 14区（累計） 支所 ▸検討 消防署 ▸設計 1か所 ▸工事完了 2か所	区役所 ▸整備 15区（累計） 支所 ▸調査結果を踏まえ整備 消防署 ▸設計 1か所（5か年） ▸工事完了 2か所（5か年）	市民経済局 消防局
220 土木事務所の防災体制の維持・強化	頻繁に発生する台風、ゲリラ豪雨や、発生が危ぶまれる南海トラフ巨大地震等の災害へ対応するため、道路や河川等の応急復旧を行う地域防災活動拠点である土木事務所において、関係機関等と防災訓練を実施するとともに、得た課題を踏まえてマニュアル等の見直しを実施	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けたマニュアル等の見直し	防災訓練の実施 防災体制の維持・強化に向けた課題の抽出及び対応	緑政土木局
221 震災時の消防・救助体制の充実	震災時に発生が予想される同時多発火災などに的確に対応するため、消防隊・消防団の機能強化、消防水利・資機材の整備を進めるとともに、建物倒壊など困難な状況下で迅速に人命救助を行うための活動技術の研究・検証を実施	無限消防水利の確保に向けた基礎調査 消防隊と消防団による連携訓練の実施 可搬式ポンプの整備 18台	無限消防水利の確保 大規模震災時における消防隊・消防団の活動能力の向上 可搬式ポンプの整備	消防局
222 災害拠点病院としての市立大学病院の機能強化	大規模災害等の発生時に多くの被災患者に対して適切な災害医療活動を行うための、災害医療施設等の機能強化	救急・災害医療のあり方に関する調査 災害派遣医療チーム（DMAT※）の配置	救急・災害医療施設の整備推進 災害派遣医療チーム（DMAT）の増強	総務局
223 災害拠点病院としての市立病院の医療機能の充実	災害時における重症患者の適切な医療を確保するため、災害拠点病院として東部医療センター及び西部医療センターに災害派遣医療チーム（DMAT）を配置するとともに、災害対応備品及び非常用電源設備を維持・更新するなど医療機能を充実	災害派遣医療チーム（DMAT）の配置 災害対応備品及び非常用電源設備の維持・更新	災害派遣医療チーム（DMAT）の増強 災害対応備品及び非常用電源設備の維持・更新	病院局

224 あいち・なごや強靱化共創センターとの連携事業	企業・県民・行政の強靱化を支援するため、産学官が連携し、大規模災害発生時においても中部圏の社会経済活動を維持し、強靱化を推進する上での課題解決に向けた調査・研究及び防災人材の育成等の事業を実施	実施	実施	防災危機管理局
225 国及び自治体間の相互連携の推進	広域的な大災害に備えるため、合同図上訓練や河川洪水を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、国、愛知県、近隣市町村等との連携を推進	訓練の実施 連携の推進	訓練の実施 連携の推進	防災危機管理局
226 被災地域への支援	東日本大震災の被災地の復興のため、陸前高田市等に職員派遣等の支援を行うとともに、防災意識の高揚をはかるため、被災地の現状や被災の教訓を伝える報告会等や陸前高田市との友好都市協定に基づく交流を実施	被災地への職員派遣 ▸陸前高田市　12名 ▸気仙沼市　1名 報告会等の開催 陸前高田市への産業支援、医療支援、交流支援（催事等における郷土芸能の相互披露など）の実施	復興状況などを踏まえて実施	防災危機管理局
227 防災まちづくりの推進	災害リスクの状況に応じた土地利用の誘導をはかるため地震災害危険度評価図情報の公開や、なごや集約連携型まちづくりプランに基づく誘導区域外の届出制度の活用により、災害リスクの周知等を実施	実施	実施	住宅都市局
228 都市再生安全確保計画等の作成・運用	大規模地震時の名古屋駅をはじめとする主要な交通結節点周辺における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続をはかるため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を実施	名古屋駅周辺地区 ▸「第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」の作成 金山駅周辺地区 ▸エリア防災計画の検討 その他地区 ▸対策の検討	名古屋駅周辺地区 ▸都市再生安全確保計画の推進 金山駅周辺地区 ▸エリア防災計画の検討・運用 その他地区 ▸対策の検討	防災危機管理局 住宅都市局

※**DMAT**：Disaster Medical Assistance Team の略。大規模災害や多数の傷病者が発生した事故などの現場に向かい、災害急性期（約48時間以内）に活動する、専門的な訓練を受けた医療チーム。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
229 帰宅困難者対策の推進	大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を実施	普及啓発の実施 備蓄物資の分散配付 ▸名古屋駅周辺地区	普及啓発の実施 備蓄物資の分散配付 ▸金山駅周辺地区	防災危機管理局
230 名古屋駅周辺地区の危機管理体制の強化に向けた検討	リニア中央新幹線の開業を控え名古屋駅周辺地区における開発が進展する中で、帰宅困難者への対応など、大規模地震等発生時における、同地域の危機管理体制の充実強化について検討	検討	検討	防災危機管理局 消防局 はじめ関係局

❸　避難対策・避難生活支援の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
231 災害時の情報収集･伝達手段の充実	災害発生時に迅速に被害状況等の情報を収集するとともに、適切な避難行動等を促進するため、避難勧告や大津波警報などの緊急情報を伝達	情報伝達手段の充実 ▸同報無線 ▸緊急速報メール ▸ウェブサイト ▸SNS※　等 情報収集手段の充実 ▸デジタル移動無線 ▸災害対策支援ネットワーク　等	情報伝達手段の充実 ▸同報無線 ▸緊急速報メール ▸ウェブサイト ▸SNS　等 情報収集手段の充実 ▸デジタル移動無線 ▸市町村防災支援システム ▸水位情報周知システムの構築・運用等	防災危機管理局 上下水道局
232 道路･河川等の防災情報の収集・提供	市民や企業等の的確な避難行動を促進するため、道路・河川等監視情報システムにより、台風や大雨時の道路や河川などにおける危険か所の状況把握を行うとともに、市民への提供を実施	実施 ▸危険か所の画像取得 ▸市民への画像提供	実施 ▸危険か所の画像取得 ▸市民への画像提供	緑政土木局
233 市有施設におけるブロック塀等の撤去等	地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生や、道路が塞がることによる避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準不適合及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施	調査・撤去等	撤去等	子ども青少年局 教育委員会 はじめ関係局

※**SNS**：Social Networking Service（Site）の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。

234 指定避難所における良好な生活環境の確保	避難者等に物資を供給するため、避難生活に欠かせない食糧や毛布等の物資の分散備蓄などを進めるとともに、指定避難所の質の向上をめざすため、必要な各種方策について順次検討し、対策を推進	災害救助物資の備蓄 ▸食糧　169万食 ▸毛布　32.7万枚 さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進 円滑な避難所運営の支援	災害救助物資の備蓄 ▸食糧　175万食 ▸毛布　34.3万枚 さまざまな業態の事業者との災害時における物資供給協力に関する協定締結の推進 円滑な避難所運営の支援 避難生活が長期化した場合も見据えた取り組みの推進	防災危機管理局はじめ関係局
235 災害用トイレの充実	災害発生時に要配慮者を含めた避難者が円滑にトイレを使用することができるよう、車いすに対応していない一部の災害用トイレを車いす対応型に更新するとともに、夜間に使用するための照明を配備	実施 ▸車いす対応型トイレの割合　93% ▸照明を配備したトイレの割合 0%	実施 ▸車いす対応型トイレの割合　100% ▸照明を配備したトイレの割合 100%	環境局
236 学校における避難所機能の強化	大規模災害発生時に指定避難所となる市立小・中学校において、避難者が安心してトイレを利用することができるよう、体育館周りや屋外トイレについて洋式化を中心とした改修を進めるとともに、大規模地震発生時に給排水機能を確保するため、学校敷地内の埋設給排水管の耐震性を強化	屋外及び体育館回りに洋式トイレがある割合（平成29年度） ▸小学校　28.2% ▸中学校　28.4% 埋設給排水管の改修	屋外及び体育館回りに洋式トイレがある割合 ▸小学校　100% ▸中学校　100% 埋設給排水管の改修	教育委員会

施策１８　市民の命を守る消防体制の充実強化をはかります

施策の柱

❶　火災予防体制の充実

火災による死傷者の発生を防止するため、高齢者の焼死事故防止をはじめとした住宅の防火対策や、社会福祉施設などの事業所における消防法令違反の是正を推進するなど、火災予防体制の充実をはかります。

❷　消防・救助体制の充実

多様化・複雑化する災害に的確に対応していくため、消防車両や資機材、消防施設の整備を進めるなど消防隊・消防団の充実強化をはかるとともに、指令管制システムを更新するなど総合防災情報システム※の充実に取り組み、消防・救助体制の充実をはかります。

❸　救急救命体制の充実

増加する救急需要に迅速かつ的確に対応していくため、救急隊の増隊や救急需要の増加緩和などの救急活動に遅れを生じさせないための対策や、救急業務の高度化を進めるとともに、市民への応急手当の普及啓発に取り組み、救急救命体制の充実をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
戸別訪問により防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯※の数（累計）	778世帯	15,000世帯	17,000世帯
119 番通報受付から病院収容までの平均時間	31.3分（平成30年）	30分以下（令和5年）	30分以下（令和12年）
心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	60.9%（平成29年度）	60%以上	60%以上

関連する個別計画

◆地域防災計画　◆災害対策実施計画　◆地域強靱化計画

※**総合防災情報システム**：119 番通報の受け付けや消防署への出動指令などを行うための指令管制システム、高所監視カメラや消防ヘリコプターに搭載のテレビカメラなどの映像で災害状況を把握するための画像伝送システムなどで構成される総合システム。
防火対策重点推進世帯：75歳以上の要支援者のみで構成されている世帯。

現状と課題

❶ **（現状）** 市内における建物火災の約 63%を住宅火災が占めており、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合は約 64%（平成 30（2018）年）となっています。また、高齢化の進行に伴い高齢者が利用する社会福祉施設などが増加しており、同種の施設における火災による死者の発生が全国的な問題となっています。

【課題】 住宅火災の被害を抑制するための効果的な対策を進めるとともに、高齢者世帯や高齢者利用施設に対する防火対策を重点的に推進する必要があります。

◇ **住宅火災による死者（自殺者を除く）の発生状況の推移**

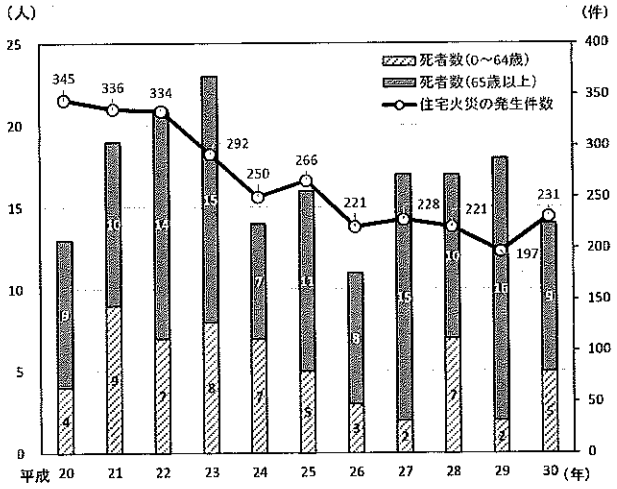

出典：名古屋市作成

❷ **（現状）** 大規模倉庫火災や、市街地の火災における広範囲な延焼拡大など、災害の多様化・複雑化が懸念されています。

【課題】 あらゆる災害に的確に対応していくための取り組みを継続して行っていく必要があります。

❸ **（現状）** 高齢者人口の一層の増加により、今後も救急需要は増加を続け、令和 10（2028）年には年間の救急出動件数が 15 万件を超えると見込まれており、救急車の現場や病院への到着の遅れが懸念されています。

【課題】 増加する救急需要に的確に対応していくための取り組みを進めていく必要があります。また、市民による AED（自動体外式除細動器）の使用など、応急手当の普及を進めていく必要があります。

◇ **救急出動件数の推移と将来の需要予測**

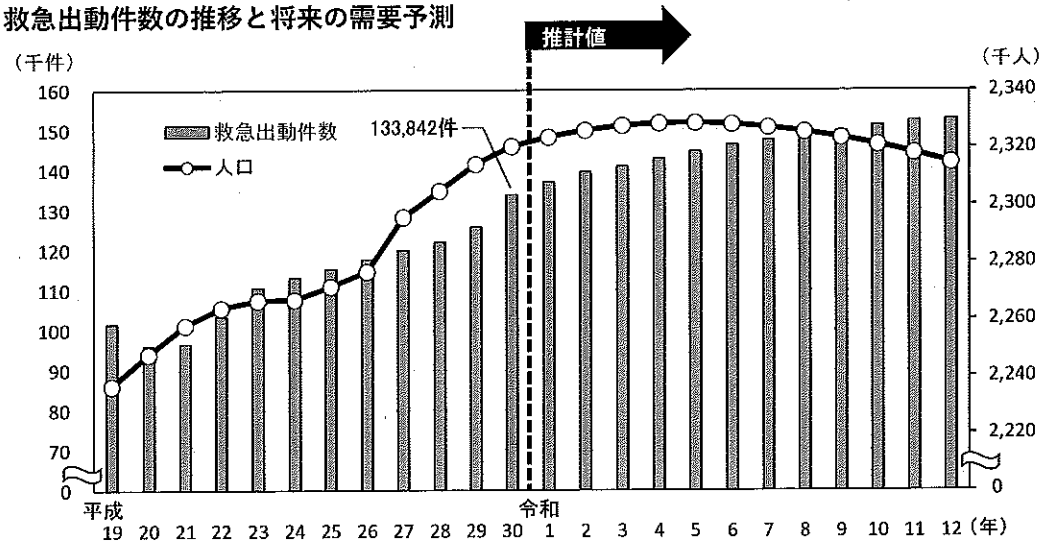

出典：実績値：名古屋市作成　推計値：名古屋市推計

施策を推進する事業

❶ 火災予防体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
237 火災による死者を防止する対策の推進	火災による高齢者の被害を防止するため、関係機関などと連携した住宅防火対策を推進するとともに、社会福祉施設などの防火安全性の向上をはかるための防火指導を実施	高齢者世帯への戸別訪問の実施 ▸防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 778 世帯 社会福祉施設などへの防火指導の実施	高齢者世帯への戸別訪問の実施 ▸防火対策の実施が確認できた防火対策重点推進世帯 15,000 世帯（累計） 社会福祉施設などへの防火指導の実施 火災による死者を防止するための効果的な対策の検討・実施	消防局
238 住宅用火災警報器の普及啓発	住宅火災による被害を低減させるため、企業との連携などによる効果的な住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の普及啓発を実施	実施	実施	消防局
239 事業所などの防火安全性の向上	事業所などの防火安全性を向上させるため、定期的に立入検査を実施するとともに、法令違反の是正指導及び違反処理を実施	実施 ▸立入検査 6,980 事業所	実施	消防局

❷ 消防・救助体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
240 消防車両・資機材等の充実	多様化・複雑化する災害に対応するため、消防車両・資機材の整備・機能強化を実施	消防車両の更新 18 両 消防活動用バイクの導入　2 両	消防車両の更新 消防活動資機材の充実強化	消防局

241 消防団の充実強化	消防力の一翼を担う消防団の充実強化をはかるため、消防団の施設及び装備の充実をはかるとともに、消防団が活動しやすい環境を整えるなど消防団員の入団を促進	消防団施設の機能強化に向けた検討 消防団装備の整備 ▸発電機・投光器 266台 消防団員の入団促進	消防団施設の整備推進 消防団装備の充実 消防団員の入団促進	消防局
242 総合防災情報システムの充実	総合防災情報システムの充実をはかり、安定した運用を維持するため、消防業務の根幹をなす指令管制システムや、災害現場の映像をリアルタイムに送受信する画像伝送システムの更新などを実施	外国人からの通報などにかかる同時通訳事業の実施 聴覚・言語機能障害者のための緊急通報システムの導入 災害情報収集機能の強化 ▸無人航空機（ドローン）の導入 ▸ウェアラブルカメラの導入	外国人からの通報などにかかる同時通訳事業の実施 画像伝送システムの更新完了 指令管制システムの更新 ▸事業中	消防局

❸ 救急救命体制の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
243 救急出動対応の充実	心肺停止など重篤な傷病者への救急救命処置を遅らせないよう、救急隊を増隊するとともに、傷病者を迅速に医療機関へ収容するための救急活動の効率化を実施	救急隊の増隊 42隊（累計） 救急活動の効率化に向けた検討 救急隊運用最適化システムの研究への参加	救急隊の増隊 救急活動の効率化 ▸軽量資器材の導入 ▸ICT※活用の検討 救急隊運用最適化システムの実用化検討	消防局

※**ICT**：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
244 救急需要増加緩和策の推進	救急需要への迅速かつ的確な対応が継続できるよう、救急需要の増加を緩和するための取り組みを推進	救急予防の推進 ▸高齢者への救急事故防止対策の啓発 医療機関などと連携した対策の検討・実施 ▸高齢者福祉施設への啓発 救急受診判断を支援する方策の検討	救急予防の推進 ▸効果的な救急事故防止対策の検討・実施 医療機関などと連携した対策の検討・実施 救急受診判断を支援する方策の検討・実施	消防局
245 応急手当の普及啓発	救急隊が到着するまでの間に市民が応急手当を行うことができるようにするため、AED の活用を含む応急手当の普及を推進	救命講習の実施 ▸救命講習　960 回 ▸救命入門コース　604 回 受講者のニーズにあわせた講習の実施 ▸ウィメンズ講習　12 回	救命講習の実施 受講者のニーズにあわせた講習の実施	消防局
246 救急業務高度化の推進	傷病者への適切な処置を確実に実施するため、救急業務の高度化に対応した救急救命士の養成・研修や資器材の整備を実施	救急救命士の養成　18 名 救急救命処置の範囲の拡大にかかる研修の実施 救急救命士の再教育の実施	救急救命士の養成 救急救命処置の範囲の拡大にかかる資器材の整備及び研修の実施 救急救命士の再教育の実施	消防局

施策１９　犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます

施策の柱

❶ 犯罪のない地域づくり

生活安全市民運動や防犯市民講座などを通じた防犯情報などの提供により、市民の防犯意識の高揚をはかります。また、防犯カメラの設置、防犯灯のLED化による街頭犯罪などを抑止するための環境整備をはじめとする地域防犯活動への支援や、子どもの見守り活動などを通じ、地域の防犯力を向上します。

❷ 交通事故のない地域づくり

年代にあわせた交通安全教室・教育の実施や、交通安全市民運動などの時期にあわせたキャンペーンの実施、高齢者の運転免許自主返納の促進などに取り組むとともに、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づく自転車安全適正利用を促進するほか、交通事故危険か所の重点的な交通安全対策を進めるなど、ソフト・ハードの両面から取り組みを進めます。

❸ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等への支援拠点である総合支援窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害等により生じた不安や問題の相談に応じるほか、二次的被害の防止に向けた広報・啓発を行うなど、「犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等に対する支援を進めます。

❹ 安心・安全な生活環境の確保

客引き行為等の禁止区域の指定及び指導等、空き家の適切な管理等についての情報提供や支援、いわゆるごみ屋敷問題の解決に向けた支援等を進めることにより、市民の安心・安全な生活環境の確保をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
主要罪種※の認知件数	9,262件（平成30年）	7,841件（令和５年）	5,823件（令和12年）
年間交通事故死者数	55人（平成30年）	31人（令和５年）	24人（令和12年）
犯罪被害者等総合支援窓口の認知度	5.4%	17%	33%
特定空家等（周辺に危険や悪影響を及ぼす空家等）の件数	120件（平成29年度）	88件（令和４年度）	85件（令和11年度）

関連する個別計画

◆第10次交通安全計画　◆空家等対策計画　◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

❶（**現状**）市内における刑法犯認知件数は、平成 30（2018）年は平成 15（2003）年の約 24.2%（22,514 件）まで減少しましたが、特に空き巣をはじめとする住宅対象侵入盗は、依然として指定都市ワースト 1 位が続いています。

【課題】市民一人ひとりが防犯の意識を高く持ち、犯罪の被害にあわないよう注意・行動するとともに、地域ぐるみで犯罪を抑止する環境づくりが必要です。

❷（**現状**）市内における交通事故死者数は、平成 30（2018）年は 55 人（前年比 16 人増）となっています。中でも、高齢者は交通事故の被害者に占める割合が高く、今後の高齢化の進行に伴い、加害者に占める割合も高くなることが予測されます。

◇ 年間交通事故死者数の推移

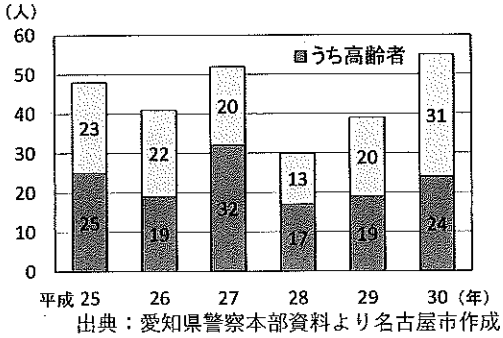

出典：愛知県警察本部資料より名古屋市作成

【課題】交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより事故を防止するとともに、これまで以上に、高齢者が交通事故の被害者及び加害者とならないような対策に力を入れていくことが求められています。

❸（**現状**）刑法犯認知件数及び人身事故件数は減少傾向にありますが、さまざまな犯罪等に巻き込まれる犯罪被害者等が存在しており、直接的な被害だけでなく、周囲の無理解により二次的被害を受けることがあります。

【課題】市民や事業者の犯罪被害への理解を深めることで二次的被害の防止を推進し、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

❹（**現状**）市内の繁華街における客引き行為等により、通行の支障となり安心して歩きにくくなるなどの問題が生じています。

市内における空き家の戸数は、少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化や社会的ニーズの変化などに伴い、今後も増加していくことが見込まれています。

住居やその敷地内などに物品等をため込み、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすいわゆるごみ屋敷が問題となっています。

◇ 空き家数・率の推移

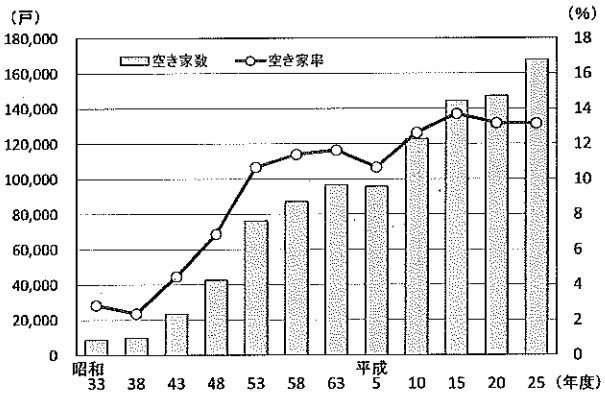

出典：総務省「住宅・土地統計調査」

【課題】客引き行為等の対策や空き家の適切な管理等、ごみ屋敷問題への対応を進めるなど、市民の安心・安全な生活環境を確保することが必要です。

※**主要罪種**：体感治安に影響を与えやすい罪種のうち本市が指定する罪種。強盗、恐喝、侵入盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり及び自動販売機ねらいをさす。

施策を推進する事業

❶ 犯罪のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
247 生活安全活動の推進	地域のさらなる防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚をはかるため、地域における防犯カメラの設置費用の一部助成等、地域の防犯活動を支援するとともに、地域安全指導員による防犯パトロールや防犯市民講座等を実施	防犯灯電灯料の補助 40,575 灯 （平成 30 年度末見込） 街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 ▸防犯カメラ設置助成 302 台 ▸防犯灯 LED 化助成 2,593 灯 （平成 30 年度末見込） 広報・啓発活動等の実施 ▸防犯市民講座開催 52 回	防犯灯電灯料の補助 街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 ▸防犯カメラ設置助成 ▸防犯灯 LED 化助成 広報・啓発活動等の実施 ▸防犯市民講座開催 公用車へのドライブレコーダーの設置	市民 経済局
248 再犯防止推進モデル事業	地域における支え合いを促進し、安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するため、社会的孤立を生まない地域の取り組みについての考察を行い、実態調査や支援策の実施、効果検証といった一連の取り組みの実施を通じて、国と地方の協働による地域の効果的な再犯防止対策のあり方を検討	実施 ▸実態調査 ▸支援策の実施	実施 （令和２年度まで） ▸支援策の実施 ▸効果検証	市民 経済局
249 登下校時における子どもの安全対策の推進	登下校時の子どもたちの安全を確保するため、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、子どもたちを守るための情報の共有化をはかるため、不審者情報等の緊急情報の配信を実施	巡回指導の実施 見守り活動の実施 ▸子ども安全ボランティア登録者 86,419 人 緊急情報メール配信システムの運用	巡回指導の実施 見守り活動の実施 ▸子ども安全ボランティア登録者 87,000 人 緊急情報メール配信システムの運用	教育 委員会

❷ 交通事故のない地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
250 交通安全活動の推進	交通安全意識の浸透をはかるため、愛知県警察や地域と連携した交通安全市民運動を実施するとともに、地域における交通安全活動を推進するため、幼児・児童・高齢者などを対象とした交通安全教室や、自転車の安全利用についての広報・啓発を実施	広報・啓発活動等の実施 ▸交通安全市民運動の実施　全16区 ▸交通安全教室の実施　全266学区 高齢者の運転免許自主返納の促進 自転車安全適正利用の促進	広報・啓発活動等の実施 ▸交通安全市民運動の実施　全16区 ▸交通安全教室の実施　全266学区 高齢者の運転免許自主返納の促進 自転車安全適正利用の促進	市民経済局
251 交通事故危険か所の交通安全対策	交通事故を無くすため、交通事故の発生またはそのおそれがあり、対策を実施する必要があるか所において、道路の状況やこれまでの事故の形態に応じ、道路のカラー化等の交通安全対策を重点的に実施するとともに、過去の事故データ等をもとに事故状況を分析し、ラウンドアバウト等の新たな交通安全対策を検討・実施	防護柵、路面標示、道路照明等の設置	防護柵、路面標示、道路照明等の設置 新たな交通安全対策の導入を検討・実施	緑政土木局
252 通学路安全対策の実施	通学路の安全を確保するため、道路管理者、交通管理者及び学校関係者等が通学路を点検し、交通安全対策を実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー化等の実施	緑政土木局
253 幼児児童生徒への交通安全教育	市立全校（園）において交通安全教育を実施するとともに、小・中学校における通学路の安全対策を実施	実施 ▸交通安全教育　全校（園） ▸体験型交通安全訓練　全小学校 ▸通学路安全点検　全小・中学校	実施 ▸交通安全教育　全校（園） ▸体験型交通安全訓練　全小学校 ▸通学路安全点検　全小・中学校	教育委員会

❸ 犯罪被害者等への支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
254 犯罪被害者等支援事業	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、殺人や性犯罪等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯も含めすべての犯罪被害者等に対する支援を実施	総合支援窓口の設置 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 ▸市民向け講座の開催 6回 犯罪被害者等早期援助団体への助成	総合支援窓口の運営 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 ▸市民向け講座の開催 26回（5か年） 犯罪被害者等早期援助団体への助成	市民 経済局

❹ 安心・安全な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
255 空家等対策の推進	空家等の適切な管理の推進及び活用を促進するため、所有者等に対し適切な管理につとめるように促すとともに、情報提供その他必要な支援を実施	推進 ▸特定空家等の件数 120件 （平成29年度）	推進 ▸特定空家等の件数 88件	市民 経済局
256 客引き行為等対策の推進	安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成をはかるため、市民及び事業者等の意識啓発を行うとともに、禁止区域等の指定及び指導等を実施	広報・啓発活動の実施 禁止区域等の指定 客引き行為等への指導等の実施	広報・啓発活動の実施 禁止区域等の指定 客引き行為等への指導等の実施	市民 経済局
257 安心・安全・快適まちづくり活動の支援	安心・安全で快適なまちを実現するため、学区連絡協議会などが実施する地域活動に対し助成	実施 ▸区安心・安全で快適なまちづくり協議会　全16区 ▸学区連絡協議会等 全266学区	実施 ▸区安心・安全で快適なまちづくり協議会　全16区 ▸学区連絡協議会等 全266学区	市民 経済局
258 住居の不良堆積物対策の推進	住居やその敷地内などに物品等を堆積または放置し、周辺の生活環境に悪影響を与える、いわゆるごみ屋敷問題に対応するため、堆積物の排出や福祉サービスの申請に向けた支援等を実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	堆積物撤去に向けた支援等の実施	環境局

施策２０　衛生的な環境を確保します

施策の柱

❶ 感染症対策の充実

病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時に備えるため、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保や、必要な医薬品、その他物資の備蓄などの対策を進めるとともに、結核などの感染症の発生予防につとめます。

また、健康危機への対応力を強化し市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所の移転改築を実施して機能強化をはかります。

❷ 衛生的な生活環境の整備・確保

関係機関との連携・協力や、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するとともに、高齢者が多く利用する施設でのレジオネラ症対策を強化することにより、衛生的な生活環境の確保をはかります。

また、火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。

❸ 人と犬猫が共生できる地域づくり

犬猫の飼主への迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を実施するとともに、販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、犬猫の殺処分ゼロをめざし、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正管理を推進するとともに、犬猫の飼主に対して終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	39.7%	75%	75%以上
結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）	18.1（平成29年）	15（令和5年）	10（令和12年）
近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	35.3%	28%	25%

関連する個別計画

◆新型インフルエンザ等対策行動計画

現状と課題

❶ **（現状）**新型インフルエンザの出現が危惧されており、発生した感染症が国内へ侵入するおそれがあります。また、平成29（2017）年の結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）は18.1であり、指定都市の中で4番目に高くなっています。

【課題】今後、交流人口のさらなる増加が予想される中で、新型インフルエンザなどが発生した場合には爆発的に感染が拡大する可能性があり、発生時に感染の拡大を抑えるための体制の確立が急務となっています。また、感染症をはじめとする健康危機に的確かつ迅速に対応できるよう、衛生研究所の機能強化が必要です。

❷ **（現状）**訪日外国人観光客の増加などに伴い住宅宿泊事業の需要が拡大していますが、騒音やごみ出し等に関する苦情が発生しているとともに、いわゆる違法民泊に対する通報があります。また、レジオネラ症患者の報告数が増加しており、平成21（2009）年は14人でしたが、平成30（2018）年には52人となっています。

◇ **住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数の推移（累計）**

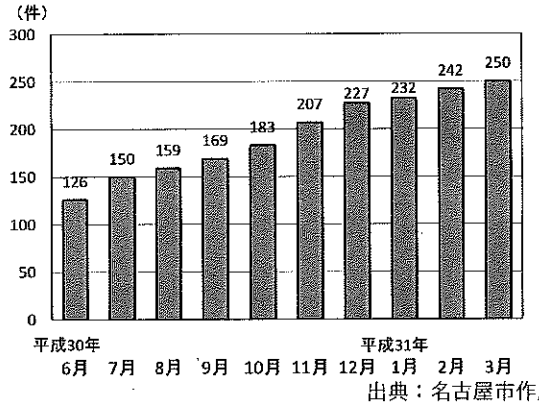

出典：名古屋市作成

現在、市民の火葬需要に対しては八事斎場及び第二斎場の2か所で対応していますが、八事斎場の残存耐用年数は20年程度以上であり、現状の構造体をそのまま利用する場合、火葬件数がピークとなる時期に使用できないことが想定されます。

【課題】周辺地域の生活環境への悪影響の防止や、いわゆる違法民泊への対策などを進め、住宅宿泊事業の適正な運営を確保する必要があります。また、レジオネラ症の発生防止に向けて、水利用施設における衛生的な管理を促進する必要があります。

八事斎場が使用できない場合、第二斎場のみでは対応できず、恒常的な火葬待ちが発生するため、八事斎場の早急な再整備が必要です。

❸ **（現状）**近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が迷惑を感じています。また、平成29（2017）年現在では、犬の殺処分頭数はゼロとなっていますが、依然として猫については殺処分頭数がゼロとなっていない状況です。

【課題】適正飼養の啓発や地域におけるのら猫の適正な管理、繁殖制限の啓発などを通した、人と犬猫が快適に共生できるような地域づくりが求められています。

◇ **近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合の推移**

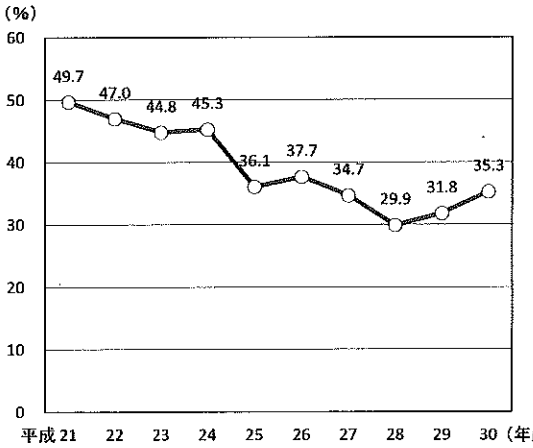

出典：市民アンケート

施策を推進する事業

❶ 感染症対策の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
259 新型インフルエンザ等対策の推進	新型インフルエンザ等発生時の医療体制を確立するために、必要な医療資器材の備蓄、更新を実施	実施 医療資器材の備蓄数量 ▸抗インフルエンザウイルス薬 28,300 錠 ▸高機能マスク 17,650 枚 ▸不織布マスク 100,000 枚 ▸防護服 17,650 セット ▸検体搬送容器 26 個 ▸消毒液 647 本 ▸陰圧テント 6 張	実施 医療資器材の備蓄及び更新	健康福祉局
260 衛生研究所の運営	市民の健康な暮らしを守るため、健康危機管理の拠点かつ本市の科学的・技術的中核機関として、感染症などの発生防止対策、調査研究、試験検査の実施、研修指導及び公衆衛生情報などの提供を実施するとともに、老朽化に伴う移転改築を実施	調査研究、試験検査の実施 移転改築の実施 ▸建設工事中	調査研究、試験検査の実施 移転改築の実施 ▸建設工事完了 ▸移転開設	健康福祉局
261 東部医療センターにおける感染症病床の再整備	感染症発生時に適切な医療を提供するため、第二種感染症指定医療機関として、新病棟の整備に伴い感染症病床（10 床）を再整備し、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院治療を実施	工事中	開設（令和元年度） 運営	病院局

❷ 衛生的な生活環境の整備・確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
262 住宅宿泊事業の適正な運営の確保	住宅宿泊事業に伴う騒音やごみ出しなどの苦情発生防止など、事業者などによる事業の適正な運営を確保するため、関係機関との連携・協力体制を構築するとともに、住宅宿泊事業に関する啓発や苦情・相談の受付業務の充実、いわゆる違法民泊に対する調査・指導を推進	住宅宿泊事業(民泊)対策連絡会議の設置・運営 住宅宿泊事業に関する啓発の実施 苦情・相談受付業務の充実に向けた検討	住宅宿泊事業(民泊)対策連絡会議の運営 住宅宿泊事業に関する啓発の実施 苦情・相談受付業務の充実	健康福祉局
263 レジオネラ症防止対策の推進	レジオネラ症患者の発生を防止するため、市民生活に密接な関わりを持つ旅館や公衆浴場の浴槽水などの水利用施設において、レジオネラ属菌検査を実施するとともに、高齢者が利用する社会福祉施設への対策を実施	レジオネラ属菌検査の実施　180 件 社会福祉施設の実態調査の実施	レジオネラ属菌検査の実施　180 件 社会福祉施設の実態調査の実施 社会福祉施設への要綱制定・指導の実施	健康福祉局
264 八事斎場の再整備	急速な高齢化に伴う火葬需要の増加に適切に対応するため、老朽化した八事斎場の再整備を推進	基本方針の策定調査	再整備基本計画の策定	健康福祉局

❸ 人と犬猫が共生できる地域づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
265 犬猫の殺処分ゼロをめざした取り組みの推進	犬猫の苦情及び殺処分頭数の削減のため、住民とボランティアの協働によるのら猫対策を推進し、地域ののら猫に避妊・去勢手術を実施し、一代限りの猫の命を全うさせる取り組みの普及を推進するとともに、飼犬及び飼猫の終生飼養が困難となりがちな高齢者や多頭飼育者などへ終生飼養及び繁殖制限の啓発を実施	地域におけるのら猫対策の推進 ▸なごやかキャットサポーター宣言 288人 ▸みまもり地域の設置 35地域 ▸なごやかキャット手術補助券の交付 1,810枚 リーフレットを用いた終生飼養及び繁殖制限の啓発 ▸配布枚数 20,000枚	地域におけるのら猫対策の推進 ▸なごやかキャットサポーター宣言 300人 ▸みまもり地域の設置 35地域 ▸なごやかキャット手術補助券の交付 2,000枚 リーフレットを用いた終生飼養及び繁殖制限の啓発 ▸配布枚数 20,000枚 動物愛護管理推進計画の策定・推進 犬猫の多頭飼育の届出制等の導入	健康福祉局
266 適正な飼養・管理の啓発	ペットと人が共生できるまちづくりの推進のため、犬猫の飼主に対し、迷惑・危害防止の啓発を強化し、動物愛護推進員と連携して啓発事業を行うとともに、犬猫の販売業者（ペットショップ）には販売時に購入者の知識・経験に照らして、適正に飼養・管理方法を説明するよう指導を実施	動物適正飼養啓発教室の開催　651回（平成29年度） 83人の動物愛護推進員による啓発活動の実施 すべての犬猫の販売業者に対する監視指導の実施（年間1回）	動物適正飼養啓発教室の開催　800回 常時100人の動物愛護推進員による啓発活動の実施 すべての犬猫の販売業者に対する監視指導の実施（年間1回）	健康福祉局

施策２１　安心・安全でおいしい水道水を安定供給します

施策の柱

❶ 日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安心・安全でおいしい水道水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水道水をめざし安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。あわせて、水源水質の急変など水源をめぐるリスクにも対応できるよう施設整備を実施し、給水の安定性の確保をはかります。

❷ 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質の恩恵を将来にわたり受けることができるよう、木曽三川流域における自治体相互の連携を強化するとともに、持続可能な地域経済の振興や水環境保全に対する住民参加の促進をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	77.0%	80%	85%
配水管内の水道水残留塩素濃度※が0.2～0.5mg/Lの範囲となる地点の割合	85.4%	90%以上	90%以上
小規模貯水槽水道※の水質や構造に関する点検・指導実施率※	2巡目 53.2%（平成29年度）	3巡目 60%	新たな指導方法を検討

※**残留塩素濃度**：水に注入した塩素が、消毒効果を持つ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度（安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度として0.2～0.5mg/Lの範囲を設定）。
小規模貯水槽水道：受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10㎥以下の法的規制を受けないもの。
点検・指導実施率：小規模貯水槽水道の水質や構造に関する点検・指導は、令和2（2020）年度中に2巡目が完了し、引き続き3巡目を実施する予定。

現状と課題

❶ **（現状）**本市は、大正 3（1914）年の給水開始以来、100 年以上にわたり安全な水道水を送り続け「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。また、良質な水源水質と適正な品質管理により、おいしい水道水として高い評価を受けています。

一方で、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備した浄水場や配水場、配水管など施設の老朽化が進んでいます。また、近年頻発している豪雨によって、河川への土砂流入などに伴い濁度が急上昇するなど、水源水質が急激に悪化することがあるほか、全国的に渇水や水源の水質汚染事故が発生しています。

【課題】今後も、市民に満足いただける安心・安全でおいしい水道水をじゃ口まで届けることができるよう、品質管理にかかる総合的な取り組みを継続的に進めていく必要があります。

また、老朽化した施設の更新を着実に実施し、引き続き安定給水につとめていくとともに、危機的な渇水や水源水質の急変など水源をめぐる多様なリスクに対応する必要があります。

◇ **ダム湖の水質調査**

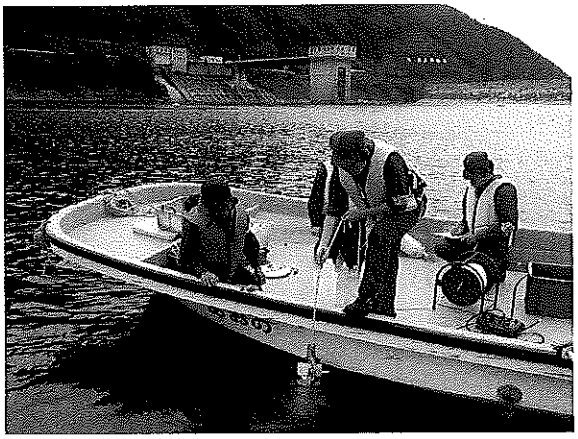

◇ **小規模貯水槽水道の点検**

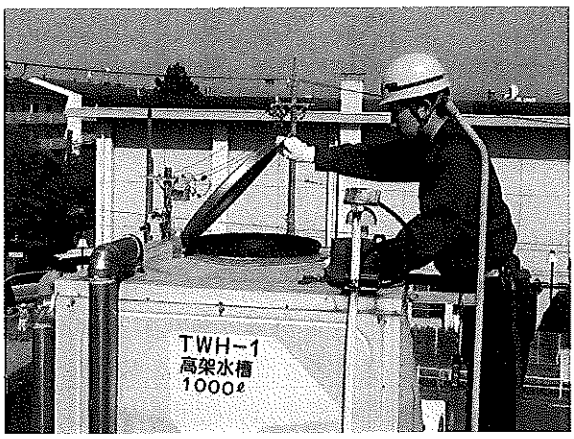

❷ **（現状）**河川をはじめとする健全な水環境を守るため、木曽三川流域の自治体とともに流域連携事業に取り組んでいます。

【課題】高齢化や過疎化、農林業の衰退など上中流域が抱えるさまざまな事項に対して、流域全体で議論していくことが重要であることから、引き続き流域自治体との連携を深め、健全な水環境の保全に取り組んでいく必要があります。

◇ **木曽三川マルシェ（流域自治体との連携）**



施策を推進する事業

❶　日本一おいしい水道水の安定供給をめざす取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
267 安定供給に向けた浄水場の整備	豪雨による河川の濁度の急変などに対応するため、浄水場の施設整備を実施	検討	春日井浄水場の整備 ▸凝集沈澱池 整備中 ▸活性炭注入設備 整備完了	上下 水道局
268 水質管理の充実	水道水の安全性向上のため、水道システムのリスクマネジメントとして水安全計画を継続的にレベルアップし、水源からじゃ口までの体系的なリスク管理を実施	実施	実施	上下 水道局
269 残留塩素濃度の適正管理	よりおいしい水道水を利用できるように、浄水場からじゃ口までの流達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正管理を実施	実施	実施	上下 水道局
270 配水施設の適正管理	安心・安全でおいしい水道水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 １池 配水管内クリーニング 30km	配水池の清掃 13 池（5 か年） 配水管内クリーニング 120km（5 か年）	上下 水道局
271 直結給水の普及促進	中高層集合住宅に居住している利用者が、受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を利用できるよう直結給水を普及促進	PR の実施	PR の実施	上下 水道局
272 貯水槽水道の適正管理に向けた点検･指導	貯水槽水道の利用者が安心・安全でおいしい水道水を飲めるように、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導の実施	点検・指導の実施	上下 水道局
273 水道水のおいしさの PR	なごやの水道水のおいしさを広く PR するため、常設のマイボトル対応冷水機を設置	検討	設置	上下 水道局

❷　水源水質の良さを守る取り組み

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
274 流域連携の推進	河川をはじめとする健全な水循環を守るため、木曽三川流域の自治体と連携を深め、水環境保全に取り組む流域連携事業を実施	実施	実施	上下 水道局

施策２２　消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

施策の柱

❶ 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応するため、消費生活相談の知識の蓄積や技術の向上をはかります。さらに、民法の改正による成年年齢の引き下げに対応するため、消費者教育の充実をはかります。

❷ 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全・安心で新鮮な生鮮食料品を確保するための衛生管理の徹底をはかるとともに、安定的な供給や効率的な流通を確保するため、適正かつ健全な市場運営に取り組みます。

❸ 食の安全・安心の確保

市内の食品関係施設の監視指導や検査を実施するとともに、HACCP※に沿った衛生管理を推進します。また、消費者・事業者・行政の三者で情報の共有をはかります。さらに、農産物の生産段階においては、農家に対して家畜伝染病対策や農薬の適正使用についての知識の普及につとめ、食の安全・安心の確保をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	50.8%	62%	65%
生鮮食料品が安定的に供給されていると感じる市民の割合	93.2%	94%	95%
食品が安全・安心だと感じる市民の割合	83.9%	80%以上	80%以上

関連する個別計画

◆第2次消費者行政推進プラン　◆食の安全・安心の確保のための行動計画2023

※**HACCP（ハサップ）**：Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品等事業者が食中毒菌汚染等や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法。

現状と課題

❶（**現状**）近年、消費生活相談件数は、14,000 件から 15,000 件台の間で推移しています。高齢者では訪問販売による家屋の修繕工事やインターネット通信に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。

【課題】近年の商品・サービスの複雑化・高度化に伴い、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応する必要があります。

◇ **消費生活センターへの相談件数の推移**

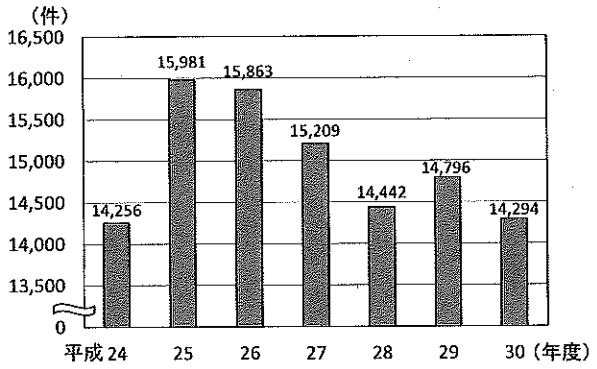

出典：名古屋市作成

自立し、主体的な消費行動をとることのできる消費者市民を育成するため、関係機関と連携し、より効果的に消費者教育や啓発に取り組んでいくとともに、民法の改正による成年年齢の引き下げにも対応していく必要があります。

❷（**現状**）卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。

【課題】生鮮食料品の安全・安心への関心が高まる中、これまで品質管理の向上や効率的な経営を進めてきた中央卸売市場が、市場を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き生鮮食料品の安定的な供給に大きな役割を果たしていくことが必要です。

❸（**現状**）カンピロバクターやノロウイルスなどによる食中毒の発生や食品への異物混入など、食の安全・安心に関わる事件が依然として発生しています。

また、食品衛生法の改正に伴い、HACCP の制度化が予定されているなど、事業者による食品衛生管理のさらなる向上が求められています。

【課題】事業者に対しては HACCP に沿った衛生管理手法の導入を促進するとともに、消費者に対しては知識と理解を深められるよう情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みを促していく必要があります。

また、生産段階においても、食の安全・安心の確保をはかる必要があります。

◇ **異物混入事例の内訳（平成 30（2018）年度）**

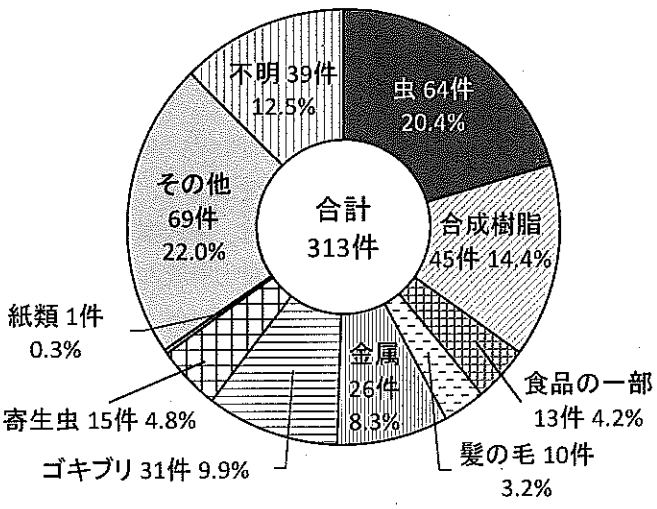

出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

❶ 消費生活の安定・向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
275 消費生活の啓発指導と適正な計量の推進	消費者被害防止のため、市民参加型イベントの開催や倫理的消費（エシカル消費）をはじめとする消費者教育を行うとともに、市内事業所において適正な計量等の検査・指導を実施	市民参加型イベントの開催 ▸消費者団体・事業者団体・大学等の参加団体数 57 団体 消費者教育の実施 商品量目の立入検査 2,007 件	市民参加型イベントの開催 ▸消費者団体・事業者団体・大学等の参加団体数 57 団体 消費者教育の実施 商品量目の立入検査 2,000 件以上	市民経済局
276 消費生活センターの運営	消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談や苦情のあった商品のテスト、不適正取引にかかる事業者指導、消費者啓発講座の実施・消費者被害未然防止啓発誌の作成・配布等とともに消費生活情報ホームページによる情報提供を実施	実施 ▸相談員のあっせん解決率 94％ ▸啓発講座・消費者教育の支援等の実施数 234 回	実施 ▸相談員のあっせん解決率 95％ ▸啓発講座・消費者教育の支援等の実施数 1,400 回（5 か年）	市民経済局

❷ 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
277 中央卸売市場・と畜場の運営・整備	生鮮食料品等の円滑な流通と安定した供給を確保し、市民生活を安定・向上させるため、本場、北部市場、南部市場を運営し、市場施設の整備や維持管理、場内業者の業務指導、市場の活性化事業などを実施するほか、法改正等に伴う市場のあり方を検討	実施 ▸基幹設備改修工事等 ▸市場活性化事業 市場まつり等の開催	実施 ▸基幹設備改修工事等 ▸市場活性化事業 市場まつり等の開催 ▸市場のあり方検討	市民経済局

❸ 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
278 HACCPに沿った衛生管理の推進	食の安全を確保するため、HACCPに沿った衛生管理を推進するとともに、食品関係施設の監視指導及び検査を実施	HACCP に沿った衛生管理の推進 ▸実施している施設の割合 12.7%（重点施設※） （平成29年度） 監視指導及び検査の実施（平成29年度） ▸監視指導 93,746件 ▸収去検査 92,807項目	HACCP に沿った衛生管理の推進 ▸実施している施設の割合 100%（全施設） 監視指導及び検査の実施	健康福祉局
279 食の安全への信頼醸成	食の安全への信頼醸成をはかるため、消費者、事業者及び行政で情報共有や意見交換を行うリスクコミュニケーション事業を推進するとともに、正確かつ適切な情報提供を実施	リスクコミュニケーション事業の実施 ▸参加者数 2,457人 消費者対象講習会の実施 ▸実施回数　372回	リスクコミュニケーション事業の実施 ▸参加者数 3,000人以上 消費者対象講習会の実施 ▸実施回数　400回	健康福祉局
280 生産段階における食の安全・安心の確保	畜産農家に向けて、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、巡回指導等の事業を実施するほか、農家に対して、安全・安心な農産物の生産を促すため、農薬の適正使用を啓発する講習会や環境保全型農業を推進する講習会を実施	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布 農家向け講習会の実施 3回	全畜産農家に対する巡回指導及び消毒薬・殺虫剤の配布 農家向け講習会の実施 3回	緑政土木局

※**重点施設**：大規模食品製造業及び給食施設等をさす。

施策２３　大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

施策の柱

❶ 大気環境の向上

二酸化窒素や、新たに環境目標値※を設定した微小粒子状物質（PM2.5※）など、大気汚染物質等の常時監視を実施するとともに、工場などに対して大気汚染の規制・指導を行い、大気環境の向上をはかります。

❷ 水環境の向上

河川のBOD※など水質汚濁の常時監視を実施するとともに、工場などに対して水質の規制・指導を行います。また、未整備地域における下水道の整備や合流式下水道※の改善、下水の高度処理化※などを推進するとともに、親しみやすい指標※を用いた水質調査をはじめとする水質汚濁防止の普及啓発などに取り組むことで、市内河川・海域等の水環境の向上をはかります。

❸ 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するために、騒音・悪臭・土壌汚染などについて規制・指導を推進します。また、有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中のダイオキシン類やアスベストの状況を把握し、工場などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者・行政の間で有害化学物質に関する情報の共有をはかり、適正管理を促進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
大気の環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4%（平成29年度）	100%	100%
水質の環境目標値の達成率（BOD）	84.0%（平成29年度）	100%	100%
名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	37.4%（平成29年度）	45%	50%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画　◆水の環復活2050なごや戦略

※**環境目標値**：「環境基本条例」において本市独自に設定した目標で、大気の汚染、水質の汚濁などの環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値。
PM2.5、SPM：Particulate Matter 2.5 及び Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5μm（1μm=1 mmの 1000 分の 1）以下の非常に小さな粒子を PM2.5、10μm 以下の粒子を SPM とよぶ。ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがある。

現状と課題

❶（**現状**）大気汚染は全体的には改善傾向にあり、平成 29（2017）年度における環境目標値の達成率は、二酸化窒素が 94.4%（測定局 18 か所のうち 17 か所）でした。

平成 29（2017）年 12 月に、微小粒子状物質（PM2.5）を市民の健康の保護にかかる環境目標値に追加するとともに、浮遊粒子状物質（SPM※）について快適な生活環境の確保にかかる環境目標値を新設しました。

◇ **大気汚染の推移**

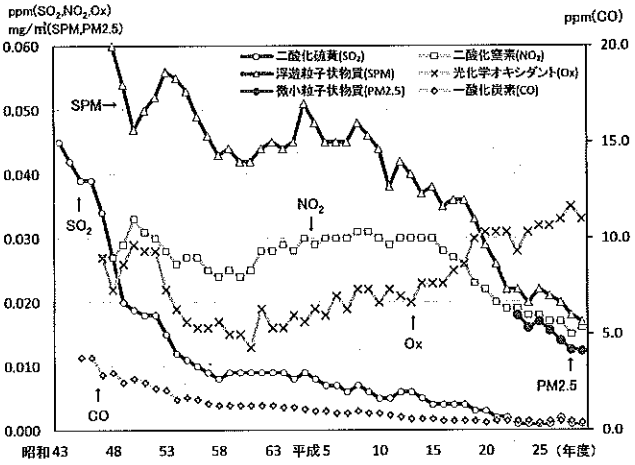

出典：名古屋市作成

【課題】大気が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

環境目標値を新設した微小粒子状物質（PM2.5）や浮遊粒子状物質（SPM）についても、濃度を低減するための効果的な対策が求められています。

❷（**現状**）水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成 29（2017）年度における環境目標値の達成率は、河川の BOD が 84.0%（調査地点 25 か所のうち 21 か所）でした。

【課題】水質が良好に保たれた快適な生活環境を確保するためには、すべての測定局や調査地点で環境目標値を達成する必要があります。

◇ **市内河川における BOD の推移**

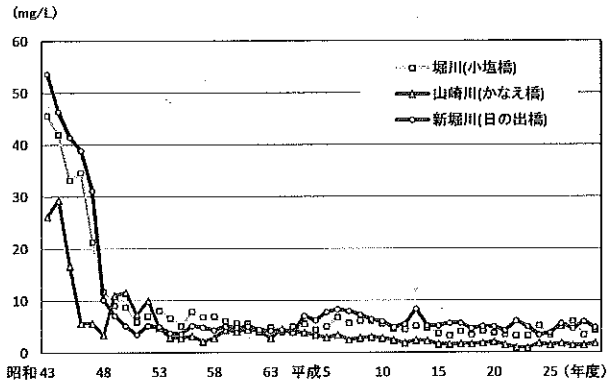

出典：名古屋市作成

❸（**現状**）本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成 29（2017）年度は 1,633 件であり、騒音・大気汚染・悪臭に関する苦情が全体の約 83%を占めています。

【課題】公害の発生を抑制するためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みを進めていくことが必要です。

※**BOD**：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。
合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きょで排除し処理する方式。
下水の高度処理化：従来の処理方式に比べ、主に窒素・りんを多く除去できる処理方法の導入。
親しみやすい指標：「環境基本条例」において本市独自に設定した水質汚濁にかかる環境目標値のうち、感覚的にわかりやすい、水のにごり（透視度）、水の色といった指標。

施策を推進する事業

❶ 大気環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
281 大気汚染常時監視･規制指導	大気汚染防止のため、市内の窒素酸化物、PM2.5 などの大気汚染物質等の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するほか、工場・事業場に対する規制・指導を実施	大気汚染常時監視の実施 17 地点 14 項目 有害大気汚染物質モニタリングの実施 7 地点 21 物質 PM2.5 成分分析の実施　4 地点 大気汚染の規制指導の実施 大気環境目標値の見直しの検討	大気汚染常時監視の実施 有害大気汚染物質モニタリングの実施 PM2.5 成分分析の実施 大気汚染の規制指導の実施 大気環境目標値の見直し（令和元年度）	環境局

❷ 水環境の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
282 水質汚濁常時監視･規制指導	水環境向上のため、河川などにおける水質汚濁や地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	水質汚濁常時監視の実施 39 地点 65 項目 地下水常時監視・モニタリングの実施 77 地点 水質汚濁の規制指導の実施	水質汚濁常時監視の実施 地下水常時監視・モニタリングの実施 水質汚濁の規制指導の実施 水質環境目標値の見直し	環境局
283 水質環境目標値市民モニタリング	水環境に対する市民の意識を高めるため、水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施	実施 ▸河川 25 地点 5 項目 ▸ため池 10 地点 4 項目	実施	環境局

284 地盤沈下常時監視･規制指導	地下水の採取による地盤沈下を防止するため、水準測量をはじめとした地盤沈下の状況の常時監視及び工場・事業場に対する規制・指導を実施	一級水準測量の実施 164km 地下水位観測の実施 13地点 地下水採取の規制指導の実施	一級水準測量の実施 地下水位観測の実施 地下水採取の規制指導の実施	環境局
285 下水道による水環境の向上	下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境を向上させるため、下水道未整備地域における下水道整備、合流式下水道の改善、水処理センターにおける高度処理の導入を推進	庄内川西部地区・志段味地区・緑区の一部地区などの下水道整備 雨水滞水池の整備 ▸整備中　1か所 水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 ▸整備完了　1か所 ▸整備中　1か所 ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施 高度処理の導入 ▸整備中　1か所	庄内川西部地区・志段味地区・緑区の一部地区などの下水道整備 雨水滞水池の整備 ▸整備完了　1か所 水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備 ▸整備完了　2か所 ▸整備中　2か所 ごみ除去装置の設置、雨水スクリーンの目幅縮小の実施 高度処理の導入 ▸整備完了　1か所	上下水道局

❸ 快適な生活環境の確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
286 環境科学調査センターにおける調査研究	環境に関する総合的、専門的な調査研究機関としての役割を果たすため、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導に伴う調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 13件 環境講座の実施 25件	大気等の常時監視データの測定・解析 公害の規制・指導に伴う調査 行政課題に対する調査研究の実施 環境講座の実施	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
287 大気･水質未規制有害物質調査	大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、大気や河川、海域における調査を実施	大気未規制有害物質調査の実施 ７地点 水質未規制有害物質調査の実施 ▸水質 河川　10 地点 海域　5 地点 ▸底質 河川　6 地点 海域　1 地点 ▸生物 海域　2 地点 化学物質環境実態調査の実施	大気未規制有害物質調査の実施 水質未規制有害物質調査の実施 化学物質環境実態調査の実施	環境局
288 土壌汚染規制指導	土壌汚染による健康被害や生活環境にかかる被害の発生を防止するため、事業者等に対し調査や措置に関する規制・指導を実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	土壌汚染等の規制指導の実施 汚染土壌処理業許可審査の実施	環境局
289 ダイオキシン類の常時監視・規制指導	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施	常時監視の実施 ▸大気　4 地点 ▸水質　9 地点 ▸底質　9 地点 ▸水生生物　1 地点 ▸地下水　4 地点 ▸土壌　4 地点 発生源にかかる行政検査の実施 ▸排出ガス　6 施設 ▸排出水　1 施設	常時監視の実施 発生源にかかる行政検査の実施	環境局

290 アスベスト対策の推進	アスベスト飛散防止のため、環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などの規制・指導を実施するほか、災害時におけるアスベスト対策を強化	環境調査の実施 8地点 飛散防止のための規制指導の実施	環境調査の実施 飛散防止のための規制指導の実施 災害時のアスベスト対策に必要な資機材等の配備	環境局
291 化学物質の適正管理の促進	化学物質の適正な管理を促進するため、対象化学物質の環境への排出量等の届出を受け付けるとともに、市内の排出量等の集計・公表を実施するほか、化学物質に関する講演会を開催	化学物質の排出量等の届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催 ▸市民向け　1回 ▸事業者向け　1回	化学物質の排出量等の届出受付の実施 化学物質に関する講演会の開催	環境局

施策２４　身近な自然や農にふれあう環境をつくります

施策の柱

❶ 緑に親しめる環境づくり

緑が本来持つさまざまな機能（ヒートアイランド現象※の緩和など）により、潤いのある豊かな都市環境をつくるため、市内に残された樹林地の保全や公園緑地の整備、民有地緑化などにより市街地の緑化をはかるとともに、美しい街路樹づくりを進めます。また、公園などの魅力と価値を最大限に引き出し、より多くの市民が利活用できるよう、民間活力の導入や地域連携による公園経営を推進します。

❷ 水循環機能の回復

都市化によって損なわれた水循環機能を回復するため、市民・事業者と連携して、雨水の浸透・貯留などの取り組みを進めます。

❸ 農のある暮らし、街とともにある農業の推進

市民農園※の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援します。

❹ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）※開催都市として、多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市づくりを一層推進していくため、幅広い市民が身近な自然の調査・保全活動に参加する機会を提供するとともに、グリーンウェイブ※の普及啓発などにより市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
新たに確保された緑の面積	41ha	200ha（5か年）	480ha（12か年）
親しみがある公園があると思う市民の割合	64.1%	70%	75%
農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数	94区画	330区画（5か年）	750区画（12か年）
暮らしの中で生物多様性に配慮した行動をしている市民の割合	43.9%	50%	55%

関連する個別計画

◆なごや緑の基本計画2020　◆公園経営基本方針　◆なごやアグリライフプラン
◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）
◆第3次環境基本計画　◆水の環復活2050なごや戦略　◆生物多様性2050なごや戦略

現状と課題

❶ **（現状）** 平成 31（2019）年 4 月現在、市内の都市公園は 1,475 か所、総面積は 1,639ha あり、市域の約 5%を占めています。また、市内には約 10 万本もの街路樹（高木）が植えられ、緑豊かな空間として市民の大きな資産となっています。一方、都市化の進展とともに緑被率は平成 2（1990）年の 29.8%から平成 27（2015）年の 22.0%に減少しています。

◇ **名城公園トナリノ(官民連携による整備・運営管理)**



【課題】 緑が持つ機能を最大限に発揮させるため、効果的に緑を保全・創出するとともに、柔軟な発想や多様な主体との連携による公園などの整備や運営管理を進める必要があります。

❷ **（現状）** 都市化の進展により、地下水のかん養※機能が低下するとともに、緑や水辺からの蒸発散が減少し、水循環機能が損なわれています。

【課題】 市民、事業者、行政が連携して水循環の回復に向けた取り組みを推進し、水循環の機能をまちづくりに活かしていく必要があります。

❸ **（現状）** 市内には平成 30（2018）年 1 月現在、1,197ha の農地があります。市民が農にふれあうための農地は、都市化の進展や農家の後継者不足などによって年々減少しています。

【課題】 市民が農にふれあう機会を確保するために、農地を保全し、農業を支援するとともに、市民自らが農を楽しめる環境を整える必要があります。

◇ **農にふれあう市民の様子**



❹ **（現状）** 市街地の拡大や外来生物の侵入などにより、生物多様性への影響が生じています。また、令和 2（2020）年には、COP10 で採択された「愛知目標※」を実現するための「国連生物多様性の 10 年」の最終年を迎えることから、同年開催の COP15 において新たな目標の決定が見込まれています。

【課題】 地域における生物多様性の保全を推進するとともに、市民・事業者が生物多様性の大切さを認識し、行動するよう促す必要があります。

※**ヒートアイランド現象**：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。
市民農園：市、農協、農家などが開設する多様な貸し農園。
COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）：生物多様性の保全と持続可能な利用等を目的とした生物多様性条約の第 10 回の締約国会議で、平成 22（2010）年 10 月に本市で開催された。
グリーンウェイブ：国連が定める「国際生物多様性の日」である 5 月 22 日の午前 10 時（現地時間）に、世界中で植樹などを行い、生物多様性について考えるきっかけとする活動。
地下水のかん養：降った雨が地面の下にしみこんでいくこと。
愛知目標：生物多様性の損失を止めるため、令和 2（2020）年を期限とし、国連機関や生物多様性条約の締約国が協力してめざす 20 項目の個別目標。

施策を推進する事業

❶ 緑に親しめる環境づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
292 公園経営の推進	公園の魅力と価値を高めて、より多くの市民に利用し、活用していただくため、民間活力の導入による整備及び運営管理を実施	実施 １公園（累計）	実施 ８公園（累計）	緑政 土木局
293 魅力ある都市公園への再生	公園の利活用を促進するため、施設の老朽化対策、バリアフリー化、時代に沿ったニーズへの対応を進め、公園の魅力や利便性を向上させる再整備を推進	都市公園の面的な再整備 ▸事業中　９公園 ▸事業完了　３公園	都市公園の面的な再整備 ▸事業完了 10公園(5か年)	緑政 土木局
294 美しい街路樹づくりの推進	街路樹再生指針に基づき、計画的な街路樹の更新・撤去等により安全性を確保するとともに、名古屋の顔となるシンボル並木の形成によるまちの魅力を創出	街路樹の適正管理	質の高い街路樹管理 シンボル並木の形成 計画的な更新・撤去による安全対策の実施	緑政 土木局
295 緑のまちづくり活動の推進	緑の保全や創出など、緑のまちづくりに関わる人々の環を広げ、良好な都市環境の形成をはかるため、緑のまちづくり活動団体等への支援など、地域連携による緑のまちづくりを実施	緑のまちづくり活動団体等への支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 44,000人	緑のまちづくり活動団体等への支援 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数 192,000人（5か年） 地域連携による新たな整備及び運営管理のモデル実施及び制度設計	緑政 土木局
296 市街地の緑の創出	新たな緑を創出し、良好な都市環境の形成をはかるため、緑化地域制度や助成制度等を活用し、民有地緑化を促進するとともに、災害時に避難場所となる公園や、歩いて行くことができる身近な公園を計画的に整備	緑化地域制度等により確保された緑の面積　470ha（累計） 都市公園の整備推進 ▸事業中　12公園 ▸事業完了　３公園	緑化地域制度等により確保された緑の面積　645ha（累計） 都市公園の整備推進 ▸事業完了 ３公園（5か年）	緑政 土木局

297 身近な緑の保全	緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により市内に残された樹林地等の緑を保全	緑地保全施策の実施 ▸特別緑地保全地区 204ha ▸市民緑地　5ha ▸保存樹林　1ha	緑地保全施策の実施	緑政 土木局
298 世界の「AIOIYAMA」プロジェクトの推進	弥富相生山線の道路事業を廃止し、相生山緑地の環境を保全するとともに、地域の防災性を高めることやユニバーサルデザインの観点を取り入れることにより、誰もが人や自然とふれあえる名古屋の新しい名所とするための事業を推進	渋滞対策の検討 近隣地区の通過交通対策の実施 市民との意見交換	渋滞対策の実施 ▸2エリア（5か年） ▸効果検証 近隣地区の通過交通状況の経過観察 相生山緑地の事業の推進	緑政 土木局

❷　水循環機能の回復

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
299 健全な水循環の確保	健全な水循環を回復するため、水循環へのさらなる理解や雨水の浸透・貯留を促進するための普及啓発等を実施するほか、河川における地下水利用を検討	湧き水モニタリングの実施　10地点 湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 ▸講座等　10回 河川湧出状況調査の実施	湧き水モニタリングの実施 湧水等を活用した水循環の啓発事業の実施 河川の浄化に向けた検討調査の実施 河川における地下水利用の検討	環境局

❸　農のある暮らし、街とともにある農業の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
300 地産地消の推進	地域の生産者と消費者がより身近な関係を築く環境を整えるため、朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、食農教育の推進により、地産地消を総合的に推進	朝市・青空市の支援 36か所 地産地消イベントの開催　8回 給食講師派遣 40回	朝市・青空市の支援 36か所 地産地消イベントの開催　7回 給食講師派遣 40回	緑政 土木局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
301 市民農園・市民水田等の設置	市民に農とふれあう機会を提供するため、農家や企業等が行う市民農園の開設を支援するとともに、市民水田・田んぼアートなどの体験イベントを推進	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 94 区画 市民水田　1 か所 田んぼアート　1 か所	農家や企業等が新たに開設した市民農園の区画数 330 区画（5 か年） 市民水田　1 か所 田んぼアート　1 か所	緑政 土木局
302 農業公園の運営	市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営	実施	実施 ▸農業センターへの民間活力の導入	緑政 土木局
303 チャレンジファーマーカレッジ事業の実施	新しい農の担い手の育成のため、意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする人が、野菜の栽培技術や知識を習得することができるチャレンジファーマーカレッジ事業を実施	実施 ▸チャレンジファーマーカレッジ 受講者　7 人	実施 ▸チャレンジファーマーカレッジ 受講者　8 人	緑政 土木局
304 農業の支援	都市農業を支援するため、農業生産基盤である農業用水路の更新計画を作成し、整備を推進するとともに、農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助を実施	農業用水路整備 （市街化調整区域） ▸整備延長 1,575m 農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助の実施 農業ボランティアの育成　25 人	農業用水路整備 （市街化調整区域） ▸整備延長 5,500m（5 か年） 農家等の農業用施設・機械の導入などに対する補助の実施 農業ボランティアの育成　30 人	緑政 土木局
305 特定生産緑地への適切な移行推進	都市農地の保全のため、これに寄与する新制度について、基準等を整備し、指定から 30 年が到来する生産緑地所有者に対する周知、意向調査及び円滑な移行手続きを実施	制度の周知	制度の周知 移行手続きの実施	緑政 土木局

❹ 生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
306 生物多様性の主流化	「愛知目標」と「ポスト愛知目標」の実現に向け、グリーンウェイブなどの取り組みを通じて市民・事業者の生物多様性に配慮した行動を促し、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進	「MY 行動宣言」の推進 ▸宣言数　2,831 件 グリーンウェイブの推進 ▸登録団体数 31 団体	「MY 行動宣言」の推進 ▸宣言数　3,000 件 グリーンウェイブの推進 ▸登録団体数 30 団体以上 「国連生物多様性の10 年」最終年事業の実施 （令和元～2 年度）	環境局
307 なごや生物多様性センターの運営	COP10 の成果を継承するなごや生物多様性センターにおいて、生物多様性の保全につなげるため、なごや生物多様性保全活動協議会をはじめとした市民との協働による身近な自然の調査・保全活動などを推進し、その成果を次世代に継承	調査・保全活動の実施 ▸参加者数　1,762 人 生物多様性に関する講座等の実施 ▸参加者数　4,621 人 外来生物の防除 名古屋市版レッドリストの改訂に向けた調査の実施	調査・保全活動の実施 生物多様性に関する講座等の実施 外来生物の防除 名古屋市版レッドリストの公表、レッドデータブック等の次期改訂に向けた調査の実施	環境局
308 藤前干潟の保全活用推進	ごみ減量に始まる本市の環境行政の転換点を象徴する場所であり、また国内有数の渡り鳥の飛来地である藤前干潟の保全活用をはかるため、その重要性を学ぶプログラムを実施するほか、湿地提携を締結しているオーストラリアのジロング市との交流事業などを実施	藤前干潟の重要性を学ぶプログラムの実施 ▸参加者数　978 人 オーストラリア・ジロング市との交流事業の実施	藤前干潟の重要性を学ぶプログラムの実施 オーストラリア・ジロング市との交流事業の実施	環境局

施策２５　公共交通を中心とした楽しく快適なまちづくりを進めます

施策の柱

❶　まちづくりと連携した最先端モビリティ都市の形成

公共交通を中心に居住や多様な都市機能が適切に配置・連携された「集約連携型まちづくり」を推進します。また、自動運転やICT※などの最先端技術の進展を見据えた新しい時代の総合交通計画を策定し、快適でスマートな移動を実現する最先端モビリティ都市の構築をはかります。公共交通や自転車などの利用促進により、健康的で環境にやさしい交通エコライフを推進します。

❷　まちのにぎわいを創出するみちまちづくりの推進

都心部における新たな路面公共交通システム（SRT※）の導入や幹線道路の歩行者空間の拡大、自動車の都心部への集中緩和などにより、豊かな道路空間を人が主役の「みち」へと転換し、歩いて楽しいにぎわいのある「まち」に変えていく「みちまちづくり」を推進します。

❸　公共交通の快適性・利便性の向上

市民や旅行者が公共交通をより快適で便利に利用できるよう、地下鉄駅のリニューアル、地下鉄駅ホームの冷房化の推進等に取り組みます。また、リニア中央新幹線開業に向けて、乗り換え利便性の向上等につとめ、利用促進をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
公共交通が便利で利用しやすいと思う市民の割合	81.6%	83%	85%
市内の鉄軌道及び市バスの１日当たり乗車人員合計	259万人（平成29年度）	259万人（令和4年度）	258万人（令和11年度）
市内主要地点の１日（平日）当たり自動車交通量の合計	130万台（平成29年）	121万台（令和4年）	108万台（令和11年）

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン　◆なごや集約連携型まちづくりプラン　◆なごや新交通戦略推進プラン
◆なごや交通まちづくりプラン　◆新たな路面公共交通システムの実現をめざして（SRT構想）
◆金山駅周辺まちづくり構想　◆市営交通事業経営計画2023

※**ICT**：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。
SRT：Smart Roadway Transit の略。技術の先進性による快適な乗り心地やスムーズな乗降、洗練されたデザインなどのスマート（Smart）さを備え、路面（Roadway）を走ることでまちの回遊性やにぎわいを生み出す、今までにない新しい移動手段（Transit）の呼称。

現状と課題

❶（**現状**）本市における代表交通手段割合は東京都区部や大阪市などと比べて自動車利用割合が高くなっています。人口構造や社会情勢の変化により、市民の交通ニーズも多様化しているとともに、自動運転など交通分野においてもさまざまな技術革新が進められています。

【**課題**】人口減少や少子化・高齢化を踏まえ、公共交通を便利で利用しやすいものにすることで、公共交通と連携したまちづくりを進め、誰もが安全で、楽しく快適な移動ができるようにめざしていく必要があります。自動運転をはじめとした最先端モビリティを効果的に活用するための取り組みの検討が必要です。

❷（**現状**）リニア中央新幹線の開業を見据え、都心では公共空間の再編・再生が進んでいるほか、民間による開発が進められています。

【**課題**】道路空間の再生と一体的に、都心の魅力ある地点をつなぎ、楽しく快適に移動できる交通環境を整備することにより、回遊性やまちのにぎわいの向上が必要です。

❸（**現状**）市内の鉄軌道や市バスの乗車人員について、近年、増加傾向にあります。

【**課題**】リニア中央新幹線開業に向けて交流人口の増加が見込まれる中、市民や本市を訪れる旅行者の重要な移動手段である鉄道、バスなどの公共交通について、より快適で便利に利用しやすいサービスを提供する必要があります。

◇ **三大都市における交通手段別移動割合**

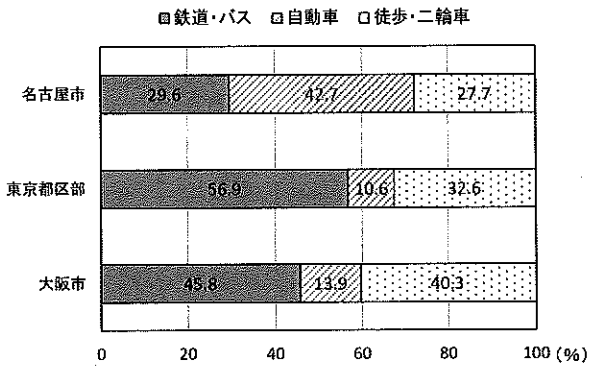

出典：名古屋市：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第５回中京都市圏パーソントリップ調査」
（平成 23 年度）
東京都区部：東京都市圏交通計画協議会
「第５回東京都市圏パーソントリップ調査」
（平成 20 年度）
大阪市：京阪神都市圏交通計画協議会
「第５回近畿圏パーソントリップ調査」
（平成 22 年度）

◇ **都心の道路空間の再生イメージ**

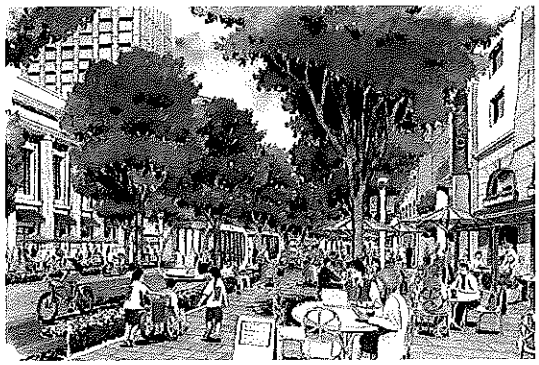

◇ **市内の鉄軌道・市バス一日乗車人員数の推移**

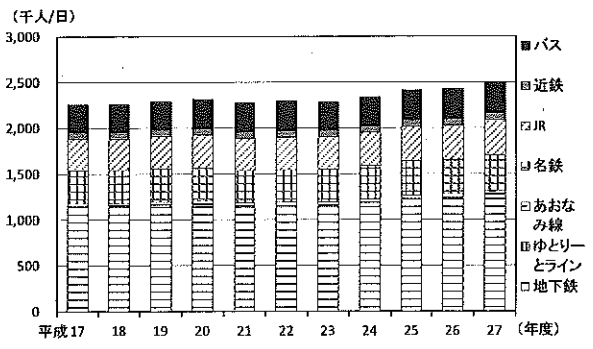

出典：統計なごや web 版 名古屋市統計年鑑より作成

施策を推進する事業

❶　まちづくりと連携した最先端モビリティ都市の形成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
309 集約連携型まちづくりの推進	集約連携型都市構造の実現に寄与するため、特定用途誘導地区をはじめとした各種施策を複合的に活用し、都市機能等の誘導を促進	既存制度の改善や各種支援策を活用した駅そばへの誘導方策の検討	既存制度の改善や各種支援策を活用した駅そばへの誘導方策の検討・実施	住宅 都市局
310 総合交通政策の企画推進	人口構造の変化や、自動運転をはじめとした先進的技術の進展など時代の潮流を見据え、まちづくりと連携した総合交通体系を形成するために、次期総合交通計画を策定するとともに、今後展開すべき施策の実験・検証を実施	公共交通のあり方検討	次期総合交通計画の検討・策定 次期総合交通計画に基づく施策展開検討 自動運転をはじめとした最先端技術の都市への実装に向けた検討	住宅 都市局
311 交通エコライフの推進	自動車に依存することなく公共交通、徒歩、自転車などを状況に応じて選択してもらい、健康的で環境にやさしい交通エコライフを推進するため、啓発活動や情報提供を実施	実施	実施	住宅 都市局

❷　まちのにぎわいを創出するみちまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
312 新たな路面公共交通システム（SRT）の導入推進	都心の回遊性を向上し、にぎわいや交流の拡大をはかるため、新たな路面公共交通システム（SRT）の導入を推進	検討	検討・推進 事業計画の策定	住宅 都市局
313 都心部幹線道路の歩行者空間拡大等の推進	人が主役の道路空間の実現のため、広小路通や南大津通などの都心部幹線道路の歩行者空間拡大等を検討・実施	検討	検討・実施	住宅 都市局

314 都心部の駐車施策の推進	自動車の都心部への集中緩和や、まちづくりと連携した駐車施策を進めるため、駐車場に関する新たな計画を策定し、施策を推進するとともに、市営路外駐車場の運営・管理等を実施	新たな駐車場計画の策定に向けた調査・検討 市営路外駐車場の管理運営 パークアンドライドの広報の実施	新たな駐車場計画の策定 新たな駐車場計画に基づく市営路外駐車場の管理運営 柔軟なパークアンドライド施策の推進	 住宅 都市局

❸ 公共交通の快適性・利便性の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
315 あおなみ線の利用促進	名古屋駅と開発が進む金城ふ頭を結ぶ名古屋西南部地域の基幹交通機関であるあおなみ線の、安定的な経営のため、沿線地域の魅力発信等の利用促進策を実施するとともに、安心・安全な運行及び国際展示場新第1展示館開業、リニア中央新幹線の開業、第20回アジア競技大会開催などの将来需要に対応するための方策を検討	利用促進策の実施 設備更新や将来需要に対応した方向性の検討	利用促進策の実施 設備更新や将来需要に対応した方策の検討、実施	 住宅 都市局
316 ゆとりーとラインの機能強化	志段味（しだみ）地区の開発が進む名古屋市北東部と都心部を結ぶ基幹的な公共交通として機能しており、安定的な経営や安心・安全な運行のため、ゆとりーとラインの需要増加への対応と利便性向上に向けた各種施策を実施	次期ガイドウェイバスシステムのあり方検討 ガイドウェイバス自動運転技術の導入可能性の検討 定時性、速達性の維持・利用促進に向けた取り組みの実施	次期ガイドウェイバスシステムの開発 ガイドウェイバス自動運転技術の導入等の検討 定時性、速達性の維持・利用促進に向けた取り組みの実施	 住宅 都市局
317 リニモの利用促進	本市と東部丘陵地域とを結ぶ重要な公共交通機関である東部丘陵線（リニモ）の安定的な経営や安心・安全な運行に向けて、沿線市と協力して利用促進策を実施	利用促進策の実施	利用促進策の実施	 住宅 都市局

都市像４　快適な都市環境と自然が調和したまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
318 総合駅連絡通路等の乗り換え利便性等の確保	乗り継ぎの利便性が高い交通結節点の各種施設において、安全で快適な環境を確保するため、施設の適切な維持管理を実施するとともに、金山総合駅連絡通路橋の魅力・機能性向上のため、にぎわいの創出と移動円滑化等を実施	施設の良好な維持管理 ▸金山総合駅連絡通路橋 ▸徳重交通広場・テラス広場 ▸八田総合駅地下連絡通路等 耐震補強の実施 ▸金山総合駅連絡通路橋 魅力・機能性向上策の方向性の検討 ▸金山総合駅連絡通路橋	施設の良好な維持管理 ▸金山総合駅連絡通路橋 ▸徳重交通広場・テラス広場 ▸八田総合駅地下連絡通路等 耐震補強の実施 ▸金山総合駅連絡通路橋 魅力・機能性向上策の実施 ▸金山総合駅連絡通路橋	住宅都市局
319 地下鉄駅の内装･照明などのリニューアル	地下鉄が開業から 60 年以上経過していることを踏まえ、明るく清潔感のある快適・便利な駅空間を提供するため、駅全体の壁、床、天井、照明などのリニューアルを実施	検討	整備完了 2 駅（5 か年） 整備中 6 駅	交通局
320 地下鉄駅ホームの冷房化の推進	地下鉄駅を快適に利用できるようにするため、駅ホームの冷房化を実施	検討	整備完了 2 駅（5 か年） 整備手法の検討	交通局
321 地下鉄一日乗車券の 24 時間券化	名古屋に宿泊する旅行者などがより便利に利用できるようにするため、地下鉄の一日乗車券の 24 時間券化を実施	機器改修の実施	地下鉄一日乗車券の 24 時間券化 完了 （令和元年度）	交通局
322 バスターミナルの環境改善	快適なバス待ち環境づくりのため、照明の LED 化やベンチの設置、上屋の塗装替えなどを実施するとともに、ドライ型ミスト装置を試行設置	検討	整備完了 7 か所（5 か年） ドライ型ミスト装置の試行設置	交通局

施策２６　良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

施策の柱

❶ 市街地の整備・再生

駅そば市街地のうち、道路や公園などの都市基盤の整備が不十分な地域において、土地区画整理事業により都市基盤の整備改善や宅地の利用増進をはかります。

また、拠点市街地のうち、都市機能の更新が必要な地域において、市街地再開発事業により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新をはかるなど、適切な事業手法により市街地の整備・再生を進めます。

❷ 土地利用等の規制・誘導

都市基盤の整備状況や地域の特性を踏まえつつ、快適に生活できる市街地の形成に向けた用途地域等の地域地区制度の適切な運用による土地利用の規制・誘導や、地区の特性やニーズに応じた土地利用、建物などに関するルールを定める地区計画※や建築協定※の活用促進に取り組みます。

❸ 自動車交通の円滑化

機能的な都市活動と安心・安全な市民生活を確保するため、都市計画道路の整備を進めるなど、自動車交通の円滑化に取り組みます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	90.2%	90%以上	90%以上
地区計画の都市計画決定数及び建築協定の認可地区数（累計）	115 地区	128 地区	149 地区
主要な幹線道路において交通円滑化が達成された区間数	3 区間	11 区間（5 か年）	13 区間（12 か年）

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン　◆なごや集約連携型まちづくりプラン
◆未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）
◆長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）

※**地区計画**：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区住民の意向を十分に反映しながら道路、公園などの地区の施設と建築物の用途、形態、敷地などに関する事項を都市計画で定める制度。
建築協定：住宅地としての環境や商店街としての利便を維持・増進するため、建築基準法に基づき地域住民が自主的に建築物の敷地、用途、形態などに関する基準を協定する制度。

現状と課題

❶（現状）都市基盤の整備が不十分な地域や、都市機能の更新が必要な地域において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、市街地の整備・再生に取り組んでいます。

【課題】志段味（しだみ）地区をはじめ、現在施行中の土地区画整理事業では、必要な都市基盤の整備や改善を効率的に進め、事業を早期に完了させることで良好な居住環境の創出をはかる必要があります。

また、鳴海駅前地区では、市街地再開発事業の推進により敷地の共同化や高度利用にあわせた、さまざまな都市機能の集積による地域の活性化が求められています。

さらに、港北エリアでは、名古屋競馬場跡地におけるアジア競技大会選手村整備を契機とするまちづくりに取り組み、地域の課題解決、魅力向上に資する新たな価値・機能を創出する必要があります。

◇ **市域と土地区画整理施行面積**

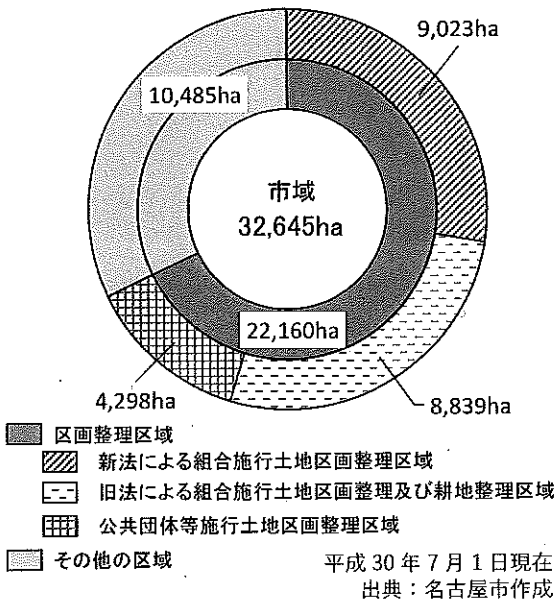

平成30年7月1日現在
出典：名古屋市作成

❷（現状）都市基盤の整備にあわせ適切な土地利用の規制・誘導を推進するため、用途地域等の地域地区の見直しを行うなどさまざまなまちづくり手法の活用促進に取り組んでいます。

【課題】引き続き、都市基盤の整備状況や土地利用の変化、具体的な開発計画の状況に対応しつつ、適切な用途地域等の地域地区制度の見直しや、地区の特性に応じたまちづくりの手法の活用促進により、良好な市街地環境の形成をはかる必要があります。

❸（現状）幹線街路の整備状況は他都市に比べて高い水準にありますが、地域によっては整備の遅れや踏切による渋滞発生、生活道路への通過車両の侵入などが見られます。

【課題】人口減少などの社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中のもと、重点的、効果的に道路整備を推進するため、事業未着手の都市計画道路の見直しを着実に実施する必要があります。また、都市計画道路の整備や道路と鉄道の立体交差化により、自動車交通の円滑化をはかる必要があります。

◇ **都市計画道路（幹線街路）の整備状況（指定都市比較）**

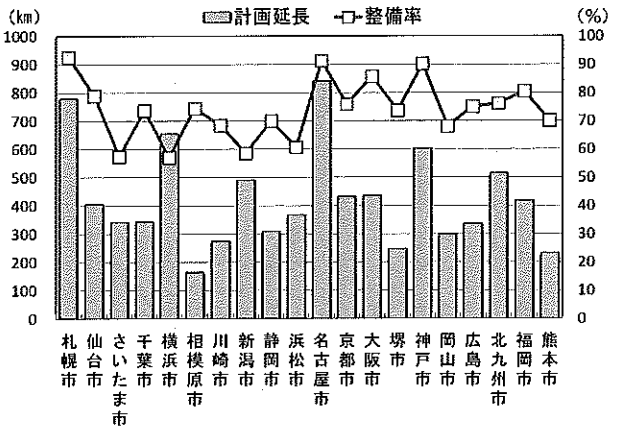

出典：国土交通省「都市計画現況調査」（平成29年）より名古屋市作成

施策を推進する事業

❶ 市街地の整備・再生

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
323 土地区画整理事業の推進	道路や公園などの都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進をはかるため、土地区画整理事業を推進	志段味地区、茶屋新田地区の整備にかかる事業費の補助（組合施行土地区画整理事業） ▸都市計画道路の整備等 大曽根北地区はじめ4地区の整備（市施行土地区画整理事業） ▸都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等	志段味地区、茶屋新田地区の整備にかかる事業費の補助（組合施行土地区画整理事業） ▸都市計画道路の整備等 整備完了　1地区 （茶屋新田地区） 大曽根北地区はじめ4地区の整備（市施行土地区画整理事業） ▸都市計画道路・区画道路の整備 建物移転等 整備完了　4地区	住宅 都市局
324 市街地再開発事業の推進	名鉄鳴海駅周辺において、居住環境を改善し、地区の活性化をはかるため、公共施設や商業・業務施設、住宅施設等を整備	C・D工区 ▸整備完了 A・B工区 ▸建物移転等 ▸施設建築物の検討	A・B工区 ▸整備完了	住宅 都市局
325 港北エリアにおけるまちづくりの推進	名古屋競馬場跡地におけるアジア競技大会選手村の整備とその後の利用を見据え、「港北エリアのまちづくり将来ビジョン」を取りまとめ、まちづくりを推進	港北エリアにおけるまちづくりの方向性の検討	「港北エリアのまちづくり将来ビジョン」の策定 「港北エリアのまちづくり将来ビジョン」に基づく取り組みの推進	住宅 都市局

❷ 土地利用等の規制・誘導

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
326 地域地区制度の活用促進	良好な市街地形成をはかるため、用途地域等の地域地区制度を活用した適切な土地利用の規制・誘導を推進	用途地域指定標準等の見直しの検討 用途地域等の部分的変更	用途地域指定標準等の見直し 用途地域等の全市見直し・部分的変更 都市計画基礎調査の実施	住宅都市局
327 地区計画制度の活用促進	地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備、開発及び保全をはかるため、地区計画制度を活用したまちづくりを促進し、民間再開発において必要となる都市基盤の整備や建築物などに関する制限を定め、開発による都市環境の整備・改善の誘導を実施	地区計画の決定 72地区（累計）	地区計画の決定 82地区（累計）	住宅都市局
328 建築協定の活用促進	地域の特性を活かした良好な市街地の形成をはかるため、建築協定を活用したまちづくりを促進	建築協定の締結支援、認可の実施 43地区（累計）	建築協定の締結支援、認可の実施 46地区（累計）	住宅都市局

❸ 自動車交通の円滑化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
329 都市計画道路の見直し	事業未着手の都市計画道路について、重点的、効果的に道路整備を推進するため、都市計画の見直しを実施	実施 24か所（累計）	実施 51か所（累計）	住宅都市局
330 都市計画道路の整備	交通の円滑化や機能的な都市活動と安全・安心な市民生活の確保をはかるため、都市計画道路の整備を推進	推進 ▸小幡西山線はじめ 19路線	推進 ▸小幡西山線はじめ 22路線（5か年）	住宅都市局 緑政土木局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
331 道路と鉄道の立体交差化の推進	地域分断の解消や交通の円滑化をはかるため、道路と鉄道の立体交差化を推進	連続立体交差事業の推進 ▸事業化調整 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 ▸事業中 小幡(おばた)架道橋はじめ２か所 ▸事業化調整 名鉄名古屋本線 呼続(よびつぎ)地区	連続立体交差事業の推進 ▸事業化 名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間） 単独立体交差事業の推進 ▸事業完了 小幡(おばた)架道橋はじめ２か所（5か年） ▸事業化 名鉄名古屋本線 呼続(よびつぎ)地区	住宅都市局 緑政土木局
332 橋りょうの整備	地域分断や渋滞の解消など交通の円滑化をはかるとともに、災害時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、都市計画道路や緊急輸送道路等の橋りょうの新築、改築を実施	橋りょう整備 ▸三階橋はじめ４橋	橋りょう整備 ▸水分橋はじめ４橋（5か年）	緑政土木局

施策２７　歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策の柱

❶ 安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備、柔軟な料金制度の採用による自転車駐車場の利用促進などにより、安心して歩ける歩行空間を確保するとともに、自転車を安全で快適に利用できるよう、自転車道・自転車レーンなどの自転車通行空間の整備を進めます。

❷ 都心部自転車対策の推進

都心部において、路上自転車駐車場整備などの対策を進めるとともに、自転車の所有から共有への転換による放置自転車等の台数削減や、まちの回遊性向上などが期待できるコミュニティサイクル※について、仕組みや効果などを十分に考慮し、導入に向けての検討を行います。

❸ 自転車の活用推進

自転車は、身近で機動的であり、さらに環境にもやさしいモビリティであるとともに、サイクリング等を通じた健康づくりや余暇の充実など多方面において暮らしを豊かにする可能性を持つツールであることから、誰もが安全に利用でき、楽しむことができるインフラ環境を整備しつつ、さまざまな目的で自転車の活用がはかられるよう検討を行います。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	27.7%	33%	50%
鉄道駅及びバス停留所周辺の放置自転車等の台数	11,567台	11,500台	11,000台
歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	100.9km	115km	165km

関連する個別計画

◆自転車利用環境基本計画

※**コミュニティサイクル**：専用の自転車貸出返却場所（ステーション）を設置し、ステーション間の移動であれば、どこで借りてどこへ返してもよいシステム。

現状と課題

❶（**現状**）駅周辺における放置自転車等の台数は、対策の実施により平成 29（2017）年度で 1.4 万台とピーク時の昭和 62（1987）年度の約 5 分の 1 まで減少してきており、一定の効果が得られていますが、一部の地域では、いまだに放置自転車によって通行障害や景観の悪化を招いています。また、近年環境負荷の低減や健康志向の高まりを受け、交通手段として自転車が見直されています。しかし、自転車の通行空間の整備がまだ十分ではないことなどから、平成 28（2016）年において市内で発生した自転車が関連する交通事故件数は 3,111 件あり、全交通事故に占める自転車関連事故の割合は 22.9％と、全国の割合（18.2％）よりも高くなっています。

【課題】引き続き、放置自転車の撤去や自転車駐車場の整備推進などにより、安心して歩ける歩行空間の確保を進めるとともに、歩行者と自転車が互いに安心し通行することができる、安全で快適な道路環境づくりを進めることが求められています。

◇ **自転車レーン**



❷（**現状**）都心部においては、地域の意向を確認しながら路上自転車駐車場の整備を進めていますが、いまだ十分な駐車台数を確保するには至っておらず、放置自転車が多く存在しています。

一方、今後交流人口の増加などが見込まれる中で、環境負荷が低く、手軽で利便性の高い自転車の利用については、まちの回遊性向上につながる都心部の交通手段として、今後も大きな需要が見込まれています。

◇ **エリアマネジメント事業として運営されているコミュニティサイクル**



【課題】引き続き、路上自転車駐車場の整備を推進するとともに、交通手段としての自転車の利便性を確保しながら、都心部における放置自転車の台数削減につながる新たな自転車利用の仕組みづくりを進めることが求められています。

❸（**現状**）自転車は、身近な移動手段として通勤、通学、買い物などにおいて日常的に多くの市民に利用されていますが、楽しむといった目的で自転車を活用している市民は少ない状況となっています。

【課題】歩行者、自転車や自動車を分離する道路空間の再配分をはじめとした、自転車を安全に利用でき、自転車を楽しむことができる環境整備とともに、さまざまな目的による自転車の活用が求められています。

施策を推進する事業

❶　安心して歩ける歩行空間の確保と自転車通行空間の整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
333 適正な自転車駐車の推進と自転車通行空間の整備	歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、放置自転車等の撤去等を実施するとともに、自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者、自転車、自動車の構造的・視覚的な分離を実施	放置自転車等の撤去 ▸放置自転車等 11,567 台 道路空間の自転車等の構造的・視覚的な分離 ▸整備延長 100.9km（累計）	放置自転車等の撤去 ▸放置自転車等 11,500 台以下 道路空間の自転車等の構造的・視覚的な分離 ▸整備延長 115km（累計）	緑政 土木局

❷　都心部自転車対策の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
334 都心部自転車対策の推進	都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、路上自転車駐車場整備などの対策を推進するとともに、民間主体によるコミュニティサイクルの導入	路上自転車駐車場の整備 4,000 台（累計） 民間主体によるコミュニティサイクル事業の導入検討	路上自転車駐車場の整備 7,000 台（累計） 民間主体によるコミュニティサイクル事業の導入	緑政 土木局

❸　自転車の活用推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
335 自転車の活用の促進	安全で快適な自転車通行空間等の整備とともに、健康増進、観光などへの自転車の活用推進につなげるため、関係機関と調整を進め、さまざまな目的による自転車の活用推進を検討	検討	実施 ▸自転車活用推進計画の策定	緑政 土木局

施策 27　歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

施策２８　バリアフリーのまちづくりを進めます

施策の柱

❶ 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

誰もが安全で快適に都市施設を利用できるよう、公共建築物や道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリーの理念の普及につとめます。また、重点整備地区においては、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的な整備を進めます。

市営交通においては、地下鉄駅の可動式ホーム柵やエレベーターの整備を推進するなど、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

❷ 意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう、各種啓発行事の開催や、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知などの広報・啓発を通じて、「意識のバリアフリー」を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	41.3%	55%	60%
地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数（累計）	45駅	79駅	79駅以上
高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	38.9%	55%	60%

関連する個別計画

◆福祉都市環境整備指針　◆市営交通事業経営計画2023

現状と課題

❶（現状）誰もが安全で快適に利用できるよう、都市施設整備におけるバリアフリー化を推進していますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合は、おおむね 4 割程度で推移しています。

地下鉄駅においては、可動式ホーム柵やエレベーターの整備を進めていますが、バリアフリー化のさらなる推進を求める声が寄せられています。

【課題】高齢者や障害者、子どもを連れた人など幅広い視点から利用しやすい都市施設の整備をさらに進めることが必要です。

また、個々の施設のバリアフリー整備に留まらず、周辺の施設や道路などと連携した、総合的かつ一体的なバリアフリー整備を進める必要があります。

地下鉄駅においては、安全性・快適性・利便性を一層向上させるため、さらなる施設整備を進める必要があります。

◇ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合の推移

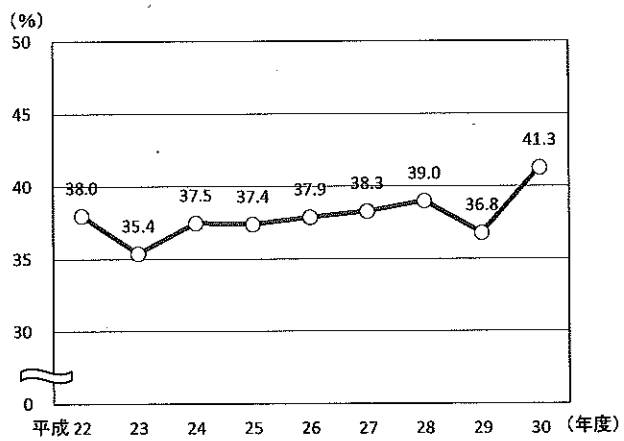

出典：市民アンケート

◇ 地下鉄可動式ホーム柵



❷（現状）ハード面のみならず、広報・啓発を通じた「意識のバリアフリー」の推進に取り組んでいますが、高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合は、5 割未満で推移しています。

【課題】市民一人ひとりがお互いの理解を深め、高齢者や障害者、子どもを連れた人など配慮が必要となりうる人に対して、個別の状況に応じて適切な配慮や支援を行うことができるよう、「意識のバリアフリー」をさらに推進していくことが必要です。

◇ 高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合の推移

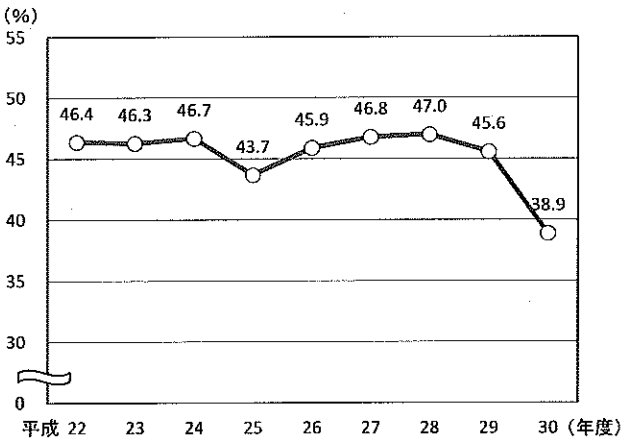

出典：市民アンケート

施策を推進する事業

❶ 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
336 福祉都市環境整備の推進	高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進	推進	推進	健康福祉局
337 重点整備地区のバリアフリー化の推進	すべての人が安全で快適に移動できるよう、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場などの一体的整備を推進	推進 4地区	推進 ▸事後検証や継続的な発展に向けた検討	健康福祉局
338 民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	高齢者や障害者が利用しやすい移動環境の整備をはかるため、1日当たりの利用者数3,000人以上の民間鉄道駅舎へ段差解消のためのエレベーターや転落防止のための内方線付き点状ブロックなどの設置を推進	推進 段差解消 ▸近鉄戸田駅 整備着手 54駅（累計）	推進 段差解消 ▸近鉄戸田駅 整備完了 （令和元年度） ▸名鉄大曽根駅 整備完了 （令和元年度） 可動式ホーム柵 ▸JR金山駅 整備完了 （令和3年度）	健康福祉局
339 地下鉄駅の可動式ホーム柵の整備	ホームにおける安全性の向上をはかるため、名城線・名港線において定位置に車両を停止させるための車両改造等を行い、可動式ホーム柵を設置するとともに、鶴舞線において可動式ホーム柵の整備に向けて検討し、整備方針を策定	名城線・名港線 ▸可動式ホーム柵設置準備	名城線・名港線 ▸可動式ホーム柵設置 全34駅 （令和2年度） 鶴舞線 ▸可動式ホーム柵の整備方針の策定	交通局
340 地下鉄駅ホームと車両の段差・隙間の解消	名城線・名港線において、車両床面とホームとの間に大きく段差が生じている駅があることから、車いす利用者をはじめ誰もが乗降しやすくするため、可動式ホーム柵の設置に引き続き、ホームのかさ上げを行うとともに、ホームと車両の隙間解消を実施	検討	実施 ▸名城線・名港線	交通局

341 地下鉄駅のエレベーターの整備	駅施設のバリアフリー化を推進するため、２つの路線が交差する駅のうち改札内でエレベーターによる乗換えができない駅や、交差駅で地上へのエレベーターが１つしかなく多くの利用者が向かう方面にエレベーターがない駅について、新たに整備するとともに、その他の駅についても新たに利用実態の調査を実施	改札内乗換エレベーター ▸整備完了 丸の内駅 ▸整備中 名古屋駅 栄駅 今池駅	改札内乗換エレベーター ▸整備完了 名古屋駅 栄駅 今池駅 交差駅における地上へのエレベーター ▸整備中 御器所駅 伏見駅 本山駅	交通局

❷ 意識のバリアフリーの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
342 障害者理解のための広報啓発	市民が障害者に対する正しい知識と理解を深めることができるよう、障害者と市民のつどいを開催するなど広く市民への啓発を実施し意識のバリアフリーを推進	障害者と市民のつどいの実施 「障害者週間」記念のつどいの実施 名古屋シティハンディマラソンの開催 ▸参加人数　360 人	障害者と市民のつどいの実施 「障害者週間」記念のつどいの実施 名古屋シティハンディマラソンの開催 ▸参加人数　360 人	健康福祉局
343 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	障害などへの理解を促進するため、外見からは支援や配慮を必要としていることがわからない障害者などが周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」や、コミュニケーションをとることが困難な障害者等が必要な支援を求めやすくするための「ヘルプカード」を配布するとともに、市民や事業者に対する啓発を実施	実施 ▸配布数 ヘルプマーク 15,000 個 （平成 30 年度末見込）	実施	健康福祉局

施策２９　多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承をはかります

施策の柱

❶　居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

高齢者向け賃貸住宅の供給促進や住まいに関する情報提供などにより、高齢者世帯や若年・子育て世帯などさまざまな世帯が自らの居住ニーズに応じて適切な住まいを選ぶことができるよう支援します。

❷　安心・安全な住まいの確保

適切な住まいを自力で確保することが困難な世帯が住まいを確保できるようにするため、市営住宅等への入居機会の確保や民間賃貸住宅の入居の円滑化などを進めます。また、入居者の高齢化が進む市営住宅において、団地自治会への支援など団地コミュニティの活性化をはかります。

❸　住宅ストックの質の向上

急速な老朽化が進む市営住宅の長寿命化や建て替え等を通じて、子育て世帯から高齢者世帯までがいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進します。また、長期間使用できる環境に配慮された質の高い住宅の普及啓発をはかるとともに、分譲マンションの適切な維持管理を促進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
住んでいる住宅に満足している市民の割合	73.3%	76%	77%
住まいに関する情報の提供件数	29,767 件	40,000 件	48,000 件
長期優良住宅の認定件数（累計）	26,653 件	40,000 件	60,000 件

関連する個別計画

◆住生活基本計画

現状と課題

❶（**現状**）少子化・高齢化の進行に伴い家族形態が多様化し、平成 27（2015）年度には、世帯総数に占める単身世帯の割合が 42.2％まで増加している中で、住まいに対するニーズも多様化しています。

【課題】さまざまな世帯が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて豊かな住生活を実現するため、その居住ニーズを満たす適切な住まいを選択できる環境づくりが求められています。

◇ **家族類型別世帯数の推移と将来推計**

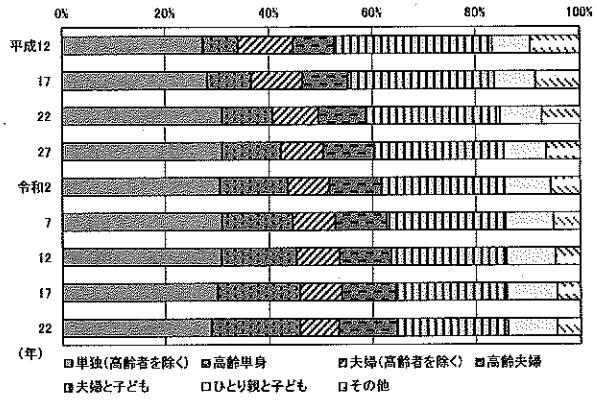

出典：実績値：統計なごや web 版 国勢調査結果より作成
推計値：名古屋市推計（平成 30 年 10 月 1 日時点）

❷（**現状**）今後、夫婦と子からなる核家族世帯の減少、高齢単身世帯やひとり親世帯の増加などが見込まれる中で、適切な住宅を自力で確保することが困難な住宅確保要配慮者も多様化しつつあります。

【課題】特に、高齢者や障害者、ひとり親、外国人、低額所得者などの住宅確保要配慮者については、適切な住まいを確保することの困難さ、住まいをめぐる生活上のトラブル、地域での社会的な孤立などを解消していくことが求められています。

◇ **市営住宅集会所での入居者間の交流の様子**



❸（**現状**）住宅数が世帯数を上回る状況が続いており、住宅ストックが増え続けています。一方、住宅の寿命は 30 年程度と欧米に比べて短く、建設時から解体時における環境への負荷が懸念されます。

【課題】住宅が量的に充足する中では、既存の住宅ストックを改善し、有効活用するとともに、地球環境にやさしく、長く住み継がれる住宅に更新していく取り組みが求められています。

◇ **住宅数・世帯数の推移**

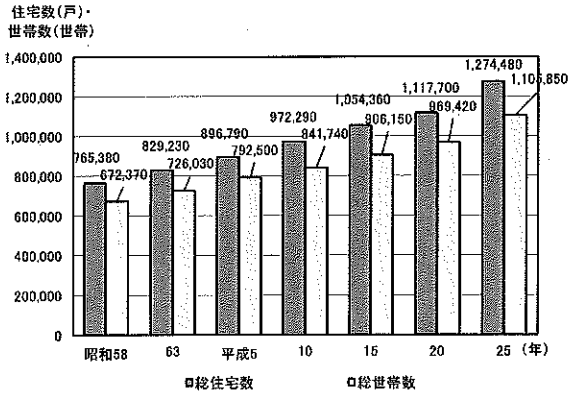

出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

❶ 居住ニーズに応じて住まいを選択するための支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
344 高齢者向け賃貸住宅の供給促進	高齢者の多様な居住ニーズに対応するため、バリアフリー化され、見守りや緊急時対応サービスを備えた、身体状況に応じ必要なサービスの提供がある民間の高齢者向け賃貸住宅の登録等を通じて、その供給を促進	実施 ▸供給戸数 5,313 戸（累計）	実施 ▸供給戸数 7,900 戸（累計）	住宅 都市局
345 住まいに関する情報提供	子育て期や高齢期など、ライフステージに起因するさまざまな居住ニーズやライフスタイルの多様化に対応して、市民が適切な住まいを選択できるようにするため、住まい・空き家利活用に関する各種制度の案内や専門家による相談受付等を実施	情報提供 29,767 件	情報提供 40,000 件	住宅 都市局

❷ 安心・安全な住まいの確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
346 市営住宅等への入居機会の確保	住宅確保要配慮者の市営住宅等への入居機会を確保するため、その特性に応じて入居できる募集枠を設定するなど、多様なニーズに対応した入居者募集を実施	実施	実施	住宅 都市局
347 市営住宅入居者のきずなづくりへの支援	入居者の高齢化が進む市営住宅において、団地コミュニティの活性化をはかるため、高齢者の見守りや団地自治会への支援等を実施	市営住宅ふれあい創出事業の実施	市営住宅ふれあい創出事業の実施	住宅 都市局
348 民間賃貸住宅への入居の円滑化	民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットの機能強化をはかるため、民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対する入居相談や居住支援の促進等に向けて取り組むとともに、登録住宅への経済的支援を実施	入居相談の実施 居住支援協議会の設置 登録住宅への住宅改修費・家賃減額・家賃債務保証料減額補助の実施	入居相談の拡充 居住支援協議会の運営 居住支援活動の実施 登録住宅への住宅改修費・家賃減額・家賃債務保証料減額補助の実施	住宅 都市局

❸ 住宅ストックの質の向上

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
349 市営住宅等の整備	既存の市営住宅ストックの有効活用と質の向上をはかるため、老朽化した市営住宅の長寿命化や建て替え等を通じて、子育て世帯から高齢者世帯までがいきいきと安心して暮らせる団地への再生を推進	市営住宅の建て替え 358 戸供用開始 市営住宅等の維持管理	市営住宅の建て替え 1,100 戸供用開始 （5 か年） 市営住宅等の維持管理 「市営住宅等アセットマネジメント実施方針（仮称）」の策定及び基金の設置	住宅都市局
350 長期優良住宅の認定	住生活の向上及び環境への負荷の低減をはかるため、長期にわたり良好な状態で使用できる長期優良住宅の認定を実施	実施 26,653 件（累計）	実施 38,400 件（累計）	住宅都市局
351 分譲マンション管理への支援	分譲マンションの高経年化や入居者の高齢化が進む中で、建物の適切な維持管理や建て替えを促すため、管理組合による自主的な活動への支援を実施	管理組合の登録件数 474 組合（累計） 管理組合への専門家派遣	管理組合の登録件数 500 組合（累計） 管理組合への専門家派遣	住宅都市局

施策３０　市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します

施策の柱

❶ 環境に配慮した活動の促進

環境デーなごやをはじめとするイベントの開催や情報発信により、環境問題への意識を共有し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すとともに、事業者の環境への配慮に関する支援や相談を充実させるほか、次世代自動車の普及啓発やエコドライブ※の促進など、市民・事業者の環境保全活動を促進します。

また、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、あらかじめ適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価制度の適切な運用をはかります。

❷ 環境教育・協働取組の促進

ESD（持続可能な開発のための教育）※やSDGs※の理念を踏まえ、持続可能な社会に向けた人づくり・人の輪づくりを推進するため、市民や事業者が環境問題を自らの課題として捉え、その解決に向け主体的に行動できるよう、なごや環境大学などの分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を活用し、市民、事業者、教育機関、行政の協働を進めます。

さらには、分野横断的な取り組みとして、環境と経済・社会の三側面をつなぐ協働の取り組みを推進することにより、三側面の統合的な向上をはかり、好循環を生み出します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.2%（平成29年度）	55%	60%
エコ事業所※認定数（累計）	2,092件	3,250件	4,300件
市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数（累計）	445団体	495団体	565団体

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画　◆名古屋市役所環境行動計画2030　◆なごや環境学習プラン

※**エコドライブ**：ふんわりスタートやアイドリング・ストップなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の運転方法や使い方。

ESD（持続可能な開発のための教育）：Education for Sustainable Development の略。一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

現状と課題

❶（**現状**）本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。

一方、環境問題を解決するために自らが行動することが必要と強く思う市民の割合が 4 割程度に留まるなど、市民の環境問題への意識は横ばいの状況が続いています。

環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業者を認定するエコ事業所認定制度による認定数が年々増加しているものの、近年、認定数が鈍化傾向にあります。

◇ **環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合の推移**

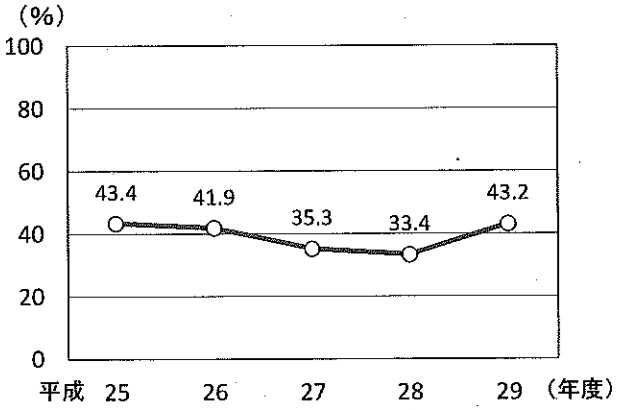

出典：環境対策に関する市民アンケート

【課題】 多様な環境問題への理解を促進するため、参加しやすい機会やわかりやすい情報の提供を通じて、環境に配慮した活動をとる市民の拡大をはかる必要があります。

事業規模や形態に関わりなく、多くの事業者が環境保全活動を実施するよう促す必要があります。

❷（**現状**）今日の環境問題は社会や経済のさまざまな課題とも複雑に関係しており、行政だけで解決できず、協働での取り組みが必要であることから、市民・事業者などの多様な主体による活動と連携・協力が重要となっています。本市においては、多様な主体がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や問題意識を持ち寄って学び合い、次なる行動に結びつくネットワークづくりを進めています。

また、社会経済情勢が著しく変化する中では、行政が環境施策を推進するにあたり、環境保全上の効果を最大限に発揮することに留まらず、同時に経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらすような施策展開をはかることが重要となっています。

【課題】 分野や主体、世代を超えて交流・連携する場を提供することにより、協働して環境問題に取り組むネットワークの拡大をはかるとともに、環境問題と経済・社会的課題の同時解決に向け、環境と経済・社会の統合的向上のための分野横断的な施策展開をはかる必要があります。

※**SDGs**：Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標。
エコ事業所：事業活動における環境に配慮した取り組みを自発的かつ積極的に実施している事業所を、本市が「エコ事業所」として認定し、自主的な取り組みを支援するもの。

施策を推進する事業

❶ 環境に配慮した活動の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
352 環境デーなごやの開催	環境に配慮した具体的な行動を実践する契機を提供するため、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域で環境についての講座や自然観察会などのエコイベントを行う地域行事や、さまざまな主体が日頃の環境活動の成果を発信する中央行事を実施	地域行事の実施 799回 中央行事の実施	地域行事の実施 中央行事の実施	環境局
353 エコ事業所認定制度の推進	事業者の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、環境に配慮した行動に積極的に取り組む事業所をエコ事業所、優良エコ事業所として認定するとともに、優秀な取り組みを実践している事業所の表彰及び優秀事例の紹介により、事業者の環境保全意欲の向上を促進	実施 ▸エコ事業所認定数 2,092件（累計） ▸優良エコ事業所認定数 227件（累計）	実施	環境局
354 環境保全・省エネルギー設備資金融資	中小企業者の環境保全対策を促進するため、公害防止対策、自動車対策、省エネルギー等による地球温暖化対策などに必要な資金の融資及び利子補助を実施	実施 ▸融資件数　4件	実施	環境局
355 自動車環境対策の推進	大気環境の向上、地球温暖化防止を推進するため、次世代自動車の普及啓発につとめるほか、名古屋市自動車公害対策推進協議会を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 11台 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進 ▸公用車総台数に占める次世代自動車の割合　16.9% （平成29年度）	バス・トラックなどを対象とした最新規制適合自動車への買い替え補助 低公害車・低燃費車の普及啓発 公用車への次世代自動車の導入促進	環境局

356 環境影響評価制度の運用	道路や鉄道の建設など一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度の適切な運用を実施	実施	実施	環境局

❷ 環境教育・協働取組の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
357 なごや環境大学の推進	持続可能な地球社会を支える人づくり・人の輪づくりを目的として、行動する市民、協働する市民として、「共に育つ（共育）」ことを促進するため、市民・市民団体、企業、教育機関、行政の協働による共育講座や、交流会などを実施	共育講座などの企画運営 講座企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 445 団体（累計）	共育講座などの企画運営 講座企画者などによるネットワークづくりの推進 なごや環境大学を支える団体数 495 団体（累計）	環境局
358 なごや環境大学 SDGs 未来創造クラブの推進	持続可能な都市の実現をはかるため、なごや環境大学に SDGs 未来創造クラブを設立し、多様なステークホルダーが協働する仕組みを構築するとともに、環境と経済・社会の統合的向上をはかる取り組みを推進	設立に向けた検討	推進 ▸ネットワークづくりの推進 ▸環境と経済・社会の統合的向上をはかるプロジェクトの実施	環境局
359 環境学習センターの運営	市民一人ひとりの環境に対する理解を深め、環境にやさしい行動へとつなげるため、身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習センターにおいて環境学習プログラムやテーマ別展示による解説を展開し、環境教育を体系的・総合的に推進	運営 ▸利用者数 31,547 人	運営 ▸利用者数 40,000 人	環境局

都市像４　快適な都市環境と自然が調和したまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
360 環境教育･学習の推進	持続可能な社会の担い手づくりを推進するため、次世代を担う子どもの各段階に応じた環境学習を支援するとともに、講習会や観察会など地域に密着した実践活動や普及啓発を推進	市内の幼稚園・保育園の「なごやエコキッズ実施園」認定数　524 園 市立の小・中・高・特別支援学校の「なごやエコスクール」認定数　全校 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の実施	市内の幼稚園・保育園の「なごやエコキッズ実施園」認定数　全園 市立の小・中・高・特別支援学校の「なごやエコスクール」認定数　全校 保健福祉センターにおける実践活動や普及啓発の実施	環境局

施策３１　低炭素都市づくりを進めます

施策の柱

❶ 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

太陽光発電設備や蓄電システムの導入を促進するなど再生可能エネルギーの導入を拡大し、温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに災害時にも有効となる自立・分散型エネルギーの導入をはかります。

また、地球温暖化に関する国民運動（COOL CHOICE※）と連携した啓発や省エネルギーについての相談業務を行うなど、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促し、人工排熱の低減によるヒートアイランド現象※への対策にもつなげていきます。

❷ 低炭素なまちづくりの推進

先進的な環境配慮の取り組みを普及させるとともに、燃料電池自動車の普及促進をはかるなど、利用段階で二酸化炭素を排出せず、将来の再生可能エネルギーの導入拡大を見据えた余剰電力の貯蔵手段として期待される水素エネルギーの利活用を推進することで、都市の低炭素化をはかるとともに産業振興や快適な暮らしの実現などにつなげます。

さらに、地域冷暖房など地域におけるエネルギーの共同利用や、総合的な環境性能にすぐれた建築物の新築等を促進するなど、低炭素で快適なまちづくりを進めます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,472万トン（平成28年度）	1,384万トン（令和3年度）	1,172万トン
太陽光発電設備の導入容量	197,832kW（平成29年度）	288,300kW（令和4年度）	370,000kW
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	41.7%（平成29年度）	45%	50%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画　◆低炭素都市2050なごや戦略　◆低炭素都市なごや戦略第2次実行計画
◆都市計画マスタープラン

※**COOL CHOICE**：温室効果ガス排出量の削減のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。
ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。

現状と課題

❶ **（現状）**本市の温室効果ガスのほとんどは、石油、天然ガスなどのエネルギー使用により発生しています。

平成 28（2016）年度の本市の温室効果ガス排出量は、近年との比較では横ばいの状況が続いていますが、平成 2（1990）年度と比べると、「家庭」、「マイカー」、「オフィス・店舗等」の部門で増加しています。

全国で平成 24（2012）年から始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などにより、本市では太陽光発電設備が急速に普及しましたが、近年は買取価格が低下したことに伴い、導入量の伸びが鈍化しています。

【課題】節電や車に過度に依存しない交通行動への転換、省エネ機器や設備の導入などを促すことでエネルギー消費を減らし、温室効果ガス排出量の削減をはかっていくことが必要です。

また、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大をはかっていくことが必要です。

◇ **温室効果ガス排出量の推移**

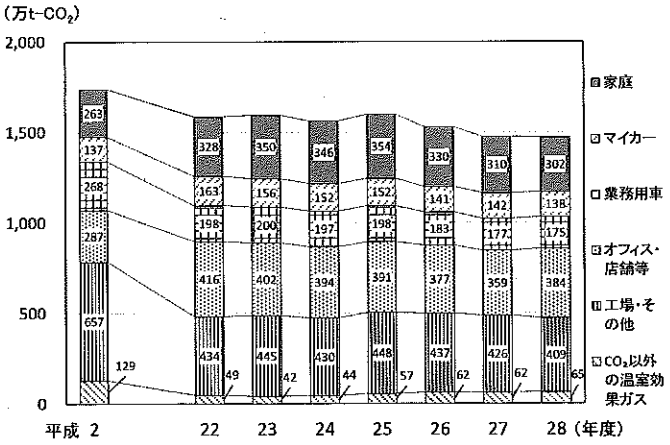

出典：名古屋市作成

◇ **温室効果ガス排出量の内訳（平成 28（2016）年度）**

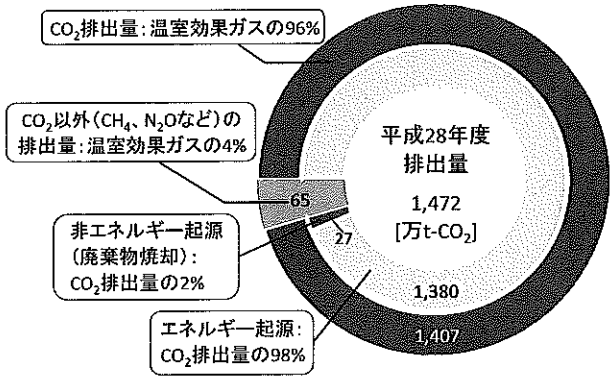

出典：名古屋市作成

❷ **（現状）**市内各所での開発事業を低炭素なものへと誘導するため、先進的な環境技術の導入など低炭素なまちと暮らしの姿を具体的に示すモデルとして、みなとアクルス開発事業、錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクトの 2 事業を低炭素モデル地区事業として認定しています。また、新たなエネルギーの選択肢として、利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用が期待されています。

地域におけるエネルギーの共同利用を進めるため、地域冷暖房の導入を促進しており、平成 30（2018）年 4 月現在、14 地区で地域冷暖房施設が導入されています。

【課題】まちづくりに先進的な環境技術や仕組みを広く普及させるとともに、水素エネルギーの利活用の拡大をはかることにより、都市の低炭素化を進め、産業振興や快適な暮らしの実現などにもつなげていくことが必要です。

また、建物間のエネルギーの共同利用を促進し、効率的なエネルギー利用を進めることにより、都市環境の保全や省エネルギーの推進をはかる必要があります。

施策を推進する事業

❶ 再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
361 住宅の低炭素化促進	再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギーの推進のため、太陽光発電設備やZEH※、災害時の在宅避難の際にも有効となる蓄電システムの導入補助などを実施し、住宅の低炭素化を促進	導入補助の実施 ▸太陽光発電設備 669件 ▸ZEH　108件 ▸蓄電システム 157件 名古屋市ソーラーパワー診断マップの公開	導入補助の実施 導入促進策の実施	環境局
362 低炭素なライフスタイルの実践に向けた啓発	低炭素なライフスタイルへの転換を促すため、環境行動促進アプリを活用した普及啓発や国が進める国民運動（COOL CHOICE）と連携した広報、イベントなどを実施	環境行動促進アプリの開発 緑のカーテン事業の実施 ▸参加者数　539組	環境行動促進アプリの活用 国民運動（COOL CHOICE）と連携した広報やイベントの実施 緑のカーテン事業の実施 省エネ家電普及事業の実施	環境局
363 省エネルギー訪問相談	事業者の事業活動における省エネルギー対策を促進するため、店舗やオフィスビルなどの事業所を定期的に訪問し、事業形態や資力に応じた省エネルギーに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施	実施 ▸相談件数　1,964件	実施 ▸相談件数　2,000件	環境局

※**ZEH**：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、太陽光発電等によりエネルギーを創るとともに、断熱性能の高い窓やLED照明等を導入し省エネルギー化をはかり、正味の年間エネルギー消費量がゼロ以下となる住宅。

364 地球温暖化対策計画書制度の運用	企業の省エネルギー対策を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する企業に地球温暖化対策計画書の作成等を義務づけるとともに、企業への巡回訪問を行い温暖化対策の指導や助言を実施	地球温暖化対策計画書の届出受付 420件 巡回訪問　114件 巡回訪問での指導や助言	地球温暖化対策計画書の届出受付 巡回訪問　130件 巡回訪問での指導や助言	環境局
365 下水汚泥の固形燃料化	バイオマスエネルギーとして下水汚泥を有効に活用するため、下水汚泥から石炭代替燃料として利用可能な固形燃料化物を空見スラッジリサイクルセンターにおいて製造し、近隣施設での有効利用を推進	―	下水汚泥固形燃料化 ▸有効利用の実施	上下水道局

❷ 低炭素なまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
366 水素エネルギーの利活用の推進	利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利用拡大をはかるため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）や燃料電池自動車の普及を促進するなど、水素エネルギーの利活用を推進	推進 ▸燃料電池システム設置補助 補助件数　489件 ▸燃料電池自動車等の普及に向けた調査の実施	推進 ▸燃料電池システム設置補助 ▸全区役所への燃料電池自動車の導入・普及啓発の実施	環境局
367 低炭素モデル地区への支援	低炭素都市づくりを進めるため、事業者との協働による低炭素モデル地区認定事業に対し、地区の特性に応じた技術情報の提供や協働事業の実施など、事業者が先進的な低炭素まちづくりを円滑に進められるよう市民への周知を含め支援を実施	低炭素モデル地区（2地区）への支援 ▸アドバイザーからの意見聴取 ▸広報番組やパンフレット等によるPR	低炭素モデル地区（2地区）への支援 ▸アドバイザーからの意見聴取 ▸広報番組やパンフレット等によるPR 他地域への波及 ▸モデル地区に導入された技術や仕組み等を他事業者へ情報提供	環境局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
368 地域冷暖房の促進	都市環境の保全や省エネルギー化を推進するため、地域冷暖房の供給エリアの拡大やネットワーク化、高効率化を促進	供給中 14 地区（累計） 供給エリアの拡大・ネットワーク化の促進	供給中 14 地区（累計） 供給エリアの拡大・ネットワーク化の促進	住宅 都市局
369 建築物環境計画書の届出	建築物の環境性能の向上に向け、建築主の自主的な取り組みを促進するため、一定の規模を超える建築物の環境性能を総合的に評価しランク付けして公表する制度（CASBEE名古屋）を実施	受理・公表 2,540 件（累計）	受理・公表 3,250 件（累計）	住宅 都市局
370 建築物のエネルギー消費性能の向上の促進	建築物の省エネルギー基準への適合義務化など、住宅・建築物のエネルギー消費性能の向上をはかるための規制・誘導措置を実施	実施	実施	住宅 都市局

施策３２　3Rを通じた循環型都市づくりを進めます

施策の柱

❶ 3Rの推進

循環型都市の実現に向け、容器包装や食品ロスの削減の推進、分別・リサイクルの徹底をはかるとともに、高齢化の進行、ライフスタイル・価値観の多様化による消費購買行動の変化、さらにはプラスチックごみによる海洋汚染といった新たな環境問題を踏まえた国内外の動向等、社会経済情勢の変化に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取り組みを進めます。

さらに、事業用大規模建築物及び多量排出事業者に対する立入指導や、中小事業所等に対する資源化の指導・啓発を実施し、事業系ごみの減量、リサイクルを進めます。

❷ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

3R※の推進によりごみ処理量の削減を進めるとともに、焼却工場の建設や設備更新を行い、安定的な焼却処理体制を確保しつつ、焼却灰の資源化をはかることにより、埋立量の削減をめざします。あわせて、焼却の際に発生する排ガス等の高度処理を行うとともに、熱エネルギーの有効活用を継続して行います。

また、計画的に現有処分場の長寿命化をはかるとともに、その適正な管理・運営につとめます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
ごみ・資源の総排出量	89.6万トン（平成29年度）	88万トン	87万トン
ごみの処理量	61.1万トン（平成29年度）	58万トン	56万トン
ごみの埋立量	4.9万トン（平成29年度）	2.1万トン	2.0万トン
日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	81.4%	85%	90%

関連する個別計画

◆第3次環境基本計画　◆第5次一般廃棄物処理基本計画

※**3R**：「Reduce＝リデュース（発生抑制）」「Reuse＝リユース（再使用）」「Recycle＝リサイクル（再生利用）」の３つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。

現状と課題

❶（**現状**）平成 11（1999）年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んできましたが、近年のごみ処理量は横ばいの状況が続いています。

ごみの発生抑制の取り組みとして、市民・事業者との協働により、容器包装の削減運動や食品ロス削減の取り組みを進めています。

資源の分別・リサイクルを進めるため、容器包装の分別収集や小型家電等の拠点回収を行っています。また、集団資源回収など市民の自主的な活動で古紙などの資源が回収されています。

事業系ごみについては、事業用大規模建築物等に対し年間約 2,000 件の立入指導を行うとともに、中小事業所に対し排出状況の調査や資源化の啓発を行っています。

◇ **ごみ処理量（家庭系・事業系）の推移**

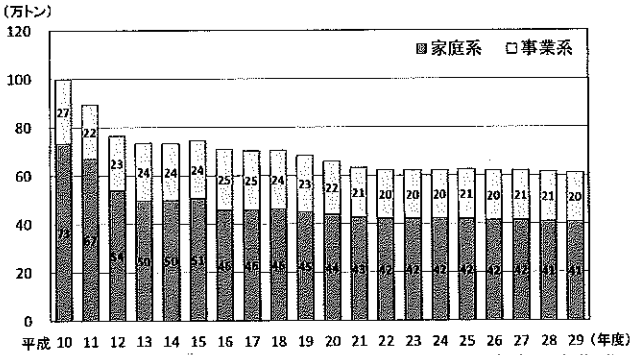

出典：名古屋市作成

◇ **家庭から出るごみと資源の内訳（平成 29（2017）年度）**

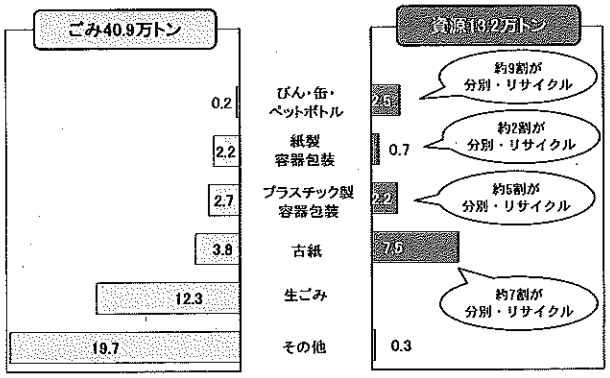

出典：名古屋市作成

高齢化の進行やライフスタイルの多様化をはじめ、地球規模での環境問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染など、社会経済情勢の変化に伴い、ごみ・資源の排出状況などに変化が生じています。

【課題】 さらなるごみ減量を推進するために、「もったいない」という意識の啓発につとめ、消費者の選択という行動を通して 2R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」）の取り組みを進めるとともに、分別を徹底し、資源を無駄なく利活用することが重要です。

社会経済情勢の変化に対応した、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルが求められています。

❷（**現状**）埋立量を削減するため、焼却灰の一部を本市施設で溶融処理し、土木資材等として活用しているほか、民間施設への処理委託により資源化をはかっています。

【課題】 長期的・安定的にごみの処理及び処分を行っていくために、災害リスクやコスト削減などを考慮しながら、工場の計画的な整備を進めるほか、計画的に現有処分場の長寿命化をはかる必要があります。

施策を推進する事業

❶ 3Rの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
371 リデュース・リユースの推進	ごみ減量を推進するため、市民・事業者との協働により容器包装の削減運動や、フードドライブ等の食品ロス削減の取り組みなどを進めるとともに、プラスチックをはじめとする使い捨て製品の発生抑制に向けた施策を検討	推進 ▸容器包装の削減運動の実施 ▸食品ロス削減の普及啓発 ▸使い捨て製品の発生抑制の取り組みの検討	推進 ▸容器包装の削減運動の実施 ▸食品ロス削減の普及啓発 ▸使い捨て製品の発生抑制の取り組みの実施	環境局
372 分別・リサイクルの推進	ごみ減量を推進するため、資源の分別収集や拠点回収を行うとともに、集団資源回収等の市民の自主的な資源化活動を支援するほか、将来を見据え、高齢化の進行やライフスタイルの多様化をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した持続可能な分別・リサイクルのあり方を検討	資源の分別収集等の実施 「分かりやすい・分けやすい」分別区分等の検討 ▸将来的な資源・ごみの排出にかかる課題調査の実施	資源の分別収集等の実施 市民にとって「分かりやすい・分けやすい」区分による分別・リサイクルの実施	環境局
373 事業系ごみの減量・資源化の推進	事業系ごみの減量をはかるため、事業用大規模建築物等に廃棄物減量計画書の提出等を義務づけ、立入指導を行うとともに、中小事業所、テナントビルのオフィス・店舗等に資源化の指導・啓発を実施	事業用大規模建築物等への立入指導の実施　2,162 件 中小事業所への資源化の指導・啓発の実施　14,710 件	事業用大規模建築物等への立入指導の実施 中小事業所、テナントビルのオフィス・店舗等への資源化の指導・啓発の実施	環境局

❷ 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
374 焼却・破砕工場の安定的な運営	衛生的な環境の維持や環境負荷の低減をはかるため、可燃ごみを南陽工場等で、不燃ごみを大江破砕工場等で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグ等の有効利用による資源化、熱エネルギーを有効活用	焼却・破砕工場の運営 金属回収、スラグ生成等による焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用	焼却・破砕工場の運営 金属回収、スラグ生成等による焼却灰の資源化 ごみ発電等による余熱利用	環境局

375 焼却工場の建設、設備更新	災害リスクや地域バランス等を考慮して工場規模の平準化を進めるため、北名古屋工場（仮称）の建設及び富田工場の設備更新を進めた後、老朽化した南陽工場の設備更新を実施	北名古屋工場(仮称) ▸建設工事中 富田工場 ▸環境影響評価 ▸設備更新工事中 南陽工場 ▸環境影響評価 ▸基本設計	北名古屋工場(仮称) ▸竣工（しゅんこう） （令和2年度） 富田工場 ▸環境影響評価 ▸竣工（しゅんこう） （令和2年度） 南陽工場 ▸環境影響評価 ▸設備更新工事の着手	環境局
376 焼却・破砕工場の計画的な整備の推進	将来にわたり安定したごみの焼却・破砕体制を維持するため、南陽工場の設備更新以降の焼却・破砕工場の整備について、災害リスクや長寿命化を考慮して検討するとともに、廃止した山田工場の解体後に、老朽化した西資源センターを移転改築するなど、効果的な活用を推進	施設整備の検討 山田工場解体基本計画の作成	施設整備方針の作成 ▸猪子石工場施設整備計画の作成 山田工場解体工事完了（令和5年度） 西資源センター移転改築完了 （令和5年度）	環境局
377 愛岐処分場の長期利用に向けた整備	長期的かつ安定的な埋立処分を行うため、愛岐処分場を適正に管理・運営するとともに、施設の老朽化が進んでいる浸出水処理施設の改築を実施	愛岐処分場の管理・運営 浸出水処理施設改築の実施設計	愛岐処分場の管理・運営 浸出水処理施設改築完了（令和5年度）	環境局
378 安定的な埋立処分体制の維持	安定的な埋立処分体制を維持するため、愛岐処分場に加え、市内の第二処分場を適正に管理・運営するとともに、愛知県が中心となって整備した広域処分場を可能な限り活用するほか、新規処分場について検討	第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用	第二処分場の管理・運営 広域処分場の活用	環境局

施策３３　世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます

施策の柱

❶ 世界に誇れる都心のまちづくりの推進

リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅のスーパーターミナル化を推進し、高い機能性を有した新時代の交流拠点を創出するとともに、栄地区では、世界に誇れるシンボル空間を形成するなど、国際的・広域的な都市機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかります。

また、名古屋駅周辺・栄・金山地区などの都心においては、民間再開発等の機会を捉え、イノベーションの創出につながるビジネス交流機能や業務機能の集積を促進し、国際競争力を強化するとともに、国内外からの来訪者をもてなす商業・娯楽・芸術文化施設等の集積の促進や情緒あるまちなみの保全により、都心ならではの多様な魅力を向上させます。

❷ 中部国際空港の機能強化及び利用促進

国際的・広域的機能を強化するため、中部国際空港の二本目滑走路をはじめとする空港の機能強化及び航空路線の拡充に向けた取り組みを実施します。

❸ 名古屋港の整備促進

中部圏のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」の実現に向け、コンテナ物流機能をはじめとする港湾機能強化の取り組みを促進します。

❹ 名古屋大都市圏を支える広域交通ネットワークの早期形成

リニア中央新幹線の開業が予定されている名古屋駅や日本のゲートウェイである名古屋港・中部国際空港へのアクセスの向上により、名古屋大都市圏の発展を支えるため、名古屋環状2号線や名古屋高速道路をはじめとする高速道路ネットワークの早期形成と利便性の向上をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
主要駅の乗客数	106万人／日（平成29年度）	110万人／日（令和４年度）	115万人／日（令和11年度）
中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	34都市	39都市	46都市
名古屋港の貿易額	17兆8,214億円（平成30年）	18兆2,669億円（令和５年）	18兆8,906億円（令和12年）

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン　◆都心部まちづくりビジョン　◆名古屋駅周辺まちづくり構想
◆名古屋駅周辺交通基盤整備方針　◆名古屋駅前広場の再整備プラン（中間とりまとめ）
◆市営交通事業経営計画2023　◆栄地区グランドビジョン　◆金山駅周辺まちづくり構想　◆観光戦略

現状と課題

❶（**現状**）リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺地区から伏見地区へと続いている大規模な民間再開発の流れが、機能更新の時期を迎えた栄地区へと波及しつつあります。また、名古屋駅周辺に続き、栄ミナミや長者町界隈（かいわい）など、都心の各所において、本格的なエリアマネジメントの取り組みが始まるなど、地域関係者が中心となったまちづくりが活性化しています。

【課題】リニア中央新幹線の全線開業により形成されるスーパー・メガリージョンの中心に位置する交流拠点として、ストロー現象などの影響を最小限に抑え、開業によるプラスの効果を最大限に活用する必要があります。そのため、圏域の成長をけん引する都心機能の強化や、民間投資の誘導など地域のまちづくりをより活性化する取り組みを行うとともに、リニア中央新幹線の速達性を最大限に活（い）かす交通結節機能の強化をはかる必要があります。

❷（**現状**）平成 29（2017）年度の中部国際空港における航空旅客数は 1,153 万人、発着回数は 10 万回と、過去最高の水準に迫る数字を記録しました。

【課題】国際拠点空港としてのさらなる発展をめざし、訪日外国人旅行者の増加への対応や地域の国際競争力向上に向け、空港機能の強化と需要拡大をはかる必要があります。

◇ **中部国際空港旅客数・発着回数の推移**

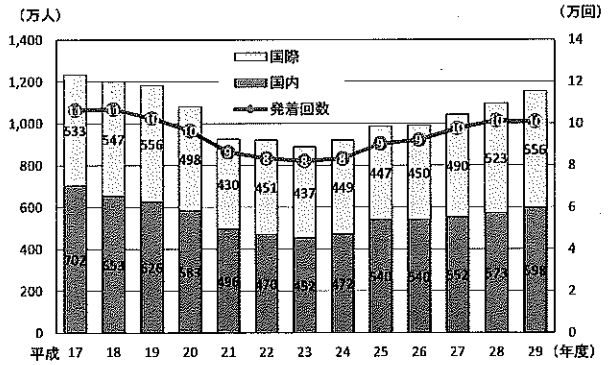

出典：中部国際空港株式会社「利用実績」

❸（**現状**）名古屋港は、世界の約 160 の国や地域と貿易で結ばれており、平成 30（2018）年の港湾別の貿易額は国内第一位、貿易黒字額は 21 年連続国内第一位を記録するなど、日本のゲートウェイとして大きな役割を果たしています。

【課題】地域の国際競争力向上に向け、引き続き、一層の港湾物流の機能強化を促進する必要があります。

◇ **名古屋港の貿易額の推移**

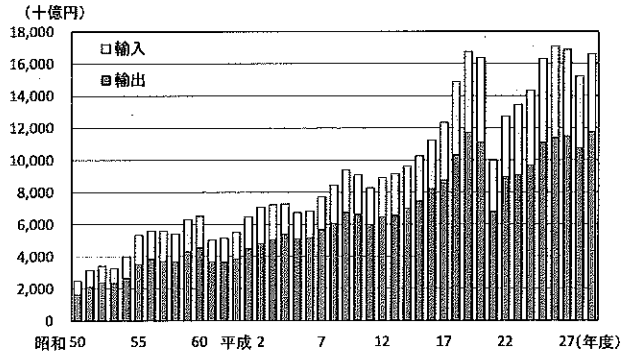

出典：財務省「貿易統計」

❹（**現状**）名古屋高速道路が全線開通し、現在は名古屋環状 2 号線など広域交通基盤の整備が進められています。

【課題】名古屋大都市圏の中枢都市として、圏域の国際競争力向上に向け、名古屋駅と、世界と名古屋を結ぶ窓口となる名古屋港・中部国際空港や市域外の拠点都市とのアクセスを支える道路ネットワークを形成し、国際的・広域的な拠点機能・交流機能を高めることが必要です。

施策を推進する事業

❶ 世界に誇れる都心のまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
379 リニア中央新幹線の整備促進	東京と大阪を結び新たな大動脈となるリニア中央新幹線の早期全線開業をはかるため、東海旅客鉄道株式会社が実施している品川－名古屋間のリニア中央新幹線の整備を促進	整備促進	整備促進	住宅 都市局
380 名古屋駅ターミナル機能の強化	リニア中央新幹線の開業により形成されるスーパー・メガリージョンの中心拠点にふさわしい交通機能と空間機能を兼ね備えたスーパーターミナルの実現のため、駅へのアクセス性の向上や交通結節機能の強化、ユニバーサルデザイン等に基づく空間形成を実施	設計・協議	設計・協議・整備推進	住宅 都市局 交通局
381 リニア駅周辺の面的整備	名古屋大都市圏の玄関口にふさわしい魅力や風格のある駅前空間を形成するため、リニア駅の上部空間を有効に活用するとともに、周辺の面的整備を実施	関係機関協議	関係機関協議・事業着手	住宅 都市局
382 名古屋駅周辺の地域資源を活かしたまちづくりの推進	リニア中央新幹線の開業に向け、名古屋駅周辺地区の魅力向上及び回遊性の強化等をはかるため、柳橋界隈等の地域資源を活かしたまちづくりを推進	魅力・回遊性向上等の調査	魅力・回遊性向上等の実施	住宅 都市局
383 ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善の推進	名古屋駅周辺の国際競争力の向上をはかるため、名古屋駅からささしまライブ24地区や名駅南地区へのにぎわい創出とあわせたアクセス改善を推進	関係機関協議、計画作成	整備推進	住宅 都市局
384 ささしまライブ24地区の整備	国際歓迎・交流拠点の形成をめざした官民連携によるまちづくりを推進するため、土地区画整理事業による道路・公園などの都市基盤整備や親水空間の整備を推進	整備中 ▸建物等移転 ▸都市計画道路・区画道路等 ▸公園・広場・親水空間	事業完了	住宅 都市局

385 都市計画道路笹島線(東側区間）の整備	名古屋駅周辺に集中する自動車交通に対応するため、自動車ネットワークを強化し、名駅通に集中する交通の分散をはかる笹島線（東側区間）の整備を推進	事業化検討	事業中	住宅 都市局
386 栄地区まちづくりプロジェクトの推進	都心部の核である栄地区において、多様な主体との連携のもと、にぎわいに満ちた空間づくりを進めるため、栄地区まちづくりプロジェクトを推進	久屋大通の再生 ▸北エリア・テレビ塔エリア 事業中 ▸南エリア 整備内容の検討 オアシス 21 の高質な維持管理 ▸バスターミナルの集約化 ▸指定管理者制度を活用した維持管理 公有地開発（栄角地等）の推進 ▸事業化方策の検討 界隈(かいわい)性の充実 ▸エリアマネジメントの一部実施	久屋大通の再生 ▸北エリア・テレビ塔エリア 供用開始 （令和 2 年度） ▸南エリア 事業中 オアシス 21 の高質な維持管理 ▸指定管理者制度を活用した維持管理 公有地開発（栄角地等）の推進 ▸事業中 界隈(かいわい)性の充実 ▸エリアマネジメントの拡大	住宅 都市局
387 金山地区におけるまちづくりの推進	金山駅周辺まちづくり構想の実現に向け、コンセプト、基本方針、土地利用構想に基づく施策を展開し、まちづくりを推進	地区整備計画の検討	地区整備計画の策定 公有地開発にかかる民間事業者公募 事業着手	住宅 都市局
388 都心部における魅力的まちづくりの推進	リニア時代にふさわしい圏域の中枢としての都心部の形成のため、さまざまな地域の民間再開発の促進をはかるとともに、エリアマネジメントの推進など、多様な主体による地域資源を活(い)かしたまちづくりを推進	「都心部まちづくりビジョン」策定	「都心部まちづくりビジョン」に基づく取り組みの実施	住宅 都市局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
389 民間再開発の促進	リニア時代にふさわしい魅力にあふれた名古屋都心の形成をはかるため、都市再生特別地区などの活用や事業費補助の実施などにより、民間再開発を促進	錦二丁目７番地区 ▸工事中 東桜一丁目１番地区 ▸都市計画決定 栄四丁目１番地区 ▸都市計画提案 ノリタケの森地区 ▸都市計画決定 民間再開発の事業化促進	錦二丁目７番地区 ▸工事完了 東桜一丁目１番地区 ▸工事完了 栄四丁目１番地区 ▸工事完了 ノリタケの森地区 ▸工事完了 民間再開発の事業化促進	住宅 都市局

❷　中部国際空港の機能強化及び利用促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
390 中部国際空港の機能強化及び利用促進	国際的・広域的機能を強化するため、中部国際空港の二本目滑走路をはじめとする空港の機能強化を推進しつつ、関係団体とともに空港の利用促進や航空会社へのエアポートセールスなど、航空路線の拡充に向けた取り組みを実施	二本目滑走路などの機能強化の推進 エアポートセールスの実施 航空路線を利用した渡航促進	二本目滑走路などの機能強化の推進 エアポートセールスの実施 航空路線を利用した渡航促進	総務局

❸　名古屋港の整備促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
391 名古屋港の整備促進	コンテナ貨物はじめバルク貨物や完成自動車を取り扱う総合港湾である名古屋港において、物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めるため、国及び名古屋港管理組合が行う港湾整備を促進	新土砂処分場を含む港湾整備の促進	新土砂処分場を含む港湾整備の促進	住宅 都市局

❹ 名古屋大都市圏を支える広域交通ネットワークの早期形成

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
392 名古屋高速道路の利便性の向上	名古屋高速道路のさらなる利便性の向上をはかるため、名古屋環状2号線西南部・南部の整備にあわせた連絡路の整備、高速道路出入口の追加・改良等による駅とのアクセス性の向上、環境への配慮を含めた適正な維持管理などを実施	名古屋西 JCT 内連絡路 ▸事業中 高速道路出入口の追加・改良等 ▸設計・協議	名古屋西 JCT 内連絡路 ▸供用開始 （令和 2 年度） 高速道路出入口の追加・改良等 ▸事業着手	住宅 都市局
393 名古屋環状 2 号線の整備促進	名古屋環状2号線が名古屋高速道路とともに名古屋大都市圏の道路網の骨格を形成し、環状道路として迂回機能を発揮するため、専用部（西南部・南部区間）と一般部 4 車線化の整備促進の要望活動と関係機関との調整を実施	整備促進	整備促進 ▸専用部（西南部・南部区間）の供用開始（令和 2 年度）	住宅 都市局

施策３４　国際的に開かれたまちづくりを進めます

施策の柱

❶ 国際交流の推進

姉妹友好都市や各分野において提携する都市をはじめ、第20回アジア競技大会などを契機として諸外国との交流を推進するとともに、学生の留学・派遣を促進し、市民の国際感覚の醸成をはかります。

❷ 多文化共生の推進

外国人市民※への情報提供サービスの充実や、日本語学習機会の拡充、災害時の支援体制の確保とともに、日本人市民と外国人市民の交流と相互理解を促進し、日本人・外国人を問わずすべての市民が安心・安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進します。また、外国人児童生徒に対し、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進などをはかるとともに、日本の学校に早期に適応できるよう支援を行います。さらに、外国語や外国の文化にふれる機会を拡充するなど、互いの文化や考え方を尊重する気持ちを育成します。

❸ 国際貢献の推進

外国人留学生の生活基盤整備や交流支援などを行い、誘致につなげます。また、JICA（国際協力機構）を通じた研修員の受け入れや技術指導・助言を行う職員の海外派遣などにより、国際貢献を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	33.7%	40%	40%
外国人留学生数※	7,701人	9,700人	12,500人

関連する個別計画

◆第2次多文化共生推進プラン　◆第3期教育振興基本計画

※**外国人市民**：名古屋市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど外国の文化を背景に持つ人など、外国にルーツを持つ人。
外国人留学生数：市内の高等教育機関（大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・日本国内の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設）及び日本語教育機関に通う外国人留学生数をさす。出典は日本学生支援機構による。

現状と課題

❶（**現状**）平成 29（2017）年 10 月に新たにフランスのランス市と姉妹都市提携を結び、本市は現在、6 都市からの使節団の受け入れや、ロサンゼルス交歓高校生の派遣・受け入れ、姉妹友好都市提携周年記念事業などを実施しています。

【課題】各姉妹友好都市の観光や経済を PR する機会を設けるほか、名古屋への来訪を促す取り組みなどを通じ、市民との交流の場を増やすことが必要です。

◇ **ランス姉妹都市提携調印式**



❷（**現状**）名古屋大都市圏の中枢都市として、企業や大学などの高等教育機関が多く集積する本市には多くの外国人市民が暮らしており、近年大幅に増加しています。今後は外国人労働者の受け入れ拡大に向けた法改正に伴い、外国人市民はさらなる増加が見込まれます。

【課題】すべての市民が互いの文化的差異を認め合い、安心・安全な生活を送ることができるよう、多文化共生意識の向上や、外国人市民の生活基盤の安定をはかることが重要です。

◇ **外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なこと（上位 7 項目）**

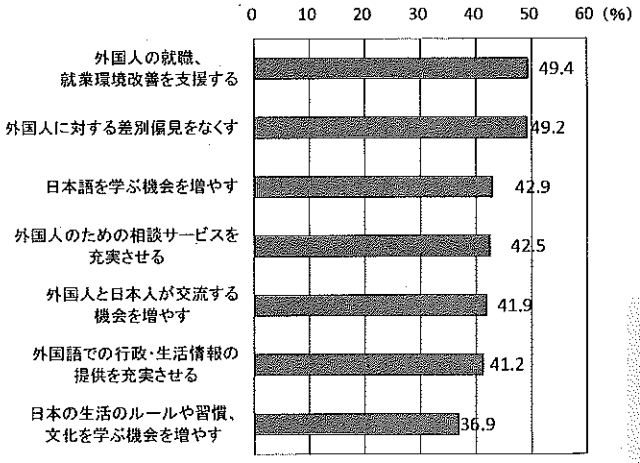

出典：外国人市民アンケート（平成 27 年）

❸（**現状**）外国人留学生向け宿舎の提供など生活面における支援をはじめ、開発途上国からの研修員受け入れや職員の海外派遣を通じた技術協力など、国際的な貢献活動を行っています。

【課題】留学生同士の交流を促進するとともに、日本で就職を希望する留学生の支援を行うほか、開発途上国の水問題解決に向けて技術協力を実施するなど、引き続き国際貢献を推進していくことが必要です。

◇ **JICA を通じた国際協力活動**

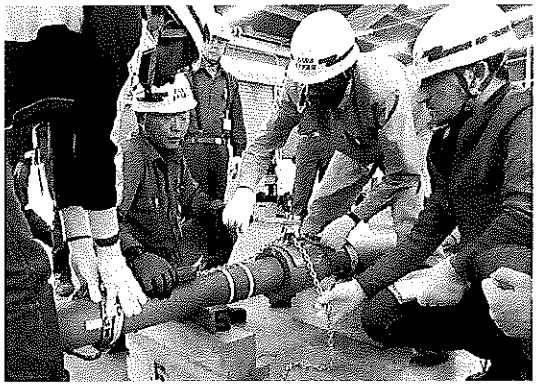

施策を推進する事業

❶ 国際交流の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
394 市立大学における学生･研究者の海外相互交流の推進	関係機関等と連携し、地域の国際化に貢献するため、留学生の積極的な受け入れや学生の派遣・留学の促進による国際感覚豊かな人材の育成と研究者の派遣・受け入れの促進	実施	実施	総務局
395 外国諸都市との交流推進	外国諸都市とのつながりを深め、市民の国際感覚の醸成をはかるため、幅広い交流を通じて両市民の相互理解と友好親善を促進する姉妹友好都市交流と、アジアを中心とした都市と分野を特定した交流を行うパートナー都市交流を推進	姉妹友好都市からの使節団受入実施 姉妹友好都市提携周年記念事業の実施 パートナー都市連携に関する指針の整理	姉妹友好都市からの使節団受入実施 姉妹友好都市提携周年記念事業の実施 パートナー都市と各分野において実益ある交流の実施	観光文化交流局

❷ 多文化共生の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
396 地域における情報の多言語化	外国人市民に必要な情報を伝えるため、多様な言語・手段による情報提供と、外国人市民が身近に相談できる環境を整備	多言語によるウェブサイトでの情報発信の実施 国際センター情報サービスコーナーの運営 名古屋転入ウェルカムキットの配布 テレビ電話通訳の実施 国際センターにおける各種相談事業の実施	多言語によるウェブサイトでの情報発信の実施 国際センター情報サービスコーナーの運営 名古屋転入ウェルカムキットの配布 テレビ電話通訳の実施 国際センターにおける各種相談事業の実施	観光文化交流局
397 地域社会に対する多文化共生の意識啓発	多文化共生に対する理解を促進するため、地域住民等に対する啓発事業を実施	多文化共生推進月間の実施 NIC 地球市民教室の運営	多文化共生推進月間の実施 NIC 地球市民教室の運営	観光文化交流局

398 外国人向け防災事業	災害時に外国人市民の安全を確保するため、日本の災害や防災についての情報を提供するとともに、災害語学ボランティア制度の管理運営やウェブサイト等を活用した多言語での情報提供を実施	外国人防災啓発事業の実施 災害時の外国人支援体制の確保	外国人防災啓発事業の実施 災害時の外国人支援体制の確保	観光文化交流局
399 日本語学習の支援	外国人市民が日常に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、日本語学習機会の拡充を支援	NIC日本語の会の運営	NIC日本語の会の運営 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の実施	観光文化交流局
400 日本語指導が必要な児童生徒の支援	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応をはかるため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営	日本語指導講師の配置 ▸小学校　27名 ▸中学校　4名 母語学習協力員の配置 ▸小学校　30名 ▸中学校　8名 日本語教育相談センターの運営 初期日本語集中教室の運営 日本語通級指導教室の運営	日本語指導講師の配置 母語学習協力員の配置拡充 母語指導補助員の配置拡充 日本語教育相談センターの運営 初期日本語集中教室の運営 日本語通級指導教室の運営	教育委員会

❸　国際貢献の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
401 留学生の支援	留学生が安心して勉強に専念することができるよう支援するため、国際留学生会館の運営に対し補助するとともに、留学生の誘致につなげるため、ニーズを把握した上で本市に関する情報提供や学生同士の交流を促進	国際留学生会館の運営補助 なごや留学生フレンドシップ事業	国際留学生会館の運営補助 留学生の交流促進	観光文化交流局

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
402 JICA を通じた国際協力	開発途上国の水問題解決に寄与するため、JICA を通じて研修生を受け入れるとともに、技術指導・助言を行う職員を海外に派遣	実施	実施	上下水道局

施策３５　港・水辺の魅力向上をはかります

施策の柱

❶ 名古屋港の魅力向上に向けた拠点整備

名古屋大都市圏のものづくりを支える名古屋港では物流機能との調和をはかりつつ、市民や来訪者に親しまれる親水性の高い魅力とにぎわいのある拠点整備を進めます。

金城ふ頭では、国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化や民間によるアミューズメント施設の開業など魅力向上を一体的に進めるとともに、域内の回遊性を高め、広域からも来訪者が訪れるような新しい名古屋の名所づくりを進めます。

ガーデンふ頭では、水族館や親水性などを最大限活用しながら、ふ頭全体の再開発を進めることにより、隣接する地区のまちづくりとあわせて、港まちの魅力とにぎわいを生み出します。

❷ 堀川・中川運河の再生・活用

堀川では、市民団体との協働による水質浄化の取り組みなどにより、良好な水辺環境の形成をはかるとともに、オープンカフェやイベントを実施するなど、水辺空間を利活用することでにぎわいづくりを進め、魅力向上をはかります。

中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	747万人	900万人	1,100万人
名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	32.2%	50%	70%
中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数	426人	650人	1,000人

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン　◆築地ポートタウン計画　◆中川運河再生計画　◆堀川まちづくり構想

現状と課題

❶ **（現状）** 金城ふ頭では、「レゴランド®・ジャパン・リゾート」や商業施設「メイカーズ ピア」が開業するなど、新たなにぎわい拠点の形成が進んでいます。ガーデンふ頭では、港らしさが感じられる空間づくりを推進しており、博物館「南極観測船ふじ」がリニューアルオープンしました。

【課題】 金城ふ頭では、レゴランド®ジャパン・リゾートの拡張や国際展示場の再整備をはじめとする開発の着実な推進と駐車場運営の改善を進め、さらなるにぎわい創出と活性化をはかる必要があります。ガーデンふ頭では、ふ頭全体の再開発を進め、さらなるにぎわいを創出するための新たな魅力を創出していく必要があります。

❷ **（現状）** 堀川をはじめとした河川等で、水辺空間の整備や水質の改善などに取り組んでいます。また、水辺空間を利活用したイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加しています。中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導などを進めるとともに、水上交通定期運航・モニタリング調査として、ささしまライブ 24 地区とガーデンふ頭、金城ふ頭を結ぶ「クルーズ名古屋」の運航を行いました。

【課題】 堀川では、水質の浄化など水辺環境のさらなる改善や、周辺まちづくりとの連携などによるにぎわい創出が必要となっています。中川運河では、ものづくりの発展を下支えしてきた歴史的役割を尊重しながら、交流・創造の場の創出、良好な水環境の創出などの取り組みにより再生をはかっていく必要があります。また、堀川や中川運河、名古屋港等が連携した水上交通を活性化する必要があります。

◇ **金城ふ頭**



◇ **ガーデンふ頭**

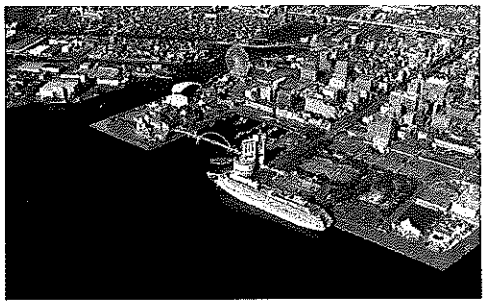

◇ **堀川（堀川フラワーフェスティバル）**



◇ **中川運河（キャナルアート）**

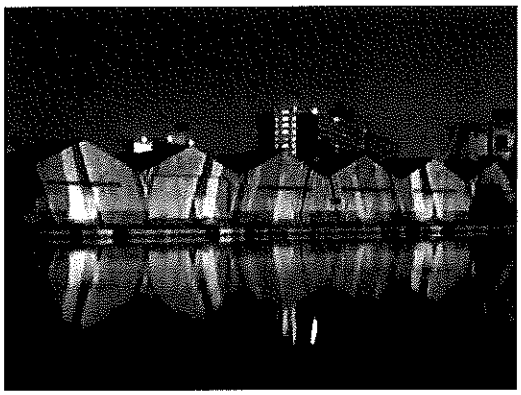

施策を推進する事業

❶　名古屋港の魅力向上に向けた拠点整備

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
403 金城ふ頭開発の推進	世界の技術・情報・人々が交流する拠点の形成をめざすため、国際交流拠点として国際展示場の再整備によるコンベンション機能の強化、アミューズメント施設など都市機能の誘導を一体的に進めるなど、金城ふ頭開発を推進	国際展示場歩行者デッキの整備検討 レゴランド®・ジャパン・リゾート拡張調整 開発用地の公募準備	国際展示場歩行者デッキ供用開始 （令和４年度） レゴランド®・ジャパン・リゾート拡張調整 公募事業者による施設開発	住宅都市局
404 ガーデンふ頭の再開発の推進	既存施設を活かしながらガーデンふ頭全体の再開発を進めるため、名古屋港管理組合とともに、隣接地域と一体となった港らしさが感じられるまちづくりを推進	「築地ポートタウン計画」の推進 「ガーデンふ頭再開発基本計画」の促進	「築地ポートタウン計画」の推進 「ガーデンふ頭再開発基本計画」の促進	住宅都市局

❷　堀川・中川運河の再生・活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
405 うるおいと活気のある堀川再生	水辺空間に親しむ機会を増やすため、民産学官の協働により、河川空間を利活用することでにぎわいづくりを進めるとともに、水質浄化を進め良好な水辺環境の形成を推進	河川空間を利活用したイベントの開催日数　117日 堀川における水質の環境目標値の達成率（BOD※）　62.5%（平成29年度）	河川空間を利活用したイベントの開催日数　130日 堀川における水質の環境目標値の達成率（BOD）　100%	緑政土木局

※**BOD**：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素量で、河川の汚濁を表す代表的な指標。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味する。

406 中川運河の再生	うるおいや憩い、にぎわいをもたらす中川運河へと再生をはかるため、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導、堀止における緑地の整備、水質の改善、災害に対する防災機能の強化、市民活動への支援などにより、中川運河の再生を推進	にぎわい施設の誘導 堀止緑地の整備 水質改善の検討・実施 市民活動への支援 にぎわい創生プロジェクトの推進	にぎわい施設の誘導 堀止緑地の整備完了 水質改善の検討・実施 市民活動への支援 にぎわい創生プロジェクトの推進	住宅 都市局
407 水上交通の活性化	熱田、名古屋城やささしまライブ24地区などの歴史資産や拠点をめぐる新たな水上交通網の実現と、熱田と桑名を結ぶ旧東海道唯一の海路である七里の渡しの復活をはかるため、中川運河、堀川と名古屋港などを連絡する水上交通の運航を推進	中川運河 ▸定期運航モニタリング 堀川 ▸運航拡充に向けた検討等 ▸基礎調査等	中川運河 ▸民間による運航 堀川 ▸運航拡充 ▸沿川資源の活用方策の検討・推進	住宅 都市局

施策３６　魅力的な都市景観の形成を進めます

施策の柱

❶ 良好な景観形成の誘導

名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育てていくため、名古屋城眺望景観保全などの景観法に基づく届け出等において助言指導を行うとともに、景観アドバイザー制度、市長表彰など多面的な取り組みにより、魅力的な都市景観の形成を進めます。

❷ 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

市民が名古屋のまちの景観的魅力について誇りと愛着を持って語ることができるよう、市民との協働のもと情報の共有化・発信を進めて興味関心を高めるとともに、地域における景観まちづくりの取り組みを推進します。

❸ 違反広告物対策の推進と安全対策の強化

屋外広告業者の指導などを通じた広告物の適正な設置や管理を促すとともに、市民や地域とも連携しながら違反広告物の簡易除却や是正指導、安全点検に取り組みます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
名古屋の中で好きなまちの風景がある市民の割合	65.3%	70%	75%
市民参加によって景観づくりを進めている地区数（累計）	11地区	12地区	13地区
違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	339回	260回以上	260回以上

関連する個別計画

◆都市計画マスタープラン　◆都市景観基本計画　◆景観計画

現状と課題

❶（**現状**）景観計画を策定し、名古屋城の眺望景観保全に取り組むなど都市景観の創造・保全に関する各種施策を実施しています。特に良好な景観の形成を進める地区を都市景観形成地区として、平成 31（2019）年 4 月現在、8 地区指定しています。

【課題】活気があり歴史の深みが感じられる景観形成の取り組みを進める必要があります。

◇ **四間道都市景観形成地区**

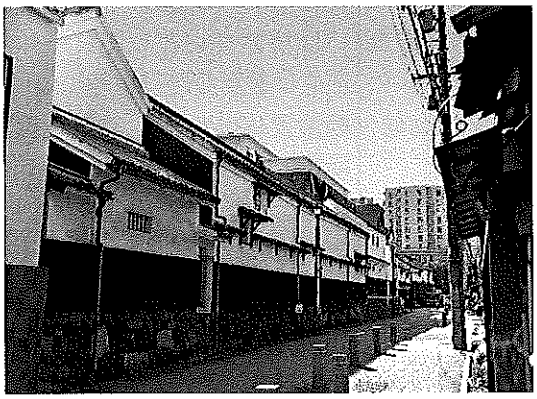

❷（**現状**）すぐれた都市景観の形成に寄与している建築物等の表彰と景観に関する市民意識の高揚をはかることを目的に、まちなみデザインセレクションを実施しています。

【課題】地域の特色を活かした景観形成を市民との協働のもと進めるとともに、市民が名古屋のまちの景観的魅力について誇りと愛着を持つことができるよう、関心を高めていく必要があります。

◇ **山崎川の桜（まちなみデザイン 20 選）**



❸（**現状**）屋外広告業の登録や違反広告物の簡易除却など広告物の不適正な設置や管理の防止につとめるとともに、安全点検の義務化など広告物の安全対策の強化につとめています。

【課題】違反広告物の除却件数は減少傾向にありますが、除却対象とならないものについて適切な是正指導を行うとともに、安全点検を確実に実施する必要があります。

◇ **違反広告物追放推進団体による除却活動**

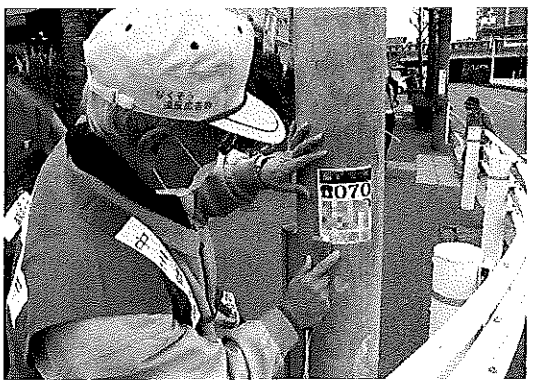

施策を推進する事業

❶ 良好な景観形成の誘導

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
408 景観重要建造物、都市景観重要建築物等の指定及び助成	歴史的または文化的な価値を有するものや、地域のランドマークあるいはシンボルとして良好な景観の形成に重要な建築物等について、景観重要建造物や都市景観重要建築物等として指定し、保存活用をはかるとともに助成事業を実施	景観重要建造物等 ▸指定　62 件 助成事業の実施	指定の継続 助成事業の実施	観光文化交流局
409 景観法に基づく届出制度	良好な景観形成を誘導するため、大規模建築物・工作物のほか、都市景観形成地区内での建築物の新築等について、景観形成基準への適合の確認、助言指導を実施するとともに、景観アドバイザーによる助言指導を実施	実施 ▸届出　227 件	実施	住宅都市局
410 景観アドバイザー制度	良好な景観形成を誘導するため、建築物・工作物担当、広告物担当の各アドバイザーが、原則一週間に一度、相談日を設けて、市民・事業者に直接、助言指導を実施	実施 ▸相談　400 件	実施	住宅都市局

❷ 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
411 地域の特色を活かした景観まちづくりの推進	地域の特色を活かした景観まちづくりのため、都市景観形成地区の基準に合った景観形成を誘導することや、景観づくり等を地域とともに推進するとともに、公共空間等における屋外広告物の活用を推進	実施	実施	住宅都市局
412 景観に関する市民意識の啓発	景観に関する市民意識を啓発するため、魅力的な風景やまちなみを市民とともに発掘、発信、共有するまちなみデザインセレクションなどの市民参加型の啓発事業や、名古屋の個性的な景観についての PR を実施	まちなみデザインセレクションの実施	まちなみデザインセレクションの実施 名古屋の景観についての PR の実施	住宅都市局

413 都市景観助成制度	良好な景観形成を支援するため、都市景観形成地区内で景観形成に寄与する行為、都市景観市民団体の活動等に関して助成金を交付	実施	実施	住宅 都市局

❸ 違反広告物対策の推進と安全対策の強化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
414 屋外広告物の表示許可	良好な景観の形成や風致を維持するため、屋外広告物の表示許可を実施	実施 ▸表示許可 11,169 件	実施	住宅 都市局
415 屋外広告業の登録	不良業者を排除し、良質な業者を育成することにより、違反広告物が表示されない体制を構築するため、屋外広告業の登録を実施	実施 ▸新規登録・更新 149 件	実施	住宅 都市局
416 違反広告物追放推進団体・推進員制度	市民と行政が一体となって良好な都市景観の維持・向上をはかるため、路上の違反広告物の除却活動をする違反広告物追放推進団体・推進員制度を実施	実施 ▸簡易除却　339 回	実施	住宅 都市局

施策３７　歴史・文化芸術に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します

施策の柱

❶ 名古屋城など歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり

本市の魅力資源の象徴である名古屋城については、天守閣木造復元などの整備を進め、特別史跡としての価値の継承と魅力向上をはかります。また、武家文化や文化のみち、有松をはじめとした市内の歴史的建造物や町並み、文化財、人々の伝統的な営みの保存・活用などにより、名古屋の歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。

❷ 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

市民一人ひとりが気軽に文化芸術にふれ、創造性を高めることができるよう、未来を担う若手の育成や、市民会館をはじめとする文化施設の改修・整備など、将来を見据えた文化への投資を行い、文化芸術を活かしたまちづくりを進めます。

❸ 市民による魅力発信の促進

名古屋の魅力資源に関する情報を市民へ発信し、市民のまちに対する誇りや愛着（シビックプライド）を醸成・高揚させることで、市民による自発的な市内外への発信を促します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
満足した名古屋の観光資源として、歴史的な施設と答えた観光客※の割合	69.6%（平成29年）	80%（令和５年）	86%（令和12年）
市の文化施設の利用率	92.1%	90%以上	90%以上
名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	59.8%	78%	82%

関連する個別計画

◆名古屋魅力向上・発信戦略　◆観光戦略　◆歴史まちづくり戦略　◆歴史的風致維持向上計画
◆特別史跡名古屋城跡保存活用計画　◆第3期教育振興基本計画　◆歴史文化基本構想
◆文化振興計画

※**観光客**：本指標における観光客は、名古屋城または熱田神宮を訪れた人を対象としている。

現状と課題

❶（**現状**）長い歴史を積み重ねながら発展してきた名古屋のまちには、古くから伝わる貴重な歴史資源が数多く残されています。

【**課題**】文化財をはじめ市内に残されている多くの歴史的資源を活用し、名古屋独自の魅力として市民や観光客へ発信し、誘客へつなげていく必要があります。

◇ **指定・登録文化財件数**

区分	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	135	106	62	303
無形文化財	0	0	2	2
民俗文化財	0	2	51	53
記念物	8	0	9	17
重要伝統的建造物群保存地区	1	－	－	1
合計	144	108	124	376
国登録文化財	101	－	－	101

出典：名古屋市作成

❷（**現状**）文化や芸術にふれることについて大切だと思う市民の割合は 9 割近くに達しています。しかしながら、文化の創造発信の拠点であり市民の文化活動の場でもある文化施設は、昭和 47（1972）年に開館した市民会館をはじめとして、多くが老朽化しています。

【**課題**】今後も身近で文化芸術にふれる機会を市民へ提供するとともに、文化施設を地域の発展を支える交流の場とすることで、まちづくりの核としての役割を果たせるようにしていくことが必要です。

◇ **文化や芸術にふれることを大切だと思う市民の割合**

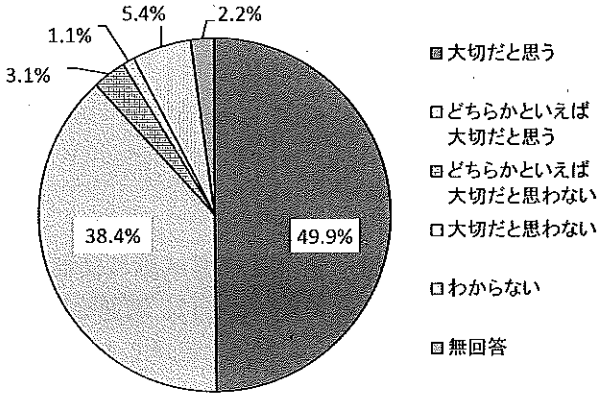

出典：市政アンケート（平成 27 年度）

❸（**現状**）平成 28（2016）年度の調査に続き、平成 30（2018）年度の「都市ブランド・イメージ調査」においても、名古屋は全国 8 都市で最も魅力に欠けるまちで、都市イメージが確立されていないという結果が示されました。

【**課題**】名古屋の魅力を磨き上げ、都市としてのブランド力を高めることで、市民一人ひとりが名古屋独自の魅力に愛着や誇りを持てるようにすることが必要です。

◇ **「最も魅力的に感じる都市」「最も魅力に欠ける都市」に選ばれた割合**

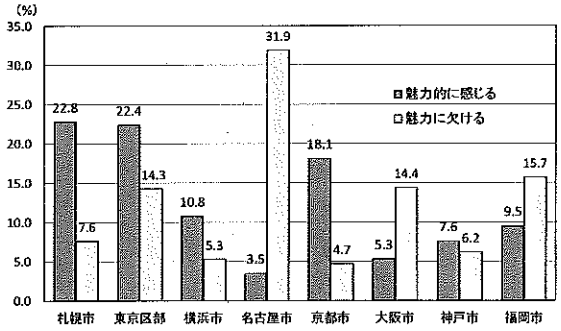

出典：名古屋市「都市ブランド・イメージ調査」（平成 30 年度）

施策を推進する事業

❶ 名古屋城など歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
417 名古屋城の整備	名古屋城の本質的価値の理解を促進するため、戦災により焼失した天守閣を史実に忠実に木造復元するほか、石垣の保存整備、二之丸庭園の保存整備等を実施	天守閣 ▸実施設計 ▸木材の製材 石垣 ▸修復工事 ▸発掘調査・測量 二之丸庭園 ▸発掘調査・測量 ▸保存整備工事 二之丸地区 ▸整備基本調査 展示収蔵施設 ▸建築工事	天守閣 ▸竣工（令和４年度） 石垣 ▸修復工事 ▸発掘調査・測量 二之丸庭園 ▸発掘調査・測量 ▸保存整備工事 二之丸地区 ▸基本構想の策定・推進 展示収蔵施設 ▸供用開始（令和２年度）	観光文化交流局
418 名古屋城の調査研究	特別史跡名古屋城跡の価値を明らかにするとともに、適切な保存活用を行い次世代に継承していくため、調査研究センターを新設し、特別史跡名古屋城跡が有する文化財や資料等に関する学術的・総合的な調査研究を実施	他都市事例調査	調査研究センターの新設（令和元年度） 調査研究の実施	観光文化交流局
419 名古屋城の魅力向上事業	名古屋城の魅力向上や誘客をはかるため、夜間のイベント等の開催時の開園時間の延長や、民間事業者のノウハウを活用した多彩なイベントの開催などを実施	民間事業者と連携したイベント等の実施	民間事業者と連携したイベント等の実施	観光文化交流局
420 金シャチ横丁構想の推進	名古屋の近世武家文化のシンボルである名古屋城及びその周辺の魅力を一層向上させるとともに、国内外からの来訪者に対して名古屋の魅力を発信するため、金シャチ横丁構想を推進	第二期整備計画の策定	第二期整備計画の推進	観光文化交流局

施策37　歴史・文化芸術に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します

421 名古屋城を核とした魅力向上の推進	名古屋城を起点とした、有松・桶狭間までの「歴史・文化魅力軸」と、名古屋港地区までの「まちづくり・ものづくり魅力軸」という2つの魅力軸における回遊性の向上をはかるため、軸上の各エリアと名古屋城を結ぶマップの作成やイベント等を行い、魅力を創出・発信	実施	実施	観光文化交流局
422 名古屋まつりの開催	まつりを通じて、名古屋の伝統、文化、魅力にふれてもらうため、郷土英傑行列をはじめとした行列行事・会場行事を実施	実施 ▸来場者数 2,210,159人	実施 ▸65周年事業 （令和元年度）	観光文化交流局
423 伝統的建造物群保存地区保存事業の推進	歴史的な町並みの維持向上をはかるため、伝統的建造物群保存地区に指定している有松地区において、現状変更行為の許可や伝統的建造物の修理等に対する補助等を実施	規制及び補助の実施 ▸補助件数 5件（累計） 防災計画の検討	規制及び補助の実施 ▸補助件数 25件（累計） 防災計画の策定・推進	観光文化交流局
424 町並み保存事業の推進	市内に残る歴史的な町並みを保存するため、町並み保存地区において、指導・助言及び補助を実施	指導・助言及び補助の実施 ▸補助件数 407件（累計）	指導・助言及び補助の実施 ▸補助件数 442件（累計）	観光文化交流局
425 歴史的建造物の保存活用の推進	身近な歴史的建造物の保存活用を推進するため、身近な歴史的建造物の登録・認定制度の運用や、歴史的資産を活かしたまちづくりへの啓発活動、経済的支援及びなごや歴まちびとによる技術的支援を実施	実施 ▸登録・認定制度の運用 264件（累計）	実施 ▸登録・認定制度の運用 300件（累計）	観光文化交流局
426 歴史まちづくり事業の推進	「歴史・文化魅力軸」上に位置づけられている東海道や核となる熱田・有松などの歴史・文化の魅力を向上・発信するため、啓発事業や、拠点となる公開施設の整備を実施	実施 ▸熱田魚問屋モニュメントの整備 ▸まち歩きコースの提供などスマートフォンによる情報発信	実施 ▸歴史的建造物の公開活用及び歴史的資源の活用による情報発信 ▸まち歩きコースの提供などスマートフォンによる情報発信	観光文化交流局

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
427 文化のみちの推進	名古屋の近代化の歩みを伝える歴史的な遺産の宝庫である「文化のみち」の魅力を向上・情報発信するため、歴史的建造物の保存や歴史的建造物を活用したイベントなどを実施	文化のみちの施設(4施設）の活用・管理 文化のみちにおけるイベントの実施	文化のみちの施設(4施設）の活用・管理 文化のみちにおけるイベントの実施	観光文化交流局
428 伊藤家住宅の保存・活用	四間道町並み保存地区の中心となる愛知県指定有形文化財の伊藤家住宅について、地域の共有財産として保存・活用を推進	建物調査の実施 活用検討調査の実施	保存・活用の推進	観光文化交流局
429 揚輝荘の保存・活用	城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設として活用するため、市民共有の歴史・文化遺産である揚輝荘の修復整備を実施	南園 ▸聴松閣の公開 北園 ▸北園の暫定公開 ▸伴華楼等の修復整備方針の検討	南園 ▸聴松閣の公開 北園 ▸北園の暫定公開 ▸伴華楼等の修復整備の推進	観光文化交流局
430 熱田神宮駅前地区におけるまちづくりの推進	熱田神宮駅前地区の活性化のため、熱田区役所南未利用地の有効活用をはかるとともに地域と連携した当地区のまちづくりを推進	未利用地活用のあり方検討 まちづくり協議会の設立・活動支援	未利用地暫定活用の推進 未利用地活用事業化検討	住宅都市局
431 博物館、秀吉清正記念館の運営	歴史・文化に対する興味・関心を深め、市民に名古屋独自の魅力を伝える機会を提供するため、博物館及び秀吉清正記念館において、常設展・特別展等を実施	常設展・特別展等の開催　31回 教育普及事業の実施　16回 資料の調査・収集等 ▸猿猴庵※の本　1冊刊行	常設展・特別展等の開催 教育普及事業の実施 資料の調査・収集等 ▸猿猴庵の本　年1冊刊行	教育委員会

都市像5　施策37

※**猿猴庵**：高力猿猴庵(こうりきえんこうあん)（1756～1831 年)。本名は種信（たねのぶ）といい、知行 300 石の中級クラスの尾張藩士で、名古屋城下の風俗や事件を取材した記録絵本を多数残した文筆家兼画家。

432 博物館の魅力向上	博物館が市民のニーズに応えこれからも魅力的な施設であり続けるための基本構想を策定し、構想に基づき博物館の整備を推進するとともに、秀吉清正記念館の展示内容の充実等について検討を実施	検討	整備推進	教育委員会
433 秀吉研究の推進	名古屋出身の武将豊臣秀吉の学術研究を促進するとともに、市民の郷土愛の定着に資するため、博物館と秀吉清正記念館において、豊臣秀吉文書集を刊行	刊行 第1～第5（累計）	刊行 全9巻	教育委員会
434 蓬左文庫の運営	尾張徳川家の伝来品により、近世武家文化※の魅力を世界に向けて発信するため、徳川美術館と連携した展示や、研究者との連携による蔵書の調査・研究、学術情報の発信を実施するとともに、徳川園や建中寺などの近隣施設と連携し地域魅力の発信を推進	徳川美術館との連携による展示会の開催 6回 名古屋叢書※第4編－1の出版 講演会等の実施 3回	徳川美術館との連携による展示会の開催 名古屋叢書第4編－2～3の出版 講演会等の実施	教育委員会
435 歴史の里しだみ古墳群の運営	古墳時代の営みなどの歴史学習と自然体験を通じて、子どもから大人まで楽しみながら歴史を学ぶことのできるよう、守山区上志段味地区に残る古墳群を活用した「歴史の里しだみ古墳群」を運営	「歴史の里しだみ古墳群」の工事完了	開業（令和元年度） 体験プログラム・講演会・古墳ガイドツアー等の実施 埋蔵文化財発掘調査 国指定史跡志段味古墳群の追加指定に向けた整備検討	教育委員会

※**近世武家文化**：近世は江戸時代を示す時代区分で、武家文化は、公家文化・町人文化に対する用語。蓬左文庫においては、尾張徳川家で育まれた武家の文化（作法・学問・武芸・教養など）を対象としている。
名古屋叢書：江戸時代の名古屋・尾張藩を知るための歴史資料を活字化して出版した資料集。戦前から計画が進み、名古屋市制70周年事業として出版を開始。蓬左文庫が昭和34（1959）年から平成2（1990）年までに69冊を刊行、200を超える書物を活字化したもので、名古屋研究の共通基礎資料となっている。

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
436 山車行事継承の支援	山車を使った祭を後世に継承するため、山車の保存・修理等や後継者育成事業に対する補助等による支援の実施	山車の保存・修理等に対する補助の実施 16件 後継者育成事業に対する補助の実施 2件 山車修繕等に対する指導 指定文化財山車調査の実施	山車の保存・修理等に対する補助の実施 後継者育成事業に対する補助の実施 山車修繕等に対する指導 指定文化財山車調査の実施	教育委員会
437 文化財活用事業	文化財の活用により本市の魅力向上をはかるため、名古屋城や熱田神宮、志段味古墳群などの名古屋を代表する文化財のさらなる活用を進めるとともに、旧町名や地割跡、神社仏閣の由来など身近なまちの文化財の価値を明らかにしていくなどの取り組みを推進	文化財活用講座・イベントの実施 地域文化財の情報発信 埋蔵文化財の活用	文化財活用講座・イベントの実施 地域文化財の情報発信 埋蔵文化財の活用 市内の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画の策定	教育委員会
438 文化財保護事業	名古屋に残る歴史的資産を後世に継承していくため、文化財の指定や文化財保存修理事業等への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査等を実施	文化財の指定に関する文化財調査委員会での調査 保存修理事業等への補助　15件 埋蔵文化財の発掘調査 4件	文化財の指定に関する文化財調査委員会での調査 保存修理事業等への補助 埋蔵文化財の発掘調査	教育委員会

❷ 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
439 文化芸術活動の支援・活用	文化芸術がまちなかに広がることで、都市の魅力向上や地域活性化をはかるため、芸術家等の創造活動を支援・活用する事業を実施	やっとかめ文化祭の実施 ▸伝統芸能の公演 ▸まちなか披露等 アッセンブリッジ・ナゴヤの実施 ▸名古屋港周辺エリアにおける空き家を活用した展覧会やまちなかを会場とした演奏会等 新たな文化施策推進体制の検討	やっとかめ文化祭の実施 ▸伝統芸能の公演 ▸まちなか披露等 アッセンブリッジ・ナゴヤの実施（令和 2 年度まで） ▸名古屋港周辺エリアにおける空き家を活用した展覧会やまちなかを会場とした演奏会等 新たな文化施策推進体制の検討・実施 名古屋独自の文化をまとめた冊子「芸どころ名古屋」の作成・活用	観光文化交流局
440 名古屋フィルハーモニー交響楽団の活動支援	交響管弦楽による音楽芸術の普及向上をはかり、文化の発展に寄与するため、名古屋フィルハーモニー交響楽団による演奏活動を支援	演奏事業 年間 106 回 まちかどコンサート 年間 20 回 魅力向上事業 ▸中高生への演奏指導 ▸東京公演 ▸海外公演の検討	演奏事業 年間 110 回 まちかどコンサート 年間 23 回 魅力向上事業 ▸中高生への演奏指導 ▸東京公演 ▸海外公演	観光文化交流局
441 あいちトリエンナーレの開催	愛知・名古屋から新たな文化芸術を発信し、地域の文化芸術の活性化と魅力向上をはかるため、現代美術の国際展「あいちトリエンナーレ」を 3 年ごとに開催	あいちトリエンナーレ 2019 の開催準備	あいちトリエンナーレ 2019 の開催（令和元年度） あいちトリエンナーレ 2022 の開催（令和 4 年度）	観光文化交流局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
442 ユネスコ・デザイン都市なごやの推進	「ユネスコ・デザイン都市なごや」としての魅力を一層向上させるとともに、国内外に向けて広く発信するため、創造都市ネットワークを活用した他都市との交流事業や、若手の人材育成等を実施	交流・PR事業 人材育成事業 デザイン啓発事業	交流・PR事業 人材育成事業 デザイン啓発事業	観光文化交流局
443 文化施設の運営・整備	市民文化の振興をはかるため、公会堂、市民会館、文化小劇場等の文化施設を運営するとともに、市民会館をはじめとする文化施設の役割を整理した上で、市民会館の整備を実施	文化施設の運営 文化施設のあり方検討	文化施設の運営 新たな市民会館の整備推進	観光文化交流局
444 美術館の運営	市民が質の高い美術文化に接することのできる機会を提供し、美術文化の継承発展をはかるため、優れた美術品を市民の財産として収集し、適切に保存・公開するとともに、国内外の優れた美術品を紹介する展覧会や教育普及事業等を実施	常設展・特別展等の開催　11回 教育普及事業 221件 資料の調査・収集・修復等	常設展・特別展等の開催 教育普及事業 200件 資料の調査・収集・修復等	教育委員会

❸　市民による魅力発信の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
445 シビックプライド醸成に向けたプロモーションの推進	低迷する市民推奨度を向上させるため、名古屋駅周辺や名古屋城・文化のみちなど本市の魅力資源が集積するエリアを題材とした、誇りや愛着につながる情報を市民に効果的に発信するプロモーションを実施	実施 ▸プロモーションツール（ポスター・パンフレット等）の制作 ▸イベントを活用した魅力発信 ▸名古屋応援会議の開催 ▸魅力資源の発掘・活用にかかる調査研究 ▸名古屋子ども王位戦の開催	実施	観光文化交流局

施策 37　歴史・文化芸術に根ざした魅力向上をはかるとともに、市民による魅力発信を促進します

施策３８　観光の振興・MICE（マイズ）の推進と情報発信により交流を促進します

施策の柱

❶ 名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信

市内各地に豊富に存在する武将ゆかりの歴史・文化芸術や、なごやめし・ポップカルチャーをはじめとした名古屋の特色や魅力を向上させるとともに、積極的な情報発信につとめます。また、周辺の観光地や旅行会社など民間事業者とも連携し観光プロモーションを行うことで、多くの観光客が訪れる活気あふれる都市をめざします。

❷ 受入環境の整備と海外からの誘客促進

国内外からの来訪者が楽しく快適に過ごせるよう、民間事業者と連携した観光情報の提供や観光案内の機能強化、情報の多言語化、観光施設等のトイレの洋式化など、受入環境の整備に取り組むとともに、海外からの観光客誘致に向けたプロモーションを実施します。

❸ MICEの推進による多様な交流の促進

ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活（い）かし、プロモーションの強化や支援制度の充実などによる全国的・国際的なMICE※の誘致や、その基幹インフラとなる国際展示場・国際会議場の整備・運営に取り組むことにより、国内外の交流を促進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
観光総消費額	3,501億円（平成29年）	6,000億円（令和５年）	１兆円（令和12年）
観光客の満足度	78.2%（平成29年）	90%（令和５年）	90%以上（令和12年）
外国人宿泊者数	165万人（平成29年）	370万人（令和５年）	520万人（令和12年）
国際会議の年間開催件数	183件（平成29年）	248件（令和４年）	305件（令和11年）

関連する個別計画

◆名古屋魅力向上・発信戦略　◆観光戦略　◆東山動植物園再生プラン新基本計画
◆第3期教育振興基本計画　◆市営交通事業経営計画2023

※**MICE（マイス）**：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

現状と課題

❶（**現状**）近年、本市を訪れる観光客数はゆるやかな増加傾向にありますが、観光総消費額は伸び悩んでいます。

【課題】交流人口の拡大や地域経済の活性化をはかるためには、幅広い経済波及効果をもたらす観光を重要な産業の一つと捉え、観光コンテンツの創造・発掘・磨き上げを進めるとともに、本市ならではの魅力や強みをターゲットごとにわかりやすく伝える戦略的な PR に取り組む必要があります。

◇ **観光総消費額の推移**

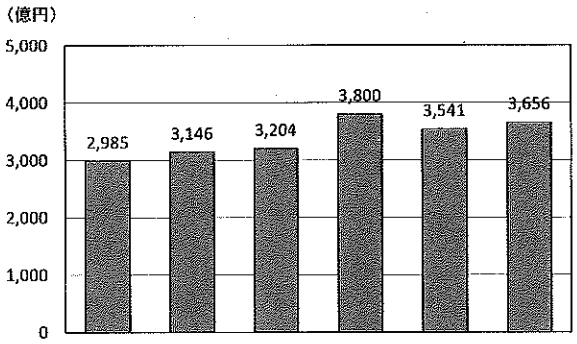

※平成 29 年調査より、調査対象期間を年度から暦年に変更
出典：名古屋市「観光客・宿泊客動向調査」

❷（**現状**）本市を訪れる外国人は増加傾向にあり、平成 29（2018）年の外国人延べ宿泊者数は約 165 万人となっています。愛知県内の競技場で一部の試合が行われる令和元（2019）年のラグビーワールドカップ 2019 をはじめ、令和 2（2020）年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、本市においてもインバウンドのさらなる増加が期待されます。

◇ **訪日外国人宿泊者数の推移**

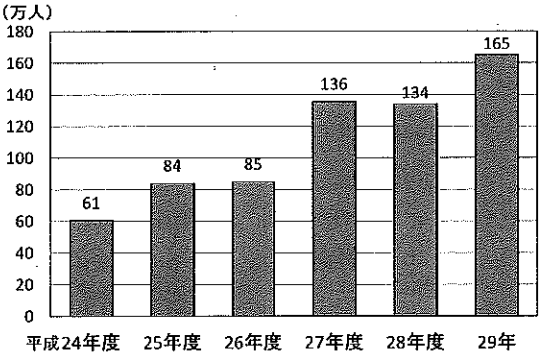

※平成 29 年調査より、調査対象期間を年度から暦年に変更
出典：名古屋市「観光客・宿泊客動向調査」

【課題】インバウンドの促進に向けた取り組みのほか、国内外からの観光客のさらなる増加に向け、多様なニーズに対応したきめ細かいおもてなしを行うことが必要です。

❸（**現状**）MICE は企業活動や研究・学会活動による交流や経済活動など高い付加価値を有していることから、近年その重要性が認知され、MICE 誘致のための都市間競争が激しくなっています。

【課題】産業や研究機関の集積という当地域の強みを活（い）かし、他都市との差別化をはかり、MICE 誘致の推進や開催支援の充実、国際展示場・国際会議場の整備拡充などを進め、MICE 開催地として選ばれる都市となるよう取り組んでいく必要があります。

◇ **国際会議の開催件数の推移（他都市比較）**

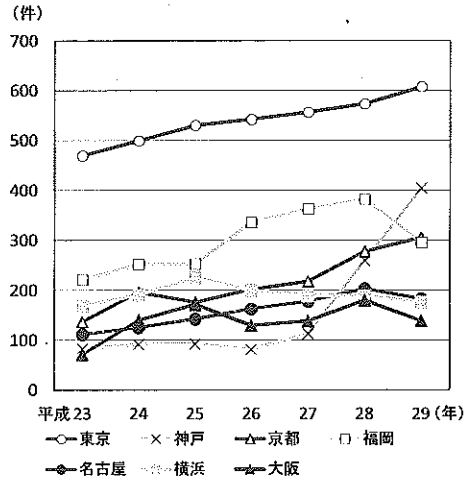

出典：JNTO「国際会議統計」

施策を推進する事業

❶　名古屋が誇る魅力資源の磨き上げと観光情報の発信

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
446 歴史観光の推進	名古屋の歴史的な魅力の掘り起こしや情報発信に継続的に取り組み、観光客の誘致及び都市ブランドの醸成をはかるため、信長、秀吉、家康などの武将を観光資源として磨き上げ発信するとともに、有松、桶狭間、大高地区の観光魅力向上や「名古屋おもてなし武将隊」を活用した観光ＰＲ等を実施	実施 ▸信長攻路桶狭間の戦い～人生大逆転街道～事業 ▸人生大出世夢街道事業 ▸有松・桶狭間・大高地区の観光魅力向上事業 ▸名古屋おもてなし武将隊を活用した名古屋城におけるおもてなしや、観光 PR 等の実施 ▸本丸御殿 PR 事業	実施	観光文化交流局
447 コスプレホストタウン等の推進	コスプレホストタウン宣言に基づき誰もがコスプレを楽しめるまちをめざすため、コスプレホストタウン PR 隊による市民への啓発、受入機運醸成をはかるとともに、コスプレ・アニメの情報の集約・提供などを行うコスプレコンシェルジュを運営	コスプレホストタウン PR 隊による PR コスプレコンシェルジュの運営 研究会の開催 コスプレ撮影社会実験の実施	コスプレホストタウン PR 隊による PR コスプレコンシェルジュの運営 研究会の開催 市有施設等におけるコスプレ撮影開放の実施 コスプレ拠点エリアの創設	観光文化交流局

448 東山動植物園の再生	名古屋のデスティネーションとして世界に誇れる東山動植物園をめざすため、展示、環境教育、種の保存、調査研究を強化推進	整備完了 ▸アジアゾウエリア ▸北アメリカエリア 部分整備完了 ▸アフリカの森エリア ▸日本産動物エリア ▸東山の森づくり 整備中 ▸アジアの高地エリア ▸重要文化財温室前館の保存修理 ▸にぎわいのある快適な園内空間	整備完了 ▸重要文化財温室前館の保存修理 ▸洋風庭園 部分整備完了 ▸アジアの高地エリア ▸アジアの熱帯雨林エリア ▸南アメリカエリア ▸アフリカの森エリア ▸ふれあい動物エリア ▸東山の森づくり 整備中 ▸アフリカのサバンナエリア ▸にぎわいのある快適な園内空間 希少動物の導入	緑政 土木局
449 科学館の運営	世界最大級のプラネタリウムドームや迫力ある大型展示等を備えた科学館について、学習施設であると同時にエンターテインメント性豊かな全国レベルの観光拠点として、魅力ある特別展の実施などにより近代科学に関する知識の普及啓発を実施	常設展・特別展等の開催　4 回 ノーベル賞受賞者顕彰施設の整備 ▸設計 B6 型蒸気機関車車両保管	常設展・特別展等の開催 ノーベル賞受賞者顕彰施設の供用開始（令和 2 年度） B6 型蒸気機関車動態展示	教育 委員会
450 芸術と科学の杜（もり）事業	白川公園一帯において芸術と科学による新たな文化の創造により、きらめきを発信するまちの形成を推進するため、美術館・科学館、地元町内会・商店街、周辺の施設・専門学校などが連携し、イベント等を実施	サイエンス＆アートフェスティバルの実施 地元商店街等との連携イベントの実施	サイエンス＆アートフェスティバルの実施 地元商店街等との連携イベントの実施	教育 委員会

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
451 観光プロモーションの推進	観光都市としてのイメージ向上、名古屋ならではの観光資源のブランド化を推進するため、全国的に認知度が高いなごやめしをはじめとする名古屋の魅力を活かしたPRを検討・実施	物産展などを活用した観光プロモーションの実施 県市連携プロモーションの実施 ▸首都圏　２回 ▸関西圏　１回 なごやめし普及促進事業 愛知県大型観光キャンペーンの実施	物産展などを活用した観光プロモーションの実施 県市連携プロモーションの実施 なごやめし普及促進事業 名古屋の魅力的な観光情報の発信 テレビ塔照明のLED化	観光文化交流局
452 ドバイ国際博覧会への出展	愛知・名古屋の産業、文化及び伝統等のPRを実施するとともに、2026年のアジア競技大会開催に向けた機運醸成を推進するため、ドバイ国際博覧会への催事参加を実施	―	催事参加を通じた愛知・名古屋のPRの実施（令和２年度）	総務局

❷　受入環境の整備と海外からの誘客促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
453 観光案内の充実	観光客へのおもてなしを充実させるため、名古屋地域の玄関口である名古屋駅等において観光案内所を運営・強化するほか、民間事業者と連携し、まちなかでの観光情報の提供につとめるとともに、名古屋駅など主要地点において多言語表記の観光案内板を設置	観光案内所の運営 ▸名古屋市金山観光案内所 ▸名古屋市名古屋駅観光案内所 ▸オアシス21ｉセンター 観光案内板の整備 20基 まちなか観光案内所の運営　316か所	観光案内所の運営・機能強化 観光案内板の整備 150基（5か年） まちなか観光案内所の運営　316か所	観光文化交流局

454 なごや観光ルートバスの運行	市内の公共交通機関に詳しくない観光客に対し、市内観光の利便性向上をはかるため、目的の観光施設まで乗り換えることなく行くことができる交通手段として運行	実施 ▸利用者数 392,416 人	実施 ▸名古屋城の東側にバス停新設	観光文化交流局
455 トイレの洋式化及び機能向上	観光客をはじめ誰もが快適に利用できるトイレを整備するため、観光施設、地下鉄駅等のトイレを洋式化及び機能向上させるための改修を実施	実施 ▸対象トイレの洋式化率　60%	実施	観光文化交流局 教育委員会 交通局
456 ラグジュアリーホテルの立地促進	大規模な国際会議等の MICE 及び富裕層旅行者の誘致につなげるため、質の高い宿泊施設の立地促進施策を実施	検討	実施	観光文化交流局
457 市バス・地下鉄のわかりやすい案内情報の提供	市バスに不慣れな方も安心して利用できるよう、ピクトグラムを活用した乗換案内などが行える液晶式停留所名表示器を市バスに設置するとともに、地下鉄及び他社線の遅延などの運行情報を誰にもわかりやすく提供するため、画像や多言語で表示する大型モニターを、主要駅の改札口付近等に設置	液晶式停留所名表示器を設置した車両 52 両 地下鉄運行情報提供大型モニター設置検討	液晶式停留所名表示器を設置した車両 全更新車両（5 か年） 地下鉄運行情報提供大型モニター設置 3 駅（5 か年）	交通局
458 わかりやすく利用しやすい地下鉄券売機の導入	国内外からの旅行者などが、安心して地下鉄で移動できるようにするため、観光スポットなどの検索により乗車券を購入できる機能などを備えた券売機を主要駅に設置するとともに、訪日外国人の利便性向上をはかるため、すべてのマナカ対応の券売機について、英語に加え、中国語、韓国語に対応した券売機に改修	旅行者向け券売機の設置 ▸検討 券売機の多言語化 ▸検討	旅行者向け券売機の設置 ▸完了 3 駅（5 か年） 券売機の多言語化 ▸完了 全台（5 か年）	交通局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
459 海外からの観光客誘致の推進	海外からの観光客の誘致を促進するため、名古屋の観光魅力を活かしたプロモーション事業を実施するとともに、他自治体等と連携した広域観光を推進	海外からの観光客誘致に向けた観光プロモーション事業の実施 外航クルーズ船誘致事業の実施 他自治体等と連携したアジア及び欧米地域に向けた観光プロモーション事業等の実施	海外からの観光客誘致に向けた観光プロモーション事業の実施 外航クルーズ船誘致事業の実施 他自治体等と連携したアジア及び欧米地域に向けた観光プロモーション事業等の実施	観光文化交流局
460 ナイトタイムエコノミーの推進	観光客の滞在時間の拡大や消費拡大をはかるため、夜の観光コンテンツを充実させるなどナイトタイムエコノミー※を推進	検討	実施	観光文化交流局

❸　MICEの推進による多様な交流の促進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
461 MICE の誘致推進	国内外の交流を促進し、経済の活性化をはじめ、都市の知名度やイメージの向上をはかるため、ものづくり産業の集積をはじめとする当地域の特色を活かし、全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致、プロモーション、開催支援の充実、情報収集などを実施	実施 ▸MICE 開催助成件数 5 件 ▸国際展示場・国際会議場の利用者数 2,795,186 人 （平成 29 年度） ▸国際展示場・国際会議場の利用率 国際展示場全施設平均　50.2% 国際会議場主要 3 ホール平均 80.8% （平成 29 年度）	実施 ▸MICE 開催助成件数 22 件 ▸国際展示場・国際会議場の利用者数 3,499,000 人 ▸国際展示場・国際会議場の利用率 国際展示場全施設平均　70% 国際会議場主要 3 ホール平均 85% G20 愛知・名古屋外務大臣会合開催支援 （令和元年度）	観光文化交流局

※**ナイトタイムエコノミー**：飲食店、演劇、ショー等、夜間におけるまちのにぎわいを活性化させ、消費活動を促すことにより経済的な活性化をはかること。

462 国際展示場の運営・整備	MICE を推進するため、その基本インフラとなる国際展示場を管理・運営するとともに、拡大し多様化する MICE 活動に対応し、激化する都市間競争に打ち勝つために要求される水準に対応する拡充・機能強化を実施	国際展示場の運営 第 1 展示館の整備 ▸公募手続き ▸事業者決定 コンベンション施設の整備 ▸事業者公募準備 さらなる展示場拡張検討	国際展示場の運営 新第 1 展示館の供用開始（令和 4 年度） コンベンション施設の供用開始 （令和 4 年度） さらなる展示場拡張整備の推進	観光文化交流局
463 国際会議場の運営・整備	MICE を推進するため、その基本インフラとなる国際会議場を管理・運営するとともに、拡大し多様化する MICE 活動に対応し、激化する都市間競争に打ち勝つために要求される水準に対応する拡充・機能強化を実施	国際会議場の運営 屋根付歩廊の整備 大規模改修に向けた検討	国際会議場の運営 大規模改修等 ▸工事着手 （令和 5 年度）	観光文化交流局

施策３９　スポーツを活かしてまちの魅力と活力を高めます

施策の柱

❶ 第20回アジア競技大会をはじめとした大規模競技大会等の推進

令和8（2026）年の愛知・名古屋における第20回アジア競技大会の開催に向けた機運の醸成や、大会後の活用を見据えた競技施設・選手村の整備を進めるとともに、アジア競技大会の開催を通じて、スポーツの振興だけでなく、交流人口の拡大や国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化などの幅広い施策の推進をはかります。

また、国内外の大規模競技大会やスポーツイベントの誘致・開催により名古屋を盛り上げ、まちの活力向上をはかります。

❷ スポーツを活かした魅力の創出・発信

名古屋を拠点とするトップ・スポーツチームとの連携による「でらスポ名古屋※」や、大規模競技大会・スポーツイベントなどを活用したスポーツプロモーションにより、スポーツを新たな名古屋のブランドとして確立していくとともに、スポーツツーリズム※の促進などにより訪問客の増加をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
第 20 回アジア競技大会（愛知・名古屋開催）の市民認知度	31.8%	55%	100%
年 1 回以上プロスポーツ等を直接観戦する市民の割合	31.1%	35%	40%

関連する個別計画

◆名古屋魅力向上・発信戦略　◆観光戦略　◆第2期スポーツ推進計画

※**でらスポ名古屋**：市民のスポーツ振興のほか、都市魅力の向上や地域の活性化をはかる活動をするため、名古屋を拠点に活動している 13 のトップ・スポーツチームと名古屋市で設立した連絡協議会。
スポーツツーリズム：スポーツを「みる」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流など、複合的で豊かな旅行スタイルの創造をめざすもの。

現状と課題

❶（**現状**）令和 8（2026）年に第 20 回アジア競技大会が愛知・名古屋で開催され、選手や大会関係者だけでなく国内外から多くの観客が訪れることが見込まれます。

また、全国的に、多数の観衆が見込める大規模な競技大会やスポーツ合宿、キャンプなどの誘致や、多数の参加者が見込めるスポーツイベントの開催などを通じた地域活性化の機運が高まっています。

【課題】アジア競技大会の開催に向けて着実に準備を進めるとともに、機運の醸成をはかっていく必要があります。あわせて、アジア競技大会を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、交流人口の拡大や国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化などさまざまな分野の発展につなげていく必要があります。

また、国内外の大規模競技大会やスポーツイベントなどの誘致・開催を通じた地域の活性化を推進していく必要があります。

◇ **第 18 回アジア競技大会（ジャカルタ）の開会式**

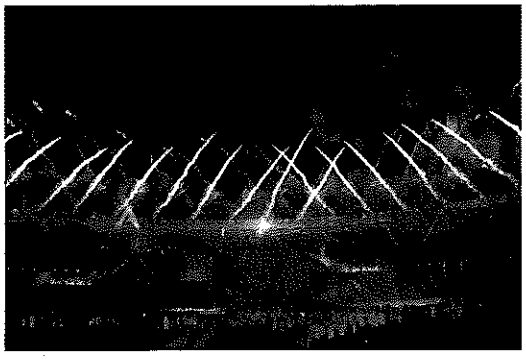



❷（**現状**）本市には野球やサッカー、バスケットボールといったプロリーグのほか、フットサルやハンドボールなど数多くの国内トップチームが本拠地を置いています。また、名古屋ウィメンズマラソンは、世界最大の女子マラソンとしてギネス世界記録に認定されています。

【課題】本市の有する充実したスポーツコンテンツを都市のブランドとして最大限に活用し、スポーツを目的とした訪問客の増加に向けた取り組みなどを進めていく必要があります。

◇ **「みる」スポーツコンテンツ**

1. 市内に本拠地を置くトップチーム（平成31年4月時点）	
アメリカンフットボール	名古屋サイクロンズ
サッカー	NGUラブリッジ名古屋
	名古屋グランパス
バスケットボール	トヨタ自動車アンテロープス
	豊通ファイティングイーグルス名古屋
	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ
	三菱電機コアラーズ
バレーボール	大同特殊鋼レッドスター
ハンドボール	HC名古屋
	大同特殊鋼フェニックス
フットサル	名古屋オーシャンズ
ホッケー	表示灯フラーテルホッケーチーム
野球	中日ドラゴンズ

2. 主な大規模競技大会等	
定期開催	プロリーグホームゲーム（野球・サッカー・バスケットボール）
	マラソンフェスティバル　ナゴヤ・愛知
	大相撲名古屋場所
不定期開催	フィギュアスケート・グランプリファイナル
	バレーボール代表公式戦
	水泳選手権大会

3. 他都市比較（大規模競技大会等の開催状況（平成30年度））

都市	野球	サッカー	バスケットボール	マラソン※	大相撲
名古屋	○	○	○	○	○
札幌	○	○	○	○	
東京（23区）	○		○	○	○
横浜	○	○	○		
京都		○	○		
大阪	○	○	○	○	○
神戸		○			
福岡	○	○	○	○	○

※マラソン大会は五輪代表選考レースとされているものに限る。

出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

❶ 第20回アジア競技大会をはじめとした大規模競技大会等の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
464 第20回アジア競技大会の推進	スポーツの振興、交流人口の拡大、国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など幅広い施策の推進につなげるため、関係機関と調整を進め、第20回アジア競技大会の開催に向けた取り組みを実施	組織委員会設立準備 各種計画検討 広報・PR実施 競技運営・会場調整 レガシーに関するビジョン検討	組織委員会運営 各種計画の検討・策定 広報・PR実施 競技運営・会場調整 「2026 アジア競技大会 NAGOYA ビジョン」の策定・推進	総務局
465 第20回アジア競技大会選手村の整備及び大会後の跡地のまちづくりの検討	選手、役員が安心・安全・快適に滞在できる生活環境を提供するため、名古屋競馬場跡地に整備するメイン選手村の計画、整備を検討・推進するとともに、将来を見据えたまちづくりが重要であるため大会後の跡地のあり方について検討	選手村検討 選手村後利用検討	選手村整備の推進 選手村後利用事業の検討	総務局
466 国際競技大会等の誘致･開催	スポーツを通じて国内外に名古屋の都市魅力を発信していくとともに、世界レベルのアスリートと市民との交流をはかりスポーツに親しみ・楽しむ機会を提供するため、関係団体と連携協働し、世界規模のマラソンフェスティバルを開催するとともに、国際競技大会等の誘致を推進	マラソンフェスティバル　ナゴヤ・愛知の開催 国際競技大会等の誘致 ▸第１回アジアマスターズ水泳選手権大会の開催 ▸2018 女子世界選手権（女子バレーボール）の開催	マラソンフェスティバル　ナゴヤ・愛知の開催 国際競技大会等の誘致 ▸ラグビーワールドカップ 2019 公認チームキャンプの受け入れ（令和元年度） ▸第76回国民体育大会冬季大会（ショートトラック・フィギュア）の開催（令和元年度）	教育委員会

467 瑞穂公園の整備	各種のスポーツ施設を備えた総合運動公園である瑞穂公園が、アジア競技大会のレガシーとして本市のスポーツ振興の拠点となるよう、体育館や陸上競技場をはじめとした施設整備を進めるとともに、市民の憩いの場や地域の防災拠点としての機能を視野に入れた公園全体の整備を推進	瑞穂公園全体計画の策定に向けた検討 瑞穂公園体育館の新築 ▸工事着手 陸上競技場の改築 ▸改築方法の検討	瑞穂公園全体計画の策定（令和元年度） 瑞穂公園体育館の新築 ▸供用開始 （令和 3 年度） 陸上競技場の改築 ▸工事中	教育委員会
468 総合体育館の改修	ワールドクラスのスポーツ競技大会や各種の大規模イベントが開催される総合体育館において、選手や演者、観客などすべての利用者にとって快適な施設環境を整備するための改修を実施	観覧席改修工事着手 諸室内装等改修設計	観覧席改修工事完了（令和 2 年度） 諸室内装等改修工事完了（令和 2 年度）	教育委員会

❷ スポーツを活かした魅力の創出・発信

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
469 スポーツを活かした魅力の創出・発信	スポーツを通じて都市魅力を向上させるため、スポーツツーリズムを推進するとともに、パブリックビューイングの開催支援など、スポーツを活用した市中心部でのにぎわいづくりを推進	実施 ▸大規模スポーツ大会来訪者への市内周遊観光促進事業の実施 ▸スポーツにおける市中心部でのにぎわい創出のための社会実験の実施 ▸先進事例調査	実施 ▸大規模スポーツイベントの誘致・開催によるプロモーション効果の調査 ▸スポーツを活用した市中心部でのにぎわいづくりの検討	観光文化交流局
470 東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	スポーツを活かした名古屋の魅力を創出・発信するため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして、相手国であるカナダ、フランス、ウズベキスタンとの交流事業を産学官民が連携し実施	ウズベキスタン・ウィーク・イン・ジャパンの実施 カナダ車いすバスケットボール代表チームの事前キャンプ・市民との交流事業の実施	ホストタウン相手国との交流事業の実施 東京 2020 ホストタウン名古屋応援委員会による産学官民連携した機運醸成	観光文化交流局

施策４０　地域の産業を育成・支援します

施策の柱

❶ 経営基盤安定化・経営力強化の支援

中小企業・組合などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談や情報提供、事業承継の支援、融資の支援を行うとともに、設備投資に対する助成を実施するなど、経営基盤の安定化及び経営力の強化をはかります。

また、工業研究所を活用して技術課題の解決などを支援するとともに、市の調達において、公正性・競争性・透明性を踏まえ、地元企業の受注機会を確保します。

❷ 産業人材の育成・確保

大学の特色を活かした人材育成や、技術者育成のための研修などを実施するとともに、産業の未来を担う子どもたちに、ものづくりにふれる機会を提供するなど、産業人材の育成を支援します。また、中小企業の人材確保に向けて、状況に応じた相談を実施するとともに、女性や外国人など多様な人材の活躍を支援します。

❸ 地域商業の活性化

名古屋大都市圏の中枢都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の育成支援を行うため、商店街の魅力向上等に資する事業に対する助成などを行います。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
法人事業所数	101,090	109,500	124,900
設備投資の実施率	22.5%	24%	28%
人材育成に取り組んでいる企業の割合	38.4%	42%	47%

関連する個別計画

◆産業振興ビジョン2020　◆第3期教育振興基本計画

現状と課題

❶（**現状**）市内事業所数の約 99％を占めている中小企業は、当地域の雇用や経済を支えており、中小企業の多様な挑戦は、地域経済の成長・発展の原動力となっています。

景気が回復傾向にある一方で、中小企業の経済状況は依然として厳しいものとなっており、平成 30（2018）年下期の景況調査では、前年同期と比べた景況実感として「悪かった」が 35.3％と、「良かった」の 12.2％を上回っています。また、資金繰りが「苦しい」と回答した企業は 26.8％であり、「楽である」の 8.2％を上回っています。

【課題】社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面や事業承継などへの総合的な支援を行うとともに、厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、金融面における支援など経営基盤の安定・強化を行う必要があります。

◇ **市内事業所数（従業者数の規模別）**

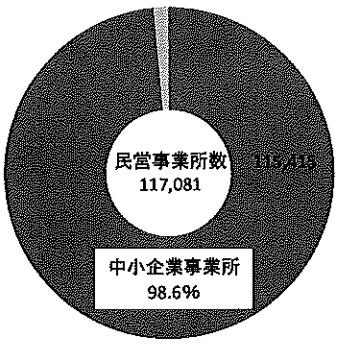

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査結果」より名古屋市推計（平成 28 年度）

◇ **総合景況 DI※の推移**

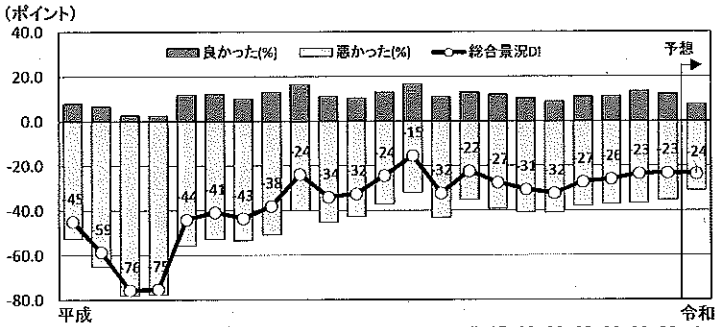

出典：名古屋市「景況調査」（平成 30 年下期）

❷（**現状**）少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少や熟練技術者の退職、若者のものづくり現場離れ等により、産業人材の確保は困難さを増しています。平成 30（2018）年下期の景況調査では、建設業においては 4 割以上、サービス業においては 2 割以上の企業が、経営上の問題点として人手不足を挙げています。

【課題】産業人材の育成及び中小企業の人材確保をはかるため、技能職の後継者育成に向けた支援や、小・中学生の頃から産業に関心を持ってもらうきっかけづくり、多様な人材の活用促進などが求められています。

❸（**現状**）地域の商店街を取り巻く環境は、購買機会の多様化、少子化・高齢化などの要因により、厳しい状況が続いています。

【課題】多くの商店街では、後継者難や商店街を支える担い手不足の解消、魅力やにぎわいの創出などが課題となっており、これらの課題解決に向けた支援が求められています。

※**DI**：Diffusion Index の略。業況判断指数（社数構成比）のこと。計算式は以下のとおり。
DI＝（「良い、増加、上昇、改善」と回答した企業の割合）－（「悪い、減少、下降、悪化」と回答した企業の割合）

施策を推進する事業

❶　経営基盤安定化・経営力強化の支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
471 中小企業金融対策	中小企業の経営基盤の安定や事業の多角化などを促進するため、社会的環境の変化に即した各種融資制度の拡充や信用保証制度の運用を通じた支援を実施	実施 ▸融資件数 5,156 件	実施	市民経済局
472 中小企業振興センターの運営	中小企業の経営基盤の安定・強化をはかるため、法律及び金融分野に関する経営上の相談、経営管理や事業承継等に関する各種セミナーの開催及び中小企業経営に役立つ情報の提供等を実施	法律相談室の開設 192 コマ 金融相談の実施 196 件 セミナー開催件数 20 件	法律相談室の開設 金融相談の実施 セミナーの開催	市民経済局
473 小規模企業の経営力強化支援	経営環境の厳しい小規模企業者の経営基盤の強化や経営改善をはかるため、新事業支援センターにおいて専門の相談窓口の開設、中小企業診断士等の専門家派遣を実施するとともに、設備投資に対して助成	補助金の交付 46 件 相談窓口の開設・専門家派遣の実施 ▸小規模企業アドバイザー訪問件数 286 件	補助金の交付 相談窓口の開設・専門家派遣の実施	市民経済局
474 工業研究所における研究開発と人材育成	中小製造業の新製品開発・品質向上のため、これらに関わる研究開発を行い、その成果に基づき受託研究や人材育成、提案公募型事業を実施するとともに、中小製造業の総合的な支援として、出向きます技術相談、共同研究、技術研修、AI※の導入支援などを実施	研究開発の実施 ▸研究開発件数 88 件 人材育成の実施 ▸研修の実施	研究開発の実施 ▸研究開発件数 455 件（5 か年） 人材育成の実施 ▸研修の実施 画像解析技術の導入支援 ▸支援設備の整備	市民経済局

※AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

475 工業研究所における技術指導・試験分析と施設管理	中小製造業が抱える課題を解決するため、工業研究所で行った研究の成果などを踏まえ、中小製造業に対する技術相談・指導や各種の依頼試験・分析などを実施するとともに、技術の普及を目的とした、講演・講習会の開催、施設の貸出などを実施	実施 ▸技術相談・指導件数 24,761 件 ▸依頼試験・分析件数 34,441 件 ▸講演・講習会開催件数 42 件 ▸会議室等の貸出件数 797 件	実施 ▸技術相談・指導件数 109,360 件（5 か年） ▸依頼試験・分析件数 145,805 件（5 か年） ▸講演・講習会開催件数 185 件（5 か年） ▸会議室等の貸出件数 3,385 件（5 か年）	市民 経済局

❷ 産業人材の育成・確保

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
476 市立大学と名古屋工業大学との連携による人材の育成	高度な専門性と複数の学問分野からの視点を備えた人材を育成するため、名古屋工業大学と連携し事業を実施	単位互換制度の運用 共同大学院の運営	単位互換制度の運用 共同大学院の充実	総務局
477 中小企業の人材確保支援	中小企業における人材確保を支援するため、企業向けの人材確保に関する相談の実施、女性や外国人を含む多様な人材の活躍に向けたセミナーなどを開催するほか、働き方改革関連法への対応など中小企業における働き方改革を促進	検討	人材確保相談窓口の設置・運営 セミナーの開催 中小企業の働き方改革の促進 外国人材の雇用に向けた調査・支援の実施	市民 経済局
478 東京圏からの人材確保の推進	東京圏からのUIJターン※の促進や、中小企業等の人手不足対策を進めるため、東京圏から本市に移住し、起業または対象の中小企業等への就業をした人に対し、移住に要する費用の支援を実施	検討	移住費用の支援	市民 経済局

※**UIJ ターン**：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態をさす。

都市像５　魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
479 ものづくり人材の技術･技能の向上支援	ものづくり産業の人材確保、技能継承教育の推進、中小企業の技術開発力の強化と技術系人材の育成のため、中小企業技術者研修及び中小企業技能者育成講座を実施するなど、ものづくり人材の技術・技能の向上を支援	実施 ▸中小企業技術者研修数　10件 ▸中小企業技能者育成講座数　3件	実施	市民経済局
480 この道ひとすじ尾張名古屋の職人展	職人の技を広く市民に紹介し、ものづくりの素晴らしさを伝えるとともに技能職者相互の連携を深め、技術水準の向上をはかることにより、次世代を担う産業人材の確保に資するため、関係団体と連携し尾張名古屋の職人展を開催	実施 ▸来場者数 158,000人 ▸出展者数 53団体	実施	市民経済局
481 少年少女発明クラブの運営	ものづくり産業の人材育成をはかるため、小・中学生を対象にものづくり教室など創作活動の場を提供する名古屋少年少女発明クラブを運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施	実施 ▸工作・プログラミング教室開催数 15件 ▸ロボカップジュニアへの参加	実施	市民経済局
482 キャリア教育の推進	子どもの針路を応援し、社会で活躍できる人材を育成するため、小中学校では９年間を通した系統的なカリキュラムを策定し、実施するとともに、高校では就業体験学習等、大学・企業等と連携した取り組みを実施	小・中学校のキャリア教育のカリキュラム検討 高校における就業体験学習等、大学・企業等と連携した取り組みの実施	小・中学校のキャリア教育のカリキュラム策定 ▸小学校 （令和元年度） ▸中学校 （令和２年度） 高校における就業体験学習等、大学・企業等と連携した取り組みの実施	教育委員会

❸ 地域商業の活性化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
483 地域商業地の活性化・整備促進	地域商業地の活性化をはかるため、商店街の魅力向上等に資する事業への助成のほか、人材育成・事業承継・商業機能の再生等の支援、街路灯等の共同施設の維持管理への助成等を実施	実施 ▸商店街の魅力向上等に資する事業への助成 ▸事業承継の支援 ▸商店街街路灯のLED化率　80%（平成29年度）	実施 ▸商店街の魅力向上等に資する事業への助成 ▸事業承継の支援 ▸商店街街路灯のLED化率　85%	市民経済局

施策４１　新たな価値を創造する産業を振興するとともに、産業交流を促進します

施策の柱

❶　イノベーション創出・創業等支援

経済団体等との連携によりイノベーション※拠点を設置・運営し、イノベーション活動の促進やスタートアップ支援をはかるとともに、大学、専門学校等と連携して新たな付加価値を生み出す人材の育成を促進します。また、産学官連携を推進し、将来の産業力強化につなげます。

❷　価値づくり産業の振興

新たな価値を創造する取り組みを促進するため、デザイン、ファッション、コンテンツ、伝統産業などのクリエイティブ産業を強化するとともに、IoT※・AI※・ロボット等の先端技術の導入・活用を促進します。

❸　成長産業の振興

航空宇宙産業をはじめ、医療・福祉・健康、環境・エネルギーなどの今後の成長が期待される分野において多様な主体と連携し、産業の振興をはかります。

❹　産業交流の場づくりと戦略的な企業誘致の推進

産業見本市の誘致・開催や、中小企業の国内外での販路開拓などを支援し、関連支援機関と協力しながら、産業競争力の強化をはかるとともに、戦略的な企業誘致やICT※企業等の交流・投資の促進により、企業の集積をはかります。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
昼間就業者１人当たり市内総生産	8,796千円（平成28年度）	9,700千円（令和３年度）	11,000千円（令和10年度）
イノベーション創出件数※	178件（平成29年度）	980件（5か年）	2,380件（12か年）
法人設立等件数	5,188件（平成29年度）	5,700件	6,500件
企業誘致件数	16件	75件（5か年）	180件（12か年）

関連する個別計画

◆産業振興ビジョン2020

※**イノベーション**：技術革新。新機軸。経済成長の原動力となる革新。
IoT：Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

現状と課題

❶ **（現状）** 名古屋大都市圏には、ものづくりを進化させてきた経験や技能を有する企業や人材をはじめとする多様な産業資源が集積しています。一方で、本市の開業率は6.6%（平成28（2017）年度）となっており、平成22（2010）年度以降増加傾向にあるものの、欧米諸国と比較して低い水準で推移しています。

【課題】 圏域の経済を持続的に発展させるため、新たな価値を生み出す起業家が育つ環境づくりに取り組むとともに、多様な主体の連携や人材育成を促進し、イノベーションの創出を支援することが必要です。

◇ 開業率の推移（国際比較）

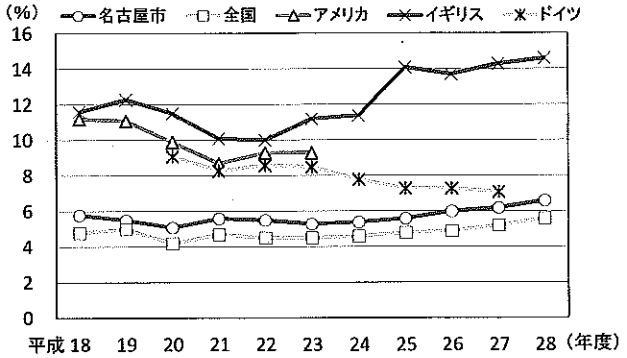

出典：名古屋市、日本＝厚生労働省「雇用保険事業年報」
アメリカ＝U.S. Small Business Administration
「The Small Business Economy」
イギリス＝Office for National Statistics
「Business Demography」
ドイツ＝Statistisches Bundesamt
「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」

❷ **（現状）** 技術の進歩や、消費者のこだわり・価値観の多様化が進む中で、新たなビジネスモデルの構築が重要となっています。

【課題】 クリエイティブ分野やIoT、AI、ロボットの活用など、企業が新たな価値を付加しようとする取り組みを支援することが必要です。

❸ **（現状）** 世界的な成長が見込まれる航空宇宙産業において、中部地域は日本の航空機・部品の生産額の約5割を占めるなど随一の拠点となっています。

また、高齢化の進行などに伴い、医療機器の世界市場はさらなる拡大が見込まれます。

【課題】 都市間競争が激化する中、経済の持続的な発展のためには今後の成長が期待される産業の育成が必要です。

◇ 中部地域（愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県）の航空機・部品の生産高全国シェア

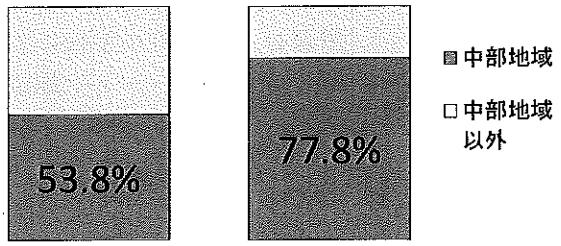

出典：経済産業省中部経済産業局「管内生産動態統計集計結果」（平成29年）より名古屋市作成

❹ **（現状）** 本市は名古屋大都市圏の中枢都市として産業交流の拠点となっており、ものづくり産業や商業・サービス産業など多様な産業が集積しています。

【課題】 産業見本市の開催などにより多様な産業交流の場づくりを進めるとともに、さらなる産業集積を促進するため、本社機能やICT企業などの戦略的な誘致を進める必要があります。

※**AI**：Artificial Intelligence の略。人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。
イノベーション創出件数：本市の施策により新商品等の開発や創業が行われた件数を対象とする。

施策を推進する事業

❶ イノベーション創出・創業等支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
484 イノベーション戦略の強化・推進	名古屋大都市圏の経済のさらなる発展をめざし、イノベーション活動のグローバル展開など企業の新たな価値の創造を促進するため、経済団体等との連携により企業の交流・共創を促すイノベーション拠点を設置・運営するとともに、戦略推進プランの策定や推進体制の構築、次世代の産業人材向けの教育、中小企業向けの支援事業等の調査・検討を実施	検討	イノベーション拠点の設置（令和元年度）・運営 調査・検討の実施	市民経済局
485 中小企業のイノベーション創出支援	女性の創業やICTを活用した新商品・新サービスの創出を支援するため、研究会やセミナー等の開催及び販路拡大のための支援を実施	検討	実施 ▸研究会等の開催 ▸展示会への出展	市民経済局
486 創業等支援事業	創業を促進し、市内中小企業の活性化をはかるため、成長が見込まれる企業の創業時などに要する経費に対して助成するとともに、創業時の各段階に応じた総合的な支援を実施するほか、名古屋ビジネスインキュベータ、クリエイションコア名古屋及び旧那古野小学校に設置されるインキュベーション施設等に入居する企業に対し助成を実施	スタートアップ企業支援助成　31件 （平成30年度末見込） 相談事業の実施 ▸プロジェクトマネージャー等の設置　5件 インキュベーション施設入居企業への助成　34件 （平成30年度末見込）	スタートアップ企業支援助成 相談事業の実施 ▸プロジェクトマネージャー等の設置 インキュベーション施設入居企業への助成	市民経済局
487 デザインイノベーションの促進	中小企業のイノベーションを担うクリエイティブな人材を育成するため、大学等と連携したワークショップなどを実施	検討	人材育成ワークショップの実施	市民経済局
488 市立大学の知的財産を活かした産学官連携の推進	革新的な医薬品や医療機器などを創出するため、研究環境を整備するとともに、医学・薬学・工学分野等における産学官連携を推進	産学官連携を推進するための体制の整備	産学官連携を推進するための体制の拡充	総務局

❷ 価値づくり産業の振興

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
489 IoT・AI・ロボット等の活用促進	IoT や AI、ロボットの導入を促進し、当地域の企業の生産性向上をはかるため、AI 等の普及を促進するほか、IoT やロボット導入に関する企業からの相談対応、導入を支援する専門人材の育成等を実施	専門人材育成講座の実施　3 講座 AI 活用の調査研究	ICT 技術に関する相談、導入支援等 AI 等の普及促進 ロボカップジュニア・ジャパンオープンの誘致	市民経済局
490 デザイン施策の推進	産業デザインを振興するため、商品の試験販売や活動紹介を行うことができる場所の提供などクリエイターの創業等を支援するとともに、中小企業のデザインを活用した新商品開発等を支援	クリエイターへの支援の実施 デザインを活用した中小企業への支援の実施 ▸アドバイス・派遣社数　7 社	クリエイターへの支援の実施 デザインを活用した中小企業への支援の実施 ▸アドバイス・派遣社数　7 社	市民経済局
491 ファッション産業の振興	当地域のファッション風土づくりを推進し、デザイナーなどの優秀な人材の発掘と関係業界の振興をはかるため、ファッション情報の収集・提供、ナゴヤファッションコンテストの開催による人材育成等を実施	実施 ▸ナゴヤファッションコンテスト応募点数 4,528 点	実施 ▸ナゴヤファッションコンテスト応募点数 23,000 点（5 か年）	市民経済局
492 伝統的地場産業の振興	伝統的地場産業の振興をはかるため、若手技術者の育成や、新商品を開発する事業及び伝統産業を PR するための事業への助成を実施	実施 ▸若手技術者育成事業助成件数　7 件 ▸新商品開発事業件数　2 件	実施 ▸若手技術者育成事業助成件数　9 件 ▸新商品開発事業件数　3 件	市民経済局

❸ 成長産業の振興

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
493 航空宇宙産業の振興	航空宇宙産業における中小企業の販路拡大や生産増等を支援するため、機械設備等の購入経費の一部助成や展示会等を活用した販路拡大支援を行うほか、セミナー等を実施し、将来の航空宇宙産業を担う人材を創出	設備投資への助成 ▸助成件数　2 件 販路拡大への支援 ▸出展支援展示会数 2 件 人材育成の実施	設備投資への助成 販路拡大への支援 人材育成の実施	市民経済局

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
494 医療・福祉・健康産業の振興	当地域が誇る高度なものづくり技術を活かし、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の活性化や革新的な医療介護福祉機器等の開発を促すため、産学官の連携により、情報提供や研究開発、販路開拓等の支援を実施し、企業の当該産業分野への参入等を促進	実施 ▸研究会・講演会の開催　4件	実施	市民 経済局
495 なごやサイエンスパーク事業	当地域のものづくり産業を支える研究開発拠点の形成、産学官が連携する研究開発等の推進による地域の持続的な発展をめざすため、公的研究機関などが集積するＡゾーン、医療・福祉・健康産業の振興等をはかるＢゾーン（なごやライフバレー）、民間の研究開発施設などが集積するＣゾーン（テクノヒル名古屋）の運営等の事業を推進	なごやサイエンスパークの管理運営 なごやライフバレーの整備・立地促進	なごやサイエンスパークの管理運営 なごやライフバレーの整備・立地促進	市民 経済局

❹　産業交流の場づくりと戦略的な企業誘致の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
496 ICT企業交流・投資の促進	ものづくり技術に新たな価値を付加するICT企業等の交流や投資を促進するため、ビジネス交流・投資イベント等を開催	実施 ▸共創イベント参加者数　52人 ▸人材育成プログラム参加者数 20人 ▸プレゼンテーションイベント参加者数　188人	実施	市民 経済局
497 産業見本市・展示会の開催	当地域におけるビジネスチャンスの拡大をはかるため、業種・業態の枠を超え、各出展者の製品やサービスを国内外に広く情報発信し、産業交流をはかる各種産業見本市・展示会を開催	実施 ▸メッセナゴヤ等の開催	実施	市民 経済局

498 中小企業振興会館の運営	中小企業の競争力の強化をはかるため、展示会・集会・研修会場と中小企業の各種相談窓口機関を併設する中小企業振興会館を管理運営し、見本市・展示会の誘致開催などにより見本市等への参加促進や販路開拓を支援	運営	運営	市民 経済局
499 地域経済の国際化の促進	地域経済の一層の活性化をはかるため、対日投資に関心のある海外企業に本市への進出をはたらきかけるなど外資系企業誘致を推進するほか、市内企業の海外販路開拓や販路拡大、海外進出を支援	実施 ▸外資系企業誘致件数　8社 ▸海外事業展開支援社数　13社	実施	市民 経済局
500 産業立地の促進	企業立地を促進し、市内産業の空洞化への対応や地域経済の一層の活性化をはかるため、市内に新たにオフィス、工場、研究施設を開設する企業にその経費の一部を助成するとともに、ICT 企業や本社機能などに対し重点的な誘致を実施	補助金の交付 ▸交付件数　29件（うち新規交付件数　11件） 戦略的な企業誘致 ▸外資系企業、ICT 企業の集積促進	補助金の交付 戦略的な企業誘致 ▸外資系企業、ICT 企業、本社機能などの集積促進	市民 経済局
501 シティセールス事業	企業立地を促進し、産業競争力の強化をはかるため、パンフレットやホームページ等の広報媒体を利用して、当地域のすぐれた投資環境等を広く国内外に紹介するとともに、本市の魅力の PR 及び効果的な企業誘致を実施	PR の実施 海外展開・誘致推進専門員の配置	PR の実施 海外展開・誘致推進専門員の配置	市民 経済局

施策４２　市民サービスの向上を進めます

施策の柱

❶ 窓口サービスの改善・拡充

より便利で快適なサービスを提供できるよう、住民票などの取得機会の拡充を検討します。また、区役所の窓口において、市民が快適かつ迅速に手続きが行えるよう、フロアサービスの実施や職員の接遇向上など、CS※（お客様満足度）の向上をはかるほか、障害福祉窓口の一元化の検討を進めるなど、保健と福祉のさらなる連携強化をはかります。

また、老朽化の著しい区役所庁舎の改築等を計画的に進め、利用者の安心・安全を確保するとともに、区民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の利便性向上をはかります。

❷ 広聴活動の充実

さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴き、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映につとめます。また、多様化する市民ニーズに適切かつ効率的に対応していくため、ICT※を活用し、より便利なコールセンターの実現に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97.1%	100%	100%
コールセンターの利用件数	1,208,588 件	1,532,000 件	2,107,000 件

関連する個別計画

◆区のあり方基本方針　◆中村区役所等改築基本計画

※**CS**：Customer Satisfaction の略。お客様満足度。
ICT：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

現状と課題

❶ **（現状）**区役所・支所においては、接遇研修の実施やフロアサービス員の配置、日曜窓口の実施などサービスの向上に取り組んでいます。一方で、障害福祉窓口は、障害種別により窓口が分かれています。

中村区役所（昭和 39（1964）年竣工）と千種区役所（昭和 45（1970）年竣工）は、老朽化が著しい状態となっています。

◇ 区役所・支所における利用者満足度

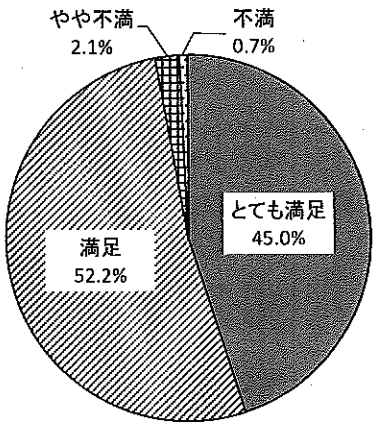

出典：名古屋市「窓口アンケート」（平成 29 年度）

【課題】区役所・支所などの窓口において、市民が丁寧な応対とわかりやすい説明を受け、円滑に用件を済ませられるよう、職員の接遇・CS（お客様満足度）の向上や業務改善などに取り組むことが重要であるとともに、福祉窓口の利便性の向上をはかる必要があります。

区役所の安全性を確保していくとともに、時代のニーズに適した改築を計画的に進めていく必要があります。

❷ **（現状）**市民ニーズの多様化に伴い、コールセンターの利用件数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度には 100 万件を超えました。

【課題】市民の声をより幅広く積極的に聴くとともに、市政運営に適切に反映していくことが必要です。また、コールセンターの効率的・効果的な運用に取り組むとともに、利便性を高めていく必要があります。

◇ コールセンターの利用件数の推移

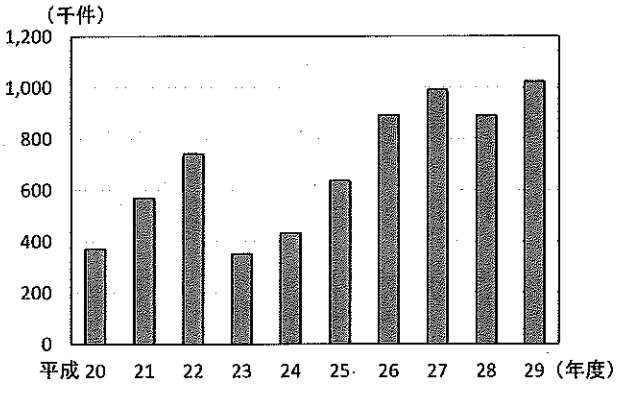

出典：名古屋市作成

施策を推進する事業

❶ 窓口サービスの改善・拡充

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
502 区役所におけるフロアサービス	来庁者が快適かつ迅速に手続きを行えるよう、庁舎の案内や混雑時の誘導、市民課フロアでの記載案内などを実施	実施	実施	市民経済局
503 住民票の写し等の取得機会の拡充	区役所・支所の閉庁時間に住民票の写し等の証明書を取得できるよう、日曜窓口や地下鉄駅取り次ぎサービスを実施するとともに、栄サービスセンターを運営するほか、コンビニ交付の導入を検討	実施	実施	市民経済局
504 中村区役所の新築	市民サービスの向上のため、昭和39年に竣工し老朽化が著しい中村区役所を、民間活力を活用した整備手法により、周辺公共施設との複合庁舎として移転・再編整備を実施	事業者公募・契約	新庁舎供用開始 （令和4年度）	市民経済局
505 千種区役所の改築	合築施設の耐震性を確保するため、昭和45年に竣工し老朽化が著しい千種区役所の改築を実施	調査	設計・工事着手	市民経済局
506 保健と福祉の連携強化	福祉窓口の利便性の向上とともに、複合的な福祉ニーズへの切れ目のない支援をはかるため、保健と福祉のさらなる連携強化を推進	障害福祉窓口の一元化に向けた検討	さらなる連携強化	健康福祉局 子ども青少年局

❷ 広聴活動の充実

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
507 コールセンターの運営	市民の声をより幅広く積極的に聴き、施策に反映するため、市政に関するお問い合わせに幅広く答える総合的な窓口としてコールセンターを運営するとともに、受付方法をはじめ機能を充実	運営 ▸利用件数 1,208,588件	運営 ▸利用件数 1,532,000件 コールセンターの充実 ▸チャットボット※の導入 ▸さらなる充実の検討	市民経済局

※**チャットボット**：テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラム。

施策４３　市民への情報発信・情報公開と、個人情報保護を進めます

施策の柱

❶　積極的な情報発信

時代に即した新しい広報媒体を取り入れるなど、さまざまな広報媒体を活用することにより、利用しやすくわかりやすい広報を推進します。また、行政として市民に伝えるべき情報の適宜適切な発信を進めます。

❷　総合的な情報公開の推進

市民の市政への参加を進め、民主的で透明性の高い市政を推進するため、「情報公開条例」に基づき、行政文書公開制度を適切に運用するとともに、行政文書公開請求によらない簡易迅速な情報提供をはかるなど、情報提供施策の拡充を進めることにより、情報公開を総合的に推進します。

❸　個人情報保護の推進

「個人情報保護条例」をはじめとする個人情報保護制度を一層適切に運用し、市民の個人情報の保護を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	51.3%	55%	60%
広報なごや全体の印象が「わかりやすい」と思う市民の割合	56.8%	70%	70%
行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類※	8種類	40種類	40種類以上

※**行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類**：過去に定型的・反復的な行政文書公開請求の対象となった情報であって、行政文書公開請求によらず、ウェブサイトへの掲載や電子メールによる送付など、より簡易迅速な情報提供によることが可能である情報の種類。

現状と課題

❶（**現状**）市民が市政情報を知る上で、広報なごやは主要な広報媒体となっていますが、情報の取得手段は多様化しており、とりわけインターネットを用いた情報取得手段の発展にはめざましいものがあります。

【課題】変化の著しい市民ニーズや時代の潮流を的確に捉え、市政に関する情報を適宜適切に伝えることが必要です。

テレビ、新聞などさまざまな媒体に取り上げられるよう報道機関に積極的に情報発信するなど、市民の元に届きやすい効果的な広報を行うことが必要です。

◇ **市政情報を知る手段**

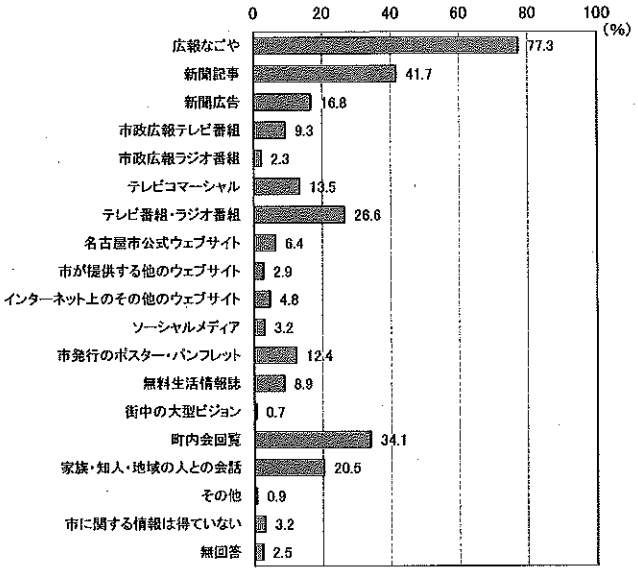

出典：市政アンケート（平成 29 年度）

❷（**現状**）行政文書公開制度の着実な運用により、平成 29（2017）年度は 3,881 件の行政文書公開請求があり、うち 3,076 件について公開（一部公開を含む）しています。

一方で、全部公開を前提とした定型的・反復的な行政文書公開請求が、請求件数のおおむね半数を占めています。

【課題】積極的な情報提供施策をより一層推進することで、簡易迅速な情報提供をはかるなど、総合的な情報公開をさらに進める必要があります。

◇ **行政文書公開請求件数の推移**

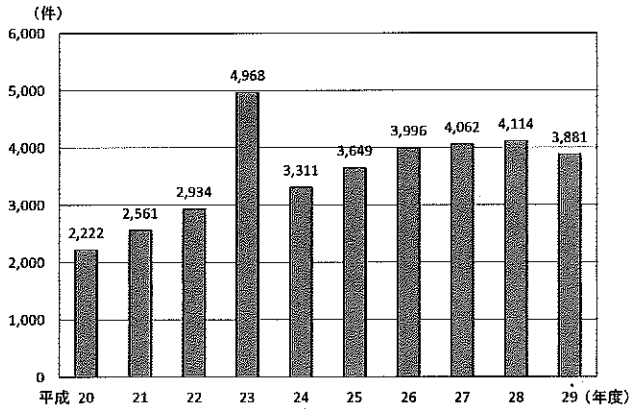

出典：名古屋市作成

❸（**現状**）個人情報を取り扱う市政のさまざまな分野において、ICT※の活用が進んでおり、個人情報保護に対する市民の関心が高まっています。

【課題】本市が保有する個人情報の保護及び管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保する必要があります。

※**ICT**：Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

施策を推進する事業

❶ 積極的な情報発信

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
508 広報の充実	市民が確実に情報を取得できるよう、紙媒体、テレビ・ラジオ、ウェブサイトなどに加え、インターネットを用いた広報を拡充するなど、さまざまな広報媒体による情報発信を実施するとともに、重点的に広報を行う事業を選定するなど、各局区室が市民に伝えるべき情報を適宜適切に発信	広報なごやの発行 新聞などへの広告掲載 広報テレビ・ラジオ番組の制作 インターネット動画の配信 市公式ウェブサイトの運営 報道機関への情報提供	広報なごやの発行 新聞などへの広告掲載 広報テレビ・ラジオ番組の制作 インターネット動画の配信 市公式ウェブサイトの運営 報道機関への情報提供	市長室

❷ 総合的な情報公開の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
509 市民情報センターの運営	本市の情報提供の総合窓口として、市民に情報提供を行うため、市民情報センターを運営し、市政情報にかかる案内及び相談、刊行物等の販売及び閲覧等、行政文書の公開請求及び個人情報の開示請求等の受付などを実施	実施 ▸利用者数 66,829 人	実施	市民経済局
510 情報公開制度の運営	市政について、市民の知る権利を尊重し、市の説明する責務を果たすとともに、市政への市民参加を促進するため、行政文書公開請求の受付を実施するとともに、公開請求によらない積極的な情報提供施策を推進	実施 ▸公開請求件数 3,289 件 ▸行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類 8 種類	実施 ▸行政文書公開請求によらずに提供可能な情報の種類 40 種類	市民経済局

❸ 個人情報保護の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
511 個人情報保護制度の運営	市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与するため、本市が保有する個人情報の適正な取り扱いにつとめるとともに個人情報開示請求等の受付を実施	実施 ▸開示請求件数 711 件	実施	市民経済局

施策４４　地域主体のまちづくりを進めます

施策の柱

❶ 市民活動の活性化

企業やNPO※、大学などと協働し地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを推進するとともに、コミュニティサポーターの派遣など町内会・自治会や学区連絡協議会をはじめとした地域団体による自主的な活動への支援や、活動拠点としてのコミュニティセンターの整備を進めます。また、NPOやボランティア団体などに対し活動場所や情報の提供をはじめとした運営支援を行うほか、これらの団体と行政など多様な主体間の連携を推進します。

❷ 地域のまちづくりへの支援

地域の魅力や住環境を向上させるまちづくりを進めるため、アドバイザーの派遣や助成金の交付、情報提供、人材育成などを通じて、地域の多様な主体による自主的なまちづくり活動を支援します。

❸ 地域福祉の推進

地域共生社会の実現に向けて、支え手と受け手に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち支え合いながら、行政機関と連携して、地域においてさまざまな課題を抱えた世帯を支援できるよう、各分野の相談援助機関が連携し、包括的に支援する体制の構築を検討します。

❹ 区における総合行政の推進

多様化・複雑化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活のさまざまな分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和5（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.3%	40%	60%
地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	26.0%	33%	35%
市内に主たる事務所を有する NPO 法人数	946 団体	1,081 団体	1,270 団体

関連する個別計画

◆市民活動促進基本方針　◆第3期教育振興基本計画　◆都市計画マスタープラン
◆なごやか地域福祉2015　◆区のあり方基本方針

現状と課題

❶（**現状**）地域のコミュニティ機能が低下する一方で、一人ひとりが抱える課題は多様化・複雑化しています。その中で、町内会・自治会や学区連絡協議会などの地域団体がさまざまな地域活動に取り組んでいますが、活動への参加者の減少・固定化や役員のなり手が不足している状況にあります。

また、市内に主たる事務所のあるNPO法人は900を超えており、その活躍の場は広がりを見せています。

◇ **市内に主たる事務所を有するNPO法人数の推移**

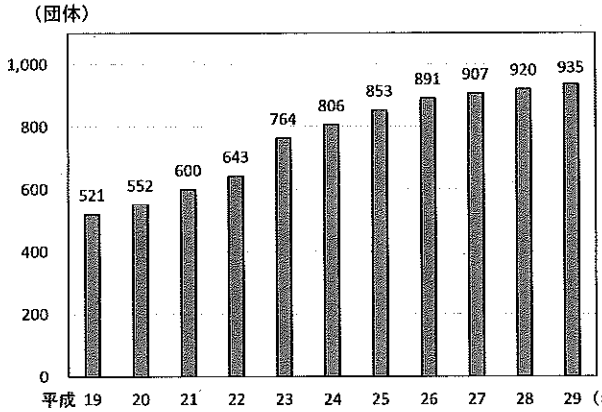

出典：名古屋市作成

【課題】個人では解決困難な問題も地域の課題として捉え、地域全体で考えることで解決への道を広げていくことが必要であり、地域団体による自主的な活動への支援や、市民の地域活動の参加率の向上に向けた新しい取り組みの検討が求められています。

また、地域団体や NPO などによる自主的・自発的な活動を支援するとともに、行政をはじめ多様な主体が連携して課題の解決に取り組む仕組みづくりを進める必要があります。

❷（**現状**）これまでは行政主体で全市的な視点からのまちづくりを進めてきましたが、それに加えて多様な主体による地域ごとの課題や魅力を踏まえたまちづくりの重要性が高まっています。

【課題】地域のまちづくりをより推進するため、多様な主体によるまちづくり活動への支援や、実行力のある人材育成に向けた仕組みづくりが求められています。

❸（**現状**）地域での助け合いや支え合い活動に関わる地域福祉の担い手が不足しています。また、高齢者、障害者、子どもなどの対象者別に提供される既存の公的サービスでは対応できない、多様化・複雑化する生活上の課題によって孤立した世帯が存在しています。

【課題】地域住民がお互いに助け合うための仕組みづくりを進めるとともに、地域住民と行政機関が連携して、地域においてさまざまな生活課題を抱え孤立した世帯を包括的に支援する地域共生社会を実現することが求められています。

❹（**現状**）少子化・高齢化による人口構造の変化や価値観の多様化などにより、求められる公共サービスの範囲が拡大し、行政による画一的なサービスでは対応が困難な状況が生じてきています。

【課題】地域が自ら考え行動するまちづくりを、市民にとって身近な総合行政機関である区役所を中心に総合的に支援する仕組みが必要とされています。

※**NPO**：Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利団体。

施策を推進する事業

❶ 市民活動の活性化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
512 地域コミュニティ活性化の推進	地域コミュニティの活性化をはかるため、地域団体等への参加を促進するほか、コミュニティサポーターの派遣、大学等との連携強化や若い世代の地域活動への参加など地域活動に対する支援を実施	講習会の開催 コミュニティサポーターの派遣　55件	講習会の開催 コミュニティサポーターの派遣 若者を対象とした交流の場の提供 ▸官民協働によるアイデアソン※等の開催 新たな地域コミュニティ活性化事業の検討・実施	市民経済局
513 コミュニティセンターの整備・運営	住民の自主的な地域活動の拠点とするため、コミュニティセンターの整備・改修を順次進めるとともに、地域住民により組織された公共的団体を指定管理者として自主管理・自主運営を実施	実施 237館	条件の整ったところから順次整備・改修	市民経済局
514 市民活動の促進	さまざまな社会的課題の解決への市民参加を促進するとともに、市民活動団体と行政などとの協働を推進するため、市民活動推進センターにおいて、ボランティア・NPOに関する情報提供・相談業務等を実施	実施 ▸講座・イベントの実施 51回	実施 ▸講座・イベントの実施 260回（5か年）	市民経済局
515 NPO法人の設立・運営・認定取得支援	NPO活動への市民参加を促進するため、NPO法人の設立認証を行うほか、法人の設立・運営及び認定取得に関する相談等を実施	実施 ▸市内に主たる事務所を有するNPO法人数 946団体 ▸名古屋市が所管する認定NPO法人数　27団体	実施 ▸市内に主たる事務所を有するNPO法人数 1,081団体 ▸名古屋市が所管する認定NPO法人数　45団体	市民経済局

※**アイデアソン**：一定期間、特定のテーマについてチームごとにアイデアを出し合い、共同作業で問題解決をはかる催し。アイデアとマラソンを合わせた造語。

516 PTA・女性会などとの連携による地域活動の促進	地域活動の活性化を目的として行われる、PTA や女性会などの活動を支援	実施	実施	教育委員会
517 学校開放事業	市立の小・中・高校の施設を、住民の学習・スポーツをはじめ地域コミュニティにおける活動の場として活用するため、学校施設の地域開放を実施	実施 ▸一般開放 小学校　88 校 ▸生涯学習開放事業の実施 小学校　27 校 ▸地域スポーツセンターの運営 中学校　111 校 ▸学習開放の実施 高校　1 校	実施 ▸一般開放 ▸生涯学習開放事業の実施 ▸地域スポーツセンターの運営 ▸学習開放の実施	教育委員会

❷　地域のまちづくりへの支援

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
518 名古屋都市センターの運営	地域主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する調査・研究、情報収集・提供及び人材の育成・交流事業を実施	調査・研究　8 件 セミナー・講演会 20 件 まちづくり活動助成 6 団体 まちづくり講座の実施	調査・研究　8 件 セミナー・講演会 20 件 まちづくり活動助成 8 団体 まちづくり講座の実施	住宅都市局
519 地域まちづくりの推進	地域の考えにより地域の魅力や住環境を向上させる地域まちづくりを推進するため、地域まちづくりに取り組む団体のステップアップや構想作成、構想実践に対して、アドバイザー派遣や助成金交付などの支援を実施	実施 ▸地域まちづくり活動団体登録 24 団体（累計） ▸地域まちづくりマネジメント認定 2 団体（累計） ▸アドバイザー派遣 5 回 ▸助成金交付 5 団体	実施 ▸地域まちづくり活動団体登録 33 団体（累計） ▸地域まちづくりマネジメント認定 4 団体（累計） ▸アドバイザー派遣 20 回 ▸助成金交付 6 団体	住宅都市局

❸ 地域福祉の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
520 包括的な相談支援体制の整備	地域共生社会の実現のため、高齢者、障害者、児童という対象者別の既存の公的サービスでは対応できない複雑、多様化する生活上の課題によって孤立した世帯などに対して、地域住民などと行政が連携して包括的に支援する体制を整備	検討	包括的な相談支援の実施	健康福祉局

❹ 区における総合行政の推進

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
521 区行政の推進	複雑化・多様化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、区役所が自主性・主体性を発揮し、区の特性に応じたまちづくり事業等を実施	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施	区の特性に応じたまちづくり事業等の実施 直接予算・組織要求制度の導入 区将来ビジョンの策定	市民経済局

施策４５　公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用を進めます

施策の柱

❶ 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

公共施設が本来の機能を十分に発揮できる状態を保てるよう、市設建築物のリニューアル改修や、公共土木施設の計画的・効率的な維持管理や改修といった施設の長寿命化に取り組むとともに、市設建築物については、施設の集約化・複合化や民間活力の活用など、適正な保有資産量の実現に向けた取り組みを進めます。あわせてこれらを着実に進めるため、長寿命化に向けた対策内容やその実施時期等をとりまとめるほか、保有資産量の適正化に向けた今後の施設のあり方についても検討するなど、アセットマネジメントの取り組みを推進します。

❷ 保有資産の有効活用

公的利用の見込めない資産の売却、貸付や、ネーミングライツ※の拡大など、保有資産のさらなる有効活用による一層の財源確保につとめます。

成果指標

指　　標	直近の現状値	目標値 令和５（2023）年度	目標値 令和12（2030）年度
公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	22.5%	16%	12%
一般施設※のリニューアル改修の実施施設数（累計）	6 施設	20 施設	60 施設
定期点検で早期措置と診断された道路橋の補修等に着手した割合	22.8%	100%	100%

関連する個別計画

◆アセットマネジメント基本方針　◆アセットマネジメント推進プラン
◆市設建築物再編整備の方針　◆公共施設白書（第2版）　◆公共土木施設維持管理計画

※**ネーミングライツ**：市と法人等との契約により、市が所管する施設等に愛称等を付ける権利を付与する代わりに、法人等から対価を得て、当該施設等の運営費等に充てる手法。
一般施設：市設建築物のうち、学校・市営住宅等を除いた庁舎や市民利用施設等。

現状と課題

❶ **（現状）** 本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和 30 年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれます。

【課題】 今後とも厳しい財政状況が続くことが見込まれ、人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建築物について、保有資産量の適正化を進める必要があります。

◇ 市設建築物の建設年度別の延床面積

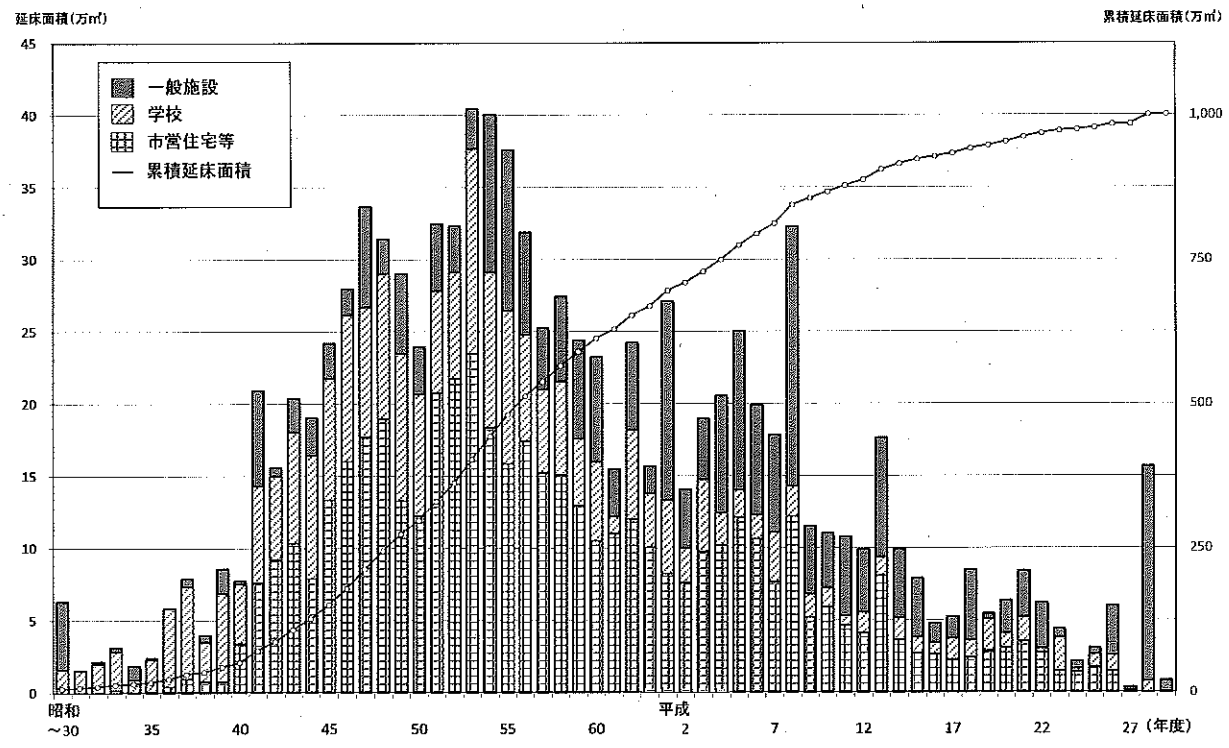

（注）100 ㎡未満の建物を除く。　　出典：名古屋市作成

❷ **（現状）** 利用予定のなくなった土地等の売却、貸付に加え、施設の壁面等を活用した広告のほか、平成 19（2007）年度から導入しているネーミングライツについても、提案を随時受け付ける制度を設けるなど、保有資産の有効活用による財源確保につとめています。

【課題】 今後とも厳しい財政状況が続くことや、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれており、保有資産の有効活用による財源確保を進めていく必要があります。

施策を推進する事業

❶ 施設の長寿命化と保有資産量の適正化

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
522 一般施設のリニューアル改修	庁舎や市民利用施設等の長寿命化による経費の抑制と平準化をはかるため、構造体の耐用年数まで使うことを目標に、建物の機能の向上または回復を主な目的としてリニューアル改修を施設所管局において実施	実施 6施設（累計）	実施 20施設（累計）	財政局 はじめ 関係局
523 個別施設計画の策定	施設の長寿命化と保有資産量の適正化をはかるため、施設所管局において長寿命化に向けた維持管理・更新等に関する対策内容や実施時期等を建物ごとなどにとりまとめるほか、集約化・複合化など、保有資産量の適正化に向けた今後の施設のあり方の検討を実施	検討	個別施設計画の策定 計画に基づく施設の長寿命化と保有資産量の適正化の推進	財政局 はじめ 関係局
524 道路の維持・補修	車道舗装や歩道橋をはじめとする道路附属物等の計画的な維持管理のため、点検及び劣化状況に応じた適切な補修を実施するとともに、ヒートアイランド現象※や騒音などの都市の環境に応じた舗装材の検討を実施	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修	舗装道補修 道路附属物等の点検・補修 都市の環境に応じた舗装材の検討	緑政 土木局
525 道路橋の維持・補修	道路橋の計画的な維持管理及び長寿命化による維持管理経費の抑制と平準化を行うため、定期的な点検による健全度の把握を行うとともに、点検結果に基づき予防保全型の補修を実施	点検 補修・塗装	点検 補修・塗装	緑政 土木局
526 排水路の改良・補修	排水路の計画的な維持管理のため、定期的に管路内部の点検・調査を実施し、損傷状態に応じ機能向上を含め、計画的に改良・補修を実施	改良 49.2㎞（累計） 調査・補修	改良 64.2km（累計） 調査・補修	緑政 土木局
527 ポンプ施設の更新・整備	平成30年7月豪雨のような近年激甚化する豪雨に対応するため、ポンプ設備の状態を把握し、計画的な点検や適切な部品交換など必要な機能整備を実施	更新・整備等 104か所（累計）	更新・整備等 239か所（累計）	緑政 土木局

※ヒートアイランド現象：都心域の地上気温が周辺部に比べて高くなる現象。

528 公園の維持管理	安心・安全で緑豊かな潤いのある都市環境を市民に提供するため、公園の適切な維持管理を実施	実施 ▸公園施設を更新した公園数 469 か所（累計）	実施 ▸公園施設を更新した公園数 869 か所（累計）	緑政 土木局

❷ 保有資産の有効活用

事業名	事業概要	現況	計画目標	所管局
529 保有資産の有効活用	財源確保をはかるため、余剰となった資産の売却、貸付や、ネーミングライツなどの取り組みのほか、新たな社会的ニーズを踏まえた既存施設の有効活用を推進	余剰資産の売却・貸付やネーミングライツ等の実施 新たな財源確保に向けた取り組みの検討	余剰資産の売却・貸付やネーミングライツ等の実施 新たな財源確保に向けた取り組みの推進	財政局 はじめ 関係局
530 公共土木施設の有効活用	地域や市民に愛される魅力あるまちづくりを進めるため、道路や河川、公園などの公共土木施設を市民や企業による地域貢献の場として活用し、地域の活性化を推進	地域貢献の場としての活用	地域貢献の場としての活用	緑政 土木局

索　引　（施策・事業における主なキーワードについて、該当する施策を掲載しています。）

		施策	ページ
あ	相生山緑地	施策 24	273
	あいちトリエンナーレ	施策 37	339
	あいち・なごや強靭化共創センター	施策 17	231
	あおなみ線	施策 25	279
	空家等対策	施策 19	247
	アジア競技大会（第 20 回アジア競技大会）	施策 39	357
	アスベスト対策	施策 23	267
	アセットマネジメント	施策 45	387
い	いきいき支援センター	施策 6	155
	意識のバリアフリー	施策 28	295
	いじめ対策	施策 13	203
	犬猫の迷惑防止・殺処分ゼロ	施策 20	253
	イノベーション	施策 41	367
	違反広告物対策	施策 36	335
	医療的ケア児への支援	施策 12	193
	医療費助成	施策 6	155
		施策 8	167
		施策 11	185
		施策 12	193
	インクルーシブ教育システム	施策 14	209
う	雨水流出抑制	施策 16	223
え	SRT（新たな路面公共交通システム）	施策 25	279
	NPO	施策 44	381
お	大雨対策	施策 16	223
	卸売市場	施策 22	263
か	ガーデンふ頭	施策 35	331
	海外からの誘客促進（インバウンドの促進）	施策 38	349
	介護	施策 7	163
	外国語教育	施策 14	209
	外国人市民	施策 34	325
	介護予防・認知症予防	施策 6	155
	街路樹	施策 24	273
	科学館	施策 38	349
	学生タウンなごや	施策 15	219
	火災予防	施策 18	241
	価値づくり産業	施策 41	367
	学校司書	施策 14	209
	金山地区	施策 33	319
	環境教育	施策 30	303
	観光案内	施策 38	349
	観光プロモーション	施策 38	349
	感染症対策	施策 20	253
	がん対策	施策 3	141
き	企業誘致	施策 41	367

		施策	ページ
	帰宅困難者対策	施策 17	231
	客引き行為等対策	施策 19	247
	キャリア支援	施策 12	193
	救急	施策 18	241
	救急医療	施策 4	145
	緊急輸送道路	施策 16	223
	金シャチ横丁	施策 37	339
	金城ふ頭	施策 35	331
く	区行政	施策 44	381
	グリーンインフラ	施策 24	273
	クリエイティブ産業	施策 41	367
	グローバル・エデュケーション・センター	施策 14	209
	グローバル人材の育成	施策 14	209
け	敬老パス	施策 5	151
	健康増進	施策 3	141
こ	広域交通ネットワーク（高速道路）	施策 33	319
	公園	施策 24	273
		施策 33	319
		施策 45	387
	工業研究所	施策 40	361
	広聴	施策 42	373
	交通安全	施策 19	247
	広報	施策 43	377
	高齢者の社会参加・就業支援	施策 5	151
	国際会議場	施策 38	349
	国際貢献	施策 34	325
	国際交流	施策 34	325
	国際展示場	施策 38	349
	こころの健康づくり	施策 3	141
	個人情報保護	施策 43	377
	コスプレホストタウン	施策 38	349
	子ども会	施策 12	193
	子ども適応相談センター	施策 13	203
	子どもの権利保障	施策 12	193
	ごみ・資源	施策 32	315
	ごみ屋敷対策	施策 19	247
	コミュニティサイクル	施策 27	291
さ	災害拠点病院	施策 17	231
	再生可能エネルギー	施策 31	309
	栄地区	施策 33	319
	里親	施策 12	193
	３Ｒ	施策 32	315
	産業交流	施策 41	367
	産業人材の育成・確保	施策 40	361
し	市営住宅	施策 29	299
	市街地再開発事業	施策 26	285
	事業継続計画	施策 17	231

	施策	ページ
事業承継	施策 40	361
自殺対策	施策 3	141
自主防災組織	施策 17	231
施設の長寿命化	施策 45	387
指定避難所	施策 17	231
自転車	施策 19	247
	施策 25	279
	施策 27	291
自動運転	施策 25	279
児童虐待防止	施策 13	203
児童相談所	施策 13	203
児童養護施設・児童福祉施設	施策 12	193
市バス	施策 25	279
	施策 38	349
シビックプライド	施策 37	339
姉妹友好都市	施策 34	325
市民活動	施策 44	381
住宅宿泊事業	施策 20	253
重度障害児者への支援	施策 8	167
集約連携型まちづくり	施策 25	279
就労支援	施策 5	151
	施策 8	167
	施策 9	175
	施策 12	193
	施策 15	219
受動喫煙対策	施策 3	141
循環型都市	施策 32	315
省エネルギー	施策 31	309
生涯学習	施策 10	179
障害者の就労の促進	施策 8	167
障害者の地域生活支援	施策 8	167
商店街	施策 40	361
消費生活	施策 22	263
消防・救助	施策 18	241
情報公開	施策 43	377
消防団	施策 17	231
	施策 18	241
情報発信	施策 43	377
食育	施策 3	141
食の安全・安心	施策 22	263
女性会	施策 44	381
女性の活躍	施策 2	137
市立高等学校	施策 14	209
市立大学	施策 10	179
	施策 12	193
	施策 15	219
	施策 34	325

		施策	ページ
	（市立大学）・・・・・・	施策 40	361
	市立大学病院・・・・・・	施策 4	145
		施策 6	155
	市立病院・・・・・・	施策 4	145
	人権啓発・人権教育・・・・・・	施策 1	133
す	水質汚濁対策・・・・・・	施策 23	267
	水上交通・・・・・・	施策 35	331
	水素エネルギー・・・・・・	施策 31	309
	水道水・・・・・・	施策 21	259
	スポーツ・・・・・・	施策 10	179
		施策 39	357
	スポーツツーリズム・・・・・・	施策 39	357
	住まい・・・・・・	施策 29	299
せ	生活困窮者に対する支援・・・・・・	施策 9	175
	生活保護受給者に対する支援・・・・・・	施策 9	175
	青少年の健全育成・・・・・・	施策 12	193
	成長産業・・・・・・	施策 41	367
	性的少数者・・・・・・	施策 2	137
	性犯罪・性暴力・・・・・・	施策 2	137
		施策 19	247
	生物多様性・・・・・・	施策 24	273
	セクシュアル・ハラスメント・・・・・・	施策 2	137
そ	創業等支援・・・・・・	施策 41	367
	総合体育館・・・・・・	施策 39	357
た	ダイオキシン対策・・・・・・	施策 23	267
	大気汚染対策・・・・・・	施策 23	267
	待機児童対策（保育所等利用待機児童対策）・・・・・・	施策 11	185
	耐震化（都市基盤）・・・・・・	施策 16	223
	耐震化（民間住宅）・・・・・・	施策 17	231
	多言語化・・・・・・	施策 34	325
		施策 38	349
	多文化共生・・・・・・	施策 34	325
	男女平等参画・・・・・・	施策 2	137
ち	地域共生社会・・・・・・	施策 44	381
	地域コミュニティ・・・・・・	施策 44	381
	地域福祉・・・・・・	施策 44	381
	地域包括ケアシステム・・・・・・	施策 6	155
	地域防災力の向上・・・・・・	施策 17	231
	地域まちづくり・・・・・・	施策 44	381
	地域冷暖房・・・・・・	施策 31	309
	地下鉄・・・・・・	施策 16	223
		施策 25	279
		施策 28	295
		施策 38	349
	地球温暖化対策・・・・・・	施策 31	309
	地区防災カルテ・・・・・・	施策 17	231
	中小企業・・・・・・	施策 40	361

		施策	ページ
	（中小企業）	施策 41	367
	中部国際空港	施策 33	319
て	低炭素都市	施策 31	309
	電線類の地中化	施策 16	223
と	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン	施策 39	357
	特別支援学校・学級	施策 12	193
	都市計画（土地利用、都市計画道路）	施策 26	285
	都市景観	施策 36	335
	土壌汚染対策	施策 23	267
	図書館	施策 10	179
	都心のまちづくり（名古屋駅周辺・栄・金山地区）	施策 33	319
	土地区画整理事業	施策 26	285
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	施策 2	137
	トワイライトスクール・ルーム	施策 12	193
な	ナイトタイムエコノミー	施策 38	349
	中川運河	施策 35	331
	名古屋駅のスーパーターミナル化	施策 33	319
	なごや環境大学	施策 30	303
	名古屋港	施策 16	223
		施策 33	319
		施策 35	331
	なごや子ども応援委員会	施策 12	193
	名古屋城	施策 36	335
		施策 37	339
	名古屋フィルハーモニー交響楽団	施策 37	339
	名古屋まつり	施策 37	339
に	妊娠、出産、子育ての支援	施策 11	185
	認知症	施策 4	145
		施策 6	155
ね	ネーミングライツ	施策 45	387
の	農・農業	施策 24	273
は	パートナー都市	施策 34	325
	廃棄物処理	施策 32	315
	博物館	施策 37	339
	ハザードマップ	施策 17	231
	HACCP（ハサップ）	施策 22	263
	発達障害	施策 4	145
		施策 8	167
		施策 12	193
	バリアフリー	施策 28	295
	犯罪被害者等への支援	施策 19	247
ひ	PTA	施策 44	381
	ヒートアイランド対策	施策 24	273
		施策 31	309
		施策 45	387
	東山動植物園	施策 38	349
	被災地支援	施策 17	231

		施策	ページ
	久屋大通公園	施策 33	319
	美術館	施策 37	339
	ひとり親家庭の自立支援	施策 12	193
ふ	不育・不妊症	施策 11	185
	部活動	施策 14	209
	藤前干潟	施策 24	273
	不登校対策	施策 13	203
	ブロック塀対策	施策 17	231
	文化芸術	施策 37	339
	文化財活用・保護	施策 37	339
	文化のみち	施策 37	339
	分別・リサイクル	施策 32	315
へ	平和に関する啓発	施策 1	133
ほ	保育サービス	施策 11	185
	防災情報	施策 17	231
	防犯	施策 19	247
	ホームレスの自立支援	施策 9	175
	保有資産の有効活用	施策 45	387
	保有資産量の適正化	施策 45	387
	堀川	施策 16	223
		施策 35	331
ま	MICE（マイス）	施策 38	349
	窓口サービス	施策 42	373
み	水循環	施策 24	273
	瑞穂公園	施策 39	357
	みちまちづくり	施策 25	279
	緑の保全・創出	施策 24	273
め	メーグル（なごや観光ルートバス）	施策 38	349
や	八事斎場	施策 20	253
ゆ	ゆとりーとライン	施策 25	279
よ	幼児教育	施策 11	185
	予防接種	施策 3	141
ら	ラグジュアリーホテル	施策 38	349
り	リカレント教育	施策 10	179
	理数教育	施策 14	209
	立体交差化	施策 26	285
	リデュース・リユース	施策 32	315
	リニア中央新幹線	施策 33	319
	リニモ	施策 25	279
	留学生	施策 34	325
る	留守家庭児童健全育成事業	施策 12	193
れ	歴史観光	施策 38	349
	歴史的建造物	施策 37	339
	歴史の里しだみ古墳群	施策 37	339
ろ	老人クラブ	施策 5	151
わ	ワーク・ライフ・バランス	施策 9	175